白川静著作集

別巻　金文通釈 7

平凡社

金文通釋

7

金文通釋卷七　目次

財團法人
白鶴美術館發行

白川静

饕餮夔龍文罍

金文通釋 五三

白鶴美術館誌

第五三輯

兩周青銅器銘釋文（一）

凡例

○釋文はなるべく原銘の字形により、訓讀は常體の字に改めた。
○難訓の字にはルビをつけた。字書にないものには一應想定音を加えた。
○器番號下の器名は標目器、ａｂは關聯器、＊は補記篇において加えたものである。
○新出の資料などによつて、舊讀を改めたところがある。

卷一上

一、大豐毀　乙亥、王又大豐、王凡三方、王祀于天室、降、天亡又王、衣祀于王、不顯考文王、事喜上帝、文王臨才上、不顯王乍省、不緣王乍賡、不克王衣、王祀、丁丑、王卿、大宜、王降、亡助□□□、隹朕又慶、每揚王休于障　八行七七字〔豐東方陽降冬王王王上省賡卿陽降冬□慶陽、東陽・冬陽合韻〕

乙亥、王に大豐有り。王、三方に般す。王、天室に祀りて、降る。天亡、王を右けて、王に衣祀す。丕顯なる考文王、上帝に事饎す。文王臨みて上に在り。丕顯なる王、省することを作し、丕緣なる王、賡ぐことを作し、丕兢なる王、衣す。王祀る。丁丑、王、饗し、大いに宜す。王、降る。亡、□□□を嘉せらる。隹朕に慶有り。敏しみて王の休に障に揚ふ。

＊中爯毁　中爯乍又寶彝、用卿王逆造二行一二字
＊逕陽高家堡早周墓象文諸器、提梁卣　□乍父
戊𨺅彝　戈形圖象
二、大保卣　大保鑄
a大保方鼎　大保鑄
b成王方鼎　成王𨺅
三、大保毁　王伐彔子耶、𠭯厥反、王降征令于
大保、大保克苟、亡遣、王造大保、易休余土、用
兹彝對令四行三四字
a天子耶觚　天子耶乍父丁彝二行七字
＊羌鼎　（君）令羌、死嗣車官、羌對揚君令于
彝、用乍文考寧叔鬺彝、永余寶五行二五字
四、朿觶　公賞朿、用乍父辛于彝三行九字
五、旅鼎　隹公大僳、來伐反尸年、才十又一月、
庚申、公才盩𠂤、公易旅貝十朋、旅用乍父𨺅彝
⺌六行三三字
六、叔隋器　隹王𠦪于宗周、王姜史叔、事于大
僳、賞叔鬱鬯・白金・□牛、叔對大僳休、用乍寶

仲爯、又（厥の）寶彝を作る。用て王の逆造に饗せむ。
□、父戊の𨺅彝を作る。　戈形圖象
大保鑄る。
大保鑄る。
成王の𨺅。
王、彔子聖を伐つ。厥の反するに𠭯んで、王、征命を大保に降
す。大保、克く敬しみて、譴亡し。王、大保に造りて、余の土
を賜休す。茲の彝を用て命に對ふ。
天子聖、父丁の彝を作る。
君、羌に命じて、車の官を死嗣せしむ。羌、君の命に彝に對揚
し、用て文考寧叔の鬺彝を作る。永く余寶とせむ。
公、朿に賞す。用て父辛の于彝を作る。
隹公大保、來りて反夷を伐ちたまへる年、十又一月に在り。庚
申、公、盩の師に在り。公、旅に貝十朋を賜ふ。旅、用て父の
𨺅彝を作る。　⺌
隹王、宗周に𠦪す。王姜、叔をして大保に使せしむ。叔に鬱鬯
・白金・□牛を賞せらる。叔、大保の休に對へて、用て寶𨺅彝

𨺅彝五行三二字〔周叔保幽牛之休幽、幽之合韻〕
＊叔鼎　叔乍寶𨺅彝二行五字
七、榒殘器　大僳易厥臣榒金、用乍父丁𨺅彝二
行一三字
八、御正良爵　隹四月既望丁亥、今大僳賞御正
良貝、用乍父辛𨺅彝　⺌　腹旁柱旁六行二二字、文右行
九、小臣單觶　王後𠬝克商、才成𠂤、周公易小
臣單貝十朋、用乍寶𨺅彝四行二二字
一〇、禽毁　王伐䔿侯、周公某、禽祝、禽又敐
祝、王易金百寽、禽用乍寶彝四行二三字〔謀之祝祝
幽、之幽合韻〕
a禽鼎　右と同文。四行二三字
b大祝禽方鼎　大祝禽鼎二行四字
c魯侯鴞尊　魯侯乍姜亨彝亞字形中、二行六字
d魯侯壺　魯侯乍尹叔姬壺二行七字
e魯侯鬲　魯侯乍姬番鬲一行六字
f周師旦鼎　隹元年八月丁亥、師旦受命、乍周
王大始寶𨺅彝、敢拜頶首、用旂眉壽無彊、子〻

を作る。
叔、寶𨺅彝を作る。
大保、厥の臣榒に金を賜ふ。用て父丁の𨺅彝を作る。
隹四月既望丁亥、今大保、御正良に貝を賞せらる。用て父辛の
𨺅彝を作る。　⺌
王の後𠬝、商に克ちて、成の師に在り。周公、小臣單に貝十朋
を賜ふ。用て寶𨺅彝を作る。
王、䔿侯を伐つ。周公謀り、禽、祝る。禽に敐き祝有り。王、
金百寽を賜ふ。禽用て寶彝を作る。
大祝禽の鼎。
魯侯、姜の亨彝を作る。
魯侯、尹叔姬の壺を作る。
魯侯、姬番の鬲を作る。
隹元年八月丁亥、師旦命を受けて、周王大姒の寶𨺅彝を作る。
敢て拜して稽首し、用て眉壽無彊ならむことを祈る。子〻孫〻、

孫ゝ、其萬億年、永寶用享七行三九字、僞
*g 𡍴方鼎　隹周公于征伐東尸・豐白・尃古、咸𢦏、公歸𩛥于周廟、戊辰、酓秦酓、公賞𡍴貝百朋、用乍𬯀鼎五行三五字、僞
h 𡍴鬲　𡍴肈家鑄乍𩰫、其永子孫寶三行一二字
一一、征盤　征乍周公𬯀彝二行六字
一二、魯侯爵　魯侯乍爵、用𬯀𦉜鬯𦎫盟二段、各二行一〇字
一三、明公𣪘　唯王令明公、遣三族、伐東或、才𠭯、魯侯又𡆥工、用乍𩰫彝四行二二字
一四、康侯𣪘　王朿伐商邑、征令康侯、啚于衞、𣶃𤔲土𨒅眔啚、乍厥考𬯀彝　䀠　四行二四字
a 康侯諸器九器　康侯
*b 康侯鼎二器　康侯丯乍寶𬯀二行六字
c 𣶃伯𨒅卣　䀠𣶃白𨒅乍厥考寶𩰫𬯀彝二行一〇字
d 𣶃伯諸器　𩰫卣同文　鼎「䀠𣶃𨒅乍寶𬯀彝」三器
爵「䀠𣶃」*盤「𨒅乍厥考寶𬯀彝」二行八字
*𨒅𣪘　（𨒅）乍康公寶𬯀彝二行七字

其れ萬億年まで、永く寶として用て享せよ。

隹れ周公于に東夷・豐伯・尃古を征伐し、咸く𢦏つ。公、歸りて周廟に𩛥る。戊辰、秦酓を酓す。公、𡍴に貝百朋を賞す。用て𬯀鼎を作る。

𡍴、家を肈ぎて𩰫鬲を鑄作す。其れ永く子孫寶とせよ。

征、周公の𬯀彝を作る。

魯侯、爵を作る。用て𦉜鬯・𦎫盟に𬯀す。

唯れ王、明公に命じ、三族を遣はして、東國を伐たしむ。𠭯に在り。魯侯に𡆥工有り。用て旅彝を作る。

王、商邑を朿伐す。命を康侯に征だし、衞に鄙つくらしむ。𣶃の𤔲土𨒅、眔に鄙つくる。厥の考の𬯀彝を作る。䀠

康侯丯、寶𬯀を作る。

䀠 𣶃伯𨒅、厥の考の寶旅𬯀彝を作る。

𨒅、康公の寶𬯀彝を作る。

*𨒅盉　䀠　𨒅乍厥考寶𬯀彝二行八字
e 𨑐伯鼎　王令𨑐白、啚于之、爲宮、𨑐白乍寶𬯀彝三行一五字
一五、作册𣅊鼎　康侯才𣏌𠂤、昜乍册𣅊貝、用乍寶彝三行一四字
一六、保卣　乙卯、王令保、及殷東或、五侯征兄六品、蔑曆于保、昜賓、用乍文父癸宗寶𬯀彝、遘于四方迨王大祀祓于周、才二月既望七行四六字
〔保𠕋或之保𢆶、𢆶之合韻〕
*保尊　同文八行四六字
a 子征尊　𠀠　子征　父辛
b 征角　丁未、𡚬賞征貝、用乍父辛彝　亞𠀠
三行一二字
c 征鼎（我鼎）　隹十月又一月丁亥、我乍禦□且乙匕乙・且己匕癸、征礿𠬪、二女咸與、遣祼二□・貝五朋、用乍父己寶𬯀彝　亞形中若圖象𧹞銘、
六行四二字
一七、趞卣　隹十又三月辛卯、王才㡿、昜趞𢿐、

䀠 𨒅、厥の考の寶𬯀彝を作る。

王、𨑐伯に命じて、之に鄙つくらしめ、宮を爲らしむ。𨑐伯、寶𬯀彝を作る。

康侯、𣏌の師に在り。作册𣅊に貝を賜ふ。用て寶彝を作る。

乙卯、王、保に命じて、殷の東國に及ばしむ。五侯征、六品を覡り、保に蔑曆せられ、賓を賜ふ。用て文父癸宗の寶𬯀彝を作る。四方、王の大いに周に祀祓するに迨まるに遘ふ。二月既望に在り。

丁未、𡚬、征に貝を賞せらる。用て父辛の彝を作る。　亞𠀠

隹れ十月又一月丁亥、我、祖乙の妣乙・祖己の妣癸に禦□することを作す。征、礿りて𠬪す。二女咸く與かる。祼二□・貝五朋を遣る。用て父己の寶𬯀彝を作る。　亞若

隹れ十又三月辛卯、王、㡿に在り。趞に𢿐を賜ふ。趞と曰ふ。貝

曰趞、易貝五朋、趞對王休、用乍姞寶彝四行二八字
a趞尊　同文四行二八字
b趞妊尊　趞妊一行二字
c䡴鼎　王令趞、𢦏東反尸、䡴肇從趞征、攻開無啻、省咼尸、身孚戈、用乍寶隮彝、子〻孫〻、其永寶五行三三字
d䡴諸器　卣・尊「䡴乍寶隮彝」一行五字　甗「䡴乍䵼甗」　觥「䡴乍父丁寶彝」
*䡴鼎二　唯七月初吉甲戌、䡴乍朕文考胤白隮鼎、䡴其萬年、子〻孫〻、永寶用五行二七字
一八、䵻刧尊　王征□、易䵻刧貝朋、用乍朕蒿且缶隮彝三行一六字　卣同文
一九、㝬鼎　隹王伐東尸、溓公令㝬眔史旗曰、目師厥(氏)眔有嗣後或、𢦏伐腺、㝬孚貝、㝬用乍饔公寶隮鼎四行三五字
二〇、員卣　員從史旗伐會、員先內邑、員孚金、用乍旅彝三行一七字
二一、員鼎　唯征月既望癸酉、王、獸于昏歒、

五朋を賜ふ。趞、王の休に對へて、用て姞の寶彝を作る。

王、趞に命じて、東の反夷を𢦏たしむ。䡴、肇めて趞の征に從ひ、攻開して嫡るもの無し。夷に省りて、身ら戈を俘れり。用て寶隮彝を作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

唯七月初吉甲戌、䡴、朕が文考胤伯の隮鼎を作る。䡴其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

王、征でて□す。䵻刧に貝朋を賜ふ。用て朕が高祖の寶隮彝を作る。

隹王、東夷を伐つ。溓公、㝬と史旗とに命じて曰く、師氏と有嗣後國とを以ゐて、腺を𢦏伐せよと。㝬、貝を俘れり。㝬用て饔公の寶隮鼎を作る。

員、史旗に從ひて會を伐つ。員、先んじて邑に內る。員、金を俘れり。用て旅彝を作る。

唯正月既望癸酉、王、昏歒に狩す。王、員に命じて犬を執らし

王令員執犬、休善、用乍父甲䵼彝　[illegible]四行二六字
a員尊　「員乍䵼」第一器　「員乍厥皇考寶隮彝」第二器　「員乍父壬寶隮彝、子〻孫、其永寶　冄」第三・四器、二行一四字
b員諸器　壺「員乍旅壺」　觶一・二「員乍旅彝」　盉「員乍盉」　卣「員乍夾」
c員父尊　員父乍寶隮彝二行六字
二二、作册睘卣　隹十又九年、王才庍、王姜令乍册睘、安尸白、尸白賓睘貝布、揚王姜休、用乍文考癸寶隮器四行三五字
a作册睘尊　才庍、君令余乍册睘、安尸白、尸白賓用貝布、用乍朕文考日癸䵼寶　[illegible]四行二七字
b睘殷　睘乍寶殷、其永寶用二行八字
二三、泉伯卣　隹王八月、泉白易貝于姜、用乍父乙寶隮彝三行一七字
a公史殷　公史㝵事又泉、用乍父乙寶隮彝　冄
(複合圖象)三行一四字
b不壽殷　隹九月初吉戊戌、王才大宮、王姜易

むるに、休善とせらる。用て父甲の䵼彝を作る。　[illegible]

隹十又九年、王、庍に在り。王姜、作册睘に命じて、夷伯を安んぜしむ。夷伯、睘に貝布を賓れり。王姜の休に揚へ、用て文考癸の寶隮器を作る。

a庍に在り。君、余作册睘に命じて、夷伯を安んぜしむ。夷伯、賓るに貝布を用てす。用て朕が文考日癸の旅寶を作る。　[illegible]

睘、寶殷を作る。其れ永く寶用せよ。

隹王の八月、泉伯、貝を姜より賜ふ。用て父乙の寶隮彝を作る。

公、㝵をして使して泉を右けしむ。用て父乙の寶隮彝を作る。
冄　(複合圖象)

隹九月初吉戊戌、王、大宮に在り。王姜、不壽に□裘を賜ふ。

不壽□褒、對䁈王休、用乍寶四行二四字 〔宮褒休寶幽〕

二四、令毀　隹王于伐楚白、才炎、隹九月既死霸丁丑、乍册矢令、隮宜于王姜、姜商令貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹白丁父、兄于戍ゝ冀嗣三令敢䁈皇王宣、丁公文報、用韻後人享、隹丁公報令用奉展于皇王、令敢展皇王宣、用乍丁公寶毀、用隮史于皇宗、用卿王逆䢔、用廏寮人、婦子後人、永寶　鳥形册圖象　二行一一字 〔宣報報宣毀䢔寶幽〕

二五、令彝　隹八月、辰才甲申、王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮、丁亥、令矢告𢀛周公宮、公令、𢓊同卿事寮、隹十月ゝ吉癸未、明公朝至𢀛成周、𢓊令、舍三事令、眔卿事寮、眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方令、既咸令甲申、明公用牲𢀛京宮、乙酉、用牲𢀛康宮、咸既、用牲𢀛王、明公歸自王

王の休に對揚して、用て寶を作る。

隹王、于に楚伯を伐ちて炎に在り。隹九月既死霸丁丑、作册矢令、王姜に隮宜す。姜、令に貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹伯丁父の戍に貺れる戍の冀嗣三を賞す。

令、敢て皇王の宣たる、丁公の文報に揚ふ。用て後人に詣るまで享して、隹丁公に報せよ。

令、用て皇王に奉展せらる。令、敢て皇王の宣に展へて、用て丁公の寶毀を作る。用て皇宗に隮史し、用て王の逆造に饗し、用て寮人に廏せむ。婦子後人、永く寶とせよ。　鳥形册圖象

隹八月、辰は甲申に在り。王、周公の子明保に命じて、三事四方を尹し、卿事寮を受けしむ。丁亥、矢に命じて周公の宮に告げしむ。公、命じて、𢓊きて卿事寮を同めしむ。

隹十月、月の吉初吉癸未、明公、朝に成周に至り、命を𢓊し、三事の命を舍く。卿事寮と諸尹と里君と百工と諸侯、侯・甸・男に、四方の命を舍く。既りて咸く命ず。

甲申、明公、牲を京宮に用ふ。乙酉、牲を康宮に用ふ。咸く既る。牲を王に用ふ。明公、王より歸る。

明公易亢師鬯・金・牛、曰、用禘、易令鬯・金・牛、曰、用禘、迺令曰、今我唯令女二人、亢眔矢、奭左右𢀛乃寮、㠯乃友事、乍册令、敢䁈明公尹厥宣、用乍父丁寶隮彝、敢追明公賞𢀛父丁、用光父丁　鳥形册圖象一四行一八七字 〔令令令令貞　宮宮幽　王王陽　牛牛事之宣幽、之幽合韻　丁丁耕〕

a 令尊　同文一〇行一八七字

b 亢毀　亞字形中高圖象　亢乍父癸隮彝二行七字

二六、作册䰧卣　隹明僳、殷成周年、公易乍册䰧鬯貝、䰧䁈公休、用乍父乙寶隮彝　兩册舟形圖象四行二六字

a 䰧諸器　盤「䰧厥乍寶隮彝」一行六字

盉「白䰧乍母妃旅盉」二行七字

*小臣傳卣　隹五月既望甲子、王〔才𦬁〕京、令師田父、殷成周〔年〕、師田父令小臣傳非余、傳□□朕考□、師田父令余□□□官、白劏父賞小臣傳□□、䁈白休、用乍朕考日甲寶□六行約六三字

明公、亢師に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禘れと。令に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禘れと。迺ち命じて曰く、今、我唯女二人、亢と矢とに命ず。奭めて乃の寮と乃の友事とを左右けよと。作册令、敢て明公尹の宣に揚へ、用て父丁の寶隮彝を作る。敢て明公の賞を父丁に追ぼし、用て父丁を光かしむ。　鳥形册圖象

隹明保、成周に殷するの年、公、作册䰧に鬯・貝を賜ふ。䰧、公の休に揚へて、用て父乙の寶隮彝を作る。　兩册舟形圖象

䰧厥(氏)、寶隮彝を作る。

伯䰧、母妃の旅盉を作る。

隹五月既望甲子、王、𦬁京に在り、師田父に命じて、成周に殷せしむるの年、師田父、小臣傳に非余を令ふ。傳、朕考の□に□□す。師田父、余に命じて□□の官に□せしむ。伯劏父、小臣傳に□□を賞す。伯の休に揚へて、用て朕が考日甲の寶□を作る。

二七、噉士卿尊　丁巳、王才新邑、初饋、王易噉士卿貝朋、用乍父戊隮彝　子某圖象四行二三字

二八、臣卿鼎　公違省自東、才新邑、臣卿易金、用乍父乙寶彝三行一八字

a臣卿毀　同文二行一八字

b卿諸器　卣「卿乍厥考寶隮彝」器二「卿乍厥考隮彝」盉二　毀(卣二と字迹同じ)　觚「卿乍父乙寶隮彝」二行七字　＊尊(卣の器銘と同じ)

二九、獻侯鼎　唯成王大𠦪、才宗周、商獻侯𪘲貝、用乍丁侯隮彝　[illegible]

a勅𣪘鼎　勅𣪘乍丁侯隮彝　[illegible]　二行八字

三〇、臣辰卣　隹王大龠于宗周、𢓊饔莽京年、才五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、𣪘于成周、𧴪百生豚、眔賞卣鬯貝、用乍父癸寶隮彝　臣辰册𠤕　八行五〇字

a臣辰諸器　尊・卣・盉　前器と同文　b臣辰父癸諸器　盉・鼎・毀三器　「臣辰册𠤕　父癸」　c臣辰父乙諸器　鼎四器・爵四器・卣二器・毀二器・爵二器・觶・尊・彝「臣辰𠤕　父乙」　d父乙𠤕諸器　鼎・毀三器・爵二器・觶・尊・彝「父乙　𠤕」

丁巳、王、新邑に在り。初めて饋す。王、噉士卿に貝朋を賜ふ。用て父戊の隮彝を作る。　子某圖象

公、違りて東より省し、新邑に在り。臣卿、金を賜ふ。用て父乙の寶彝を作る。

卿、厥の考の寶隮彝を作る。

唯成王、大いに𠦪して、宗周に在り。獻侯𪘲に貝を賞す。用て丁侯の隮彝を作る。[illegible]

勅𣪘、丁侯の隮彝を作る。[illegible]

隹王、大いに宗周に龠し、𢓊きて莽京に饔したまへる年、五月に在り、既望辛酉、王、士上と史寅とに命じて、成周に𣪘せしむ。百姓に豚を𧴪られ、眔び卣・鬯・貝を賞せらる。用て父癸の寶隮彝を作る。臣辰册𠤕

e父辛𠤕諸器　鼎二器「父辛　册𠤕」　甗二器「乃子乍父辛寶隮彝　册𠤕」　尊「小臣𠤕辰父辛」　f臣辰𠤕諸器　壺・毀・盤・盉「臣辰册𠤕」爵三器「册𠤕」

三一、厚趠方鼎　隹王來各于成周年、厚趠又償于溓公、趠用乍厥文考父辛寶隮齋、其子〻孫、永寶　[illegible]　五行三三字

a[illegible]標識諸器　甗「且己」　鬲「且辛父甲」　鼎「父己」　甗「父乙」

三二、𤔲鼎　王初□□于成周、溓公蔑𤔲曆、易□□□□、𤔲覭公休、用乍父辛隮彝　[illegible]　五行約二八字

a[illegible]標識諸器　虘父丁觶「虘乍父丁　[illegible]」　遯方鼎文二八字、略　咎卣文二四字、略

三三、史獸鼎　尹令史獸、立工于成周、十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工、尹賞史獸𠭯、易

乃子、父辛の寶隮彝を作る。　册𠤕

隹王、成周に來格するの年、厚趠、償を溓公より侑らる。趠、用て厥の文考父辛の寶隮齋を作る。其れ子〻孫、永く寶とせよ。

[illegible]

王、初めて成周に□□す。溓公、𤔲の曆を蔑し、□□□□を賜ふ。𤔲、公の休に揚へて、用て父辛の隮彝を作る。　[illegible]

尹、史獸に命じて、工を成周に立てしむ。十又一月癸未、史獸、工を尹に獻ず。咸く工を獻ず。尹、史獸の𠭯（勳）を賞し、豕

豕鼎一・爵一、對䚄皇尹不顯休、用乍父庚永寶障彝八行五〇字

＊獸諸器　爵二器「獸乍父戊寶彝」

鼎　□獸乍朕考寶障鼎、獸其萬年永寶用、朝夕卿厥多倗友四行二二字

三四、睘尊　隹公䠬于宗周、睘從、公帀既、洛于官、商睘貝、用乍父乙寶障彝四行二四字

a濬縣諸器　鼎「束　父辛」　甗「㝵」　自豕卣「自豕乍䵼彝　□」　爵「父癸」

三五、盂爵　隹王初𡙔于成周、王令盂、寧𡙕白、賓貝、用乍父寶障彝四行二〇字

a盂卣　兮公宧盂鬯・束・貝十朋、盂對䚄公休、用乍父丁寶障彝　□　四行二二字、器文　乍旅𠙵蓋文

鼎一・爵一を賜ふ。皇尹の丕顯なる休に對揚して、用て父庚の永寶障彝を作る。

□獸、朕が考の寶障鼎を作る。獸其れ萬年まで永く寶用し、朝夕に厥の多朋友に饗せむ。

隹公、宗周に䠬す。睘從ふ。公、帀既（祝禱）し、官館に落す。睘に貝を賞せらる。用て父乙の寶障彝を作る。

隹王、初めて成周に𡙔す。王、盂に命じ、鄧伯を寧んぜしむ。貝を賓らる。用て父の寶障彝を作る。

兮公、盂に鬯・束・貝十朋を宧（休）ふ。盂、公の休に對揚して、用て父丁の寶障彝を作る。器文　旅𠙵を作る。蓋文

巻一下

三六、北子方鼎　北子乍母癸寶障彝二行八字

a北子諸器　觶「北子華乍䵼彝」　尊「北子乍彝」　盤「北子宋乍文父乙寶障彝」二行一〇字

b北伯諸器　鼎「北白乍障」　鬲「北白乍彝」　卣・尊二器「北白𢼸乍寶障彝」二行七字

c庸器　鼎「𩫏乍寶鼎」二行四字

d衛諸器　卣・尊「衛乍季衛父寶障彝」　卣「衛父乍寶障彝」　伯衛父盉「白衛父乍嬴𩰫彝、孫ゝ子ゝ、邁年永寶」二行一五字

e衛鼎　衛肇乍厥文考己中寶𩰫鼎、用𡙔壽、匄永福、乃用卿王出入事人眔多倗友、子孫永寶六行三三字〔壽幽福友之寶幽、幽之合韻〕

＊衛姒諸器　毀「衛姛乍鬳□毀」　又「衛姒乍寶障毀、子ゝ孫ゝ、其萬年、永寶用」二行一六字

f賢毀　唯九月初吉庚午、公叔初見于衛、賢從、

北子、母癸の寶障彝を作る。

北子華、旅彝を作る。

北伯𢼸（攻）、寶障彝を作る。

伯衛父、嬴の𩰫彝を作る。孫ゝ子ゝ、萬年まで永く寶とせよ。

衛、肇めて厥の文考己仲の寶𩰫鼎を作る。用て壽を𡙔り、永福を匄め、乃ち用て王の出入使人と多朋友とに饗せむ。子孫永く寶とせよ。

衛姒、寶障毀を作る。子ゝ孫ゝ、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

唯九月初吉庚午、公叔、初めて衛に見ゆ。賢從ふ。公、事を命

公命事、晦賢百晦□、用乍寶彝四器、四行二七字
*岐山賀家村諸器　衞段「衞乍父庚寶障彝」
羊庚茲鼎　羊庚茲、乍其文考叔寶障彝
㚘有嗣鼎　㚘有嗣□乍齋鼎、□賸嬴龍女
伯車父鼎　白車父乍旅盨、其萬年、永寶用
三七、觓伯卣　觓白乍寶障彝二行六字
a 觓伯諸器　彝・尊右と同文
b 㝬卣　ヽ㝬乍父辛障彝　觓亞字形中　二行七字
c 䢅卣　觓亞字形中　䢅入□丂母子、用乍又母辛障彝三行一四字
d 曆鼎　觓亞字形中　曆乍且己彝
e 小臣觓犧尊　丁巳、王省夔且、王易小臣觓夔貝、隹王來正尸方、隹王十祀又五肜日四行二七字
三八、匽侯旨鼎　匽侯旨、初見事丂宗周、王賞旨貝廿朋、用乍姒寶障彝四行二一字
a 匽侯諸器　鼎第二器「匽侯旨乍父辛障」二行七字　盂第一器「匽侯乍餴盂」　盂第二・三器「匽侯乍旅盂」

じ、賢に百晦の（糧）を晦つくらしむ。用て寶彝を作る。
衞、父庚の寶障彝を作る。
㚘の有嗣□、齋鼎を作る。□（用て）嬴の龍女に賸る。
觓伯、寶障彝を作る。
㝬、父辛の障彝を作る。觓亞字形中
觓亞字形中　䢅、（糧を）母子に入る。用て母辛に侑する障彝を作る。
丁巳、王、夔且を省す。王、小臣觓に夔の貝を賜ふ。隹王來りて夷方を征する、隹王の十祀又五の肜するの日なり。
匽侯旨、初めて宗周に見事す。王、旨に貝二十朋を賞す。用て姒の寶障彝を作る。
匽侯、餴盂を作る。

b 𠨘侯矣盉　亞字形中𠨘侯　矣　匽侯易亞貝、乍父乙寶障彝二行一四字
*1 琉璃河鎭諸器　復尊　匽侯賞復冂衣・臣妾・貝、用乍父乙寶彝　[mark]　三行一七字
復鼎　侯賞復貝三朋、復用乍父乙寶障彝　[mark]　三行一五字
攸段　侯賞攸貝三朋、攸用乍父戊寶障彝　啓乍綨三行一七字
亞矣盤　亞字形中矣　母巳
㪤史鼎　㪤史乍考障鼎二行六字
*2 㝨方鼎　丁亥、𢦚商又正㝨㝨貝、才穆朋二百、㝨展𢦚商、用乍母己障　𤔲器銘、四行二四字　亞字形中𠨘侯　矣盉銘
*3 堇鼎　匽侯令堇、饋大保丂宗周、庚申、大保賞堇貝、用乍大子癸寶障𩰫　中字形圖象四行二六字
*4 伯矩鬲　才戊辰、匽侯易白矩貝、用乍父戊障彝四行一五字
*5 乙公段　白乍乙公障段二行六字

亞字形中𠨘侯、矣　匽侯、亞に貝を賜ふ。父乙の寶障彝を作る。
[mark] 匽侯、復に冂衣・臣妾・貝を賞す。用て父乙の寶彝を作る。
侯、復に貝三朋を賞す。復用て父乙の寶障彝を作る。[mark]
侯、攸に貝三朋を賞す。攸用て父戊の寶障彝を作る。啓めて綨を作る。
㪤史、考の寶障彝を作る。
丁亥、𢦚、右正㝨に㝨の貝を賞せらる。穆に在るの朋二百なり。
㝨、𢦚の賞に展へて、用て母己の障を作る。𤔲器銘
亞字形中𠨘侯矣盉銘
匽侯、堇をして、大保に宗周に饋らしむ。庚申、大保、堇に貝を賞せらる。用て大子癸の寶障𩰫を作る。中字形圖象
戊辰に在り、匽侯、伯矩に貝を賜ふ。用て父戊の障彝を作る。
伯、乙公の障段を作る。

*6 圉方鼎　休朕公君匽侯易圉貝、用乍寶障彝
三行一四字
*7 匽伯聖匜　匽白耶乍□匜、永用二行八字
三九、伯害盉　白害乍鹽白父辛寶障彝二行一〇字
a 伯害甗　白害乍障彝二行五字
四〇、害鼎　佳九月既生霸辛酉、才匽、侯易害貝金、㺇侯休、用乍鹽白父辛寶障彝、害萬年、子〻孫〻、寶光用　大保六行三九字
a 大保諸器　遣鼎器三「遣乍障彝　大保」
典鼎「典乍寶障彝　大保」
大保宗室鼎「大保　□乍宗室寶障彝」
*大保戈「大保　鑄」
四一、大史友甗　大史㕛乍鹽公寶障彝三行九字
a 友諸器
*友鼎　七二、內史鼎參照
友尊「友作旅彝」友字異構
友父鼎「考乍㕛父障鼎」二行六字
四二、作册大方鼎　公朿鑄武王成王異鼎、佳四月既生霸己丑、公賞乍册大白馬、大㺇皇天尹大保宣、用乍且丁寶障彝　鳥形册圖象四銘、八行四一字

朕が公君匽侯の、圉に貝を賜へるを休とし、用て寶障彝を作る。
匽伯聖、□匜を作る。永く用ひよ。
伯害、鹽伯父辛の寶障彝を作る。
佳九月既生霸辛酉、匽に在り。侯、害に貝・金を賜ふ。侯の休に揚へて、用て鹽伯父辛の寶障彝を作る。害、萬年ならむことを。子〻孫〻、寶として光用せよ。　大保
大史友、鹽公の寶障彝を作る。
公朿、武王・成王の禩鼎を鑄る。佳四月既生霸己丑、公、作册大に白馬を賞せらる。大、皇天尹大保の宣に揚へ、用て祖丁の寶障彝を作る。　鳥形册圖象

四三、鹽尊　唯九月、才炎自、甲午、白懋父易鹽白馬每黃髮散、用[illegible]、不杯鹽、多用追于炎不䜌白懋父㫚、鹽萬年永光、用乍團宮旅彝七行四六字
a 鹽諸器　鹽卣器蓋二銘、尊と同文　鹽觚「斷首形圖象　鹽乍父辛彝」
四四、小臣䜌鼎　鹽公□匽、休于小臣䜌貝五朋、用乍寶障彝三行一七字
四五、鹽圜器　佳十又三月初吉丁卯、鹽啓進事旋徙、事皇辟君、休王自穀、事賞畢土方五十里、鹽弗敢諠王休異、用乍歃宮旅彝七行四四字　〔里異之〕
*鹽伯毛鬲　鹽伯毛乍王母障鬲一行八字
四六、鄧父方鼎　休王易鄧父貝、用乍厥寶障彝
器三、三行一二字
四七、效父𣪘　休王易效父●●三、用乍厥寶障彝

唯九月、炎の師に在り。甲午、伯懋父、鹽に白馬の㲋の黄にして髮の微きものを賜ふ。用て[illegible]れと。丕杯なる鹽、多く用て炎に丕䜌なる伯懋父の㫚を追ぼさむ。鹽、萬年永光ならむことを。用て團宮の旅彝を作る。
鹽公、匽に□(籍)す。小臣䜌に貝五朋を休ふ。用て寶障彝を作る。
佳十又三月初吉丁卯、鹽、啓めて進事奔走し、皇辟君に事ふ。王の穀よりして、畢・土方の五十里を賞せしむるを休とす。鹽敢て王の休異を忘れず、用て歃宮の旅彝を作る。
王の鄧父に貝を賜ふを休とし、用て厥の寶障彝を作る。
王の效父に金三を賜ふを休とし、用て厥の寶障彝を作る。⋈

⋈　三行一四字
四八、雁公鼎　雁公乍寶障彝、曰□、𠳋乃弟、
用夙夕䵼享第一器、四行一六字　第二器、三行一六字
a 雁公諸器　觶「雁公」　壺・方鼎・尊「雁公
乍寶障彝」　卣・尊「雁公乍寶彝」　𣪘二器・鼎
二器・尊「雁公乍肇彝」　方鼎「雁叔乍寶障齋」
b 雁父戣　王易雁父兵、𠳋征𠳋衞、用毋妄銘僞
*雁侯𣪘　隹正月初吉丁□、雁侯乍生□姜障𣪘、
其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用四行二五字
四九、獻𣪘　隹九月既望庚寅、𪋻白于遣王、休
亡尤、朕辟天子𪋻白、令厥臣獻金車、對朕辟休、
乍朕文考光父乙、十枻不𦣞、獻身才畢公家、受天
子休六行五二字
五〇、史䜣𣪘　乙亥、王𢍰畢公、廼易史䜣貝十
朋、䜣𡴂𠂤彝、其𠂤之朝夕監四行二三字　又*、器新出
*岐山賀家村諸器　鼎「尹丞」　史逨方鼎二器
「史逨乍寶方鼎」　史逨角「史逨乍寶障彝」

雁公、寶障彝を作る。□と曰ふ。乃の弟と、用て夙夕に䵼享せよ。

王、雁父に兵を賜ふ。以て征し以て衞り、用て妄りにすること毋れ。

隹正月初吉丁□、雁侯、生□姜の障𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

隹九月既望庚寅、𪋻伯于きて王に遣ふ。休にして尤亡し。朕辟なる天子𪋻伯、厥の臣獻に金車を令ふ。朕辟の休に對へて、朕が文考、光ける父乙(の器)を作る。十世まで忘れず、獻、身畢公の家にありて、天子の休を受けむ。

乙亥、王、畢公に𢍰ぐ。廼ち史䜣に貝十朋を賜ふ。䜣、彝に載せたり。其れ之の朝夕において鑒みよ。

五一、𤔲方鼎　隹三月初吉庚寅、才宗周、𪋻中
賞厥𢽬𤔲遂毛兩馬匹、對䰜尹休、用乍己公寶障彝
六行三二字
a 𪋻諸器　𪋻仲鼎「𪋻中乍肇彝」　𪋻仲𣪘「𪋻
中乍肇」　師趛盨「師趛乍𪋻姬旅盨」
吹方鼎「吹乍𪋻妊障彝」
周棘生𣪘　周棘生乍𪋻娟媿賸𣪘、其孫ゝ子ゝ、
永寶用　▦
b 𪋻侯器蓋　𪋻侯乍姜氏寶䵼彝、方事姜氏乍寶
𣪘、用永皇方身、用乍文母𪋻妊寶𣪘、方其日受
宜四行三三字　〔𣪘𣪘宜𡇒〕
c 𪋻侯諸器　壺「𪋻侯乍肇彝」　叔値觶「叔値
乍𪋻公寶彝」
五二、宜侯夨𣪘　隹四月、辰才丁未、□□珷王
成王伐商圖、𢓊省東或圖、王〔立〕于宜〔宗土、
南〕鄉、王令虎侯夨曰、䌛、侯于宜、易䰜鬯一卣
・商瓚一・□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千、
易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、

隹三月初吉庚寅、宗周に在り。𪋻仲、厥の𢽬(臣)𤔲に旞旄・兩馬匹を賞す。尹の休に對揚して、用て己公の寶障彝を作る。

𪋻仲、肇彝を作る。

周棘生、𪋻娟媿の賸𣪘を作る。其れ孫ゝ子ゝ、永く寶用せよ。

▦

𪋻侯、姜氏の寶䵼彝を作る。方、姜氏に事へて寶𣪘を作る。用て方の身を永皇にし、用て文母𪋻妊の寶𣪘を作る。方、其れ日に宜(休)を受けむ。

隹四月、辰は丁未に在り。(王)、武王・成王の伐てる商圖を(省し)、𢓊でて東國の圖を省す。

王、宜の(宗社)に立ちて、南嚮す。王、虎侯夨に命じて曰く、

䌛、宜に侯となれ。

䰜鬯一卣・商瓚一・□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千を賜

厥□百又卌、易才宜王人□又七生、易奠七白、厥
冉〔千〕又五十夫、易宜庶人六百又□□六夫、宜
侯矢、䍙王休、乍虎公父丁隮彝一二行、約一二六字

五三、叔德毁　王易叔德臣數十人・貝十朋・羊
百、用乍寶隮彝三行一八字
五四、德方鼎　隹三月、王才成周、祉珷禱自蒿、
咸、王易德貝廿朋、用乍寶隮彝五行二四字
a德鼎・德毁　王易德貝廿朋、用乍寶隮彝二行
一一字
五五、小臣遭鼎　小臣遭、卽事于西、休、中易
遭鼎、䍙中皇、乍寶三行一七字　〔休寶幽〕
a兟尊　隹四月、王工、从兟各中、中易兟鬲、
兟䍙中休、用乍文考隮彝、永寶四行二五字　〔工
中東、休寶幽〕
b羿彝　隹八月甲申、公中才宗周、易羿貝五朋、

ふ。
土を賜ふ。厥の川は三百□、厥の□は百又□、厥の□邑は卅又
五、厥の□は百又四十なり。
宜に在る王人、□又七生を賜ふ。鄭の七伯、厥の冉（千）又五
十夫を賜ふ。宜の庶人六百又□□六夫を賜ふ。
宜侯矢、王の休に揚へて、虎公父丁の隮彝を作る。
王、叔德に臣數（妾）十人・貝十朋・羊百を賜ふ。用て寶隮彝を
作る。
隹三月、王、成周に在り。武の禱に侍して蒿よりす。咸る。王、
德に貝二十朋を賜ふ。用て寶隮彝を作る。
王、德に貝二十朋を賜ふ。用て寶隮彝を作る。
小臣遭、事に卽き、休とせらる。仲、遭に鼎を賜ふ。仲の
皇に揚へて、寶を作る。
隹四月、王、工す。兟を從へて仲に格る。仲、兟に鬲（圭）を賜
ふ。兟、仲の休に揚へて、用て文考の隮彝を作る。永く寶とせ
よ。
隹八月甲申、公仲、宗周に在り。羿に貝五朋を賜ふ。用て父辛

用乍父辛隮彝　廟形圖象四行二二字
五六、耳尊　隹六月初吉、辰才辛卯、侯各于耳
□、侯休于耳、易臣十家、長師耳、對䍙侯休、肇
乍京公寶隮彝、京公孫子寶、侯萬年、壽考黃耇、
耳日受休七行五二字　〔休寶耇休幽〕
*耳毁　耳□蔑乍[illegible]□□□辟乙□□癸文考□、
永寶用四行約一九字、文未詳
五七、䍣毁　隹正月初吉丁卯、䍣徣公、公易䍣
宗彝一肆、易鼎二、易貝五朋、䍣對䍙公休、用乍
辛公毁、其萬年、孫子寶五行四〇字　〔休毁寶幽〕
五八、作册魖卣　隹公大史、見服于宗周年、才
二月、既望乙亥、公大史、咸見服于辟王、辨于多
正、雩四月既生霸庚午、王遣公大史、公大史在豐、
賞乍册魖馬、䍙公休、用乍日己旅隮彝六行六三字
五九、𤇾毁　隹三月、王令𤇾眔內史曰、䕻井侯
服、易臣三品、州人・東人・𩫏人、拜䭫首、魯天
子[illegible]厥順福、克奔走上下帝、無冬令于又周、追考

の隮彝を作る。　廟形圖象
隹六月初吉、辰は辛卯に在り。侯、耳の□（廟）に格る。侯、耳
に休（休賜）して、臣十家を賜ふ。長師耳、侯の休に對揚して、
肇めて京公の寶隮彝を作る。京公の孫子、寶とせよ。侯、萬年
にして、壽考黃耇ならむことを。耳、日に休を受けられむこと
を。
隹正月初吉丁卯、䍣、公に徣く。公、䍣に宗彝一肆を賜ひ、鼎
二を賜ひ、貝五朋を賜ふ。䍣、公の休に對揚して、用て辛公の
毁を作る。其れ萬年ならむことを。孫子、寶とせよ。
隹公大史、宗周に見服するの年、二月に在り、既望乙亥、公大
史、咸く辟王に見服し、多正に辨くす。雩に四月既生霸庚午、
王、公大史を遣はす。公大史、豐に在り、作册魖に馬を賞す。
公の休に揚へて、用て日己の旅隮彝を作る。
隹三月、王、𤇾と內史とに命じて曰く、邢侯の服を䕻けよと。
臣三品を賜ふ。州人・東人・鄘人なり。拜して稽首し、天子の
厥の順福を造したまへるを魯とし、克く上下帝に奔走して、命

對不敢家、卲朕福盟、朕臣天子、用册王令、乍周公彝八行六八字〔首幽福之周幽子之、幽之合韻〕

a 熒諸器　盉第一器「戈形圖象　熒乍厥」　盉第二器「乍公□熒　𡭴」

b 熒𣪘　隹正月甲申、熒各、王休易厥臣父熒蒿、王祼貝百朋、對𩛥天子休、用乍寶隮彝五行、三〇字　疑

c 肄𣪘　唯十又二月既生霸丁亥、王事熒蔑曆、令□邦、乎易䜌旂、用保厥邦、肄對𩛥王休、用自乍寶器、萬年㠯厥孫子寶用五行四四字　僞刻

d 熒子諸器　方尊・方彝二器「熒子乍寶隮彝」盉二器「熒子乍父戊」　戈「熒子」

e 熒子旅諸器　卣「熒子旅乍𩰫彝」　鼎「熒子旅乍父戊寶隮彝、其孫子永寶」　甗「熒子且乙寶彝、子孫永寶」　𣪘「熒子旅乍寶𣪘」　鬲「熒子旅乍父戊寶彝」

六〇、麥盉　井侯光厥吏麥、𩰫于麥宮、侯易麥

を有周に終ふること無く、追孝して對へて敢て墜さず、朕福盟を卲かにし、朕く天子に臣へむ。用て王命を册して、周公の彝を作る。

隹正月甲申、熒格る。王、厥の臣父熒に蒿を休賜す。王、貝百朋を勳す。天子の休に對揚して、用て寶隮彝を作る。

唯十又二月既生霸丁亥、王、熒をして蔑曆せしめ、□邦に命じ、䜌旂を賜はしむ。用て厥の邦を保てと。肄、王の休に對揚して、用て自ら寶器を作る。萬年まで、厥の孫子と寶用せむ。

熒子、父戊（の器）を作る。

邢侯、厥の吏麥を光かさんとして、麥の宮に𩰫す。侯、麥に金

金、乍盉、用從井侯征事、用旋走夙夕、𩰫□□器銘、一五行三〇字〔事之夕魚、之魚合韻〕　＊乍寶隮彝盉銘

a 麥方鼎　隹十又二月、井侯征、𩰫丏麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用卿多者友一三行二九字〔事友之〕

b 麥彝　才八月乙亥、辟井侯光厥正吏、𩰫丏麥宮、易金、用乍隮彝、用𩰫井侯出入、遟令、孫〻子〻、其永寶五行三七字〔子之寶幽〕

c 麥尊　王令辟井侯、出坏、侯丏井、雩若二月、侯見丏宗周、亡述、洽王客葊京彰祀、雩若翌日、才璧雝、王乘丏舟、爲大豐、王射、大龏禽、侯乘丏赤旂舟、從死咸之日、王㠯侯內丏寢、侯易玄周戈、雩王才厈、巳夕、侯易者𩰫臣二百家、齎用王乘車馬・金□・冂衣・市・舄、唯歸、遟天子休告、亡尤、用龏義寧侯顯考于井侯乍册麥、易金于辟侯、麥𩛥用乍寶隮彝、用𩰫侯逆造、遟明令、唯天子休于麥辟侯之年、盟孫

を賜ふ。盉を作りて、用て邢侯征の事に從ひ、用て奔走夙夕して□□に𩰫せむ。器銘　寶隮彝を作る。盉銘

隹十又二月、邢侯征、麥に𩰫す。麥、赤金を賜ひ、用て鼎を作る。用て邢侯征の事に從ひ、用て多諸友に饗せむ。

八月に在り乙亥、辟邢侯、厥の正吏麥を光かさむとして麥の宮に𩰫し、金を賜ふ。用て隮彝を作る。用て邢侯の出入に𩰫し、命に遟へむ。孫〻子〻、其れ永く寶とせよ。

王、辟たる邢侯に命じ、坏を出でて、邢に侯たらしむ。雩若に二月、侯、宗周に見ゆるに尤亡し。王の葊京に格りて彰祀したまふに洽ふ。雩若に翌日、辟雍に在り。王、舟に乘りて、大豐を爲したまふ。王射て、大いに龏禽す。侯、赤旂舟に乘り、從ひて死ぬること、咸る。之の日、王、侯と寢に內る。侯、玄彫戈を賜はる。雩に王、厈に在りて、巳夕す。侯、諸𩰫臣二百家を賜はる。齎ふに、王の乘車馬・金□・冋衣・市・舄を用てす。唯歸りて、天子の休に遟へて告したるに、尤亡し。用て龏みて、侯の邢に顯孝するを義寧せむ。

々子々、其永亡冬、多用迺德、妥多友、享旋走
令八行一六七字〔周幽迒祀之舟舟幽、幽之合韻　夕
家馬舄魚告幽尤之　令年眞　子德友之〕

六一、大盂鼎　隹九月、王才宗周、令盂、王若
曰、盂、不顯玟王、受天有大令、在珷王、嗣玟乍
邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民
在雩御事、叡酉無敢醸、有□蒸祀、無敢醺、古天
異臨子、灋保先王、□有四方、我聞、殷遂令、隹
殷邊侯田、雩殷正百辟、率肄于酉、古喪自
巳、女、妹辰又大服、余隹卽朕小學、女勿毘余乃
辟一人、今我隹卽井亩于玟王正德、若玟王令二三
正、今余隹令女盂闓焚、巧雝德巠、敏朝夕入諫、
享奔走、畏天畏
王曰、而、令女盂、井乃嗣且南公、王曰、盂、廼
闓夾、死嗣戎、敏諫罰訟、夙夕闓我一人、登四方、
雩我、其遹省先王受民受疆土
易女鬯一卣・冂衣・市・舄・車馬、易乃且南公旂、

侯の作册麥、金を辟侯より賜ふ。麥、揚へて用て寶隮彝を作る。
用て侯の逆造に囑し、明命に遲へむ。唯天子、麥の辟侯に休せ
らるるの年なり。孫々子々に盟ぶまで、其れ永く終ること亡く、
終に用て德を造し、多友を綏んじ、享く命に奔走せむ。
隹九月、王、宗周に在りて、盂に命ず。王、若のごとく曰く、
盂よ。丕いに顯かなる文王、天の有する大命を受けられたまひ、
武王に在りて、文に嗣ぎて邦を作したまへり。厥の匿を闢き、
四方を匍有し、厥の民を畯正したまへり。
御事に在りて、酒に叡ぶも敢て醸ふこと無く、□し、蒸祀する
こと有るも、敢て醺ること無かりき。故に天、翼臨して子し
み、先王を灋保し、四方を□有せしめたまへり。我聞くに、殷
の、命を墜せるは、隹殷の邊侯甸と殷の正百辟と、率ゐて酒に
肆ひたればなり。故に師を喪ひたるなり。
巳、女、昧晨に大服のこと有り。余は隹、朕が小學に卽かむ。
女、余、乃の辟たる一人に毘ぶること勿れ。今、我は隹、刑稟
に文王の正德に卽き、文王の命じたまへる二三正に若はむとす。
今、余は隹、女盂に命じて闓焚せしむ。德經を敬雍して、敏し
みて朝夕に入りて諫め、享く奔走して天威を畏れよ。

用獸、易女邦嗣四白、人鬲自駿至于庶人、六百又
五十又九夫、易尸嗣王臣十又三白、人鬲千又五十
夫、遜□□自厥土、王曰、盂、若芍乃正、勿灋朕令
盂用對王休、用乍且南公寶鼎、隹王廿又三祀一九
行二九一字
〔王王陽邦東方陽、陽東合韻　事祀子之　王方陽
令田眞　酉幽自之　巳服之學幽　德之、之幽合韻
正焚巠耕　公戎訟東方陽　正耕令眞、耕眞合韻
休幽祀之、幽之合韻〕

六二、小盂鼎　隹八月既望、辰才甲申、昧喪、
三ナ三右多君、入服酉、明、王各周廟、□、□□
賓征、邦賓隮其旅服、東鄉、盂目多旂、佩戜方、
□□□□□、入□門、告曰、王〔令〕盂、目□□
伐戜方、□□馘□、執嘼二人、隻馘四千八百□十
二馘、孚人萬三千八十一人、孚馬□□匹、孚車卅

王曰く、於、女盂に命じて、乃の嗣げる祖南公に刑らしむ。王
曰く、盂よ。廼ち闓夾して、戎を死嗣せよ。罰訟を敏しみ諫し
み、夙夕して我一人を闓け、四方に烝たらしめよ。我に雩いて、
其れ先王の受けられたまひし民と受けられたまひし疆土とを遹
省せよ。
女に鬯一卣・冋衣・市・舄・車馬を賜ふ。乃に祖南公の旂を賜
ふ。用て狩せよ。女に邦嗣四伯・人鬲、馭より庶人に至るまで
六百又五十又九夫を賜ふ。夷嗣王臣十又三伯・人鬲千又五十夫
を賜ふ。亟かに厥の土より□（遷）せよ。王曰く、盂よ。乃の
正を若敬し、朕が命を灋つること勿れ、と。
盂、用て王の休に對へ、用て祖南公の寶鼎を作る。隹王の廿又
三祀なり。
これ八月既望、辰は甲申に在り。昧爽、三左三右多君、入りて
服酒す。明、王、周廟に格る。……賓、侍す。邦賓、其の旅服
を隮きて、東嚮す。盂、多旂を以ゐて、鬼方の（俘獲の名・數をし
るす帛）を佩びて、……□門に入る。
告げて曰く、王、盂に命じて、□□を以ゐて鬼方を伐たしめた
まひしに、（これを擊破して）執嘼（酋）二人、獲馘四千八百□十二馘、

方鼎「寶亞字形中　宣父癸宅丂□　册□」

六五、御正衞段　五月初吉甲申、懋父賞御正衞馬匹、自王、用乍父戊寶隮彝四行二三字

六六、呂行壺　唯四月、白懋父北征、唯還、呂行馘孚貝、厥用乍寶隮彝四行二二字

六七、師旂鼎　唯三月丁卯、師旂衆僕、不從王征于方䨓、卑厥友弘、吕告于白懋父、才莽、白懋父廼罰、得𡨦古三百寽、今弗克厥罰

懋父令曰、義敉䱷厥不從厥右征、今毋敉、期又內于師旂、弘吕告中史書、旂對厥賢于隮彝八行七九字

a旂鼎一　唯八月初吉、辰才乙卯、公易旂僕、旂用乍文父日乙寶隮彝　𠦪　五行二三字

b旂鼎二　文考遺寶責、弗敢喪、旂用乍父戊寶隮彝四行一六字

c旂諸器　段一「旂乍寶段」　段二「旂乍寶段、其子〻孫〻、永寶用」　旂父鼎「旂父乍寶䵼彝」

五月初吉甲申、懋父、御正衞に馬匹を賞せらる。王自りせるものなり。用て父戊の寶隮彝を作る。

唯四月、伯懋父北征し、唯還れり。呂行、馘ちて貝を俘れり。厥れ用て寶隮彝を作る。

唯三月丁卯、師旂の衆僕、王の于方雷を征するに從はず。厥の友(同僚)弘をして、以て伯懋父に告げしむ。莽に在り。伯懋父廼ち罰し、𡨦古三百鍰を得(賠)せしむ。今克はずんば、厥れ罰あらむと。

懋父命じて曰く、義しく䱷、厥の、厥の右征に從はざるを播すべし。今播ること毋くんば、其れ師旂に內るること有らむと。弘、以て中に告げて書せしむ。旂、厥の賢(質)を隮彝に對す。

唯八月初吉、辰は乙卯に在り。公、旂に僕を賜ふ。旂用て文父日乙の寶隮彝を作る。𠦪

文考、寶責を遺られたり。敢て喪はず。旂用て父戊の寶隮彝を作る。

伯旂鼎「白旂乍寶鼎」

六八、𤼈段　𤼈從王戍荊、孚、用乍餴段二行一〇字

六九、過伯段　過白從王、伐反荊、孚金、用乍宗室寶隮彝三行一六字

七〇、䟒段　䟒䭾從王南征、伐楚荊、又得、用乍父戊寶隮彝　吳字形圖象三行一九字

＊䟒觥蓋　吳字形圖象　䟒䭾、弟史遺馬、弗ナ、用乍父戊寶隮彝四行一六字

a䟒父鼎　䟒父乍旅將鼎二行六字

七一、小子生尊　隹王南征、才□、王令生、辨事□公宗、小子生易金・鬱鬯、用乍段寶隮彝、用對覭王休、其萬年永寶、用卿出內事人六行四三字

〔休寶𡧍〕

a服方尊　服肈夙夕明享、乍文考日辛寶隮彝三行一四字

b厲侯玉戈　六月丙寅、王才豐、令大𠍮、省南或、帥漢造官南、令厲侯辟用、□走百人」第一

𤼈、王に從ひて荊に戍り、俘れるものあり。用て餴段を作る。

過伯、王に從ひて、反荊を伐ち、金を俘れり。用て宗室の寶隮彝を作る。

䟒、䭾して王の南征に從ひ、楚荊を伐ちて、得たる有り。用て父戊の寶隮彝を作る。　吳字形圖象

吳字形圖象　䟒、䭾す。弟、馬を遺らしめしに、差はず。用て父戊の寶隮彝を作る。

䟒父、旅將鼎を作る。

隹王南征して、□に在り。王、生に命じ、辨く□公の宗に事らしむ。小子生、金・鬱鬯を賜ふ。用て段寶隮彝を作り、用て王の休に對揚す。其れ萬年まで永く寶とし、用て出內の使人を饗せよ。

服、肈めて夙夕明享し、文考日辛の寶隮彝を作る。

行二三字、第二行四字、文疑　又金文分域篇一二・一三、
玉刀文「六月丙寅、王才豐、令大保、省南國、帥漢征邑南、令厲侯、保用賚貝十朋・走十人」
（帥漢以下、文異同多し）

c 中觶　王大省公族于庚□旅、王易中馬、自隣、南宮貺、王曰、用先、中埶王休、用乍父乙寶隣彝 五行三六字

d 中方鼎一　隹十又三月庚寅、王才寒餗、王令大史、兄褱土、王曰、中、兹褱人、大史易于珷王乍臣、今兄□女褱土、乍乃采、中對王休令䵼父乙隣、隹臣尙中、臣□□ 八行五七字

e 中方鼎二・三　隹王令南宮、伐反虎方之年、王令中先、省南或貫行、埶王应、才夒□□山、中乎歸生鳳于王、埶于寶彝 六行三九字

f 中甗　王令中先、省南或貫行、埶应才□、史兒至、㠯王令曰、余令女史小大邦、厥又舍女□

王、大いに公族を庚□の旅（宮）に省す。王、中に馬を賜ふ。隣の应よりせる四駟なり。南宮、貺る。王曰く、用て先せよと。中、王の休に揚へて、用て父乙の寶隣彝を作る。

隹十又三月庚寅、王、寒師に在り。王、大史に命じて、褱土を貺らしむ。王曰く、中よ。兹の褱人は、大史の武王より賜はりて臣と作れるものなり。今、女に褱土を貺り□す。乃の采と作せと。中、王の休命を、父乙に䵼むるの隣に對す。隹臣尙中、臣□□。

隹王、南宮に命じ、反せる虎方を伐たしめたまへる年、王、中に命じて先んぜしめ、南國を省して貫行し、王の应（行官）を埶めたり。夒□□山に在り。中、生鳳を王より歸らしめられ、寶彝に埶せり。

量、至于女庶小多□、中省自方、復造□邦、才□自餗、白買父□、㠯厥人戍漢□州、曰叚、曰□、厥人□□夫、厥貯□、言曰、賓□貝、日傳□王□休、肆肩又羞、余□□□、用乍父乙寶彝
一〇行約一〇〇字

七二、尹姞鼎　穆公乍尹姞宗室于□林、隹六月既生霸乙卯、休天君、弗望穆公聖粦明□、事先王、各于尹姞宗室□林、君蔑尹姞厤、易玉五品・馬四匹、拜頴首、對䚄天君休、用乍寶齋 八行六四字
〔首休幽〕

a 公姞鼎　隹十又二月既生霸、子中漁□池、天君蔑公姞曆、史易公姞魚三百、拜頴首、對䚄天君休、用乍齋鼎 六行三八字　〔首休幽〕

＊内史鼎　内史令□事、易金一勻・非余、曰、内史龔、朕天君其厲年、用爲考寶隣 五行二六字

＊天君鼎　丙午、天君卿□酉、才斤、天君賞厥征人斤貝、用乍父丁隣彝　天黿形圖象 五行二五字

b 次尊　隹二月初吉丁卯、公姞令次嗣田人、次

穆公、尹姞の宗室を□林に作る。隹六月既生霸乙卯、天君の、穆公の聖粦明□にして、先王に事へしことを忘れず、尹姞の宗室□林に格りたまふを休とす。君、尹姞の曆を蔑し、玉五品・馬四匹を賜ふ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て寶齋を作る。

隹十又二月既生霸、子仲、□池に漁す。天君、公姞の曆を蔑し、公姞に魚三百を賜はしむ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て齋鼎を作る。

内史、□事を命ぜられ、金一勻・非余を賜ふ。曰く、内史、龔めよと。朕天君、其れ萬年ならむことを。用て考の寶隣を爲る。

丙午、天君饗して□酒す。斤に在り。天君、厥の征人に斤の貝を賞す。用て父丁の隣彝を作る。　天黿形圖象

隹二月初吉丁卯、公姞、次に命じて田人を嗣めしむ。次、蔑曆

蔑曆、易馬、易裘、對揚公姞休、用乍寶彝 四行三〇字

c 次卣　同文五行三〇字

d 𧴄彝　佳十月初吉辛巳、公姛易𧴄貝、才莽京、用乍父乙寶彝、其子孫永寶 三行二六字

e 叔龜尊　叔龜易貝于王姛、用乍寶隮彝 三行一二字

*e 叔龜方彝　同文三行一二字

f 保侃母壺　王姛易𠈌侃母貝、揚姛休、用乍寶壺三行一四字

g 保侃母殷　保侃母易貝于庚宮、乍寶殷 二行一一字

h 保攸母彝　𠈌攸母易貝于庚姜、用乍旅彝 二行一二字

七三、令鼎　王大耤農于諆田、餳、王射、有嗣眔師氏小子、卿射、王歸自諆田、王馭溓中僕、令眔奮先馬走、王曰、令眔奮、乃克至、余其舍女臣卅家、王至于溓宮、攴、令拜䭫首、曰、小子廼學、令對揚王休 八行七一字　〔首學休幽〕

*溓姬殷　溓姬乍父辛隮殷、用乍乃後□、孫子其邁年、永寶 四行一九字

七四、段殷　唯王十又四祀、十又一月丁卯、王蔑畢、烝、戊辰、曾、王蔑段曆、念畢中孫子、令龔俎、逸大則于段、敢對揚王休、用乍殷、孫〻子〻、萬年用享祀、孫子□□ 六行五七字　〔休殷幽子祀之、幽之合韻〕

七五、貉子卣　唯正月丁丑、王各于呂、敽王牢于厭、咸、宜、王令士道、歸貉子鹿三、貉子對揚王休、用乍寶隮彝 二器、六行三六字

a 己侯貉子殷　己侯貉子、分己姜寶、作殷、己姜石用□、用匃萬年 四行一九字　〔寶殷幽〕

*洛陽北瑤村諸器　卣・觚「登乍隮彝」

七六、命殷　佳十又一月初吉甲申、王才華、王易命鹿、用乍寶彝、命其永㠯多友殷飤 四行二八字

せられ、馬を賜ひ、裘を賜ふ。公姞の休に對揚して、用て寶彝を作る。

佳十月初吉辛巳、公姒、𧴄に貝を賜ふ。莽京に在り。用て父乙の寶彝を作る。其れ子孫永く寶とせよ。

叔龜、貝を王姒より賜ふ。用て寶隮彝を作る。

王姒、保侃母に貝を賜ふ。姒の休に揚へて、用て寶壺を作る。

保侃母、貝を庚宮に賜ふ。寶殷を作る。

保攸母、貝を庚姜より賜ふ。用て旅彝を作る。

王、大いに諆田に藉農し、餳す。王、射る。有嗣と師氏小子と、卿射す。王、諆田より歸る。王の馭、溓仲、僕となり、令と奮と先馬走す。王曰く、令と奮よ。乃ち克く至らば、余は其れ女に臣三十家を舍へむと。王、溓宮に至りて啓す。令、拜して稽首して曰く、小子廼ち學へむと。令、王の休に對揚す。

溓姬、父辛の隮殷を作る。用て乃の後□と作さむ。孫子其れ萬年まで、永く寶とせよ。

唯王の十又四祀、十又一月丁卯、王、畢に在り。烝す。戊辰、曾す。王、段の曆を蔑し、畢仲の孫子を念ひて、龔俎を令ひ、大則を段に逸らしめたまふ。敢て王の休に對揚して、用て殷を作る。孫〻子〻、萬年まで用て享祀せよ。孫子……。

唯正月丁丑、王、呂に格る。王罕を厭に敵む。咸りて、宜す。王、士道に命じて、貉子に鹿三を歸らしむ。貉子、王の休に對揚して、用て寶隮彝を作る。

己侯貉子、己姜に寶を分たんとして、殷を作る。己姜石、用て□し、用て萬年ならむことを匃む。

佳十又一月初吉甲申、王、華に在り。王、命に鹿を賜ふ。用て寶彝を作る。命其れ永く多友と殷食せむ。

卷二

七七、魯侯熙鬲　魯侯獄乍彝、用享𩰫厥文考魯公三行一三字

七八、也段　也曰、拜韻首、敢眍卲告朕吾考、令乃鴅沈子、乍𦇸于周公宗、陟二公、不敢不𦇸休同公、克成妥吾考目于顯〻受令
烏虖、隹考𩁹念自先王先公、廼敉克衣、告剌成工、𣪘、吾考克淵克□、沈子其顋褱、多公能福
烏虖、乃沈子枚克蔑、見猒于公、休沈子𩁹𢿢・𤞷貯賚、乍𢆶段、用𩰫鄉己公、用咯多公、其丮哀乃沈子也唯福、用水霝令、用妥公唯壽
也用褱𢓊我多弟子我孫、克又井斆、𢽎父廼是子
一三行一四八字（首考幽　宗多公公公工東、冬東合韻
公公公東　福之壽斆幽子之、之幽合韻）

魯侯熙、彝を作る。用て厥の文考魯公に享𩰫せむ。

也曰く、拜して稽首し、敢て眍みて朕吾が考に卲告す。乃の鴅べる沈なる子に命じて、𦇸ぐことを周公の宗に作したまひ、二公を陟(り祀)らしめたまふ。敢て休を同公に𦇸ぎ、克く吾が考の顯〻たる受命に以びたまひしを、戍し綏んぜずばあらず。

烏虖、隹考、先王先公よりして𩁹念したまひ、廼ち枚みて克く衣(祀)したまひ、告剌して功を成したまへり。𣪘、吾が考、克く淵にして克く□、沈なる子其れ顋懷せられ、多公能く福したまへり。

烏虖、乃の沈なる子、枚みて克く蔑され、公に猒かれたり。沈なる子に休(賜)して、𢿢・𤞷の貯と賚とを肇がしめたまふ。茲の段を作りて、用て己公を𩰫饗し、用て多公を格さしむ。其れ丮く乃の沈なる子也の福を哀しみたまへ。用て靈命を永くし、用て公の壽を綏んぜむ。

七九、孟段　孟曰、朕文考眔毛公趞中、征無𩴾、毛公易朕文考臣、自厥工、對𩁹朕考易休、用宣玆彝乍厥、子〻孫〻、其永寶五行四二字（休寶幽）

a*班段　隹八月初吉、才宗周、甲戌、王令毛白、更虢城公服、甹王立、乍四方亟、秉緐蜀巢令、易鈴勒、咸、王令毛公、目邦冢君、土馭・或人、伐東或痛戎、咸、王令吳白曰、目乃自、左比毛父、王令呂白曰、目乃自、右比毛父
遣令曰、目乃族、從父征、徣城、衞父身、三年、靜東或亡不成、眍天畏、否畀屯陟、公告厥事于上、隹民亡徣、才彝、忎天令、故亡尤、才顯、隹苟德、亡直違
班拜韻首曰、烏虖、不伓丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫、𨺅于大服、廣成厥工、文王孫、亡弗褱井、亡克競厥剌、班非敢覓、隹乍卲考爽益、曰大政、子〻孫多世、其永寶二〇行一九七字

也、用て我が多弟子、我が孫を懷𢓊せむ。克く型斆すること有らば、𢽎父は廼ち是を子しまむ。

孟曰く、朕が文考と毛公趞仲と、無𩴾を征す。毛公、朕が文考に臣を賜ふ。厥の工自りす。朕が考の賜へる休に對揚して、用て茲の彝に宣(休)して厥を作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

隹八月初吉、宗周に在り。甲戌、王、毛伯に命じて、虢城公の服を賡ぎ、王位を甹け、四方の亟と作り、緐・蜀・巢の命を秉らしむ。鈴勒を賜ふ。咸る。王、毛公に命じ、邦冢君・徒馭・或人を以ゐて、東國痛戎を伐たしむ。咸る。王、吳伯に命じて曰く、乃の師を以ゐて、毛父を左比せよと。王、呂伯に命じて曰く、乃の師を以ゐて、毛父を右比せよと。

遣、命じて曰く、乃の族を以ゐて、父の征に從ひ、城を徣でて、父の身を衞れと。三年、東國を靜んじ成らざる亡し。天畏を眍かにし、丕いに純陟を畀へられたり。公、厥の事を上に告ぐ。

隹民は徣づること亡くして、彝に在り。天命に忎めたり。故に尤亡くして顯に在り。隹德を敬みて、直て違ふこと亡かりきと。

班、拜して稽首して曰く、烏虖、丕伓なる丮が皇公、京宗の懿釐を受けたまひ、文王王姒の聖孫に毓せられたまふ。大服に登

〔伯魚服亟勒之、魚之合韻　公戎東　伯父伯父魚
征城耕　身年眞　陟徣尤德之　釐服之　井政耕〕

b毛公方鼎　毛公肇鼎亦隹毀、我用𩚵、厚眔我友𩛥、其用晉、亦弘唯考、肆毋又弗競、是用壽考 六行三一字 〔毀幽𩚵之𩛥幽晉之考考幽、幽之合韻〕

c師毛父毀　隹六月既生霸戊戌、旦王各于大室、師毛父卽立、井白右、內史册命、易赤市、對䚄王休、用乍寶毀、其萬年、子〻孫、其永寶用 六行四七字 〔休毀幽〕

八〇、庚嬴卣　隹王十月既望、辰才己丑、王逄于庚嬴宮、王䄎庚嬴曆、易貝十朋、又丹一柝、庚嬴對䚄王休、用乍厥文姑寶隫彝、其子〻孫〻、邁年永寶用 器文五行、蓋文七行、五三字

a庚嬴鼎　隹廿又二年四月既望己酉、王客□宮、衣事、□子、王蔑庚嬴曆、易𤔲𩚵・貝十朋、對王休、用乍寶鼎 六行三七字

b嬴諸器　鼎「嬴氏乍寶鼎」

りて、厥の功を廣成したまへり。文王の孫、懐型せざる亡く、克く厥の刺を競ふもの亡し。班、敢て覓れずして、隹卲考爽の益を作りて、大政と曰ふ。子〻孫多世、其れ永く寶とせよ。

毛公の旅鼎と亦隹毀と(を作る)。我、用て𩚵し、厚く我が友と𩛥し、其れ用て侑めむ。亦弘いに隹孝し、肆に競まざること有ること毋からむ。是を用て壽考ならむことを。

隹六月既生霸戊戌、旦に王、大室に格る。師毛父位に卽き、邢伯右く。內史册命す。赤市を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶毀を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫、其れ永く寶用せよ。

隹王の十月既望、辰は己丑に在り。王、庚嬴の宮に格る。王、庚嬴の曆を蔑し、貝十朋を賜ひ、丹一柝を宥せらる。庚嬴、王の休に對揚して、用て厥の文姑の寶隫彝を作る。其れ子〻孫〻、萬年まで永く寶用せよ。

隹二十又二年四月既望己酉、王、□宮に格り、衣事す。(丁)巳、王、庚嬴の曆を蔑し、祼璋・貝十朋を賜ふ。王の休に對へて、用て寶鼎を作る。

方鼎　丙戌、王格于公室、嬴氏蔑曆、易貝、用乍公寶隫彝

盉「白衞父乍嬴䵼彝、孫〻子〻、邁年永寶」

*農卣　隹正月甲午、王才□庈、王窺令白智曰、女卑農、必事厥晉㛙、農廼稟厥䅍厥小子小大事、毋又田、農三拜韻首、敢對䚄王休、從 以上器文、六行四八字　乍寶彝 蓋文、三字 〔首休幽〕

*鄘伯馭毀　隹王伐逨魚、徣伐淖黑、至、𤎼于宗周、易䵼白馭貝十朋、敢對䚄王休、用乍朕文考寶隫毀、其萬年、子〻孫〻、其永寶用 六行四五字 〔周休毀幽〕

八一、效尊　隹四月初吉甲午、王雚于嘗、公東宮、內鄉于王、王易公貝五十朋、公易厥㴱子效王休貝廿朋、效對公休、用乍寶隫彝、烏虖、效不敢不萬年、夙夜奔走、䚄公休亦、其子〻孫〻、泳寶 七行六八字

a效卣　尊と同文

b啓貯毀　□攺賓眔子鼓䨻、鑄旅毀、隹巢來𢦚、

丙戌、王、公室に格る。嬴氏蔑曆せられ、貝を賜ふ。用て公の寶隫彝を作る。

伯衞父、嬴の䵼彝を作る。孫〻子〻、萬年まで永く寶とせよ。

隹正月甲午、王、□の庈に在り。王親しく伯智に命じて曰く、女、農をして、必らず厥の友に娉せしめよと。農廼ち厥の䅍、厥の小子・小大事を稟け、田すること有る毋し。農、三たび拜し稽首し、敢て王の休に對揚し、從つて寶彝を作る。

隹王、逨魚を伐ち、徣でて淖黑を伐ち、至る。宗周に𤎼す。鄘伯馭に貝十朋を賜ふ。敢て王の休に對揚して、用て朕が文考の寶隫毀を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

隹四月初吉甲午、王、嘗に雚す。公東宮、饗を王に納る。王、公に貝五十朋を賜ふ。公、厥の順子效に、王の休へる貝二十朋を賜ふ。效、公の休に對へて、用て寶隫彝を作る。烏虖、效敢て萬年まで、夙夜奔走し、公の休奕に揚へずんばあらず。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

□啓めて貯し、子鼓と䨻る。旅毀を鑄る。隹巢の來𢦚し、王、

王令東宮、追目六自之年四行二四字
八二、寧段　寧肇諆乍乙考隮段、其用各百神、用妥多福、世孫子寶四行二二字〔段幽福之寶幽、幽之合韻〕
a寧諸器　鼎「寧女父丁」
段「寧遹乍甲姛隮段」
b耳卣　寧史易耳、耳休、弗敢且、用乍父乙寶隮彝　戊形圖象三行一七字
八三、趩段　唯三月、王才宗周、戊寅、王各于大朝、密叔又趩卽立、內史卽命王若曰、趩、命女乍𢿋自冢𤔲馬、啻官僕射・士訊・小大又隣、取遺五守、易女赤市・幽亢・䜌旂、用事
趩拜䭫首、對䵼王休、用乍季姜隮彝、其子ゝ孫ゝ、邁年寶用九行八三字〔首休幽〕
八四、靜段　隹六月初吉、王才蒡京、丁卯、王令靜、𤔲射學宮、小子眔服眔小臣眔尸僕、學射、雩八月初吉庚寅、王目吳𠦪・呂剛、卿𢿋𦾔自邦君、

東宮に命じて、追ふに六師を以てせしむるの年なり。
寧、肇めて諆れ乙考の隮段を作る。其れ用て百神を格し、用て多福を綏んぜむ。世孫子、寶とせよ。
寧遹、甲姒の隮段を作る。
寧、耳に易はしむ。耳、休せらる。敢て且れず、用て父乙の寶隮彝を作る。戊形圖象
唯三月、王、宗周に在り。戊寅、王、大廟に格る。密叔、趩を右けて位に卽き、內史命に卽く。王、若のごとく曰く、趩よ。女に命じて𢿋師の冢𤔲馬と作さしむ。僕射・士訊・小大の右隣に嫡官となれ。遺五鍰を取らしむ。女に赤市・幽亢・䜌旂を賜ふ。用て事へよと。
趩、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て季姜の隮彝を作る。其れ子ゝ孫ゝ、萬年まで寶用せよ。
隹六月初吉、王、蒡京に在り。丁卯、王、靜に命じて、射を學宮に𤔲らしむ。小子と服と小臣と夷僕と、射を學ふ。雩に八月初吉庚寅、王、吳垂・呂剛を以ゐて、𢿋𦾔の師邦君と卿し、大

射于大池、靜學無斁、王易靜鞞剢
靜敢拜䭫首、對䵼天子不顯休、用乍文母外姞隮段、子ゝ孫ゝ、其萬年用八行九〇字〔首休段幽〕
a靜卣　隹四月初吉丙寅、王才蒡京、王易靜弓、靜拜䭫首、敢對䵼王休、用乍宗彝、其子ゝ孫ゝ、永寶用二器、四行三六字、又七行三六字(蓋)〔首休幽〕
b　小臣靜彝　隹十又三月、王客蒡京、小臣靜卽事、王易貝五十朋、䵼天子休、用乍父丁寶隮彝五行三一字
八五、遹段　隹六月既生霸、穆王才蒡京、乎漁于大池、王卿酉、遹御亡遣、穆王親易遹𩰫、遹拜首䭫首、敢對䵼穆王休、用乍文考父乙隮彝、其孫ゝ子ゝ、永寶六行五五字〔首休寶幽〕
八六、井鼎　隹七月、王才蒡京、辛卯、王魚于㝱池、乎井從魚、攸易魚、對䵼王休、用乍寶隮鼎六行三〇字〔池之魚魚魚、之魚合韻〕
a師趛鼎　隹九月初吉庚寅、師趛乍文考聖公・文母聖姬隮彝、其萬年、子孫永寶用五行二八字

池に射る。靜、學へて斁ること無し。王、靜に鞞剢を賜ふ。
靜敢て拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚し、用て文母外姞の隮段を作る。子ゝ孫ゝ、其れ萬年まで用ひよ。
隹四月初吉丙寅、王、蒡京に在り。王、靜に弓を賜ふ。靜、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て宗彝を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。
隹十又三月、王、蒡京に格る。小臣靜、事に卽く。王、貝五十朋を賜ふ。天子の休に揚へて、用て父丁の寶隮彝を作る。
隹六月既生霸、穆王、蒡京に在り。呼びて大池に漁せしむ。王、饗酒す。遹、御へて譴亡し。穆王、親しく遹に𩰫を賜ふ。遹、拜手稽首し、敢て穆王の休に對揚して、用て文考父乙の隮彝を作る。其れ孫ゝ子ゝ、永く寶とせよ。
隹七月、王、蒡京に在り。辛卯、王、㝱池に漁す。邢を呼びて從ひて漁せしむ。攸て魚を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶隮鼎を作る。
隹九月初吉庚寅、師趛、文考聖公・文母聖姬の隮彝を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

八七、競卣　隹白犀父、目成𠂤卽東命、戍南尸、正月既生霸辛丑、才䢅、白犀父皇競、各于官、競蔑曆、賞競章、對揚白休、用乍父乙寶障彝、子孫永寶八行五一字〔休寶幽〕

a競段　隹六月既死霸壬申、白犀父蔑御史競曆、賞金、競揚白犀父休、用乍父乙寶障彝段四行三二字〔休段幽〕

b競諸器　卣二・盉「競乍父乙𩜁」　尊「競乍父乙𩜁彝」　鼎「競乍□□」

八八、縣改段　隹十又三月既望、辰才壬午、白犀父休于縣改曰、叡、乃仜縣白室、易女婦爵・𢇍之弋・周玉黃□、縣改每揚白犀父休曰、休白哭益、䘏縣白室、易君我、隹易壽、我不能不眔縣白萬年保、肆敢陣于彝曰、其自今日、孫〻子〻、毋敢望白休八行八八字〔壽保幽　子之休幽、之幽合韻〕

a伯辟父鼎　「白犀父乍□鼎」疑

八九、𨟭鼎　隹十又一月、師雝父省道、至于䣙、

隹れ伯辟父、戍の師を以ゐて東命に卽き、南夷を戍る。正月既生霸辛丑、䢅に在り。伯辟父、競を皇かさむとして、官に格る。競、蔑曆せられ、競に璋を賞せらる。伯の休に對揚して、用て父乙の寶障彝を作る。子孫永く寶とせよ。

隹れ六月既死霸壬申、伯辟父、御史競の曆を蔑し、金を賞せらる。競、伯辟父の休に揚へて、用て父乙の寶障彝段を作る。

隹れ十又三月既望、辰は壬午に在り。伯辟父、縣改に休して曰く、叡、乃の仜れる縣伯の室あり。女に婦爵・𢇍の柲・彫玉黃□を賜ふと。縣改、伯辟父の休に敏しみ揚へて曰く、伯の益を哭にして縣伯の室を卹みたまひ、君儀を賜ひ、隹壽を賜ひたまふを休とし、我縣伯と萬年まで保たざる能はざらむや。肆に敢て彝に陣して曰く、其れ今日より、孫〻子〻、敢て伯の休を忘るること毋れ。

隹れ十又一月、師雍父、道を省して、䣙に至る。𨟭從ふ。其の父、

𨟭從、其父蔑𨟭曆、易金、對揚其父休、用乍寶鼎六行三二字

a遇甗　隹六月既死霸丙寅、師雝父戍才古𠂤、遇從、師雝父肩、史遇事于䣙侯、䣙侯蔑遇曆、易遇金、用乍旅甗七行三九字

b𨟭・寓諸器　鼎第一「𨟭乍寶鼎」疑　鼎第二「隹一月既生霸、才葊京、□□蔑寓曆、□□、乍冊寓（拜䭫）首、對王休用之」疑　卣「……寓對揚王休、用乍幽尹寶障彝、其永寶用」疑

九〇、臤觶　隹十又三月既生霸丁卯、臤從師雝父、戍于𠭯𠂤之年、臤蔑曆、中競父易金、臤拜䭫首、敢對揚競父休、用乍父乙寶𩜁彝、其子〻孫〻、永用文右行、五行五三字　僞刻

a臤諸器　觥第二「中子𣇓彤、乍文父丁障彝　㝬圖象臤」二行一二字

觶「□㲋婦貝丏𢇍、用犀日乙障彝　臤」四行一三字

段「𢇍易隹玉、用乍且癸彝　臤」二行一〇字

其の父、𨟭の曆を蔑し、金を賜ふ。其の父の休に對揚して、用て寶鼎を作る。

隹れ六月既死霸丙寅、師雍父、戍りて古師に在り。遇從ふ。師雍父、肩す。遇をして䣙侯に使せしむ。䣙侯、遇の曆を蔑し、遇に金を賜ふ。用て旅甗を作る。

隹れ十又三月既生霸丁卯、臤、師雍父に從ひ、𠭯師に戍るの年、臤、蔑曆せらる。仲競父、金を賜ふ。臤、拜して稽首し、敢て競父の休に對揚して、用て父乙の寶𩜁彝を作る。其れ子〻孫〻、永く用ひよ。

仲子𣇓彤、文父丁の障彝を作る。㝬圖象臤

㲋婦に貝を𢇍に□ふ。辟日乙の障彝に用ふ。臤

𢇍、鳥玉を賜ふ。用て祖癸の彝を作る。臤

𣪘第二「𠭯　父癸」鼎第一「彡乍文父丁□　𠭯
㝨」第二「𠭯　父丁　㝨」觥第二「文父丁
□」
b仲競𣪘　「中競乍寶𣪘、其萬年、子〻孫、永
用」二行一三字　巻二、二二五頁
c稽卣　稽從師淮父、戍于古𠂤、蔑曆、易貝卅
守、稽拜䭬首、對𩏩師淮父休、用乍文考日乙寶
障彝、其子〻孫、永福　□　器四行四一字、蓋六行
〔首休𢆶福之、𢆶之合韻〕
d父癸甗　「□箙形圖象　父癸」
九一、彔𣪘第一器　白雝父來自𩰫、蔑彔曆、易赤
金、對𩏩白休、用乍文且辛公寶𩰫𣪘、其子〻孫〻、
永寶五行三三字　〔休𣪘寶𢆶〕
a彔𣪘第二器　彔乍厥文考乙公寶障𣪘、子〻孫、
其永寶器、二行一六字　彔乍文考乙公寶障𣪘蓋、二
行九字　〔𣪘寶𢆶〕
b彔𢦏卣　王令𢦏曰、䖒、淮尸敢伐內國、女其
㠯成周師氏、戍于𠧴𠂤、白雝父蔑彔曆、易貝十

稽、師淮父に從つて、古師に戍る。蔑曆せられて、貝三十鍰を賜ふ。稽、拜して稽首し、師淮父の休に對揚して、用て文考日乙の寶障彝を作る。其れ子〻孫まで、永く福あらむことを。□

伯雍父、𩰫より來り、彔の曆を蔑し、赤金を賜ふ。伯の休に對揚して、用て文祖辛公の寶𩰫𣪘を作る。其れ子〻孫〻まで、永く寶とせよ。

彔、厥の文考乙公の寶障𣪘を作る。子〻孫、其れ永く寶とせよ。
器　彔、文考乙公の寶障𣪘を作る。蓋

王、𢦏に命じて曰く、䖒、淮夷敢て內國を伐つ。女其れ成周の師氏を以ゐて、𠧴師に戍れと。伯雍父、彔の曆を蔑し、貝十朋

朋、彔拜䭬首、對𩏩白休、用乍文考乙公寶障彝
六行四九字　〔首休𢆶〕
c彔𢦏尊　銘同文六行四九字
d伯𢦏𣪘　白𢦏肇其乍西宮寶、隹用妥神褱、唬
前文人、秉德共屯、隹匄萬年、子〻孫〻、永寶
五行三一字　〔人年眞〕
九二、彔伯𢦏𣪘　隹王正月、辰才庚寅、王若曰、
彔白𢦏、繇、自乃且考、又𣪕于周邦、右闢四方、
叀𢆶天令、女肇不家、余易女秬鬯一卣・金車・𠦪
𩌏較・𠦪𡇩・朱虢𩎒・虎冟𥜰裏・金甬・畫𩌏・金
厄・畫轉・馬四匹・鋚勒
彔白𢦏、敢拜手䭬首、對𩏩天子不顯休、用乍朕皇
考釐王寶障𣪘、余其永邁年寶用、子〻孫〻、其帥
井、受茲休　一一行一一二字　〔首休𣪘休𢆶〕
九三、卻咎𣪘　隹元年三月丙寅、王各于大室、
康公右卻咎、易戠衣・赤◎市、曰、用飼乃且考事、
乍嗣土、咎敢對𩏩王休、用乍寶𣪘、子〻孫〻、其
永寶六行五〇字　〔休𣪘寶𢆶〕

を賜ふ。彔、拜して稽首し、伯の休に對揚して、用て文考乙公の寶障彝を作る。

伯𢦏、肇めて其れ西宮の寶を作る。隹用て神懷を綏んじ、前文人を唬ましめむ。德を秉ること恭純にして、隹萬年ならむことを匄む。子〻孫〻、永く寶とせよ。

隹王の正月、辰は庚寅に在り。王若のごとく曰く、彔伯𢦏よ。繇、乃の祖考よりして、周邦に勳有り。四方を佑闢し、天命を惠張す。女、肇ぎて墜さざれ。余、女に秬鬯一卣・金車・賁𩌏較・賁𩌏・朱虢𩎒・虎冟𥜰裏・金甬・畫𩌏・金厄・畫轉・馬四匹・鋚勒を賜ふと。

彔伯𢦏、敢て拜手稽首し、天子の丕いに顯かなる休に對揚して、用て朕が皇考釐王の寶障𣪘を作る。余は其れ永く萬年まで寶用せむ。子〻孫〻、其れ帥型して、茲の休を受けよ。

隹元年三月丙寅、王、大室に格る。康公、卻咎を右く。織衣・赤𩍐市を賜ふ。曰く、用て乃の祖考の事を飼ぎ、嗣土と作れと。咎、敢て王の休に對揚して、用て寶𣪘を作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

a 戴段　隹八月初吉丁亥、白氏宣戴、易戴弓矢束・馬匹・貝五朋、戴用從、永䚄公休 五行二八字

b 晉段　隹四月初吉丁卯、王穖晉曆、易牛三、晉既拜頴首、升于厥文且考、晉對䚄王休、用乍厥文考障段、晉眔厥子〻孫、永寶 六行四五字　〔首考休段寶幽〕

九四、敔段二　隹四月初吉丁亥、王才周、各于大室、王穖敔曆、易玄衣赤表、敔對䚄王休、用乍文考父丙𩰫彝、其萬年寶 五行四〇字、僞　〔休寶幽〕

a 敔段一　敔乍寶段、用饎、厥孫子厥不吉、其𩰫 三行一四字

九五、君夫段　唯正月初吉乙亥、王才康宮大室、王命君夫曰、價求乃友、君夫敢每䚄王休、用乍文父丁𩰫彝、子〻孫〻、其永用之 五行四四字　〔友之休幽之之、之幽合韻〕

九六、呂方鼎　唯五月既死霸、辰才壬戌、王饔于大室、呂祉于大室、王易呂𩰫三卣・貝卅朋、對䚄王休、用乍寶𩰫、其子〻孫〻、永用 五行四三字

隹八月初吉丁亥、伯氏、戴に宣（休）す。戴に弓と矢束・馬匹・貝五朋を賜ふ。戴用て從ふ。永く公の休に揚へむ。

隹四月初吉丁卯、王、晉の曆を蔑し、牛三を賜ふ。晉既に拜して稽首し、厥の文祖考に升（聞）せり。晉、王の休に對揚して、用て厥の文考の障段を作る。晉、厥の子〻孫に逮ぶまで、永く寶とせむ。

隹四月初吉丁亥、王、周に在り。大室に格る。王、敔の曆を蔑し、玄衣赤表（裏）を賜ふ。敔、王の休に對揚して、用て文考父丙の𩰫彝を作る。其れ萬年まで寶とせよ。

敔、寶段を作り、用て饎る。厥の孫子の不吉なるは、其れ祼せよ。

唯正月初吉乙亥、王、康宮大室に在り。王、君夫に命じて曰く、乃の友を價求せよと。君夫、敢て敏しみて王休に揚へ、用て文父丁の𩰫彝を作る。子〻孫〻、其れ永くこれを用ひよ。

唯五月既死霸、辰は壬戌に在り。王、大室に饔し、呂、大室に侍す。王、呂に𩰫三卣・貝三十朋を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶𩰫を作る。其れ子〻孫〻、永く用ひよ。

九七、刺鼎　唯五月、王才初、辰才丁卯、王啻用牡于大室、啻卲王、刺御、王易刺貝卅朋、天子邁年、刺對䚄王休、用乍黃公障𩰫彝、𣄰孫〻子〻、永寶用 六行五二字

九八、宗周鐘　王肇遹省文武堇疆土、南或𠬝子、敢臽虐我土、王𦎧伐其至、戮伐厥都、𠬝子迺遣間、來逆卲王、南尸東尸、具見廿又六邦、隹皇上帝百神、保余小子、朕猷又成亡競、我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘、倉〻悤〻、雉〻雝〻、用卲各不顯且考先王、先王其嚴才上、𩱦〻數〻、降余多福、福余順孫、參壽隹𠭯、㝬其萬年、畯保四或 正面鉦間四行、鼓左八行、背面鼓右五行、凡一二三字

〔土土都魚　王陽邦東競王陽、陽東合韻　鐘悤雝東王上陽數東、東陽合韻　福𠭯或之〕

a 呂王鬲　呂王乍障鬲、子〻孫〻、永寶用享 一行一三字　巻二、二七四頁

b 猶鐘　……侃先王、先王其嚴才帝左右、斁狄不覭、數〻𩱦〻、降福無彊、猶（髮）其萬年、子

唯五月、王、初に在り。辰は丁卯に在り。王啻して牡を大室に用ひ、卲王を禘す。刺御す。王、刺に貝三十朋を賜ふ。天子萬年ならむことを。刺、王の休に對揚して、用て黃公の障𩰫彝を作る。其れ孫〻子〻、永く寶用せよ。

王肇めて文武の勤めたまへる疆土を遹省す。南國𠬝子、敢て我が土を陷虐す。王、敦伐して其れ至り、厥の都を戮伐す。𠬝子迺ち遣間（請和）し、來りて昭王を逆ふ。南夷東夷、具見するもの二十又六邦なり。

隹皇上帝百神、余小子を保ち、朕が猷成る有りて競ふ亡し。我隹皇天王に嗣配し、對へて宗周の寶鐘を作れり。倉〻悤〻、雉〻雍〻として、用て丕顯なる祖考先王を昭格す。先王其れ嚴として上に在り、𩱦〻數〻として、余に多福を降し、余に順孫を福し、參の壽を隹𠭯めしめむ。㝬其れ萬年まで、畯く四國を保たんことを。

呂王、障鬲を作る。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

……先王を侃しましめむ。先王其れ嚴として帝の左右に在り。不恭を斁逖し、數〻𩱦〻として、福を降すこと無疆ならむ。髮、

々孫々、永寶二器計三三字　〔王覲疆陽〕

九九、師遽方彝　隹正月既生霸丁酉、王才周康寑、卿醴、師遽蔑曆、晉、王乎宰利、易師遽瑉圭一・環章四、師遽拜韻首、敢對覨天子不顯休、用乍文且也公寶隮彝、用匄萬年亡彊、世孫子、永寶

器六行、蓋八行、各六六字　〔首休寶幽〕

一〇〇、師遽設　隹王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮、王徃正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋、遽拜韻首、敢對覨天子不杯休、用乍文考旄叔隮設、世孫子、永寶七行五七字　〔首休設寶幽〕

a 遽諸器　彝「遽白睘乍寶隮彝、用貝十朋又四朋」

角・觶「遽從」　象尊・卣「遽、父己」　觶・觚・尊「父乙　遽」　觶「遽中乍父丁寶　亞中兩趾形」

＊ 麆彝　麆拜韻首、休朕匋君公白易厥臣弟麆井五提、易□・冑・干戈、麆弗敢望公白休、對覨白休、用乍且考寶隮彝四行四一字　〔休休幽〕

其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶とせよ。

隹正月既生霸丁酉、王、周の康寑に在り。饗醴す。師遽蔑曆せられ、侑せらる。王、宰利を呼び、師遽に瑉圭一・環章四を賜はしむ。師遽、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て文祖也公の寶隮彝を作り、用て萬年無疆ならむことを匄む。世孫子、永く寶とせよ。

隹王の三祀四月既生霸辛酉、王、周に在り、新宮に格る。王徃でて師氏を正す。王、師朕を呼び、師遽に貝十朋を賜はしむ。遽、拜して稽首し、敢て天子の不杯なる休に對揚して、用て文考旄叔の隮設を作る。世孫子、永く寶とせよ。

遽伯睘、寶隮彝を作る。貝十朋又四朋を用ふ。

麆、拜して稽首す。朕匋君公伯の厥の臣弟麆に井五提を賜ひ、□・冑・干戈を賜へるを休とす。麆、敢て公伯の休を忘れず、伯の休に對揚して、用て祖考の寶隮彝を作る。

一〇一、盠方尊　唯八月初吉、王各于周廟、穆公右盠、立于中廷、北鄉、王冊令尹、易盠赤市・幽亢・攸勒、曰、用嗣六自、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、王令盠曰、𣪕嗣六自眔八自𢀛

盠拜韻首、敢對覨王休、用乍朕文且益公寶隮彝、盠曰、天子不叚不其、萬年保我萬邦、盠敢拜韻首曰、剌々朕身、遹朕先寶事一〇行一〇八字　〔首休幽其之首幽事之、幽之合韻〕

a 盠方彝一・二　同文

一〇二、盠駒尊　隹王十又三月、辰才甲申、王初執駒于㡾、王乎師麆、召盠、王親旨盠駒、易兩、拜韻首曰、王弗望厥舊宗小子、䓣皇盠身、盠曰、王倗下不其、鼎萬年保我萬宗、盠曰、余其敢對覨天子之休、余用乍朕文考大中寶隮彝、盠曰、其萬年、世子孫、永寶之九行九二字

a 盠駒尊蓋一　王䭾駒㡾、易盠騅、用厥雷、騅

唯八月初吉、王、周廟に格る。穆公、盠を右けて中廷に立ち、北嚮す。王、尹に冊命し、盠に赤市・幽亢・攸勒を賜はしむ。曰く、用て六師を嗣めよと。王、參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工を行る。王、盠に命じて曰く、併せて六師と八師との𢀛(埶)を嗣めよと。

盠、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕文祖益公の寶隮彝を作る。盠曰く、天子、丕叚丕其にして、萬年まで我が萬邦を保たむことを。盠、敢て拜して稽首して曰く、剌々たる朕身、朕が先の寶(保)事を更がむ。

隹王の十又三月、辰は甲申に在り。王、初めて駒を㡾に執る。王、師麆を呼びて盠を召さしむ。王、親しく盠に駒を詣す。兩を賜ふ。拜して稽首して曰く、王、厥の舊宗の小子を忘れず、盠の身を煕皇したまふ。盠曰く、王、倗下丕其にして、則ち萬年まで、我が萬宗を保ちたまはむことを。盠曰く、余は其れ敢て天子の休に對揚し、余用て朕が文考大中の寶隮彝を作れり。盠曰く、其れ萬年ならむことを。世子孫、永く之を寶とせよ。王、駒の㡾を訊ふ。盠に駒を賜ふ。厥の罍を用てす。騅子なり。

子三行一二字
b盠駒尊蓋二　王𩠃駒𨗹、易盠駒、用厥雷、駱
子四行一二字
一〇三、長甶盉　隹三月初吉丁亥、穆王才下減
㡴、穆王卿醴、卽井白、大祝射、穆王蔑長甶、目
逨卽井白、白氏彌不姦、長甶蔑曆、敢對揚天子不
杯休、用肇乍隣彝六行五五字
a普渡村諸器　長甶段「長甶乍寶隣彝」　鱉𦉥
「鱉乍且己隣彝、其子々孫々、永寶　戈形圖象」
伯□父卣「白□父曰、休父易余馬、對揚父休、
用乍寶隣□」
一〇四、師虎段　隹元年六月既望甲戌、王才杜
㡴、洛于大室、井白內右師虎、卽立中廷、北鄉、
王乎內史吳曰、册令虎、王若曰、虎、截先王、既
令乃取考事、啻官嗣左右戲緐荊、今余隹帥井先王
令、令女叓乃取考、啻官嗣左右戲緐荊、苟夙夜、
勿灋朕令、易女赤舄、用事
虎敢拜稽首、對揚天子不杯魯休、用乍朕剌考日庚

王、駒の𨗹を訊ふ。盠に駒を賜ふ。厥の𦉥を用てす。駱子なり。

隹三月初吉丁亥、穆王、下減の㡴に在り。穆王饗醴す。邢伯に卽きて、大祝、射す。穆王、長甶を蔑し、以に逨りて邢伯に卽かしむ。伯氏、彌くこと姦たず。長甶蔑曆せらる。敢て天子の丕杯なる休に對揚して、用て肇めて隣彝を作る。

伯□父曰く、父の余に馬を賜へるを休とす。父の休に對揚して、用て寶隣□を作る。

隹元年六月既望甲戌、王、杜㡴に在り。大室に格る。邢伯內りて師虎を右け、位に中廷に卽きて北嚮す。王、內史吳を呼びて曰く、虎に册命せよと。

王、若のごとく曰く、虎よ。先王に在りて、既に乃の祖考の事を命じ、嫡として左右の戲緐荊を官嗣せしむ。今余は隹、先王の命に帥型し、女に命じて乃の祖考に更ぎ、嫡として左右の戲緐荊を官嗣せしむ。夙夜を敬しみ、朕が命を灋つること勿れ。

隣段、子々孫々、其永寶用一〇行一二四字　〔首休段幽〕
a牧段　隹王七年十又三月既生霸甲寅、王才周、
才師汓父宮、各大室、卽立、公族□入右牧、立
中廷、王乎內史吳、册令牧
王若曰、牧、昔先王既令女乍嗣士、今余唯或𣪕
改、令女辟百寮、有同事□、廼多亂、不用先王
乍井、亦多虐、庶民厥𠻪庶右𡪞、不井不中、廼
侯之□□、今𩰫司匐厥辠召故
王曰、牧、女毋敢（弗帥）先王乍明井用、雩乃
𠻪庶右𡪞、毋敢不明不中不井、乃毋政事、毋敢
不尹八不中不井、今余隹𤕌𡪢乃命、易女𩰫鬯一
卣・金車・𠦪較・畫𨊻・朱虢𢆶靳・虎冟熏裏・
旂、余馬四匹、取（遺□）寽、苟夙夕、勿灋朕
令
牧拜稽首、敢對揚王不顯休、用乍朕皇文考益白
寶隣段、牧其萬年壽考、子々孫々、永寶用二二

女に赤舄を賜ふ。用て事へよと。

虎敢て拜して稽首し、天子の丕杯なる魯休に對揚して、用て朕が剌考日庚の隣段を作る。子々孫々、其れ永く寶用せよ。

隹王の七年十又三月既生霸甲寅、王、周に在り。師汓父の宮に在り。大室に格り、位に卽く。公族□、入りて牧を右け、中廷に立つ。王、內史吳を呼び、牧に册命せしむ。

王、若のごとく曰く、牧よ。昔、先王既に女に命じて嗣士と作せり。今余隹𣪕改すること或り。女に命じて、百寮に辟たらしむ。……有らば、廼ち亂多からむ。先王の作りたまへる刑を用ひざれば、亦虐多からむ。庶民の訊・庶右・隣に、刑ならず、中ならざることあらば、廼ち侯の……。今、匐の辠召故を𩰫司せしむ。

王曰く、牧よ、女敢て先王の作りたまへる明刑に帥ひ用ひざること毋れ。乃の訊・庶右・隣において、敢て不中不刑を明らかにせざること毋れ。乃の毋ふ政事に、敢て其の不中不刑を尹さざること毋れ。今余隹乃の命を𤕌𡪢す。女に秬鬯一卣・金車・賁較・畫𨊻・朱虢𢆶靳・虎冟熏裏・旂を賜ふ。馬四匹を賖り、遺（徵）□鍰を取らしむ。夙夕を敬しみ、朕が命を灋つること勿

行約二三六字〔首休毁考幽〕

一〇五、吳方彝　隹二月初吉丁亥、王才周成大室、旦、王各廟、宰朏右乍册吳入門、立中廷北鄉、王乎史戊、册令吳、嗣旃𥂴叔金、易𩰪鬯一卣・玄衮衣・赤舄・金車・𠦪囘・朱虢靳・虎冟熏裏・𠦪較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒
吳拜𩒨首、敢對䫹王休、用乍靑尹寶隮彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀一〇行一〇二字〔首休幽〕

一〇六、趞曹鼎一　隹七年十月既生霸、王才周般宮、旦、王各大室、井白入右趞曹、立中廷北鄉、易趞曹載市・冋黃・䜌、趞曹拜𩒨首、敢對䫹天子休、用乍寶鼎、用卿倗晉八行五六字〔首休幽晉之幽之合韻〕

一〇七、趞曹鼎二　隹十又五年五月既生霸壬午、龔王才周新宮、王射于射盧、史趞曹易弓矢・虎盧・冑・干・殳、趞曹〔敢對曹〕拜𩒨首、敢對䫹天子休、用乍寶鼎、用卿倗晉八行五五字、原三字衍〔首休晉幽〕

れと。

牧、拜して稽首し、敢て王の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇文考益伯の寶隮毁を作る。牧其れ萬年壽考ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

隹れ二月初吉丁亥、王、周の成大室に在り。旦に王、廟に格る。宰朏、作册吳を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史戊を呼び、吳に册命し、旃と叔金とを嗣どらしむ。秬鬯一卣・玄衮衣・赤舄・金車・賁韔・朱虢靳・虎冟熏裏・賁較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。

吳、拜して稽首し、敢て王の休に對揚し、用て靑尹の寶隮彝を作る。吳其れ世子孫まで、永く寶用せよ。隹れ王の二祀なり。

隹れ七年十月既生霸、王、周般宮に在り。旦に王、大室に格る。邢伯入りて趞曹を右け、中廷に立ちて北嚮す。趞曹に載市・冋黃・鑾（旂）を賜ふ。趞曹、拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て朋友を饗せむ。

隹れ十又五年五月既生霸壬午、共王、周の新宮に在り。王、射廬に射る。史趞曹、弓矢・虎盧・冑・干・殳を賜ふ。趞曹敢對曹、三字衍 拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て朋友を饗せむ。

一〇八、師湯父鼎　隹十又二月初吉丙午、王才周新宮、才射廬、王乎宰雁、易□弓象弭、矢臺彤欮、師湯父拜𩒨首、乍朕文考□叔䵼彝、其邁年、孫々子々、永寶用八行五四字

a仲枏父鬲　隹六月初吉、師湯父有嗣中枏父、乍寶鬲、用敢鄉考于皇且丂、用㫋眉壽、其萬年、子々孫々、其永寶用七行三八字〔丂壽幽〕

b仲枏父毁　同文（器名を毁に作る）四行三八字

c仲枏父匕　中枏父乍匕、永寶用二行八字

一〇九、豆閉毁　唯王二月既眚霸、辰才戊寅、王各于師戲大室、井白入右豆閉、王乎內史、册命豆閉、王曰、閉、易女戠衣・⊗市・䜌旂、用併乃且考事、嗣𡨦俞邦君嗣馬・弓矢、閉拜𩒨首、敢對䫹天子不顯休命、用乍朕文考釐叔寶毁、用易壽壽（考）、萬年永寶、用于宗室九行九二字〔首毁考寶〕

隹れ十又二月初吉丙午、王、周の新宮に在り。射廬に在りて、王、宰雁を呼び、□弓象弭、矢臺彤欮を賜はしむ。師湯父、拜して稽首し、朕が文考□叔の䵼彝を作る。其れ萬年ならむことを、孫々子々、永く寶用せよ。

唯れ六月初吉、師湯父の有嗣仲枏父、寶鬲を作る。用て敢んで皇祖考に饗孝し、用て眉壽を祈む。其れ萬年ならむことを。子々孫々、其れ永く寶用せよ。

唯れ王の二月既生霸、辰は戊寅に在り。王、師戲の大室に格る。邢伯入りて豆閉を右く。王、內史を呼び、豆閉に册命せしむ。王曰く、閉よ。女に織衣・黼市・鑾旂を賜ふ。用て乃の祖考の事を併ぎ、𡨦俞の邦君嗣馬・弓矢を嗣めよと。閉、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考釐叔の寶毁を作る。用て壽考を賜はらむことを。萬年まで永く寶とし、

幽〕
a 𡨦鼎　隹王九月既望乙子、趞中令𡨦、䜌𤔲奠
田、𡨦拜䭫首、對䚄趞中休、用乍朕文考釐叔䵼
鼎、其孫〻子〻、其永寶六行四二字〔首休寶幽〕

一一〇、𢦏段　隹正月乙子、王各于大室、穆公
入右𢦏、立中廷北鄉、王曰、𢦏、令女乍𤔲土、官
𤔲耤田、易女戠衣・赤◎市・䜌旂、楚走馬、取遺
五寽、用事、𢦏拜䭫首、對䚄王休、用乍朕文考寶
段、其子〻孫〻、永用八行七三字〔首休段幽〕

一一一、利鼎　唯王九月丁亥、王客于般宮、丼
白內右利、立中廷北鄉、王乎乍命內史、冊命利曰、
易女赤◎市・䜌旂、用事、利拜䭫首、對䚄天子不
顯皇休、用乍朕文考𤔲白䵼鼎、利其邁年、子孫永
寶用八行七〇字〔首休幽〕

一一二、倗生段　隹正月初吉癸子、王才成周、
格白取良馬乘于倗生、厥賓卅田、𠟭析、格白遱、

宗室に用ひよ。

隹王の九月既望乙巳、趞仲、𡨦に命じ、併せて鄭の田を𤔲めしむ。𡨦、拜して稽首し、趞仲の休に對揚して、用て朕が文考釐叔の䵼鼎を作る。其れ孫〻子〻、其れ永く寶とせよ。

隹正月乙巳、王、大室に格る。穆公入りて𢦏を右け、中廷に立ちて北嚮す。王曰く、𢦏よ。女に命じて𤔲土と作し、耤田を官𤔲せしむ。女に織衣・赤䪌市・鑾旂を賜ふ。走馬を楚けよ。遺五鋝を取らしむ。用て事へよと。𢦏、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て朕文考の寶段を作る。其れ子〻孫〻、永く用ひよ。

唯王の九月丁亥、王、般宮に格る。邢伯內りて利を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、作命內史を呼び、利に冊命せしめて曰く、女に赤䪌市・鑾旂を賜ふ。用て事へよと。利、拜して稽首し、天子の丕顯なる皇休に對揚して、用て朕が文考𤔲伯の䵼鼎を作る。利其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

隹正月初吉癸巳、王、成周に在り。格伯、良馬乘を倗生より取る。厥の貯三十田なり。則ち析す。格伯遱ふ。殹妊と仡人と、

殹妊彶仡人、從格白、𠩺彶甸、殷人紉𠭯谷杜木遼
谷旅桒、涉東門、厥書史戠武、立𥨮成壘、鑄保段、
用典格白田、其邁年、子〻孫〻、永保用 ⊞ 五
器六銘、第一器六行八二字

a 格伯作晉姬段　隹三月初吉、格白乍晉姬寶段、
子〻孫〻、其永寶用三行二〇字

b 𢍰仲作倗生壺　𢍰中乍倗生歙壺、匃三壽懿德
萬年四行一四字

c 倗諸器　鼎「倗中乍畢媿賸鼎、其萬年寶用」
段「倗白虘自乍䵼段、其子〻孫、永寶用享」
尊・卣「倗乍厥考寶䵼彝、用萬年事」

一一三、追段　追虔夙夕、卹厥死事、天子多易
追休、追敢對天子䚄、䚄用乍朕皇且考䵼段、用享
孝于前文人、用𣫛匃眉壽永令、畯臣天子霝冬、追
其萬年、子〻孫〻、永寶用六銘、七行六〇字〔夕魚
事之、魚之合韻　休段幽　人令年真〕

一一四、趩觶　隹三月初吉乙卯、王才周、各大

格伯に從うて甸に按及す。殷人、𠭯谷の杜木と原谷の旅桒とを紉ぎて、東門に涉る。厥の書史戠武、立𥨮成壘し、保(寶)段を鑄て、用て格伯の田を典す。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く保(寶)用せよ。⊞

隹三月初吉、格伯、晉姬の寶段を作る。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

𢍰仲、倗生の歙壺を作り、三壽懿德萬年ならむことを匃む。

倗仲、畢媿の賸鼎を作る。其れ萬年まで寶用せよ。

倗伯虘、自ら䵼段を作る。其れ子〻孫、永く寶として用て享せよ。

倗、厥の考の寶䵼彝を作る。用て萬年まで事らむ。

追、夙夕を虔み、厥の死(司)事を卹み、天子多く追に休を賜ふ。追、敢て天子の䚄に對へて、揚へて用て朕が皇祖考の䵼段を作る。用て前文人に享孝し、用て眉壽永命を𣫛匃す。畯く天子に臣へて靈終ならむことを。追其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹三月初吉乙卯、王、周に在り。大室に格る。咸邢叔入りて趩

室、咸井叔入右趩、王乎內史、冊令趩、更厥且考服、易趩戠衣・載市・冋黃・旂、趩拜䭫首、䫺王休對、趩蔑曆、用乍寶隮彝、枻孫子、毋敢彖、永寶、隹王二祀八行六八字〔對彝脂　子之寶幽祀之、之幽合韻〕

一一五、免觶　隹六月初吉、王才奠、丁亥、王各大室、井叔右免、王蔑免曆、令史懋、易免載市・冋黃、乍嗣工、對䫺王休、用乍隮彝、免其萬年、永寶用器、五行四九字　蓋銘僞

a免簠　隹三月既生霸乙卯、王才周、令免乍嗣土、嗣奠還歔眔吳眔牧、易戠衣・䜌、對䫺王休、用乍旅𩰫彝、免其萬年、永寶用四行四四字

b免殷　隹十又二月初吉、王才周、昧喪、王各于大廟、井叔有免卽令、王受乍冊尹者、卑冊令免曰、令女足周師嗣歔、易女赤◎市、用事、免對䫺王休、用乍隮殷、免其萬年、永寶用六行六四字〔休殷幽〕

c免盤　隹五月初吉、王才周、令作冊內史、易

を右く。王、內史を呼び、趩に冊命せしむ。厥の祖考の服を更げと。趩に織衣・載市・冋黃・旂を賜ふ。趩、拜して稽首し、王の休に揚へて對ふ。趩、蔑曆せられ、用て寶隮彝を作る。世孫子、敢て墜すこと毋く、永く寶とせよ。隹王の二祀なり。

隹六月初吉、王、鄭に在り。丁亥、王、大室に格る。邢叔、免を右く。王、免の曆を蔑し、史懋をして、免に載市・冋黃を賜はしめ、嗣工と作す。王の休に對揚して、用て隮彝を作る。免其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹三月既生霸乙卯、王、周に在り。免に命じて嗣土と作し、鄭還の歔と虞と牧とを嗣らしむ。織衣・䜌を賜ふ。王の休に對揚して、用て旅𩰫彝を作る。免其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹十又二月初吉、王、周に在り。昧爽、王、大廟に格る。邢叔、免を右けて、命に卽かしむ。王、作冊尹に書を受けて、免に冊命せしめて曰く、女に命じて、周師を疋けて歔を嗣めしむ。女に赤黼市を賜ふ。用て事へよと。免、王の休に對揚して、用て隮殷を作る。免其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹五月初吉、王、周に在り。作冊內史に命じて、免に鹵百隧を

免鹵百隧、免穠、靜母王休、用乍般・盉、其萬年寶用二行三三字

d史免簠　史免乍旅匡、從王征行、用盛稻粱、其子ゝ孫ゝ、永寶用享二器、四行二二字〔匡行粱享陽〕

一一六、弭叔殷　隹五月初吉甲戌、王才葊、各于大室、卽立中廷、井叔內右師宋、王乎尹氏、冊令師宋、易女赤舄・攸勒、用楚弭白、師宋拜䭫首、敢對䫺天子休、用乍朕文且寶殷、弭叔其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用七行七二字〔首休殷幽〕

a弭諸器　弭仲簠考古圖、約五〇字　匜「弭白乍旅匜、其子ゝ孫ゝ、永寶用」　鬲「弭叔乍□妊齋鬲」　盨一「弭叔乍旅盨、其萬年、永寶用」　盨二「隹五月既生霸庚午、弭叔乍叔班旅盨、其子ゝ孫ゝ、永寶用」

一一七、史懋壺　隹八月既死霸戊寅、王才葊京溼宮、寴令史懋路筭、咸、王乎伊白、易懋貝、懋拜䭫首、對王休、用乍父丁寶壺五行四一字〔首休幽〕

一一八、大殷一　唯六月初吉丁子、王才奠、穠

賜ふ。免、蔑はさる。王の休に靜敏して、用て盤・盉を作る。其れ萬年まで寶用せむ。

史免、旅簠を作る。王の征行に從ひ、用て稻粱を盛る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

隹五月初吉甲戌、王、葊に在り。大室に格り、位に中廷に卽く。邢叔內りて師宋を右く。王、尹氏を呼び、師宋に冊命せしむ。女に赤舄・攸勒を賜ふ。用て弭伯を楚けよと。師宋拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が文祖の寶殷を作る。弭叔其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

隹五月既生霸庚午、弭叔、叔班の旅盨を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

隹八月既死霸戊寅、王、葊京の溼宮に在り。親しく史懋に路筮を命ず。咸る。王、伊伯を呼び、懋に貝を賜はしむ。懋、拜して稽首し、王の休に對へて、用て父丁の寶壺を作る。

唯六月初吉丁巳、王、鄭に在り。大の曆を蔑し、芻芉の騂を賜

大曆、易㫚羊犁、曰、用啻于乃考、大拜䭫首、對䫚王休、用乍朕皇考大中尊𣪘五行四〇字　〔考首休𣪘幽〕

一一九、守宮盤　隹正月既生霸乙未、王才周、周師光守宮事、祼、周師不㔻、易守宮絲束・蘆幎五・蘆冪二・馬匹・毳布三・專屖三、𨦫朋、守宮對䫚周師𩞁、用乍且乙尊、其䍿子子孫孫、永寶用、毋彖七行六六字

a 守宮諸器　觥・卣一「守宮乍父辛尊彝、其永寶」

鳥尊　守宮䫚公休、乍父辛尊、其永寶二行一二字　〔休寶幽〕

卣二・爵一・二「守宮乍父辛」

一二〇、師㝨𣪘　隹二月初吉戊寅、王才周師𤔲馬宮、各大室、卽立、𤔲馬井白、□右師㝨入門、立中廷、王乎內史吳、冊令師㝨曰、先王既令女、今余唯䌛先王令、（令）女官𤔲邑人師氏、易女金勒、㝨拜䭫首、敢對䫚天子不顯休、用乍朕文考外

ふ。曰く、用て乃の考に禘れと。大、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て朕が皇考大中の尊𣪘を作る。

隹正月既生霸乙未、王、周に在り。周師、守宮の事を光かさむとして、祼す。周師不㔻にして、守宮に絲束・蘆幕五・蘆冪二・馬匹・毳布三・緫幦三・𨦫（玉）朋を賜ふ。守宮、周師の𩞁に對揚して、用て祖乙の尊を作る。其れ世子子孫孫、永く寶用して墜すこと毋れ。

守宮、公の休に揚へて、父辛の尊を作る。其れ永く寶とせよ。

隹二月初吉戊寅、王、周師𤔲馬の宮に在り。大室に格りて位に卽く。𤔲馬邢伯、□師㝨を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史吳を呼び、師㝨に冊命せしめて曰く、先王既に女に命じたまへり。今余唯先王の命を緟ぎ、女に命じて邑人師氏を官𤔲せしむ。女に金勒を賜ふと。㝨、拜して稽首し、敢て天子の丕顯

季尊𣪘、㝨其萬年、孫孫子子、其永寶用、享于宗室一〇行一〇二字　〔首休𣪘幽〕

一二一、師𠫑父鼎　隹六月既生霸庚寅、王各于大室、𤔲馬井白右師𠫑父、王乎內史駒、冊命師𠫑父、易載市・冋黃・玄衣黹屯・戈琱㦰・旂、用𤔲乃父官友、𠫑父拜䭫首、對䫚天子不𠀠魯休、用追考于剌中、用乍尊鼎、用匄眉壽、黃耇吉康、師𠫑父其萬年、子子孫、永寶用一〇行九三字　〔首休壽幽〕

一二二、走𣪘　隹王十又二年三月既望庚寅、王才周、各大室、卽立、𤔲馬井白〔入〕右走、王乎作冊尹、〔冊命〕走、䍙疋□、易女赤〔㒸〕市・䜌〔䜌〕旂、用考、走敢拜䭫首、對䫚王休、用自乍寶尊𣪘、走其眔厥子子孫孫、萬年永寶用八行約七五字　〔考首休𣪘幽〕

a 走鐘　走乍朕皇且文考寶龢鐘、走其萬年、子子孫孫、永寶用享五鐘、二行二二字　〔鐘東享陽、東陽合韻〕

なる休に對揚して、用て朕が文考外季の尊𣪘を作る。㝨其れ萬年ならむことを。孫孫子子、其れ永く寶用して、宗室に享せよ。

隹六月既生霸庚寅、王、大室に格る。𤔲馬邢伯、師𠫑父を右く。王、內史駒を呼び、師𠫑父に冊命し、載市・冋黃・玄衣黹純・戈琱㦰・旂を賜はしむ。用て乃の父の官友を𤔲めよと。𠫑父、拜して稽首し、天子の丕伾なる魯休に對揚して、用て剌仲に追孝し、用て尊鼎を作る。用て眉壽、黃耇吉康ならむことを匄む。師𠫑父其れ萬年ならむことを。子子孫、永く寶用せよ。

隹王の十又二年三月既望庚寅、王、周に在り。大室に格りて位に卽く。𤔲馬邢伯、（入りて）走を右く。王、作冊尹を呼び、走に冊命せしむ。併せて□を疋けよ。女に赤䊷市・䜌旂を賜ふ。用て孝せよと。走、敢みて拜して稽首し、王の休に對揚して、用て自ら寶尊𣪘を作る。走其れ厥の子子孫孫に眔ぶまで、萬年永く寶用せむ。

走、朕が皇祖文考の寶龢鐘を作る。走其れ萬年ならむことを。子子孫孫、永く寶として用て享せよ。

巻三上

一二三、匡卣　隹四月初吉甲午、懿王才射盧、乍象㒷、匡甫象鑠二、王曰、休、匡拜手䭫首、對䫉天子不顯休、用乍文考日丁寶彝、其孫〻子〻、永寶用　五行五一字〔午盧㒷魚　休首休幽〕

隹四月初吉甲午、懿王、射盧に在り。象虡を作る。匡、象鑠二を甫く。王曰く、休なりと。匡、拜手稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て文考日丁の寶彝を作る。其れ孫〻子〻、永く寶用せよ。

一二四、師艅段　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右師艅入門、立中廷、王乎作册內史、册令師艅、䝨嗣□□、易赤市・朱黃・旂、艅拜䭫首、天子其萬年、眉壽黃耇、畯才立、艅其蔑曆、日易魯休、艅敢對䫉天子不顯休、用乍寶段、艅其萬年永保、臣天子　一〇行九九字〔首耇休休段保幽子之、幽之合韻〕

隹三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。嗣馬共、師俞を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作册內史を呼び、師俞に册命し、併せて□□を嗣めしむ。赤市・朱黃・旂を賜ふ。俞、拜して稽首す。天子其れ萬年、眉壽黃耇にして、畯く位に在らむことを。俞其れ蔑曆せられ、日に魯休を賜ふ。俞、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶段を作る。俞其れ萬年まで永く保ち、天子に臣へむ。

a 師艅尊　王女上侯、師艅從王□功、易師艅金、艅則對䫉厥德、用乍厥文考寶彝、孫〻子〻寶　六行三二字〔德之寶幽、之幽合韻〕

王、上侯に女す。師俞、王の□功に從ふ。師俞に金を賜ふ。俞則ち厥の德に對揚して、用て厥の文考の寶彝を作る。孫〻子〻寶とせよ。

b 師艅鼎　王女上侯、師艅從王□□、易師艅金、艅則對䫉厥德、其乍厥文考寶鼎、孫子〻寶用　四行三二字

……其れ厥の文考の寶鼎を作る。孫子〻寶用せよ。

一二五、師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右師晨入門、立中廷、王乎乍册尹、册令師晨、疋師俗、嗣□人、隹小臣善夫守□官犬、眔奠人善夫官守友、易赤舄、晨拜䭫首、敢對䫉天子不顯休令、用乍朕文且辛公障鼎、晨其〔萬年〕、世子〻孫〻、其永寶用　一〇行一〇三字〔友之首幽、之幽合韻〕

隹三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。嗣馬共、師晨を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作册尹を呼び、師晨に册命す。師俗を疋け、□人と小臣善夫・守□官犬、眔び鄭人善夫・官守友を嗣めよ。赤舄を賜ふと。晨、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚し、用て朕が文祖辛公の障鼎を作る。晨其れ（萬年）ならむことを。世子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

a 庚季鼎　隹五月既生霸庚午、白俗父右庚季、王易赤◎市・玄衣黹屯・䜌旂、曰、用左右俗父、嗣寇、庚季拜䭫首、對䫉王休、用乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永用　九行五五字、疑〔寇首休幽〕

隹五月既生霸庚午、伯俗父、庚季を右く。王、赤黼市・玄衣黹純・䜌旂を賜ふ。曰く、用て俗父を左右けて、寇を嗣めよと。庚季、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く用ひよ。

b 伯晨鼎　隹王八月、辰才丙午、王命䡃侯白晨曰、嗣乃且考、侯于䡃、易女秬鬯一卣・玄袞衣・幽夫亢・赤舄・駒車・畫□・䡇較・虎幃冟衺・里幽・攸勒・旅五旅・彤弓旅矢・□戈・

隹王の八月、辰は丙午に在り。王、䡃侯伯晨に命じて曰く、乃の祖考を嗣ぎて、䡃に侯となれ。女に秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舄・駒車・畫□・幬較・虎幃冟衺裏幽・攸勒・旅（稽）五旅・彤弓彤矢・旅（盧）弓旅矢・□戈・䖈・冑を賜ふ。用て夙夜に

虢・胄、用夙夜事、勿灋朕命

晨拜䭫首、敢對揚王休、用乍朕文考順公宮䵼鼎、子〻孫、其萬年、永寶用 一六行一〇〇字 〔首休幽〕

一二六、大師虘𣪕　正月既望甲午、王才周師量宮、旦、王各大室、卽立、王乎師晨、召大師虘入門、立中廷、王乎宰曶、易大師虘虎裘、虘拜䭫首、敢對揚天子不顯休、用乍寶𣪕、虘其萬年、永寶用、隹十又二年 七行七〇字 〔首休𣪕幽〕

a大師虘豆　大師虘乍𦎫䵼豆、用卲洛朕文且考、用旛多福、用匄永令、虘其永寶、用享 四行二八字

〔考幽福之寶幽、幽之合韻〕

b虘鐘一　隹正月初吉丁亥、虘乍寶鐘、用追孝于己白、用享大宗、用濼好賓、虘眔蔡姬、永寶、用卲大宗 四行三五字、同銘二器 〔鐘東宗宗冬、東冬合韻〕

c虘鐘二　……首、敢對揚天子不顯休、用乍朕文考釐白龢醬鐘、虘眔蔡姬、永寶 六行二五字

〔首休寶幽〕

事へ、朕が命を灋つること勿れと。

晨拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文考順公の宮の䵼鼎を作る。子〻孫、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

正月既望甲午、王、周の師量の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。王、師晨を呼び、大師虘を詔けて門に入り、中廷に立たしむ。王、宰曶を呼び、大師虘に虎裘を賜はしむ。虘、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶𣪕を作る。虘其れ萬年まで、永く寶用せむ。隹十又二年なり。

大師虘、蒸䵼豆を作る。用て朕が文祖考を卲格し、用て多福を旛り、用て永命を匄む。虘其れ永く寶として、用て享せむ。

隹正月初吉丁亥、虘、寶鐘を作る。用て己伯に追孝し、用て大宗に享し、用て好賓を樂しましめむ。虘と蔡姬と、永く寶とし、用て大宗に卲らむ。

……首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考釐伯の龢醬鐘を作る。虘と蔡姬と、永く寶とせむ。

d虘𣪕　虘召妊乍寶𣪕、子〻孫〻、永寶用享

二行一四字、文右行

一二七、諫𣪕　隹五年三月初吉庚寅、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右諫入門、立中廷、王乎內史年、冊命諫曰、先王既命女、𤔲𤔲王宥、女某不又昏、毋敢不善、今余隹或𤔲命女、易女勒

諫拜䭫首、敢對揚天子不顯休、用乍朕文考叀白䵼𣪕、諫其萬年、子〻孫〻、永寶用 器九行一〇一字、蓋一〇行一〇一字 〔首休𣪕幽〕

一二八、無㠱𣪕　隹十又三年正月初吉壬寅、王征南尸、王易無㠱馬四匹、無㠱拜手䭫首曰、敢對揚天子魯休令、無㠱用乍朕皇且釐季䵼𣪕、無㠱其萬年、子孫永寶用 七行五八字 〔首𣪕幽〕

一二九、望𣪕　隹王十又三年六月初吉戊戌、王才周康宮新宮、旦、王各大室、卽立、宰倗父右望入門、立中廷、北鄕、王乎史年、冊令望、死𤔲畢

虘の召妊、寶𣪕を作る。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

隹五年三月初吉庚寅、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。𤔲馬共、諫を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史年を呼び、諫に冊命せしめて曰く、先王既に女に命じ、併せて王宥（囿）を𤔲めしむ。女謀りて昏有らず、敢て不善なること毋かりき。今余隹れ𤔲ぎて女に命ずること或（有）り。女に（攸）勒を賜ふと。

諫、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考叀伯の䵼𣪕を作る。諫其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹十又三年正月初吉壬寅、王、南夷を征す。王、無㠱に馬四匹を賜ふ。無㠱、拜手稽首して曰く、敢て天子の魯休の命に對揚せむと。無㠱用て朕が皇祖釐季の䵼𣪕を作る。無㠱其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

隹王の十又三年六月初吉戊戌、王、周の康宮新宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰倗父、望を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史年を呼び、望に冊命せしむ。畢の王

王家、易女赤◎市・䜌、用事
望拜䭫首、對珝天子不顯休、用乍朕皇且白囟父寶𣪘、其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用 一〇行八九字〔首休𣪘幽〕

一三〇、師望鼎　大師小子師望曰、不顯皇考寬公、穆ゝ克盟厥心、悊厥德、用辟于先王、得屯亡敃、望肁帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不㒸不妻
王用弗朢聖人之後、多蔑曆、易休、望敢對珝天子不顯魯休、用乍朕皇考寬公障鼎、師望其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用 一〇行九四字〔後侯休休幽、侯幽合韻〕

a 師望壺　大師小子師望乍寶壺、其萬年、子孫ゝ、永寶用 四行一八字

＊望鼎　大師小子望乍、子ゝ孫ゝ、永寶用之 三行一四字

b 望爵　公易望貝、用乍父甲寶彝

一三一、揚𣪘　隹王九月既眚霸庚寅、王才周康宮、旦、各大室、卽立、𤔲徒單伯內右珝、王乎內史ゝ光、册令珝、王若曰、珝、乍𤔲工、官𤔲量田甸、眔𤔲笠眔𤔲芻眔𤔲寇眔𤔲工司、易女赤◎市・䜌旂、嗌訟、取遺五寽
珝拜手䭫首、敢對珝天子不顯休、余用乍朕刺考害白寶𣪘、子ゝ孫ゝ、其萬年、永寶用 二銘、一〇行一〇七字〔首休𣪘幽〕

一三二、單伯鐘　單白昊生曰、不顯皇且刺考、逑匹先王、𠷎堇大令、余小子、肁帥井朕皇且考懿德、用保奠……鉦間二行一六字、鼓左五行一八字、下缺

a 昊生鐘　〔隹……月初〕吉甲戌、王命……周、王若曰、昊……〔昊〕生拜手䭫手、敢對珝王休、昊生用乍□公大𪔈鐘、用降多福、用喜侃前文人、用㣺康𧾚屯魯、用受……鉦間左鼓約四十八字

b 單昊生豆　單昊生乍羞豆、用享 一行八字

一三三、善鼎　唯十又二月初吉、辰才丁亥、王才宗周、王各大師宮

家を死嗣せよ。女に赤黼市・鑾を賜ふ。用て事へよと。望、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇祖伯囟父の寶𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

大師小子師望曰く、丕顯なる皇考寬公、穆ゝとして克く厥の心を明らかにし、厥の德を哲にし、用て先王に辟へ、純を得て敃るること亡し。望、肁ぎて皇考に帥型し、夙夜を虔しみ、王命を出納す。敢て墜さずして、肅まずんばあらず。王、用て聖人の後なることを忘れず、多く蔑曆せられ、休を賜ふ。望、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考寬公の障鼎を作る。師望其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

大師小子師望、寶壺を作る。其れ萬年ならむことを。子孫ゝ、永く寶用せよ。

大師小子望作る。子ゝ孫ゝ、永くこれを寶用せよ。

公、望に貝を賜ふ。用て父甲の寶彝を作る。

隹王の九月既生霸庚寅、王、周の康宮に在り。旦に大室に格り、位に卽く。𤔲徒單伯、內りて揚を右く。王、內史史光を呼び、揚に册命せしむ。王若のごとく曰く、揚よ、𤔲工と作りて、量田の甸と𤔲笠と𤔲芻と𤔲寇と𤔲工の司を官𤔲せよ。女に赤黼市・鑾旂を賜ふ。訟を訊せよ。遺五鍰を取らしむと。揚、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚す。余用て朕が刺考憲伯の寶𣪘を作る。子ゝ孫ゝ、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

單伯昊生曰く、不顯なる皇祖刺考、先王を逑け匹け、大命に勤勳せり。余小子、肁ぎて朕が皇祖考の懿德に帥型し、用て……を保奠せむ。……

(隹……月初) 吉甲戌、王命じて……周、王若のごとく曰く、昊よ……(昊) 生拜手稽首し、敢て王の休に對揚す。昊生用て□公の大𪔈鐘を作る。用て多福を降さんことを。用て前文人を喜侃し、用て康𧾚純魯を㣺り、用て……を受けられむことを。

……

單昊生、羞豆を作る。用て享せむ。

隹十又二月初吉、辰は丁亥に在り。王、宗周に在り。王、大師の宮に格る。

王曰、善、昔先王既令女左疋𩛥侯、今余唯肇離先
王令、令女左疋𩛥侯、監豳師戍、易女乃且旂、用
事
善敢拜䭫首、對䫚皇天子不杯休、用乍宗室寶隮、
唯用易福、唬前文人、秉德共屯、余其用各我宗子
雩百生、余用匄屯魯雩萬年、其永寶用之　一一行一
一二字〔首休幽　人眞生耕年眞、眞耕合韻〕

一三四、蔡𣪕　隹元年既望丁亥、王才減应、旦、
王各廟、即立、宰曶入右𦍒、立中廷、王乎史尤、
冊令𦍒
王若曰、𦍒、昔先王既令女乍宰、𤔲王家、今余隹
離𡩜乃令、令女眔曶、䌛疋對各、死𤔲王家外内、
毋敢又不𦖞、𤔲百工、出入姜氏令、厥又見、又即
令、厥非先告𦍒、毋敢疾又入告、女毋弗善效姜氏
人、勿事敢又疾止從獄
易女玄衮衣・赤舃、敬夙夕、勿灋朕令
𦍒拜手䭫首、敢對䫚天子不顯魯休、用乍寶隮𣪕、

王曰く、善よ。昔先王既に女に命じ、𩛥侯を左疋せしむ。今余唯れ肇ぎて先王の命を緟ぬ。女に命じて𩛥侯を左疋し、豳師の戍を監せしむ。女に乃の祖の旂を賜ふ。用て事へよと。

善、敢て拜して稽首し、皇天子の丕杯なる休に對揚して、用て宗室の寶隮を作る。唯れ用て福を賜はらむことを。前文人を唬ましめ、德を秉ること恭純にして、余其れ用て我が宗子と百生とを格らしめ、余用て純魯と萬年とを匄めむ。其れ永く寶として之を用ひよ。

隹れ元年既望丁亥、王、減の应に在り。旦に王、廟に格りて位に即く。宰曶、入りて蔡を右け、中廷に立つ。王、史尤を呼び、蔡に冊命せしむ。

王、若のごとく曰く、蔡よ。昔、先王既に女に命じて宰と作し、王家を嗣めしめたまへり。今、余隹乃の命を緟𡩜す。女と曶とに命じて、併せて對各を疋け、王家の外内を死嗣せしむ。敢て聞せざる有ること毋れ。百工を嗣め、姜氏の命を出納せよ。敢て厥の見えむとする有り、命に即かむとするもの有るときは、厥の先づ蔡に告ぐるに非ざれば、敢て疾して入れ告げしむる有ること毋れ。女、姜氏の人を善效せざること毋れ。敢て疾止從獄することを有らしむること勿れ。女に玄衮衣・赤舃を賜ふ。夙夕を敬しみて、朕が命を灋つること勿れと。

蔡、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶隮𣪕を作る。蔡其れ萬年眉壽ならむことを。子々孫、永く寶用せよ。

𦍒其萬年眉壽、子々孫、永寶用一三行一五九字
〔聞令令人眞　首休𣪕壽幽〕

一三五、曶鼎　隹王元年六月既望乙亥、王才周
穆王大〔室、王〕若曰、曶、令女更乃且考𤔲卜事、
易女赤⊗〔市・旂〕、用事、王才遷应、井叔易曶
赤金鋚、曶受休□□王、曶用絲金、乍朕文考弈白
䵼牛鼎、曶其萬〔年〕用祀、子々孫々、其永寶
隹王四月既眚霸、辰才丁酉、井叔才異爲□、〔曶〕
事厥小子𩛥、目限訟于井叔
我既賣女五〔夫效〕父、用匹馬束絲、限詰曰、䛠
則卑我賞馬、效〔父則〕卑復厥絲束、䛠・效父迺
詰𢿌曰、于王參門□□木榜、用償徙賣玆五夫、用
百守、非出五夫、□□譫、迺䛠又譫眔𧻚金
井叔曰、才王人、迺賣用□、不逆付曶、毋卑貳于

隹れ王の元年六月既望乙亥、王、周の穆王の大室に在り。王、若のごとく曰く、曶よ。女に命じて、乃の祖考の嗣卜の事を更がしむ。女に赤黼〔市・旂〕を賜ふ。用て事へよと。王、遷の应に在り。邢叔、曶に赤金鋚を賜ふ。曶、休を（丕杯なる）王に受く。曶、茲の金を用て、朕が文考弈伯の䵼牛鼎を作る。曶其れ萬年まで、用て祀らむ。子々孫々、其れ永く寶とせよ。

隹れ王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。邢叔、異に在りて□を爲す。曶、厥の小子𩛥をして、限を以て邢叔に訟せしむ。

我既に女に五夫を效父に賣ふに、匹馬束絲を用てせり。限許して曰く、䛠には則ち我をして馬を償せしめ、效父には則ち厥の絲束を復へしめむと。

䛠・效父、迺ち𢿌に許して曰く、王の參門□□の木榜におい

䛝

曶廼拜䭫首、受兹五夫、曰陪、曰恒、曰藉、曰□、曰眚、事守吕告䛝、廼卑□吕曶酉彶羊、絲三守、用致兹人、曶廼每于䛝〔曰〕、女其舍𩵦矢五秉、曰、必尙卑處厥邑、田厥田、䛝則卑復令曰、若

昔饉歲、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭、吕匡季告東宮、東宮廼曰、求乃人、乃弗得、女匡罰大、匡廼䭫首于曶、用五田、用衆一夫、曰益、用臣、曰疐、曰朏、曰奠、曰、用兹四夫䭫首、曰、余無卣具寇、正□不□□余

曶或吕匡季告東宮、曶曰、必唯朕□賞、東宮廼曰、賞曶禾十秭、遺十秭、爲廿秭、〔乃〕來歲弗賞、則付卌秭、廼或卽曶、用田二、又臣〔一夫〕、凡用卽曶田七田、人五夫、曶覓匡卅秭 二四行四〇四字

て、償を用て徃きて茲の五夫を賣るに百鍰を用てせむ。五夫を出すに非ざれば、〔效父は旂〕、廼ち䛝は旂と鼓金とを侑せむと。

邢叔曰く、

王人に在りて、廼ち賣るに□を用てし、曶に逆付せず、䛝に貳はしむること毋れと。

曶、則ち拜して稽首し、茲の五夫を受く。陪と曰ひ、恒と曰ひ、藉と曰ひ、□と曰ひ、眚と曰ふ。守をして、以て䛝に告げしむ。廼ち□をして曶の酒と羊、絲三鍰を以て、用て茲の人を致さしむ。曶、廼ち䛝に誨へて曰く、

女其れ𩵦に矢五秉を舍へよと。曰く、必らず常に厥の邑に處り、厥の田を田つくらしめよと。

䛝則ち復命せしめて曰く、諾せりと。

昔、饉ゑし歲に、匡の衆、厥の臣廿夫、曶の禾十秭を寇せり。匡季を以て東宮に告ぐ。東宮廼ち曰く、乃の人を賕せよ。乃し贖せざれば、女匡の罰大なりと。匡廼ち曶に稽首するに五田を用てし、衆一夫を用てす。益と曰ふ。臣を用てす。疐と曰ひ、朏と曰ひ、鄭と曰ふ。曰く、茲の四夫を用て稽首すと。曰く、余、

一三六、曶壺　隹正月初吉丁亥、王各于成宮、井公內右曶、王乎尹氏、册令曶曰、䙴乃且考、乍冢𤔲土于成周八𠂤、易女秬鬯一卣・玄衮衣・赤市・幽黃・赤舃・攸勒・䜌旂、用事

曶拜手䭫首、敢對䫇天子不顯魯休令、用乍朕文考釐公𩰫壺、曶用匃萬年眉壽、永令多福、子〻孫〻、其永寶用 二五行一〇二字 〔首壽幽福之、幽之合韻〕

＊史曶爵　史曶乍寶彝

一三七、頌壺　隹三年五月既死霸甲戌、王才周康卲宮、旦、王各大室、卽立、宰弘右頌入門、立中廷、尹氏受王令書、王乎史虢生、册令頌、王曰、頌、令女官𤔲成周賈廿家、監𤔲新𢊁賈、用宮御、

倶に寇するところ無し。……（一句不明）。

曶或匡季を以て東宮に告ぐ。曶曰く、必らず唯朕が□を償せよと。東宮廼ち曰く、曶に禾十秭を償し、十秭を遺へ、二十秭と爲せ。乃來歲償ずんせば、則ち四十秭を付へよと。廼ち或曶に卽ふるに田二、又臣〔一夫〕を用てせり。凡そ曶に卽ふるに田七田、人五夫を用てす。曶、匡の三十秭を覓めたり。

隹正月初吉丁亥、王、成宮に格る。邢公內りて曶を右く。王、尹氏を呼び、曶に册命せしめて曰く、乃の祖考を更ぎ、成周の八師に冢𤔲土と作れ。女に玄衮衣・赤市・幽黃・赤舃・攸勒・鑾旂を賜ふ。用て事へよと。

曶、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚し、用て朕が文考釐公の𩰫壺を作る。曶用て萬年眉壽、永命多福ならむことを匃む。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

隹三年五月既死霸甲戌、王、周の康昭宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰弘、頌を右けて門に入り、中廷に立つ。尹氏、王に命書を受く。王、史虢生を呼び、頌に册命せしむ。王曰く、頌よ。女に命じて、成周の貯二十家を官𤔲し、新造の

易女玄衣黹屯・赤巿・朱黃・䜌旂・攸勒、用事
頌拜䭫首、受令册、佩㠯出、反入堇章、頌敢對𩑋
天子不顯魯休、用乍朕皇考龔叔、皇母龔始寶䵼壺、
用追孝、旂匄康𩁹屯右、通彔永令、頌其萬年眉壽、
畯臣天子、霝冬、子ゝ孫ゝ、寶用二器、三七行一五一
字〔首休孝幽右之壽幽子之、幽之合韻　冬多用東、冬
東合韻〕

a頌諸器　頌鼎三器同文　頌段五器、器蓋一〇銘、同
文

一三八、史頌段　隹三年五月丁子、王才宗周、
令史頌省穌、瀍友里君百生、帥䳭盩于成周、休又
成事、穌賓章・馬四匹・吉金、用乍䵼彝、頌其萬
年無疆、日遅天子䫄令、子ゝ孫ゝ、永寶用　四器八
銘、六行六二字

a史頌諸器　史頌鼎二器、同文　匜「史頌乍鉈、
其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」
簠「史頌乍匿、永寶」　盤「史頌乍般、其萬年、
子ゝ孫ゝ、永寶用」

貯を監嗣せしむ。用て宮に御ひよ。女に玄衣黹純・赤巿・朱黃
・䜌旂・攸勒を賜ふ。用て事へよと。
頌、拜して稽首し、命册を受け、佩びて以て出で、瑾璋を返納
す。頌敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考龔叔、
皇母龔姒の寶䵼壺を作る。用て追孝し、康𩁹純祐、通祿永命な
らむことを祈匄す。頌其れ萬年眉壽にして、畯く天子に臣へ、
靈終ならむことを。子ゝ孫ゝ、寶用せよ。

隹三年五月丁巳、王、宗周に在り。史頌をして蘇を省せしむ。
瀍友里君百生、帥䳭して成周に盩ふ。休にして成事有り。蘇、
璋・馬四匹・吉金を賓る。用て䵼彝を作る。頌其れ萬年無疆に
して、日に天子の䫄命に遅へむ。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。
史頌、匜を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用
せよ。

一三九、散氏盤　用夨𢦏散邑、廼卽散用田
眉、自瀗涉㠯南、至于大沽、一封、㠯陟、二封、
至于邊柳、復涉瀗、陟雩、𠭯𩁹𨸏、㠯西、封于敝
城楮木、封于芻逨、封于芻道、內陟芻、登于厂湶、
封剖桁・𨸏陵・剛桁、封于𠦪道、封于原道、封于
周道、㠯東、封于□東疆、右還、封于眉道、㠯南、
封于谷逨道、㠯西、至于𨾊莫
眉、井邑田、自根木道、左至于井邑封道、㠯東、
一封、還、㠯西、一封、陟剛、三封、降、㠯南、
封于同道、陟州剛、登桁、降棫、二封
夨人有𤔲、眉田鮮・且・𢼸・武父・西宮褱、豆人
虞丂・彔貞・師氏右眚・小門人䌛、原人虞艿・淮、
𤔲工虎孝・開豐父、𨾊人有𤔲荆・丂、凡十又五夫、
正眉夨舍散田
𤔲土屰寅・𤔲馬𠦪鎣、𩁹人𤔲工騎君・宰德父、散
人小子眉田戎・𢼸父・效果父、襄之有𤔲槖・州𡨦
・倏從嵩、凡散有𤔲十夫
唯王九月、辰才乙卯、夨、卑鮮・且・𢑚旅誓曰、

夨の、散の邑を𢦏てるを用て、廼ち散に卽ふるに田を用てす。
眉。瀗より涉りて、以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟り
て二封し、邊柳に至る。復瀗を涉り、雩に陟り𩁹𨸏に𠭯ぶ。以
て西し、敝城の楮木に封じ、芻逨に封じ、芻道に封ず。內りて
芻に陟り、厂湶に登り、剖桁・𨸏陵・剛桁に封じ、𠦪道に封じ、
原道に封じ、周道に封ず。以て東し、□の東疆に封じ、右に還
りて眉道に封じ、以て南し、谷逨の道に封じ、以て西し、𨾊莫
に至る。
眉の井邑の田。根木道よりして、左して井邑の封道に至り、以
て東して一封す。還りて以て西して一封し、剛に陟りて三封す。
降りて以て南し、同道に封ず。州剛に陟り、桁に登り、棫に降
りて二封す。夨人の有𤔲、眉の甸なる鮮・且・𢼸・武父・西宮
褱、豆人の虞なる丂、麓なる貞、師氏なる右眚、小門人の䌛、
原人の虞なる艿・淮、𤔲工なる虎孝、開なる豐父、𨾊人の有𤔲
なる荆・丂、凡て十又五夫、眉なる夨の散に舍ふる田を正す。
𤔲土なる屰寅、𤔲馬なる𠦪鎣、𩁹人の𤔲工なる騎君、宰なる德
父、散人の小子にして眉の甸なる戎・𢼸父・效果父、襄の有𤔲
なる槖・州𡨦・倏從嵩、凡て散の有𤔲十夫なり。

我既付散氏田器、有爽實、余有散氏心賊、則爰千
罰千、傳棄之、鮮・且・舜旅、則誓
廼卑西宮襄・武父誓曰、我既付散氏溼田牆田、余
又爽變、爰千罰千、西宮襄・武父、則誓
厥受圖矢王于豆新宮東廷、厥左執繧、史正中農
一九行三五〇字

唯王の九月、辰は乙卯に在り。矢、鮮・且・舜旅をして誓はしめて曰く、我既に散氏に田器を付せり。爽實すること有り、余に散氏を心に賊とすること有らば、則ち鍰千・罰千、傳してこれを棄てよと。鮮・且・舜旅、則ち誓ふ。
廼ち西宮襄・武父をして誓はしめて曰く、我既に散氏に溼田牆田を付せり。余に爽變有らば、鍰千・罰千ならむと。西宮襄・武父、則ち誓ふ。
厥の、圖を矢王より、豆の新宮東廷に受く。厥の左執繧は、史正仲農なり。

a 矢諸器　鼎「矢王乍寶障鼎」　觶「矢王乍寶彝」　甗「矢白乍旅彝」
b 同卣　隹十又二月、矢王易同金車弓矢、同對　默王休、用乍父戊寶障彝　五行二五字

隹十又二月、矢王、同に金車・弓矢を賜ふ。同、王の休に對揚して、用て父戊の寶障彝を作る。

c 散諸器　卣二器「散白乍□父障彝」　鼎「散姬乍障鼎」　段五器一〇銘「散白乍矢姬寶段、其厲(萬)年永用」　匜「散白□乍匜」

散伯、矢姬の寶段を作る。其れ萬年まで永く用ひよ。

一四〇、師旋段一　隹王元年四月既生霸、王才減应、甲寅、王各廟、即立、遲公入右師旋、即立

隹王の元年四月既生霸、王、減の应に在り。甲寅、王、廟に格りて位に即く。遲公入りて師旋を右け、位に中廷に即く。王、

中廷、王乎作册尹克、册命師旋曰、備于大左、官嗣豐還、左右師氏、易女赤市・冋黄・麗般、敬夙夕、用事、旋拜韻首、敢對默天子不顯魯休令、用乍朕文且益中障段、其邁年、子々孫々、永寶用
二器四銘、器一〇行九九字、蓋一〇行九八字　〔夕魚事之、魚之合韻　首段幽〕

作册尹克を呼びて、師旋に册命せしめて曰く、大左に備はりて、豐還を官嗣し、師氏を左右けよ。女に赤市・冋黄・麗鞶を賜ふ。夙夕を敬しみ、用て事へよと。旋、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚して、用て朕が文祖益仲の障段を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

一四一、師旋段二　隹王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、令女羞追于齊、儕女干五・昜登・盾生皇畫內・戈琱戚・厩必彤沙、敬毋敗速
旋敢昜王休、用乍寶段、子々孫々、永寶用二器一蓋、七行五九字〔休段幽〕

隹王の五年九月既生霸壬午、王曰く、師旋よ。女に命じて齊に羞追せしむ。女に干五・瑒登・盾生皇畫內・戈琱戚・厩必彤綏を儕る。敬しみて敗績すること毋れと。
旋、敢て王の休に揚へ、用て寶段を作る。子々孫々、永く寶用せよ。

a 張家坡諸器
伯喜段　白喜乍朕文考剌公障段、喜其萬年、子々孫々、其永寶用　二器

伯喜、朕が文考剌公の障段を作る。喜其れ萬年ならむことを。子々孫々、其れ永く寶用せよ。

*伯喜父段　白喜父乍洹饆段、洹其萬年、永寶用　三器

伯喜父、洹の饆段を作る。洹其れ萬年ならむことを。永く寶用せよ。

伯梁父段　白梁父乍龔姞障段、子々孫々、永寶用　二器

伯庸父盉　白𩫖父乍寶盉、其萬年、子〻孫〻、
永寶用
伯庸父鬲　白𩫖父乍叔姬鬲、永寶用　八器
伯百父鎣　白百父乍孟姬朕鎣
伯百父盤　白百父乍孟姬朕般
筍侯盤　筍侯乍叔姬賸般、其永寶、用鄉
＊妊小𣪘　白莽父事輧□尹人于齊𠂤、妊小從、
輧又□、用乍妊小寶𣪘、其子〻孫〻、永寶用
（圖象）
一四二、噩侯鼎　王南征、伐角𨛭、唯還自征、才𣏟、噩侯䮦方、內豊于王、乃𫜨之、䮦方𫝊王、王休匽、乃射、䮦方卿王射、䮦方休闌、王宴、咸、酓、王寴易䮦〔方玉〕五瑴・馬四匹・矢五〔束〕䮦方拜手䭫首、敢〔對䚄〕天子不顯休贅、用乍隮鼎、其邁年、子孫永寶用　一一行八六字　〔首幽贅之、幽之合韻〕
a 噩侯𣪘　噩侯乍王姞朕𣪘、王姞其萬年、子〻孫、永寶　三器、二行一七字　〔𣪘寶幽〕

伯庸父、寶盉を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

筍侯、叔姬の賸盤を作る。其れ永く寶とし、用て饗せよ。

伯莽父、輧をして人を齊の師に□尹せしむ。妊小從ふ。輧、□することを有り。用て妊小の寶𣪘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。（圖象）

王南征し、角𨛭を伐つ。唯征より還りて、𣏟に在り。噩侯馭方、醴を王に內る。乃ち之を𫜨す。馭方、王に侑す。王、宴を休ひ、乃ち射す。馭方、王の射に卿す。馭方に休闌あり。王、宴して咸る。歙す。王、親しく馭方に玉五瑴・馬四匹、矢五束を賜ふ。馭方、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる休釐に對揚して、用て隮鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

噩侯、王姞の媵𣪘を作る。王姞其れ萬年ならむことを。子〻孫、永く寶とせよ。

＊噩叔𣪘　噩叔乍寶隮彝
＊噩季奞父𣪘　噩季奞父乍寶隮彝　二行八字
＊噩侯弟曆季卣　噩侯弟曆季、作旅彝　二行八字
一四三、𩰫𣪘　唯王正月、辰才甲午、王曰、𩰫、命女嗣成周里人眔者侯大亞、𧦝訟罰、取遺五寽、易女尸臣十家、用事
𩰫拜䭫首、對䚄王休命、用乍寶𣪘、其子〻孫〻、寶用　七行五八字　〔首𣪘幽〕
一四四、虢仲盨　虢中㠯王南征、伐南淮尸、才成周、乍旅盨、兹盨友十又二　四行二二字
a 何𣪘　隹三月初吉庚午、王才華宮、王乎虢中、入右何、王易何赤市・朱亢・䜌旂、何拜䭫首、對䚄天子魯命、用乍寶𣪘、何其萬年、子〻孫〻、其永寶用　九行五三字　〔首𣪘幽〕
一四五、𠦪伯𣪘　隹王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貴、己未、王命中、致歸𠦪白𧴘裘、王若曰、𠦪白、朕不顯且玟珷、膺受大命、乃且克𡉚先王、異自也邦、又芾

噩季奞父、寶隮彝を作る。

噩侯の弟曆季、旅彝を作る。

唯王の正月、辰は甲午に在り。王曰く、𩰫よ。女に命じて、成周の里人と諸侯大亞とを嗣めしむ。訟罰を訊せよ。遺五寽を取らしむ。女に夷臣十家を賜ふ。用て事へよと。

𩰫、拜して稽首し、王の休命に對揚して、用て寶𣪘を作る。其れ子〻孫〻、寶用せよ。

虢仲、王と南征し、南淮夷を伐つ。成周に在り、旅盨を作る。茲の彝、十又二有り。

隹三月初吉庚午、王、華宮に在り。王、虢仲を呼び、入りて何を右けしむ。王、何に赤市・朱亢・䜌旂を賜ふ。何、拜して稽首し、天子の魯命に對揚して、用て寶𣪘を作る。何其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

隹王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしむ。益公至りて告ぐ。二月、眉敖至りて見え、貴を獻ず。己未、王、仲に命じて、歸𠦪伯に貔裘を致さしむ。王、若のごとく曰く、𠦪伯よ。朕が丕いに顯らかなる祖文武、

于大命、我亦弗□享邦、易女䵼裘

𢓊白拜手頣首、天子休弗望小裔邦、歸夆敢對揚天子不杯魯休、用乍朕皇考武𢓊幾王隮殷、用好宗朝、享夙夕、好倗友雩百者婚遘、用旛屯彔永命、魯壽子孫、歸夆其邁年、日用享于宗室 一四行一五〇字

〔王陽邦邦東、陽東合韻　首休休殷幽　命年眞〕

a 益公諸器

𡨦殷　𡨦乍皇且益公文公武白皇考龏白𩰫彝、𡨦其熙〻、萬年無疆、霝冬霝令、其子〻孫〻、永寶、用享于宗室 六行三九字

畢鮮殷　畢鮮乍皇且益公隮殷、用旛眉壽魯休、鮮其萬年、子〻孫〻、永寶用 四行二六字 〔殷休幽〕

*𢓊叔鼎　「𢓊叔乍」

一四六、休盤　隹廿年正月既望甲戌、王才周康宮、旦、王各大室、卽立、益公右走馬休入門、立中廷、北鄉、王乎作册尹、册易休玄衣黹屯、赤市

大命を膺受す。乃の祖克く先王を𢦏け、他邦よりして翼け、大命に績有り。我も亦、享邦を□せず。女に䵼裘を賜ふと。𢓊伯、天子の休にして、小裔邦を忘れたまはざるに拜手稽首す。歸夆、敢て天子の丕杯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考の武𢓊幾王の隮殷を作る。用て宗廟に孝し、夙夕に享し、倗友と百諸婚媾に好し、用て純祿永命、魯壽子孫あらむことを祈る。歸夆其れ萬年まで、日に用て宗室に享せむ。

𡨦、皇祖益公・文公・武伯、皇考龏伯の𩰫彝を作る。𡨦其れ熙〻として、萬年無疆、靈終靈命ならむことを。其れ子〻孫、永く寶とし、用て宗室に享せよ。

畢鮮、皇祖益公の隮殷を作り、用て眉壽魯休を祈る。鮮其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹二十年正月既望甲戌、王、周康宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。益公、走馬休を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、作册尹を呼び、休に玄衣黹純・赤市・朱黃・戈琱

・朱黃・戈琱戟・彤沙𢽪必・䜌旂

休拜頣首、敢對揚天子不顯休令、用乍朕文考日丁隮般、休其萬年、子〻孫〻、永寶 八行九一字 〔令年眞〕

a 休殷　休乍父丁寶殷　角形圖象 二行七字

一四七、微䜌鼎　隹王廿又三年九月、王才宗周、王令微䜌、䚄𤔲九陂、䜌乍朕皇考𩰫彝隮鼎、䜌用享孝于朕皇考、用易康𠢾魯休、屯右眉壽、永令霝冬、其萬年無疆、䜌子〻孫、永寶用享 七行六四字

〔考休壽幽　冬冬疆享陽、冬陽合韻〕

一四八、康鼎　唯三月初吉甲戌、王才康宮、熒白內右康、王命、死𤔲王家、命女幽黃鋚革、康拜頣首、敢對揚天子不顯休、用乍朕文考釐白寶隮鼎、子〻孫〻、其萬年、永寶用　奠井 一〇行六二字 〔首休幽〕

a 鄭井諸器　鄭井叔康盨「奠井叔康乍旅盨、子〻孫〻、其永寶用」　鄭井叔甗「奠井叔乍季姞甗、永寶用」　鄭井叔𦳝父鬲「奠井叔𦳝父乍䵼鬲」

戟・彤緌𢽪柲・鑾旂を册賜す。休、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚し、用て朕が文考日丁の隮盤を作る。休其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶とせよ。

隹王の二十又三年九月、王、宗周に在り。王、微䜌に命じ、併せて九陂を嗣めしむ。䜌、朕が皇考の𩰫彝隮鼎を作る。䜌、用て朕が皇考に享孝す。用て康𠢾魯休を賜ひ、純祜眉壽にして、永命靈終ならむことを。其れ萬年無疆ならむ。䜌の子〻孫、永く寶として用て享せよ。

唯三月初吉甲戌、王、康の宮に在り。熒伯、內りて康を右く。王、命ず。王家を死嗣せよ。女に幽黃・鋚勒を命ふと。康、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考釐伯の寶隮鼎を作る。子〻孫〻、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

鄭邢

鄭叔蔞父鬲「奠叔蔞父乍羞鬲」　鄭井叔鐘「奠井叔乍靈龠 二字合文 鐘、用妥賓」

＊伯康𣪕　白康乍寶𣪕、用卿倗友、用餴王父王母、匜〻受兹永命、無彊屯右、康其萬年眉壽、永寶兹𣪕、用夙夜無匃 五行四〇字 〔𣪕幽友母右之壽𣪕幽匃之、幽之合韻〕

一四九、卯𣪕　隹王十又一月既生霸丁亥、焚季入右卯、立中廷、焚白乎令卯曰、𫄈乃先且考、死𤔲焚公室、昔乃且亦既令、乃父死𤔲葊人、不盄、取我家寀、用喪、今余非敢夢先公又進𢓜、余懋爯先公官、今余隹令女、死𤔲葊宮葊人、女毋敢不善、易女瓚章四・瑴・宗彝一・將寶、易女馬十匹・牛十、易于乍一田、易于宣一田、易于隊一田、易于截一田

卯拜手頁手、敢對𩛥焚白休、用乍寶隮𣪕、卯其萬年、子〻孫〻、永寶用 一二行一五二字 〔手休𣪕幽〕

鄭邢叔、靈龢鐘を作る。用て賓を綏んぜむ。

伯康、寶𣪕を作る。用て倗友に饗し、用て王父王母を餴らむ。佗〻として茲の永命、無疆の純祜を受けむ。康其れ萬年眉壽ならむことを。永く茲の𣪕を寶とし、用て夙夜飼むこと無からむ。

隹王の十又一月既生霸丁亥、焚季入りて卯を右け、中廷に立つ。焚伯、呼びて卯に命ぜしめて曰く、乃の先祖考に在りて、焚公の室を死嗣めたり。昔乃の祖も亦既に命ぜられ、乃の父も葊人を死嗣めたり。不淑なりしとき、我が家の朱を取りて、用て喪せしめたり。今余敢て先公の進退すること有りたまひしに違ふに非ず。余懋めて先公の（命じたまへる）官を稱ぐ。今余隹女に命じて、葊宮葊人を死嗣せしむ。女、敢て不善なること毋れ。女に瓚璋四・瑴・宗彝一・將寶を賜ふ。女に馬十匹・牛十を賜ふ。乍に一田を賜ふ。宣に一田を賜ふ。隊に一田を賜ふ。截に一田を賜ふと。

卯、拜手稽首し、敢て焚伯の休に對揚して、用て寶隮𣪕を作る。卯其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一五〇、同𣪕　隹十又二月初吉丁丑、王才宗周、各于大廟、焚白右同、立中廷、北鄕、王命同、差右吳大父、𤔲昜林吳牧、自淲東、至于河、厥逆至于玄水、世孫〻子〻、差右吳大父、毋女又閑、對𩛥天子厥休、用乍朕文丂叀中隮寶𣪕、其萬年、子〻孫〻、永寶用 二器、九行九一字 〔休𣪕幽〕

a 同𠂤𣪕　同𠂤乍旅𣪕、其萬年用

b 仲𠂤父諸器　𣪕一「中𠂤父乍好旅𣪕、其用萬年」　𣪕二「中𠂤父乍旅𣪕」

一五一、輔師嫠𣪕　隹王九月既生霸甲寅、王才周康宮、各大室、即立、焚白入又輔師嫠、王乎乍冊尹、冊令嫠曰、更乃且考𤔲輔、緘、易女載市・素黃・䜌旂、今余曾乃命、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈彤沙琱㦰・旂五、日用事　嫠拜𩒨首、敢對𩛥王休令、用乍寶隮𣪕、嫠其萬年、子〻孫〻、永寶用事 一〇行一〇二字 〔首𣪕幽事之、幽之合韻〕

隹十又二月初吉丁丑、王、宗周に在り。大廟に格る。焚伯、同を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、同に命ず。吳大父を左右けて、場の林・虞・牧を嗣めよ。淲より東して河に至り、厥れ遡つて玄水に至る。世孫〻子〻、吳大父を左右けよ。女、閑ること有る毋れと。天子の休に對揚して、用て朕が文考恵仲の隮寶𣪕を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

中𠂤父、好の旅𣪕を作る。其れ用て萬年ならむことを。

隹王の九月既生霸甲寅、王、周の康宮に在り。大室に格りて位に即く。焚伯入りて輔師嫠を右く。王、作冊尹を呼び、嫠に冊命せしめて曰く、乃の祖考に更ぎて輔を嗣めよと。緘る。女に載市・素黃・鑾旂を賜ふ。今余乃の命を曾ぬ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・戈彤緌琱㦰・旂五を賜ふ。日に用て事へよと。嫠、拜して稽首し、敢て王の休命に對揚して、用て寶隮𣪕を作る。嫠其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て事へよ。

一五二、師𩒨段　隹王元年九月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各大室、嗣工液白入右師𩒨、立中廷、北鄉、王乎內史遺、册令師𩒨

王若曰、師𩒨、才先王、既令女乍嗣土、官嗣汸誾、今余隹肇豳乃令、易女赤市・朱黃・䜌旂・攸勒、用事

𩒨拜䭫首、敢對䫹天子不顯休、用乍朕文考尹白隮段、師𩒨其萬年、子〻孫〻、永寶用　一二行一一二字

〔首休段幽〕

隹王の元年九月既望丁亥、王、周の康宮に在り。旦に王、大室に格る。嗣工液伯、入りて師𩒨を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、內史遺を呼び、師𩒨に册命せしむ。

王若のごとく曰く、師𩒨よ。先王に在りて、既に女に命じて嗣土と作し、汸誾を官嗣せしめたまへり。今余隹肇ぎて乃の命を緟ぬ。女に赤市・朱黃・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよと。

𩒨、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考尹伯の隮段を作る。師𩒨其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一五三、無叀鼎　隹九月既望甲戌、王各于周廟、述于圖室、嗣徒南中、右無叀內門、立中廷、王乎史翏、册令無叀曰、官嗣□王遉側虎臣、易女玄衣黹屯・戈琱戓・厷必彤沙・攸勒・䜌旂、無叀敢對䫹天子不顯魯休、用乍隮鼎、用享于朕剌考、用割眉壽萬年、子孫永寶用　一〇行九四字　〔休考幽〕

隹九月既望甲戌、王、周廟に格り、圖室に述る。嗣徒南仲、無叀を右けて門に入り、中廷に立つ。王、史翏を呼びて、無叀に册命せしめて曰く、□王の遉側虎臣を官嗣せよ。女に玄衣黹純・戈琱戓・厷柲彤緌・攸勒・鑾旂を賜ふと。無叀敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て隮鼎を作る。用て朕が剌考に享し、用て眉壽萬年ならむことを割む。子孫永く寶用せよ。

一五四、善夫山鼎　隹卅又七年正月初吉庚戌、王才周、各圖室、南宮乎入、右善夫山入門、立中廷、北鄉、王乎史𦔻、册令山、王曰、山、令女官

隹三十又七年正月初吉庚戌、王、周に在り、圖室に格る。南宮呼ばれて入り、善夫山を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史𦔻を呼び、山に册命せしむ。王曰く、山よ、女に命じて

嗣飲獻人于𡨧、用乍寷司賓、毋敢不善、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂、山拜䭫首、受册、佩以出、反入堇章

山敢對䫹天子休令、用乍朕皇考叔碩父隮鼎、用旂匃眉壽綽綰、永令霝冬、子〻孫〻、永寶用　一二行一二一字　〔令眞綰元、眞元合韻　冬多用東、冬東合韻〕

獻人を𡨧に飲めて、用て寷司の貯を作ることを官嗣せしむ。敢て不善あること毋れ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・鑾旂を賜ふと。山、拜して稽首し、册を受けて、佩びて以て出で、瑾璋を返納す。

山、敢て天子の休命に對揚し、用て朕が皇考叔碩父の隮鼎を作る。用て眉壽綽綰にして、永命靈終ならむことを旂匃す。子〻孫〻、永く寶用せよ。

a 叔碩父諸器　甗「叔碩父乍旅獻、子〻孫〻、永寶用」二行一三字　鼎「新宮叔碩父監姬、乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用」四行二〇字

新宮の叔碩父・監姬、寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

b 伯賓父段　白賓父乍寶段、其萬年、子〻孫〻、永寶用　二器、三行一六字

c □乍父盂　□乍父寶盂、其萬年永寶、用享宗〔室〕三行一四字

d 伯考父盤・鼎　白考父乍寶盤（鼎）、其萬年、子〻孫〻、永寶用　三行一六字

一五五、虢叔旅鐘　虢叔旅曰、不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德、御于厥辟、得屯亡敃、旅敢肇帥井

虢叔旅曰く、丕顯なる皇考惠叔、穆〻として元明の德を秉り、厥の辟に御へ、純を得て泯むこと亡かりき。旅敢て肇ぎて皇考

皇考威義、□御于天子、卣天子多易旅休、旅對天
子魯休揚、用乍朕皇考叀叔大薔龢鐘
皇考嚴才上、異才下、數々褱々、降旅多福、旅其
萬年、子々孫々、永寶用享 七器中、四器全文、文九一字
〔揚陽鐘東上陽、陽東合韻　下魚福之、魚之合韻〕
a 虢叔諸器　鬲「虢叔乍隮鬲」　簠一「虢叔乍
旅匡、其萬年、永寶」　簠二「虢叔乍叔殷穀隮
匡」　盨「虢叔鑄行盨、子々孫々、永寶用享」
尊「虢叔乍叔殷穀隮朕」　盂「虢叔乍旅盂」二器
鼎「虢叔大父乍隮鼎、其萬年、永寶用」
*叔旅魚父鐘　……朕皇考叔旅魚父、數々褱々、
降多無（疆）鉦間鼓左一三字
一五六、士父鐘　……五字缺　乍朕皇考叔氏寶薔
鐘、用喜侃皇考、其嚴才上、數々褱々、降余魯多
福亡疆、隹康右屯魯、用廣啓士父身、勵于永令、
士父其眔□□萬年、子々孫々、永寶、用享于宗
文存約六十字　〔鐘東上彊陽、東陽合韻　身令年眞〕
一五七、梁其鐘　梁其曰、不顯皇且考、穆々異

の威儀に帥型し、天子に□御し、卣て天子多く旅に休を賜ふ。
旅、天子の魯休に對へて揚へ、用て朕が皇考惠叔の大薔龢鐘を
作る。
皇考、嚴として上に在り、翼として下に在り。數々褱々として、
旅に多福を降さむ。旅其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く
寶として用て享せよ。

……朕が皇考叔氏の寶薔鐘を作り、用て皇考を喜侃す。其れ嚴
として上に在り、數々褱々として、余に魯なる多福亡疆と、康
祐純魯とを降し、用て士父の身を廣啓し、永命に勵はしめむこ
とを。士父其れ□□と萬年ならむ。子々孫々、永く寶とし、用
て宗に享せよ。
梁其曰く、丕顯なる皇祖考、穆々異々として、克く厥の德を

々、克哲厥德、農臣先王、得屯亡敃、梁其肇帥井
皇且考、秉明德、虔夙夕、辟天子、天子肩事
梁其身邦君大正、用天子寵、蔑梁其曆、梁其敢對
天子不顯休揚、用乍朕皇且考龢鐘、文存七八字　〔考
幽異德之考幽德子事之、幽之合韻　揚陽鐘東、陽東合韻〕
a 梁其鼎　隹五月初吉壬申、梁其乍隮鼎、用享
考于皇且考、用旛多福、眉壽無彊、畯臣天〔子〕、
其百子千孫、其萬年無彊、其子々孫々、永寶用
二器、六行四八字　〔考幽福之、幽之合韻　彊彊陽用東、
陽東合韻〕
b 梁其壺　隹五月初吉壬申、梁其乍隮壺、用享
考于皇且考、用旛多福眉壽、永令無彊、其百子
千孫、永寶用器　其子々孫々、永寶用　蓋器口沿、
二行四五字　〔考壽幽　彊陽用用東、陽東合韻〕
c 善夫梁其殷　善夫梁其乍朕皇考惠中、皇妣惠
妣隮殷、用追享孝、用匄眉壽無彊、百字千孫、
子々孫々、永寶用享　五行三八字　〔殷孝幽彊享陽〕
d 伯梁其盨　白梁其乍旅盨、用享用孝、用匄眉

哲にし、農く先王に臣へ、純を得て敃むこと亡かりき。梁其、
肇ぎて皇祖考に帥型し、明德を秉り、夙夕を虔しみ、天子に辟
へむ。天子、肩事す。梁其、身、邦君の大正として、用て天子
に寵せられ、梁其の曆を蔑したまふ。梁其、敢て天子の丕顯な
る休に對へて揚へ、用て朕が皇祖考の龢鐘を作る。……
隹五月初吉壬申、梁其、隮鼎を作る。用て皇祖考に享考し、用
て多福を祈る。眉壽無疆にして、畯く天（子）に臣へむ。其れ
百子千孫にして、其れ萬年無疆ならむことを。其れ子々孫々、
永く寶用せよ。
隹五月初吉壬寅、梁其、隮壺を作る。用て皇祖考に享孝し、用
て多福眉壽、永命無疆ならむことを祈る。其れ百子千孫、永く
寶用せよ。器　其れ子々孫々、永く寶用せよ。蓋
善夫梁其、朕が皇考惠仲、皇妣惠妣の隮殷を作る。用て追うて
享孝し、用て眉壽無疆、百子千孫ならむことを匄む。子々孫々
まで、永く寶として用て享せよ。
伯梁其、旅盨を作る。用て享し用て孝し、用て眉壽多福を匄む。

壽多福、畯臣天子、萬年唯亟、子々孫々、永寶
用四行三一字〔孝幽福子亟之、之幽合韻〕

畯く天子に臣へ、萬年を唯極めむ。子々孫々、永く寶用せよ。

一五八、圅皇父鼎一　圅皇父乍琱娟般盉障器鼎
段一具、自豕鼎降十又一・段八・兩罍・兩壺、琱
娟其萬年、子々孫々、永寶用六行三九字

圅皇父、琱娟の盤盉障器・鼎段一具を作る。豕鼎よりして降ること十又一、段八・兩罍・兩壺なり。琱娟其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

a圅皇父諸器　盤同文　段四器、同文　鼎二「圅
皇父乍琱娟障□鼎、子々孫々、其永寶用」　匜
「圅皇父乍琱娟匜、其子孫々、永寶用」
b圅交中簠　圅交中乍旅匿、寶用
c王中皇父盉　王中皇父乍屈娟般盉、其邁年、
子々孫々、永寶用

王仲皇父、屈娟の盤・盉を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

*鮮鐘　隹□月初吉□寅、王才成周嗣土虎宮、
王易鮮吉金、鮮拜手䭫手、敢對𩚬天子休、用乍
朕皇考醬鐘、用侃喜□□濼好賓、降余多福、子
孫永寶四行五四字〔手休幽福之寶幽、幽之合韻〕

隹□月初吉□寅、王、成周の嗣土虎の宮に在り。王、鮮に吉金を賜ふ。鮮、拜手稽首して、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇考の醬鐘を作る。用て□□を侃喜し好賓を樂しましめ、余に多福を降さんことを。子孫永く寶とせよ。

*會娟鼎　會娟乍寶鼎、其萬年、子々孫々、永
寶用享三行一五字

會娟、寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

一五九、番匊生壺　隹廿又六年十月初吉己卯、
番匊生鑄賸壺、用賸厥元子孟妃𠔁、子々孫々、永
寶用五行三二字

隹二十又六年十月初吉己卯、番匊生、賸壺を鑄る。用て厥の元子孟妃𠔁に賸る。子々孫々、永く寶用せよ。

一六〇、番生段　不顯皇且考、穆々克誓厥德、
嚴才上、廣啓厥孫子于下、勵于大服、番生不敢弗
帥井皇且考不杯元德、用離䮞大令、甹王立、虔夙
夜、尃求不朁德、用諫四方、柔遠能𤞷、王令𢦏嗣
公族・卿事・大史寮、取遺廿守、易朱市・悤黄・
鞞鞍・玉睘・玉琭・車電軫・桒縟較・朱𩏂𡍑靳・
虎冟熏裏・遺衡・右厄・畫轉・畫輯・金童・金豙
・金簟弼・魚葡・朱旂旜・金芀二鈴

丕顯なる皇祖考、穆々として克く厥の德を哲にし、嚴として上に在り。厥の孫子を下に廣啓し、大服に勵へしめたまへり。番生、敢て皇祖考の丕杯なる元德に帥型せずんばあらず。用て大命を緟恪し、王位を甹け、夙夜を虔みて、丕朁の德を尃求し、用て四方を諫し、遠きを柔んじ𤞷きを能めむ。王、命じて、併せて公族・卿事・大史寮を嗣めしめ、遺二十鍰を取らしめたまふ。朱市・悤黄・鞞鞍・玉環・王琭・車電軫・桒縟較・朱𩏂𡍑靳・虎冟熏裏・錯衡・右厄・畫轉・畫輯・金踵・金豙・金簟茀・魚箙・朱旂旜・金芀二鈴を賜ふ。

番生敢對天子休、用乍段、永寶一一行一三九字〔德
服德德𤞷之　休段寶幽〕

番生、敢て天子の休に對へて、用て段を作る。永く寶とせよ。

一六一、叔向父禹段　叔向父禹曰、余小子司朕
皇考、肇帥井先文且、共明德、秉威義、用離䮞奠
保我邦我家、乍朕皇且幽大叔障段、其〔嚴才〕上、
降余多福緐釐、廣啓禹身、勵于永令、禹其邁年、永
寶用七行六七字〔且魚德之家魚、魚之合韻　身令年眞〕

叔向父禹曰く、余小子、朕が皇考を嗣ぎ、肇めて先文祖に帥型し、明德を恭しみ、威儀を秉り、用て緟恪して我が邦我が家を奠保し、朕が皇祖幽大叔の障段を作る。其れ嚴として上に在り、余に多福緐釐を降し、禹の身を廣啓して、永命に勵へしめむことを。禹其れ萬年まで、永く寶用せむ。

a叔向父段　叔向父乍姢姒障段、其子々孫々、

叔向父、姢姒の障段を作る。其れ子々孫々、永く寶用せよ。

永寶用三行一六字

一六二、禹鼎　禹曰、不顯趠〻皇且穆公、克夾
盟先王、奠四方、肄武公亦弗叚望朕聖且考幽大叔
・懿叔、命禹仆朕且考、政于井邦、肄禹亦弗敢悉、
睗共朕辟之命
烏虖、哀哉、用天降大喪于下或、亦唯噩侯駿方、
逹南淮尸東尸、廣伐南或東或、至于歷寒、王廼命
西六𠂤殷八𠂤曰、□伐噩侯駿方、勿遺壽幼、肄𠂤
彌宷匌匡、弗克伐噩
肄武公廼遣禹、逹公戎車百乘・斯駿二百・徒千、
曰、于匡朕肅慕、叀西六𠂤殷八𠂤、伐噩侯駿方、
勿遺壽幼、雩禹目武公徒駿、至于噩、𦤆伐噩、休、
隻厥君駿方
肄禹又成、敢對䍙武公不顯耿光、用乍大寶鼎、禹
其萬年、子〻孫〻、寶用　二器、二〇行二〇七字
〔公東王方陽、東陽合韻　叔考幽　邦恣東　虖魚哉或
或之、魚之合韻　方匡陽〕
一六三、南宮柳鼎　隹王五月初吉甲寅、王才康

禹曰く、丕顯にして趠〻たる皇祖穆公、克く先王を夾盟して、四方を奠めたまへり。肆に武公も亦朕が聖祖考幽大叔・懿叔を遐忘したまはず、禹に命じて朕が祖考を併けて、邢邦に政せしめたまふ。肆に禹も亦敢て恣らず、朕が辟の命を愓恭す。

烏虖、哀しい哉。用て天、大喪を下國に降す。亦唯噩侯馭方、南淮夷・東夷を率ゐて、南國東國を廣伐し、歷寒に至れり。王廼ち西の六師、殷の八師に命じて曰く、噩侯馭方を□伐し、壽幼を遺すこと勿れと。肆に師、彌怵し匌匡し、噩を伐つこと克はず。

肆に武公廼ち禹を遣はし、公の戎車百乘・廝馭二百・徒千を率ゐしむ。曰く、于いて朕が肅謨を匡にし、西の六師、殷の八師を叀めて、噩侯馭方を伐ち、壽幼を遺すこと勿れと。雩に禹、武公の徒馭を以ゐて、噩に至り、噩を敦伐して、休あり。厥の君馭方を獲たり。

肆に禹、成有り。敢て武公の丕顯なる耿光に對揚し、用て大寶鼎を作る。禹其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、寶用せよ。

隹王の五月初吉甲寅、王、康廟に在り。武公、南宮柳を右け、

廟、武公有南宮柳、卽立中廷、北鄉、王乎作册尹、
册令柳、嗣六𠂤牧陽吳□、嗣羲夷陽佃史、令女赤
市・幽黃・攸勒
柳拜䭫首、對䍙天子休、用乍朕剌考隮鼎、其萬年、
子〻孫〻、永寶用　八行七九字　〔首休幽〕
一六四、敔𣪘三　隹王十月、王才成周、南淮尸
遷及、內伐洭昴參泉裕敏陰陽洛、王令敔、追御于
上洛㸒谷、至于伊、班、長榜識首百、執𠻞卌、奪
孚人四百、□于焚白之所、于㸒衣諱、復付厥君
隹王十又一月、王各于成周大廟、武公入右敔、告
禽、馘百、𠻞卌、王蔑敔曆、事尹氏受、贅敔圭鬲
・□・貝五十朋、昜田于敜五十田、于早五十田
敔敢對䍙天子休、用乍隮𣪘、敔其萬年、子〻孫〻、
永寶用　一三行一四〇字　〔休𣪘幽〕

一六五、弭伯𣪘　隹八月初吉戊寅、王各于大室、
焚白內右師藉、卽立中廷、王乎內史尹氏、册命師

位に中廷に卽き、北嚮す。王、作册尹を呼び、柳に册命せしむ。六師の牧・場・虞・□を嗣め、羲夷の場・甸・史を嗣めよ。女に赤市・幽黃・攸勒を令ふと。

柳、拜して稽首し、天子の休に對揚して、用て朕が剌考の隮鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹王の十月、王、成周に在り。南淮夷遷及し、內りて洭・昴・參泉・裕・敏（繁）陰・陽洛を伐つ。王、敔に命じて、上洛・㸒谷に追御せしむ。伊に至りて班る。長榜識の首百、執訊四十、俘人を奪ふこと四百、焚伯の所に□す。㸒において衣諱し、厥の君に復付す。

隹王の十又一月、王、成周の大廟に格る。武公入りて敔を右け、擒を告ぐ。馘百、訊四十なり。王、敔の曆を蔑し、尹氏をして受けしむ。敔に圭鬲・□・貝五十朋を贅ふ。田を敜に五十田、早に五十田を賜ふ。

敔、敢て天子の休に對揚して、用て隮𣪘を作る。敔其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹八月初吉戊寅、王、大室に格る。焚伯內りて師藉を右け、位に中廷に卽く。王、內史尹氏を呼び、師藉に册命せしむ。女に

藉、易女玄衣黹屯・鈇市・金鈧・赤舃・戈琱戟彤沙・攸勒・䜌旂五、日用事
弭白用乍障毁、其萬年、子孫永寶用七行七一字

玄衣黹純・叔市・金亢・赤舃・戈琱戟彤緌・攸勒・䜌旂五を賜ふ。日に用て事へよと。
弭伯用て障毁を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

卷三下

一六六、克盨　隹十又八年十又二月初吉庚寅、王才周康穆宮、王令尹氏友史趛、典善夫克田人、克拜韻首、敢對天子不顯魯休飒、用乍旅盨、隹用獻于師尹倗友㛰遺、克其用朝夕、享于皇且考、皇且考、其數〻䨝〻、降克多福、眉壽永令、畯臣天子、克其日易休無疆、克其萬年、子〻孫〻、永寶用一〇行一〇七字〔考幽福子之、幽之合韻　彊陽用東、陽東合韻〕

一六七、大克鼎　克曰、穆〻朕文且師華父、悤䋣厥心、盅靜于猷、盄悊厥德、肄克龏保厥辟龏王、諫辪王家、叀于萬民、䰝遠能䝁、肄克□于皇天、頊于上下、得屯亡敃、易釐無疆、永念于厥孫辟天子、天子明悊、䫹孝于申、巠念厥聖保且師華父、勵克王服、出內王令、多易寶休、不顯天子、天子其萬年無疆、保辪周邦、畯尹四方

隹十又八年十又二月初吉庚寅、王、周の康穆宮に在り。王、尹氏友史趛に命じて、善夫克の田人を典せしむ。克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對へて揚へ、用て旅盨を作る。隹用て師尹・倗友・婚媾に獻ず。克其れ、用て朝夕し、皇祖考に享せむ。皇祖考、其れ數〻䨝〻として、克に多福を降し、眉壽永命にして、畯く天子に臣へむ。克其れ日に休を賜ふこと無疆ならむ。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

克曰く、穆〻たる朕が文祖師華父、厥の心を聰襄にし、猷に寧靜にして、厥の德を淑哲にす。肆に克く厥の辟龏王を龏保し、王家を諫し辪めたり。萬民に恵にして、遠きを柔らげ、䝁きを能んず。肆に克く皇天に□せられ、上下に頊れ、純を得て敃むことなく、釐を賜ふこと彊無く、永く厥の孫の辟たる天子に念はる。天子明哲にして、神に䫹孝し、厥の聖保なる祖師華父を經念し、克を王服に勵はしめ、王命を出納せしめ、多く寶休を

王才宗周、旦、王各穆廟、卽立、䵼季右善夫克、入門、立中廷、北鄉、王乎尹氏、册令善夫克
王若曰、克、昔余既令女、出內朕令、今余隹䵼𩁹、乃令、易女叔市・參同茀悤、易女田于埜、易女田于渒、易女丼家𦠆田于𨛭、㠯厥臣妾、易女田于康、易女田于匽、易女田于㶚原、易女田于寒山、易女史小臣霝龠鼓鐘、易女丼遑𦠆人、䝼易女丼人奔于量、敬夙夜、用事、勿灋朕令
克拜䭫首、敢對𩵦天子不顯魯休、用乍朕文且師華父寶𩰫彝、克其萬年無彊、子ゝ孫ゝ、永寶用　二八行二九〇字〔子服之休幽、之幽合韻　彊陽邦東方陽、陽東合韻　首休幽　彊陽用東、陽東合韻〕

賜ふ。丕顯なる天子、天子其れ萬年無疆にして、周邦を保辪し、畯く四方を尹めたまはむことを。
王、宗周に在り。旦に王、穆廟に格り、位に卽く。䵼季、善夫克を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、尹氏を呼びて、善夫克に册命せしむ。
王、若のごとく曰く、克よ。昔、余既に女に命じて朕が命を出納せしむ。今余隹、乃の命を𩁹𩁹す。女に叔市・參同茀悤を賜ふ。女に田を埜に賜ふ。女に田を渒に賜ふ。女に丼家の𦠆ふる田を𨛭に賜ふ。厥の臣妾と以にす。女に田を康に賜ふ。女に田を匽に賜ふ。女に田を㶚原に賜ふ。女に田を寒山に賜ふ。女に史小臣・靈龠・鼓鐘を賜ふ。女に丼遑の𦠆ふる人を賜ふ。併せて女に丼人の量に奔れるを賜ふ。夙夜を敬しみて、用て事へ、朕が命を灋つること勿れと。
克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が文祖師華父の寶𩰫彝を作る。克其れ萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

一六八、小克鼎　隹王廿又三年九月、王才宗周、王命善夫克、舍令于成周、遹正八𠂤之年、克乍朕皇且釐季寶宗彝、克其日用𩰫朕辟魯休、用匄康勵、

隹王の二十又三年九月、王、宗周に在り。王、善夫克に命じ、命を成周に舍き、八師を遹正せしむるの年なり。克、朕が皇祖

純右眉壽、永令霝冬、邁年無彊、克其子ゝ孫ゝ、永寶用　七器、八行又九行七二字〔休壽幽　彊陽用東、陽東合韻〕

一六九、伊𣪘　隹王廿又七年正月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各穆大室、卽立、䵼季內右伊、立中廷、北鄉、王乎命尹封、册命伊、䝼官嗣康宮王臣妾百工、易女赤市・幽黃・䜌旂・攸勒、用事
伊拜手䭫首、對𩵦天子休、伊用乍朕不顯文且皇考遟叔寶𩰫彝、伊其萬年無彊、子孫永寶用享　一〇行一〇二字〔首休幽　彊享陽〕

一七〇、伯克壺　隹十又六年七月既生霸乙未、白大師易白克僕卅夫、白克敢對𩵦天右王白友、用乍朕穆考後中𡐦壺、克用匄眉壽無彊、克（克）其子ゝ孫ゝ、永寶用享　一一行五八字〔夫魚友之壺魚、魚之合韻　彊享陽〕

*伯大師𥂴　白大師乍旅𥂴、其萬年、永寶用　三行一二字

釐季の寶宗彝を作る。克其れ日に用て朕が辟の魯休を將にし、用て康勵を匄む。純祐眉壽、永命靈終にして、萬年無疆ならむことを。克其れ子ゝ孫ゝまで、永く寶用せむ。
隹王の二十又七年正月既望丁亥、王、周の康宮に在り。旦に王、穆の大室に格り、位に卽く。䵼季內りて伊を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、命尹封を呼びて、伊に册命せしむ。併せて康宮の王の臣妾百工を官嗣せよ。女に赤市・幽黃・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよと。
伊、拜手稽首して、天子の休に對揚す。伊用て朕が丕顯なる文祖皇考遟叔の寶𩰫彝を作る。伊其れ萬年無疆ならむことを。子孫永く寶として用て享せよ。
隹十又六年七月既生霸乙未、伯大師、伯克に僕三十夫を賜ふ。伯克、敢て天右王伯の侑に對揚して、用て朕が穆考後中の𡐦壺を作る。克用て眉壽無疆ならむことを匄む。克（克字衍）其れ子ゝ孫ゝまで、永く寶として用て享せむ。

一七一、克鐘　隹十又六年九月初吉庚寅、王才周康剌宮、王乎士曶召克、王親令克、遹涇東、至于京𠂤、易克甸車馬乘、克不敢彖、尃奠王令、克敢對揚天子休、用乍朕皇且考白寶𧽊鐘、用匃屯叚永令、克其萬年、子〻孫〻、永寶　六銘、全文八一字
〔令年眞〕

＊克鎛　同文

一七二、師克盨　王若曰、師克、不顯文武、雁受大令、匍有四方、則繇隹乃先且考、又爵于周邦、干害吾王身、乍爪牙
王曰、克、余隹巠乃先且考、克黹臣先王、昔余既令女、今余隹醽𠦪乃令、令女叓乃且考、䡒𤔲左右虎臣、易女秬鬯一卣・赤巿・五黃・赤舄・□□・駒車・𠦪較・朱虢𡇲𩏶・虎冟熏裏・畫轉・畫輯・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素戉、敬夙夕、勿灋朕令
克敢對揚天子不顯魯休、用乍旅盨、克其萬年、子〻孫〻、永寶用　二蓋一器、一三行一四七字　〔方陽邦東、

隹十又六年九月初吉庚寅、王、周の康剌宮に在り。王、士曶を呼び、克を召さしむ。王、親しく克に命じ、涇東を遹して、京𠂤に至らしむ。克に甸車・馬乘を賜ふ。克、敢て墜さず、溥く王命を奠めむ。克、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇祖考伯の寶𧽊鐘を作り、用て純嘏永命ならむことを匃む。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶とせよ。

王若のごとく曰く、師克よ。丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を敷有す。則ち繇隹乃の先祖考、周邦に勳有り。王の身を干吾して、爪牙と作れり。
王曰く、克よ。余は隹乃の先祖考の、克く黹めて先王に臣へたるを巠（念）す。昔、余既に女に命じたり。今余隹乃の命を緟𠦪す。女に命じて乃の祖考を更ぎ、併せて左右虎臣を嗣めしむ。女に秬鬯一卣・赤巿・五黃・赤舄・□□・駒車・𠦪較・朱虢𡇲𩏶・虎冟熏裏・畫轉・畫輯・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素鉞を賜ふ。夙夕を敬しみ、朕が命を灋つること勿れと。
克、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て旅盨を作る。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

陽東合韻　令臣眞〕

＊德克𣪘　德克乍朕文且考障𣪘、克其萬年、子〻孫〻、永寶用享　三行二一字

一七三、師酉𣪘　隹王元年正月、王才吳、各吳大廟、公族□釐、入右師酉、立中廷、王乎史𦔻、冊令師酉、𤔲乃且啻官邑人虎臣、西門尸・𤞷尸・秦尸・京尸・畀身尸、新易女赤巿・朱黃・中䌹・攸勒、敬夙夜、勿灋朕令
師酉拜䭫首、對揚天子不顯休命、用乍朕文考乙白寛姬障𣪘、酉其萬年、子〻孫〻、永寶用　三器六銘、一二行一〇六字　〔首𣪘幽　命年眞〕

一七四、叔専父盨　隹王元年、王才成周、六月初吉丁亥、叔専父乍奠季寶鐘六・金障盨四・鼎七、奠季其子〻孫〻、永寶用　四器八銘、六行三九字

a 張家坡鼎　□侯隻巢、孚厥金、□用乍䵼鼎
二行一二字、刻銘、摸

一七五、大𣪘二　隹十又二年三月既生霸丁亥、王才𩜊偳宮、王乎吳師召大、易𧾡嬰里、王令善夫

德克、朕が文祖考の障𣪘を作る。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹王の元年正月、王、吳に在り。吳大の廟に格る。公族□釐、入りて師酉を右けて、中廷に立つ。王、史𦔻を呼び、師酉に冊命せしむ。乃の祖の嫡官たりし邑人虎臣、西門夷・𤞷夷・秦夷・京夷・畀身夷を嗣めよ。新たに女に赤巿・朱黃・中䌹・攸勒を賜ふ。夙夜を敬しみ、朕が命を灋つること勿れと。
師酉、拜して稽首し、天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考乙伯寛姬の障𣪘を作る。酉其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
隹王の元年、王、成周に在り。六月初吉丁亥、叔専父、鄭季の寶鐘六・金障盨四・鼎七を作る。鄭季其れ子〻孫〻まで、永く寶用せよ。
□侯、巢を獲て、厥の金を孚れり。□用て旅鼎を作る。
隹十又二年三月既生霸丁亥、王、𩜊偳宮に在り。王、吳師を呼び大を召さしめ、𧾡嬰の里を賜ふ。王、善夫豖に命じ、𧾡嬰に

豖、曰䢅嬰曰、余既易大乃里、嬰賓豖章帛束、嬰令豖曰天子、余弗敢嗇、豖目嬰、䫏大易里、大賓豖訊章・馬兩、賓嬰訊章・帛束

大拜頴首、敢對䚄天子不顯休、用乍朕皇考剌白隮𣪘、其子ゝ孫ゝ、永寶用 二銘、一〇行一〇七字 又蓋、一二行一〇七字 〔首休𣪘幽〕

一七六、大鼎　隹十又五年三月既霸丁亥、王才䉼侲宮、大目厥友守、王卿醴、王乎善夫騣、召大目厥友、入攼、王召走馬雁、令取雒䮤卅二匹、易大、大拜頴首、對䚄天子不顯休、用乍朕剌考己白盂鼎、大其子ゝ孫ゝ、邁年永寶用 三器、八行八〇字 〔首休幽〕

一七七、寰盤　隹廿又八年五月既望庚寅、王才周康穆宮、旦、王各大室、卽立、宰頵右寰入門、立中廷、北鄉、史𠦪受王令書、王乎史減、冊易寰玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱戟・敀必彤沙、寰拜頴首、敢對䚄天子不顯叚休令、用乍朕皇考奠白奠姬寶般、寰其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用

曰はしめて曰く、余既に大に乃の里を賜へりと。嬰、豖に璋・帛束を賓る。嬰、豖をして天子に曰はしむ。余敢て嗇まずと。豖と嬰と、大の賜へる里を履む。大、豖に訊璋・馬兩を賓り、嬰に訊璋・帛束を賓る。

大、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇考剌伯の隮𣪘を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

隹十又五年三月既□霸丁亥、王、䉼侲宮に在り。大、厥の友と以に守る。王、饗醴す。王、善夫騣を呼び、大と厥の友とを召し、入りて攼らしむ。王、走馬雁を召し、雒䮤三十二匹を取らしめ、大に賜ふ。大、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が剌考己伯の盂鼎を作る。大の子ゝ孫ゝ、萬年まで永く寶用せよ。

隹二十又八年五月既望庚寅、王、周の康穆宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰頵、寰を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。史𠦪、王に命書を受く。王、史減を呼び、寰に玄衣黹純・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱戟・敀柲彤緌を冊賜す。寰、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる叚休の命に對揚し、用て朕が皇考鄭伯鄭姫の寶盤を作る。寰其れ萬年ならむことを。

用 一〇行一〇三字 〔令𣪘般元年眞、眞元合韻〕

＊伯頵父諸器　鐘「白頵父乍朕皇考屖白吳姬龢嗇鐘」二行一四字　鼎「白頵父乍朕皇考屖白吳姬寶鼎、其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用」四行二三字　𣪘 同文、鼎を𣪘に作る。

一七八、師寰𣪘　王若曰、師寰㕟、淮尸繇我貟晦臣、今敢博厥眾叚、反厥工吏、弗速我東䤋、今余肇令女、達齊帀・曩贅・棘屍・左右虎臣、正淮尸、卽質厥邦嘼、曰冉、曰䇂、曰鈴、曰達、師寰虔不豢、夙夜卹厥牆事、休既又工、折首執訊、無諆徒馭、毆孚士女羊牛、孚吉金

今余弗叚組、余用乍朕後男□隮𣪘、其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用享 二器、四銘第一器一〇行一一七字、第二器一一行一一七字

a 呂仲爵　呂中僕乍后子（或）寶隮彝

一七九、𤔲從盨　隹王廿又五年七月既□□□、〔王〕才永師田宮、令小臣成、友逆□□內史無㠱、大史旟曰、章厥䝬夫□、𤔲从田其邑□□□、复友

子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

伯頵父、朕が皇考辟伯吳姬の龢嗇鐘を作る。

王若のごとく曰く、師寰父よ。淮夷は繇我が貟晦の臣なるに、今敢て厥の眾叚を博し、厥の工吏を反せしめ、我が東國に績あらざらしむ。今余肇めて女に命じ、齊帀・曩贅・棘屍・左右虎臣を率いて、淮夷を征し、卽きて厥の邦酋を質さしむ。冉と曰ひ、䇂と曰ひ、鈴と曰ひ、達と曰ふ。師寰虔みて墜さず、夙夜厥の牆事を卹み、休にして既に功有り。折首執訊あり。無諆なる徒馭あり。士女羊牛を毆俘し、吉金を俘れり。今余叚組せず、余用て朕が後男□の隮𣪘を作る。其れ萬年まで、子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

呂仲僕、后子（或）の寶隮彝を作る。

隹王の二十又五年七月既□□□、〔王〕永の師田の宮に在り。小臣成に命じて、逆□□することを內史無㠱・大史旟に侑せしめて曰く、章の䝬夫、𤔲從の田、其の邑□・□・□を□せり。

鬲从其田、其邑复慭言二邑、㝵鬲从、复厥小宮、
□鬲从田、其邑彶眔句商兒眔讐戋、復限余鬲从田、
其邑競𣗥才三邑、州瀘二邑、凡復友
復友鬲从日(邑)十又三邑、厥右鬲从善夫□
鬲从乍朕皇且丁公文考叀公盨、其子ゝ孫ゝ、永寶
用　乂　一二行約一三八字

一八〇、鬲攸從鼎　隹卅又二年三月初吉壬辰、
王才周康宮徲大室、鬲从目攸衞牧、告于王曰、女
覓我田牧、弗能許鬲从
王令眚、史南目即虢旅、虢旅廼事攸衞牧誓曰、我
弗具付鬲从其且、射分田邑、則放、攸衞牧則誓
从乍朕皇且丁公皇考叀公隮鼎、鬲攸从其邁年、子
ゝ孫ゝ、永寶用　一〇行一〇二字

一八一、毛公鼎　王若曰、父厝、不顯文武、皇
天弘猒厥德、配我有周、雁受大命、率褱不廷方、
亡不閈于文武耿光、唯天𨻰集厥命、亦唯先正、𦊆

鬲從の田を復侑し、其の邑复・慭言の二邑もて、鬲從に畀へよ。
复の小宮、鬲從の田、其の邑彶と句商兒と讐戋とを□せり。余
鬲從に田を復限せよ。其の邑は競・𣗥・才の三邑、州・瀘の二
邑なり。凡て復侑せよと。
鬲從に□(邑)十又三邑を復侑す。厥の右は鬲從の善夫□なり。
鬲從、朕が皇祖丁公・文考惠公の盨を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永
く寶用せよ。　乂

隹三十又二年三月初吉壬辰、王、周の康宮徲(夷)の大室に在り。
鬲從、攸衞牧を以て、王に告げて曰く、女、我が田牧を覓り、
鬲從に許すこと能はずと。
王、省せしめ、史南をして以て虢旅に即かしむ。虢旅廼ち攸衞
牧をして誓はしめて曰く、我、鬲從の租を具付し、謝するに田
邑を分たざるときは、則ち放たれむと。攸衞牧、則ち誓ふ。
從、朕が皇祖丁公・皇考惠公の隮鼎を作る。鬲攸從、其れ萬年
ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

王若くのごとく曰く、父厝よ。丕顯なる文武、皇天弘いに厥の
德に猒き、我が有周に配す。大命を膺受し、不廷方を率懷して、
文武の耿光に閈されざる亡し。唯天將いに厥の命を集し、亦唯

𨓆厥辟、𠭯堇大命、肄皇天亡斁、臨保我有周、不
巩先王配命
旻天疾畏、司余小子弗彶、邦𨟻害吉、𪔂ゝ四方、
大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于䵼、永巩先王
王曰、父厝、今余唯肇巠先王命、命女、辥我邦我
家內外、𢦚于小大政、甹朕立、虩許上下若否雩四
方、死毋童、余一人才立、弘唯乃智、余非𦓹又𦔻、
女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷、
毋折威、告余先王若德、用印卲皇天、𤔔𧶜大命、
康能四或、俗我弗乍先王憂
王曰、父厝、雩之庶出入事于外、尃命尃政、埶小
大楚賦、無唯正昏、弘其唯王智、廼唯是喪我或、
厤自今、出入尃命于外、厥非先告父厝、父厝舍命、
毋又敢惷尃命于外
王曰、父厝、今余唯䌛先王命、命女亟一方、𢍰我
邦我家、毋雝于政、勿雝速庶□賓、毋敢龏橐、龏
橐廼敄鰥寡、善效乃友正、毋敢湛于酉、女毋敢㒸、
才乃服、䌛夙夕、敬念王畏不睗、女毋弗帥用先王

先正、厥の辟を襄辥し、大命に勳勤せり。肆に皇天斁ふこと亡
く、我が有周に臨保し、先王の配命を丕鞏にせり。
旻天疾畏にして、嗣げる余小子彶めず、邦將いに害吉あらむす。
𪔂ゝたる四方、大いに縱れて靜らかならず。烏虖、懼るる余小
子、家艱に湛み、永く先王に恐れあらしめむとす。
王曰く、父厝よ。今余唯先王の命を肇巠す。女に命じて、我が
邦我が家の内外を辥めしむ。小大の政を惷み、朕が位を甹けよ。
上下の若否を四方に虩許にし、死めて動せしむること毋れ。余
一人位に在り。乃の智唯るを弘いにせよ。余、有聞を庸ふるに
非ず。女敢て妄寧なること毋れ。夙夕を虔み、我一人に惠し、
我が邦の小大の猷を雍げ、折緘すること毋れ。余に先王の若
德を告げ、用て皇天に印昭し、大命を緟恪し、四國を康んじ能
め、我が、先王の憂を作さざらむことを欲す。
王曰く、父厝よ。之の庶の出入して外に使し、命を敷き政を敷
くに雩て、小大の楚賦を埶めよ。正聞唯り、其の王智唯るを弘
いにすること無くば、廼ち是我が國を喪ふこと唯らむ。今自り
厤たるのち、出入して命を外に敷くに、厥の、先づ父厝に告げ、
父厝、命を舍くに非ずんば、敢て惷みて命を外に敷くこと有る

乍明井、俗女弗目乃辟臿于䜤

王曰、父厝、巳、曰、彶兹卿事寮大史寮、于父卽尹、命女、𤕌嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣雩朕褻事、目乃族、干吾王身、取遺卅守

易女䰘鬯一卣・鄭圭鬲寶・朱市・悤黃・玉環・玉琭・金車・㚐縟較・朱䯯㔷靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・遣衡・金嶂・金豙・勅㬎・金簟弼・魚葡・馬四匹・攸勒・金囒・金雁・朱旂二鈴、易女兹灷、用歲用政

毛公厝、對䫉天子皇休、用乍障鼎、子ゝ孫ゝ、永寶用　三二行四九九字

〔德之周幽、之幽合韻　方光陽　命命命眞　命眞政耕、眞耕合韻　方陽童東、陽東合韻　䎽眞寧耕人眞、眞耕合韻　猷幽德之、幽之合韻　天命眞　或之憂幽、之幽合韻　政耕䎽眞、耕眞合韻　命眞政耕、眞耕合韻　寘寡魚　服之夕魚、之魚合韻　嗣事之〕

毋れ。

王曰く、父厝よ。今余唯先王の命を緟ぎ、女に命じて一方に亟とし、我が邦我が家を圁ならしめ、政に離るること毋く、庶□の貯を壅遠すること勿れ。敢て龏槖すること毋れ。龏槖するときは、廼ち鰥寡を敉ましめむ。乃の友正を善效し、敢て酒に湛むこと毋れ。女、敢て墜さず、乃の服に在りて、夙夕を踋み、王畏の易からざるを敬念せよ。女、先王の作りたまへる明刑を帥用せざること毋れ。女の、乃の辟を以て艱に圅れざらむことを欲す。王曰く、父厝よ。巳、曰げて兹の卿事寮・大史寮に彶め、父に于て卽きて尹さしめよ。女に命じて、併せて公族と參有嗣、小子・師氏・虎臣と、朕が褻事とを嗣めしむ。乃の族を以ゐて、王の身を敔せよ。遣三十鋝を取らしむ。

女に秬鬯一卣・鄭圭鬲寶・朱市・悤黃・玉環・玉琭・金車・㚐縟較・朱䯯㔷靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・遣衡・金嶂・金豙・勅㬎・金簟弼・魚箙・馬四匹・攸勒・金囒・金膺・朱旂二鈴を賜ふ。女に兹の賸を賜ふ。用て歲し用て政せよ、と。

毛公厝、天子の皇休に對揚して、用て障鼎を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

一八二、詢段　王若曰、詢、不顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官嗣邑人・先虎臣・後庸・西門尸・秦尸・京尸・㚇尸、師笭側新、□華尸・由□尸・𠪚尸、成周走亞、戍秦人・降人・服尸、易女玄衣黹屯・载市・冋黃・戈琱戟・㕹必彤沙・䜌旂・攸勒、用事

詢䭫首、對䫉天子休令、用乍文且乙白同姬障段、詢萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用

唯王十又七祀、王才射日宮、旦、王各、益公入右詢　一〇行一三三字　〔首段幽〕

一八三、師詢段　王若曰、師詢、丕顯文武、孚受天令、亦則殷民、乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾豳厥辟、奠大令、盩龢雩政、肄皇帝亡昊、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜

王曰、師詢、哀才、今日天疾畏降喪、秉德不克妻、古亡承于先王、鄕女彶、屯卹周邦、妥立余小子、𦣞乃事、隹王身厚䭫、今余隹䌛𡨦乃令、令女叀雝

王若のごとく曰く、詢よ。丕顯なる文武、命を受けたまひしとき、則ち乃の祖、周邦を奠めたり。今余女に命じて、嫡として邑人・先虎臣・後庸・西門夷・秦夷・京夷・㚇夷、師笭側新、□華夷・由□夷・𠪚夷、成周走亞、戍秦人・降人・服夷を官嗣せしむ。女に玄衣黹純・载市・冋黃・戈琱戟・㕹柲彤緌・䜌旂・攸勒を賜ふ。用て事へよと。

詢、稽首して、天子の休命に對揚し、用て文祖乙伯同姬の障段を作る。詢萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

唯王の十又七祀、王、射日宮に在り。旦に王格る。益公入りて詢を右けたり。

王若のごとく曰く、師詢よ。丕顯なる文武、天命を孚受し、殷民を奕則せり。乃の聖なる祖考、克く先王を左右し、厥の爪牙と作り、用て厥の辟を夾豳し、大命を奠め、政に盩龢せり。肆に皇帝哭ふこと亡くして、我が周と四方とに臨保したまひ、民、康靜ならざるは亡かりき。

王曰く、師詢よ。哀しい哉。今日、天疾畏にして喪を降せり。德を秉ること肅しむこと克はず、故に先王に承くること亡し。

我邦小大猷、邦居潢辥、敬明乃心、率㠯乃友、干
吾王身、谷女弗㠯乃辟、圅于囏、易女秬鬯一卣・
圭瓚・尸允三百人
詢䭬首、敢對䫊天子休、用乍朕剌且乙白同益姬寶
段、詢其萬匄年、子〻孫〻、永寶、用乍州宮寶
隹元年二月既望庚寅、王各于大室、焚内右詢　一五
行二一二字
〔首休段寶寶幽〕

一八四、塱盨　……上缺　又進退、雩邦人正人師
氏人、又辠又故、廼□倗卽女、廼繇宕、卑復虐逐
厥君厥師、廼乍余一人咎
王曰、塱、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友内辟、
勿事虣虐從獄、寽奪叡行道、厥非正命、廼敢疾訊
人、則唯輔天降喪、不廷唯死
易女秬鬯一卣、乃父市・赤舄・駒車・𠦪較・朱虢
圅靳・虎冟熏裏・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・鋚

嚮に女役みて周邦を純卹し、余小子を綏んじ位あらしむ。乃の
事を載ひ、隹王の身に厚諂あらしめたり。今、余隹、乃の命を
緟熹す。女に命じて、我が邦の小大の猷を恵雍せしめ、邦居
を廣辥ならしむ。乃の心を敬明にし、乃の友を率以して、王の
身を扞敔し、女の、乃の辟を以て艱に陷れざらむことを欲す。
女に秬鬯一卣・圭瓚・夷允三百人を賜ふと。
詢、稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が剌祖乙伯・同
益姬の寶段を作る。詢其れ萬匄年、子〻孫〻、永く寶とせよ。
用て州宮の寶を作る。
隹元年二月既望庚寅、王、大室に格り、焚内りて詢を右けたり。
……進退すること有り、邦人・正人・師氏人に雩て辠有り故有
るときは、廼ち□倗して女に卽かしめよ。廼し繇宕して、復厥
の君、厥の師を虐逐せしむることあらば、廼ち余一人の咎を作
さむ。
王曰く、塱よ。乃の心を敬明にし、用て我一人に辟へよ。乃の
友を善效して辟に入れしめ、虣虐從獄し、寽奪し叡び行道せし
むること勿れ。厥の正命に非ずして、廼し敢て訊人を疾すこと
あらば、則ち唯れ溥天、喪を降し、不廷を唯死さむ。

勒、敬夙夕、勿灋朕命
塱拜䭬首、對䫊天子不顯魯休、用乍寶盨、叔邦父
叔姞萬年、子〻孫〻、永寶用　文存一五行一五七字
〔首休幽〕

一八五、鄭段　　隹二年正月初吉、王才周卲宮、
丁亥、王各于宣射、毛白内門、立中廷、右祝鄭、
王乎内史、册命鄭、王曰、鄭、昔先王既命女乍邑、
䋣五邑祝、今余隹䌛熹乃命、易女赤市・同䪈黃・
䜌旂、用事
鄭拜䭬首、敢對䫊天子休命、鄭用乍朕皇考龔白隮
段、鄭其眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享
二銘、一〇行一〇七字　〔首段壽幽　彊享陽〕

一八六、師獸段　　隹王元年正月初吉丁亥、白龢
父若曰、師獸、乃且考又爵于我家、女有隹小子、
余令女死我家、䋣嗣我西偏東偏僕馭百工牧臣妾、
東裁内外、毋敢否善、易女戈琱戓・敐必彤厡・干

女に秬鬯一卣、乃の父の市・赤舄・駒車・𠦪較・朱虢圅靳・虎
冟熏裏・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・鋚勒を賜ふ。夙夕を敬し
み、朕が命を灋つること勿れと。
塱、拜して稽首し、天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶盨
を作る。叔邦父・叔姞、萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶
用せよ。
隹二年正月初吉、王、周の昭宮に在り。丁亥、王、宣榭に格る。
毛伯門に入り、中廷に立ちて、祝鄭を右く。王、内史を呼び、
鄭に册命せしむ。王曰く、鄭よ。昔先王既に女に作邑を命じ、
五邑の祝を併せしめたまふ。今余隹乃の命を緟熹す。女に赤
市・同䪈黃・鑾旂を賜ふ。用て事へよと。
鄭、拜して稽首し、敢て天子の休命に對揚す。鄭用て朕が皇考
龔伯の隮段を作る。鄭其れ眉壽、萬年無彊ならむことを。子〻
孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹王の元年正月初吉丁亥、伯龢父若のごとく曰く、師獸よ。乃
の祖考、我が家に勳有り。女また隹小子なるも、余、女に命じ
て我が家を死めしめ、併せて我が西偏東偏の僕馭・百工・牧・
臣妾を嗣めしむ。内外を董裁し、敢て否善なること毋れ。女に

五・鍚・鐘一・磬五・金、敬乃夙夜、用事
猷拜韻首、敢對𩁹皇君休、用乍朕文考乙中𩰫𣪘、
猷其萬年、子〻孫〻、永寶用享 一一行一一三字 〔首休𣪘幽〕

一八七、師兌𣪘一　隹元年五月初吉甲寅、王才周、各康廟、卽立、同中右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、册令師兌、疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬、易女乃且市・五黃・赤舄
兌拜韻首、敢對𩁹天子不顯魯休、用乍皇且城公𩰫𣪘、師兌其萬年、子〻孫〻、永寶用 二器四文、九行九一字 〔首休𣪘幽〕

一八八、師兌𣪘二　隹三年二月初吉丁亥、王才周、各大廟、卽立、䚄白右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、册令師兌、余既令女、疋師龢父、嗣左右走馬、今余隹𤔲𠭯乃令、令女𤕌嗣走馬、易女䰜鬯一卣・金車・𠦪較・朱虢𩏂䩛・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒

弋琱戚・䡈柲彤緌・干五・鍚・鐘一・磬五・金を賜ふ。乃の夙夜を敬しみ、用て事へよと。
猷拜して稽首し、敢て皇君の休に對揚して、用て朕が文考乙仲の𩰫𣪘を作る。猷其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹元年五月初吉甲寅、王、周に在り。康廟に格りて、位に卽く。同仲、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史尹を呼び、師兌に册命せしむ。師龢父を疋けて、左右走馬・五邑走馬を嗣めよ。女に乃の祖の市・五黃・赤舄を賜ふと。
兌、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て皇祖城公の𩰫𣪘を作る。師兌其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
隹三年二月初吉丁亥、王、周に在り。大廟に格りて位に卽く。䚄伯、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史尹を呼び、師兌に册命せしむ。余既に女に命じて、師龢父を疋け、左右走馬を嗣めしむ。今余隹乃の命を緟𠭯し、女に命じて、併せて走馬を嗣めしむ。女に秬鬯一卣・金車・𠦪較・朱虢𩏂䩛・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふと。

師兌拜韻首、敢對𩁹天子不顯魯休、用乍朕皇考𨏏公𩰫𣪘、師兌其萬年、子〻孫〻、永寶用 二器一蓋一二行一二八字 〔首休𣪘幽〕

a 兌𣪘　兌乍朕皇考叔氏𨻰𣪘、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用 三行二〇字
b 𩰫兌𣪘　隹正月初吉甲午、𩰫兌乍朕文且□公皇考季氏𨻰𣪘、用𣄨眉壽、萬年無彊多寶、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用享 六行四三字 〔𣪘壽寶幽〕

一八九、師嫠𣪘　師龢父𠬝、嫠叔市、巩告于王、隹十又一年九月初吉丁亥、王才周、各于大室、卽立、宰琱生內右師嫠、王乎尹氏、册令師嫠
王若曰、師嫠、才昔先王、小學女、女敏可事、既令女、更乃且考、嗣小輔、今余隹𤔲𠭯乃令、令女嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘、易女叔市・金黃・赤舄・攸勒、用事、敬夙夜、勿灋朕令
師嫠拜手韻首、敢對𩁹天子休、用乍朕皇考輔白𨻰𣪘、嫠其萬年、子〻孫〻、永寶用 二器四文、器一〇行

師兌、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考𨏏公の𩰫𣪘を作る。師兌其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
兌、朕が皇考叔氏の𨻰𣪘を作る。兌、其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
隹正月初吉甲午、𩰫兌、朕が文祖□公・皇考季氏の𨻰𣪘を作る。用て眉壽、萬年無疆にして、多寶ならむことを祈る。兌其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
師龢父、殂す。嫠、叔市して、巩しみて王に告ぐ。隹十又一年九月初吉丁亥、王、周に在り。大室に格りて、位に卽く。宰琱生、內りて師嫠を右く。王、尹氏を呼びて、師嫠に册命せしむ。
王、若のごとく曰く、師嫠よ。在昔、先王女に小學せしむ。女敏しみて使ふ可し。既に女に命じ、乃の祖考に更ぎ、小輔を嗣めしむ。今余隹乃の命を緟𠭯し、女に命じて、乃の祖の舊官たる小輔と鼓鐘とを嗣めしむ。女に叔市・金黃・赤舄・攸勒を賜ふ。用て事へよ。夙夜を敬しみて、朕が命を灋つること勿れと。

一四二字、盍一二五字　〔首休設幽〕

一九〇、井編鐘　井仁安曰、覭盄文且皇考、克哲厥德、得屯用魯、永冬于吉、安不敢弗帥用文且皇考、穆〻秉德、安害〻聖趣、虘處宗室、肆安乍龢父大䵼鐘、用追孝、侃前文人、前文人其嚴才上、數〻纂〻、降余厚多福無彊、安其萬年、子〻孫〻、永寶用享　第一・二器前銘、第三・四器後銘、文九〇字〔考幽德之考幽德之、幽之合韻　趣陽鐘東上彊享陽、陽東合韻〕

一九一、兮甲盤　隹五年三月既死霸庚寅、王初各伐厰𤞷于𠣮盧、兮甲從王、折首執噝、休亡敃、王易兮甲馬四匹・駒車

王令甲、政𤔲成周四方責、至于南淮尸、淮尸舊我員晦人、毋敢不出其員・其責・其進人・其賓、毋敢不即𠂤即𡴐、敢不用令、𠟭即井𢦏伐、其隹我者侯百生厥賓、毋不即𡴐、毋敢或入䜌𡪞賓、𠟭亦井兮白吉父乍般、其眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永

師嫠、拜手稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇考輔伯の䵼段を作る。嫠其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

邢の仁安曰く、覭淑なる文祖皇考、克く厥の德を哲にし、純を得て用て魯あり、吉に永終なりき。安敢て文祖皇考の、穆〻として德を秉りたまひしに帥用せずんばあらず。安、聖趣に憲〻として、虘く宗室に處らむ。肆に安、龢父の大䵼鐘を作り、用て追孝し、前文人を侃ましめむ。前文人、其れ嚴として上に在り、數〻纂〻として、余に厚く多福を降すこと無疆ならむ。安其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

隹五年三月既死霸庚寅、王初めて玁狁を𠣮盧に各伐す。兮甲、王に從つて折首執訊あり、休にして敃むこと亡し。王、兮甲に馬四匹・駒車を賜ふ。

王、甲に命じて、成周四方の責を政𤔲せしめ、南淮夷に至らしむ。淮夷は舊我が員晦の人なり。敢て其の員・其の責・其の進人・其の貯を出さざること毋れ。敢て𠂤に即き、市に即かずして、敢て命を用ひざること毋れ。則ち刑に𢦏伐に即かしめむ。其れ隹我が諸侯百姓の貯、市に即かざること毋れ。敢て蠻に入りて、貯を妄すこと或ること毋れ。則ち奕刑あらむ。兮伯吉父、盤を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

寶用　一三行一三三字　〔彊陽用東、陽東合韻〕

a 善夫吉父諸器　盂「善夫吉父乍盂、其萬年、子〻孫〻、永寶用」(疑)　鑘「善夫吉父乍旅鑘、其子〻孫〻、永寶用」　*鬲「善夫吉父乍京姬䵼鬲、其子〻孫〻、永寶用」　*簠「善夫吉父乍旅簠、其萬年永寶」

*兮吉父諸器　段「兮白吉父乍中姜寶䵼段、其萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享」〔彊享陽〕

*伯吉父諸器　匜「白吉父乍京姬匜、其子〻孫〻、永寶用」　段「唯十又二月初吉、白吉父乍毅䵼段、其萬年、子〻孫〻、永寶用」　鼎同文、吉を士に、䵼を奠に作る。

*趞叔吉父諸器　盨「趞叔吉父乍虢王姞旅盨、子〻孫、永寶用」

*兮仲諸器　鐘「兮中乍大稟鐘、其用追孝于皇考己白、用侃喜前文人、子孫永寶用享　傳世六器

兮伯吉父、仲姜の寶䵼段を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

唯十又二月初吉、伯吉父、毅のの䵼段を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

趞叔吉父、虢王姞の旅盨を作る。子〻孫、永く寶用せよ。

兮仲、大䵼鐘を作る。其れ用て皇考己伯に追孝し、用て前文人を侃喜せしめむ。子孫永く寶用して享せよ。

〔鐘東享陽、東陽合韻〕
段「兮中乍寶段、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」
傳世六器
一九二、虢季子白盤　隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白乍寶盤、不顯子白、畓武于戎工、經纋四方、搏伐厰執、于洛之陽、折首五百、執嘰五十、是目先行、超ゝ子白、獻戒于王、王孔加子白義、王各周廟、宣廚爰卿、王曰、白父、孔䫋又光、王易乘馬、是用左王、易用弓、彤矢其央、易用戉、用政緣方、子ゝ孫ゝ、萬年無彊　八行一一一字
〔工東方陽行王卿光王央方彊陽、東陽合韻〕
＊虢宣公子白鼎　虢宣公子白乍障鼎、用卲享于皇且考、用（旛）眉壽、子ゝ孫ゝ、永用□寶
五行二七字　〔考壽寶幽〕
一九三、不嬰段　唯九月初吉戊申、白氏曰、不嬰馭方、厰允廣伐西俞、王令我、羞追于西、余來歸獻禽、余命女御追于畧、女目我車、宕伐厰允于高陶、女多折首執嘰、戎大同、從追女、女彶、戎

隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白、寶盤を作る。丕顯なる子白、戎工に壯武にして、四方を經維す。玁狁を搏伐す、洛の陽に。折首五百、執訊五十、是を以て先行す。超ゝたる子白、馘を王に獻ず。王、孔だ子白に儀を加ふ。王、周廟に格り、宣榭に爰に饗す。王曰く、白父、孔だ顯にして光有りと。王、乘馬を賜ふ。是を用て王を佐けよと。賜ふに弓を用てす。彤矢と旗央と。賜ふに鉞を用てす。用て蠻方を政せよと。子ゝ孫ゝ、萬年無疆ならむことを。

虢宣公子白、障鼎を作る。用て皇祖考に卲享し、用て眉壽を祈る。子ゝ孫ゝ、永く用て□寶とせよ。

隹九月初吉戊申、伯氏曰く、不嬰・馭方よ。玁狁、西俞を廣伐す。王、我に命じて、西に羞追せしめたまふ。余、來歸して擒を獻じたり。余、女に命じて畧に禦追せしむ。女、我が車を以て、玁狁を高陶に宕伐す。女、折首執訊多し。戎、大いに同ま

大辜戟、女休、弗目我車圅于囏、女多禽、折首執嘰
白氏曰、不嬰、女小子、女肇誨于戎工、易女弓一、矢束・臣五家・田十田、用從乃事
不嬰拜韻手休、用乍朕皇且公白孟姬障段、用匄多福、眉壽無彊、永屯靈冬、子ゝ孫ゝ、其永寶用享犇、一三行一五二字
〔休段幽福之、幽之合韻　彊陽冬多享陽、陽冬合韻〕
一九四、琱生段一　隹五年正月己丑、琱生又事、召來合事、余獻婦氏目壺
告曰、目君氏命曰、余老、止公僕章土田、多諫、弋白氏從誥、公宕其參、女鼎宕其貳、公宕其貳、女鼎宕其一、余叀于君氏大章、報婦氏帛束・璜
召白虎曰、余既嘰戾我考我母令、余弗敢䚡、余或至我考我母令、琱生鼎堇圭　一一行一〇四字
〔章璜陽　令令眞〕

りて女を從追せしに、女彶めり。戎、大いに敦搏せしに、女休あり。我が車を以て艱に陷らしめず。女、多く擒して、折首執訊ありき。

伯氏曰く、不嬰よ。女小子なるも、女、戎工に肇敏せり。女に弓一・矢束・臣五家・田十田を賜ふ。用て乃の事に從へと。

不嬰、休に拜稽首し、用て朕が皇祖公伯・孟姬の障段を作り、用て多福を匄む。眉壽無疆にして、永純靈終ならむことを。子ゝ孫ゝ、其れ永く寶として用て享せよ。

隹五年正月己丑、琱生に事有り。召、來りて合事す。余、婦氏に獻ずるに壺を以てす。

告げて曰く、君子の命を以て曰く、余、老せんとす。止公の附庸土田に賣多し。必ず伯氏從許せよ。公、其の參を宕むるときは、女則ち其の貳を宕めよ。公、其の貳を宕むるときは、女則ち其の一を宕めよと。余、君氏に大璋を惠せらる。婦氏に帛束・璜を報じたり。

召伯虎曰く、余既に我が考・我が母の命を訊げ戾かにせり。余、敢て亂らず。余、我が考・我が母の命を致すこと或らんと。琱生、瑾圭に則せり。

一九五、琱生殷二　隹六年四月甲子、王才葊、爲盬白虎告曰、余告慶、曰、公厥稟貝、用獄諫、爲白又𦘔又成、亦我考幽白幽姜令、余告慶、余目邑𧦝有𤔲、余典、勿敢封、今余既𧦝、有𤔲曰、戾令、今余既一名、典獻、白氏𠟭報璧、琱生對䟒朕宗君其休、用乍朕剌且盬公嘗殷、其萬年、子〻孫〻、寶用享于宗　一一行一〇五字　〔休殷幽〕

a　琱生諸器　豆「周生乍𩰫豆、用享于宗室」

鬲「琱生乍文考寬中𩰫鬲、琱生其萬年、子〻孫〻、永寶用享」五行二三字

*琱戈父殷　琱（戈）父乍交𩰫殷、用享于皇且文考、用易眉壽、子〻孫〻、永寶用　三器、四行二五字　〔殷考壽幽〕

一九六、杜伯盨　杜白乍寶盨、其用享孝于皇申且考于好倗友、用𣪘壽、匄永令、其萬年、永寶用　三器四行三〇字　〔孝考幽友之壽幽、幽之合韻　令年眞〕

a　杜伯鬲　杜白乍叔嫞𩰫鬲、其萬年、子〻孫〻、

隹六年四月甲子、王、葊に在り。盬伯虎告げて曰く、余慶を告ぐ。曰く、公の稟けたる貝は、用て獄諫とせり。爲伯に祇める有り、成有り。亦我が考幽伯幽姜の命じたまへるままなり。余、慶を告ぐ。余、邑を以て有𤔲に訊げたり。余、典して、敢て封ずること勿し。今余、既に訊げたりと。有𤔲曰く、命を戾かにせりと。今余、既に一名して典獻す。伯氏則ち璧を報じたまへり。琱生、朕が宗君の休に對揚して、用て朕が烈祖盬公の嘗殷を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、寶として用て宗に享せよ。

琱生、文考寬中の𩰫鬲を作る。琱生其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

琱（戈）父、交の𩰫殷を作り、用て皇祖文考に享す。用て眉壽を賜はらむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

杜伯、寶盨を作る。其れ用て皇神祖考と、好倗友とに享孝せむ。用て壽を𣪘り、永命を匄む。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

杜伯、叔祁の𩰫鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、

永寶用

一九七、幾父壺　唯五月初吉庚午、同中窖西宮、易幾父示𣪘六・僕四家・金十鈞、幾父拜䭫首、對䟒朕皇君休、用乍朕剌考𩰫壺、幾父用追孝、其邁年、子〻孫〻、永寶用　二器、一〇行又九行、五五字　〔首休孝幽〕

a　仲幾父殷　中幾父史幾史于者侯者監、用厥賓乍丁寶殷　三行一八字　巻三下、八九一頁

一九八、柞鐘　隹王三年四月初吉甲寅、中大師右柞、柞易載・朱黃・䜌、𤔲五邑甸人事、柞拜手、對䟒中大師休、用乍大𩁹鐘、其子〻孫〻、永寶　四器各全銘、四八字、三器分銘、計四三字、一器無銘　〔手休寶幽〕

a　仲義鐘　中義乍龢鐘、其萬年、永寶　八器

b　仲義父諸器　鼎「中義父乍𩰫鼎」又「中義父乍新客寶鼎」　盨「中義父乍旅盨、其永寶用」

■「中義父乍旅■、其萬年、子〻孫〻、永寶用」

永く寶用せよ。

唯五月初吉庚午、同仲、西宮に窖し、幾父に示𣪘六・僕四家・金十鈞を賜ふ。幾父、拜して稽首し、朕が皇君の休に對揚して、用て朕が刺考の𩰫壺を作る。幾父用て追孝せむ。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

仲幾父、幾をして諸侯諸監に使せしむ。厥の賓を用て、丁の寶殷を作る。

隹王の三年四月初吉甲寅、仲大師、柞を右け、柞、載（市）・朱黃・䜌を賜ひ、五邑の甸人の事を𤔲めしむ。柞拜手し、仲大師の休に對揚して、用て大𩁹鐘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

仲義父、旅■を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

c 齊家村諸器　伯邦父鬲「白邦父乍齋鬲」　叔□父鼎「叔□父乍鼎、其萬年、永寶用」　仲友父𣪘「中友父乍寶𣪘、子々孫々、永寶用」二器
仲友父匜「中友父乍匜、其萬年、子々孫々、永寶用」　仲友父盤同文、匜を般に作る。　友父𣪘「友父乍寶𣪘、子々孫々、永寶用」二器　簠「□□乍寶黃簠、子々孫々、永寶用」　仲伐父甗「中伐父乍姫尚母旅獻、其永用」　方彝・方尊・觥
計三器、文同「乍文考日己寶隮宗彝、其子々孫々、萬年永寶用（天字形圖象）」

仲友父、匜を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

仲伐父、姫尚母の旅甗を作る。其れ永く用ひよ。

文考日己の寶隮宗彝を作る。其れ子々孫々、萬年まで永く寶用せよ。

昭和五十六年三月印刷發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町
中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

白川靜

金文通釋 五四

本文篇

卷四

補釋篇

本文篇器名目次

饕餮夔龍文罍

第五四輯

白鶴美術館誌

兩周青銅器銘釋文（二）

凡例

○釋文はなるべく原銘の字形により、訓讀は常體の字に改めた。
○難訓の字にはルビをつけた。字書にないものには一應想定音を加えた。
○器番號下の器名は標目器、ａｂは關聯器、＊は補記篇において加えたものである。
○新出の資料などによつて、舊讀を改めたところがある。

卷四

一九九、秦公毁　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、
鼏宅禹賨、十又二公、才帝之矿、嚴龏夤天命、保
嬖厥秦、虩事緣夏、余雖小子、穆〻帥秉明德、剌
〻趄〻、邁民是敕、咸畜胤士、𧯞〻文武、鎭静不
廷、虔敬朕祀、乍□宗彝、㠯邵皇且、𢦏嚴歸各、
㠯受屯魯多釐、眉壽無彊、畯疐才天、高弘又慶、

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて、禹迹に鼏宅す。十有二公、帝の矿に在り。嚴として天命を龏夤し、厥の秦を保嬖し、蠻夏を虩事す。余、小子と雖も、穆〻として明德に帥秉し、剌〻桓〻として、萬民を是れ敕し、胤士を咸畜せむ。𧯞〻たる文武、不廷を鎭静す。朕が祀を虔敬し、□宗の彝を作り、以て皇祖を卲かにす。其れ嚴として歸格し、以て純魯多釐、

寵囿四方　宜　盞一〇行五三字、器五行五一字、全文一〇四字、盞器外刻文各九字　〔且賓魚砟之、魚之合韻　命秦眞夏魚德敕士之武魚祀之且各魚釐之、魚之合韻　彊慶方陽〕

a　秦公段附刻　盞文「西一斗七升大半升　盞」
器文「西元器、一斗七升奉　段」

b　秦公鐘（鎛）一　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、寵又下國、十又二公、不㒸才上、嚴龏夤天命、保䕭厥秦、虩事蠻夏、曰、余雖小子、穆々帥秉明德、叡専明井、虔敬朕祀、目受多福、協龢萬民、唬夙夕、剌々趄々、萬生是敕、咸畜百辟胤士、盭々文武、鎭靜不廷、𦡤燮百邦、于秦執事、乍盄龢〔鐘〕、厥名曰□邦、其音鈌々、雝々孔煌、目卲零孝享、目受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐才立、高弘又慶、匍又四方、永寶　宜　二七行一四二字　〔且魚國之、魚之合韻　公東上陽、東陽合韻　命秦眞　子德祀福敕士之　邦（鐘）邦東　鈌煌享疆慶方陽〕

眉壽無疆を受けられむことを。畯く疐まりて天に在り、高弘にして慶有り、四方を寵有せむ。　宜。

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて、下國を寵有す。十有二公、墜さずして上に在り。嚴として天命を龏夤し、厥の秦を保䕭し、蠻夏を虩事す。曰く、余、小子と雖も、穆々として明德に帥秉し、叡く明刑を敷き、朕が祀を虔敬す。以て多福を受けられ、萬民を協和す。夙夕を唬しみ、剌々桓々として、萬姓を是れ敕し、百辟胤士を咸畜せむ。盭々たる文武、不廷を鎭靜し、百邦を柔らぎ燮め、秦において事を執らしむ。淑和〔鐘〕を作る。厥の名を□邦と曰ふ。其の音鈌々雍々として孔だ煌かに、以て招格孝享す。以て純魯多釐、眉壽無疆を受けられむことを。畯く疐まりて位に在り、高弘にして慶有り、四方を敷有して、永く寶とせむ。　宜。

c　商鞅量　十八年、齊〔遣〕卿夫々衆來聘、冬十二月乙酉、大良造鞅爰、積十六尊五分、尊一爲升　重泉　器の三側面、文三四字

d　新郪虎符　甲兵之符、右才王、左才新郪、凡興士被甲、用兵五十人㠯上、必會王符、乃敢行之、燔燧事、雖毋會符、行殹　四行四〇字、錯金書
〔之事之符魚殹之、之魚合韻〕

二〇〇、虢文公子伇鼎　虢文公子伇乍叔妃鼎、其萬年無疆、子孫々永寶用享　二器、第一器四行二一字　〔疆享陽〕

a　虢文公子伇鬲　虢文公子伇乍叔妃鬲、其萬年、子孫永寶用享

b　虢季氏子伇鬲　虢季氏子伇乍寶鬲、子々孫々、永寶用享

c　虢姜諸器　虢姜段一「隹王四年、虢姜乍寶段、其永用享」一行一四字
虢姜段二「虢姜乍寶障段、用禪、追孝于皇考叀中、旂匄康𩞁屯右、通彔永令、虢姜其萬年眉壽、

十八年、齊、卿大夫衆を〔遣はして〕來聘せしむ。冬十二月乙酉、大良造鞅の鍰、積十六尊寸五分、尊寸一を升と爲す。重泉（地名）。

甲兵の符、右は王に在り、左は新郪に在り。凡そ士を興し甲を被らしむるに、兵五十人以上を用ふるときは、必らず王符に會して、乃ち敢てこれを行へ。燔燧の事は、符を會すること毋しと雖も、行へ也。

虢文公の子伇、叔妃の鼎を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子孫々、永く寶として用て享せよ。

虢季氏子伇、寶鬲を作る。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

隹王の四年、虢姜、寶段を作る。其れ永く用て享せよ。

虢姜、寶障段を作る。用て禪りて、皇考惠仲に追孝し、康𩞁純祐、通祿永命ならむことを祈匄す。虢姜其れ萬年眉壽にして、

受福無疆、子〻孫〻、永寶用享 六行四四字 〔右之壽幽、之幽合韻 彊享陽〕

虢姜鼎 虢姜乍寶隮鼎、其萬年、永寶用
五行二二字

d 虢諸器 虢姞鬲「虢姞乍鬲」 虢斁盤「虢斁□乍寶盤、子〻孫〻、永寶用」 虢大子元徒戈「虢大子元徒戈」 虢金盤「虢金氏孫乍寶盤、子〻孫〻、永寶用」三行一四字 虢金匜 文同、盤を匜に作る。 虢伯鬲「虢白乍姫大母隮鬲、子〻孫〻、永寶用」一八字

e 虢仲鬲 虢中乍虢改隮鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用 一七字

f 城虢諸器 城虢仲段「城虢中乍旅段」二行六字 城虢趞生段「城虢趞生乍旅段、其萬年、子孫永寶用」三行一五字

g 虢季氏子緩諸器 段「虢季氏子緩乍段、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享」三器、四行二〇字 〔疆享陽〕 壺「虢季氏子緩乍寶壺、子〻孫〻、

福を受けらるること無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

虢斁□、寶盤を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

虢の太子元の徒戈

虢伯、姫大母の隮鬲を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

虢仲、虢改の隮鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

城虢趞生、旅段を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

虢季氏子組、段を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

永寶、其用享」五行一七字 鬲一「虢季子緩乍鬲、子孫永寶用享」一二字 *鬲二「虢季氏子緩乍鬲、子〻孫〻、永寶用享」一五字

虢季氏子緩盤 隹十又一年正月初吉乙亥、虢季氏子緩乍盤、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享 四行三一字 〔疆享陽〕

h 鄭虢諸器 鄭虢仲段 隹十又一月既生霸庚戌、奠虢中乍寶段、子〻孫〻、彶永用 三器、四行二三字

*1 虢宣公子白鼎 虢宣公子白乍隮鼎、用孝享于皇且考、用〔旂眉壽〕、子〻孫〻、永用□寶 五行二七字 〔考壽寶幽〕

i 虞司寇伯吹壺 虞嗣寇白吹、乍寶壺、用享用孝、用旂眉壽、子〻孫〻、永寶用之 二器、一一行二四字、文左行 〔孝壽幽之之、幽之合韻〕

*2 芮諸器 芮公諸器「內公乍從鐘、子孫永寶用」鐘 「內公乍鑄寶壺、永寶用」壺、三器 「內公乍盟飤鼎、子孫永寶、用享」鼎 「內公乍鑄

隹十又一年、正月初吉乙亥、虢季氏子組、盤を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

隹十又一月既生霸庚戌、鄭虢仲、寶段を作る。子〻孫〻に及ぶまで、永く用ひよ。

虢宣公子白、隮鼎を作る。用て皇祖考に孝享し、用て眉壽を祈る。子〻孫〻、永く用て□寶とせよ。

虞の司寇伯吹、寶壺を作る。用て享し用て孝し、用て眉壽を祈る。子〻孫〻、永く寶として之を用ひよ。

芮公、京氏の婦祐姫の媵鬲を作鑄す。子〻孫〻、永く用て享せ

匜、用」二行九字

d鄭楙叔賓父諸器　壺「奠楙叔賓父、乍醴壺、子ゝ孫ゝ、永寶用」三行一五字　盨「叔賓父乍寶盨、子ゝ孫ゝ、永用」三行一二字

e鄭諸器　鄭子石鼎「奠子石乍鼎、子ゝ孫ゝ永寶用」二行一二字　鄭伯筍父鬲「奠白筍父、乍叔姬隮鬲」　*鄭氏伯高父甗「奠氏白高父乍旅獻、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶」三行一七字　*鄭牧馬受段蓋「奠牧馬受乍寶段、其子ゝ孫ゝ、萬年永寶用」三銘、三行一七字

f召叔山父簠　奠白大嗣工召叔山父、乍旅匿、用享用孝、用匃眉壽、子ゝ孫ゝ、用爲永寶 七行二八字　〔孝壽寶幽〕

g叔上匜　隹十又二月初吉乙子、奠大内史叔上、乍叔娟朕匜、其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之 五行三三字

二〇八、鄧孟壺　昪孟乍監嫚隮壺、子ゝ孫ゝ、永寶用 三行一四字

鄭の懋叔賓父、醴壺を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

鄭子石、鼎を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

鄭氏伯高父、旅甗を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶とせよ。

鄭伯の大嗣工・召叔山父、旅簠を作る。用て享し用て孝し、用て眉壽を匃む。子ゝ孫ゝ、用て永寶と爲せ。

隹十又二月初吉乙巳、鄭の大内史叔上、叔娟の媵匜を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として之を用ひよ。

鄧孟、監嫚の隮壺を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

a鄧伯氏鼎　隹昪八月初吉、白氏始氏、乍媺嫚臭朕鼎、其永寶用 四行二〇字

b鄧公段　隹彝九月初吉、不故屯夫人、始乍彝公、用爲屯夫人隮誒段 四行二三字

c復公子段　復公子白舍曰敃新、乍我姑鄧孟媿朕段、永壽用之 二器、四行二〇字　〔段幽之之、幽之合韻〕

二〇九、鄀公平侯鼎　隹鄀八月初吉癸未、鄀公平侯、自乍隮錳、用追孝于厥皇且晨公、于厥皇孝辟□公、用易眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享 二器、六行四八字、文左文多し　〔公公東　疆享陽〕

a鄀公敄人段　隹鄀正二月初吉乙丑、上鄀公敄人乍隮段、用享孝于厥皇且于厥皇丂、用易眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享 六行四四字　〔丑段丂壽幽　疆享陽〕

b鄀公敄人鐘　隹鄀正二月初吉乙丑、上鄀公敄人、乍其龢鐘、用追孝于厥皇且可公、于厥皇考晨公、用易眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用

隹鄧の八月初吉、伯氏姒氏、媺嫚臭の媵鼎を作る。其れ永く寶用せよ。

隹鄧の九月初吉、不故の純夫人、始めて鄧公に迮ぐ。用て純夫人の隮誒（侑）段を爲る。

復の公子伯舍、敃新に曰ひて、我が姑鄧孟媿の媵段を作らしむ。永壽之を用ひよ。

隹鄀の八月初吉癸未、鄀公平侯、自ら隮盂を作る。用て厥の皇祖晨公と、厥の皇考辟□公とに追孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

隹鄀の正二月初吉乙丑、上鄀公敄人、隮段を作る。用て厥の皇祖と、厥の皇考とに享孝す。用て眉壽を賜ひ、萬壽無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

隹鄀の正二月初吉乙丑、上鄀公敄人、其の龢鐘を作る。用て厥の皇祖可公と、厥の皇考晨公とに追孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

享　右鼓殘缺、文約四九字　〔鐘公公東　彊享陽〕

c 鄀元子斯父簠 二器　「鄀元子斯、自乍旅匿」一
「鄀元子斯父、自乍旅匿、子〻孫〻、永寶用」二

d 鄀公諴鼎　隹十又四月既死霸壬午、下蠚雝公諴乍㴱鼎、用追享丂于皇且考、用气眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用 六行四字　〔考壽幽　彊陽用東、陽東合韻〕

e 鄀公諴簠　蠚公諴乍旅匿、用追孝于皇且皇考、用易眉壽萬年、子〻孫〻、永寶用 五行二七字

* 鄀君戈　鄀君用寶

二一〇、趞亥鼎　宋莊公之孫趞亥、自乍會鼎、子〻孫〻、永壽用之 五行一九字

a 宋眉父鬲　宋眉父乍寶子賸鬲
b 宋公戌鐘　宋公戌之訶鐘 六器編鐘
c 宋公差戈　宋公差之所造不易族戈
d 宋公䜌鼎　宋公䜌之餴鼎
*1 宋公䜌戈　宋公䜌之造戈 鳥書
e 宋君夫人鼎　宋君夫人之餴釪鼎

鄀の元子斯父、自ら旅簠を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹十又四月既死霸壬午、下鄀の雍公諴、㴱鼎を作る。用て追享して皇祖考に孝し、用て眉壽を气む。萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

鄀公諴、旅簠を作り、用て皇祖皇考に追孝す。用て眉壽萬年を賜はらむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

宋の莊公の孫趞亥、自ら會鼎を作る。子〻孫〻、永壽之を用ひよ。

宋の眉父、寶子の賸鬲を作る。
宋公戌の歌鐘。
宋公差の造る所の邳陽の族の戈。
宋公欒の餴鼎。
宋君夫人の餴釪鼎。

*2 宋公得戈　宋公得乍造戈 鳥書

*3 樂子嚷豧簠　隹正月初吉丁亥、樂子嚷豧、擇其吉金、自乍飤匿、其眉壽、萬年無諆、子〻孫〻、永保用之 六行三四字　〔壽幽諆之之、幽之合韻〕

二一一、陳侯段　敶侯乍嘉姬寶段、其邁年、子〻孫〻、永寶用 三行一七字

a 陳公子甗　隹九月初吉丁亥、敶公子〻叔遱父、乍旅獻、用征用行、用鬻稻粱、用旛眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、是尙 六行三八字　〔行粱彊尙陽〕

b 陳侯簠　隹正月初吉丁亥、敶侯乍孟姜□賸匿、用旛眉壽、萬年無彊、永壽用之 四行二七字　〔壽幽之之、幽之合韻〕

c 陳侯鼎　隹正月初吉丁亥、敶侯乍□□四母賸鼎、其永壽用之 四行二一字

* 肥城陳侯諸器　陳侯壺「敶侯乍嬀蘇賸壺、其萬年、永寶用」二器

嬰士父鬲「嬰士父乍蓼改㴱鬲、其萬年、子〻孫

隹正月初吉丁亥、樂子嚷豧、其の吉金を擇び、自ら食簠を作る。其れ眉壽にして、萬年無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

陳侯、嘉姬の寶段を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹九月初吉丁亥、陳公の子の子叔遱父、旅甗を作る。用て征し用て行し、用て稻粱を鬻る。用て眉壽を祈り、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、是を尙とせよ。

隹正月初吉丁亥、陳侯、孟姜□の賸簠を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。永壽之を用ひよ。

隹正月初吉丁亥、陳侯、□□四母の賸鼎を作る。其れ永壽これを用ひよ。

陳侯、嬀蘇の賸壺を作る、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

嬰士父、蓼改の㴱鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、

〻、永寶用」

永く寶用せよ。

d陳子匜　隹正月初吉丁亥、陳子〻乍奔孟爲穀母塍匜、用旛眉壽、萬年無彊、永壽用之　五行三〇字〔壽幽之之、幽之合韻〕

隹正月初吉丁亥、陳子の子、奔の孟嬀穀母の塍匜を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。永壽之を用ひよ。

e陳伯元匜　陳白殹之子白元、乍西孟嬀瑚母塍匜、永壽用之　四行一九字

陳伯殹の子伯元、西の孟嬀瑚母の塍匜を作る。永壽之を用ひよ。

f陳生鼎　陳生奪乍飤鼎、子孫其永寶用　三行一二字

陳生奪、食鼎を作る。子孫其れ永く寶用せよ。

二一二、蔡姑段　蔡姑乍皇兄尹叔隮鼒彝、尹叔用妥多福于皇考德尹叀姬、用旛匄眉壽、綽綰永令、彌厥生霝冬、其萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享　六行五〇字〔福姬之壽幽、之幽合韻　冬冬彊享陽、冬陽合韻〕

蔡姑、皇兄尹叔の隮鼒彝を作る。尹叔用て多福を皇考德尹惠姫に綏んじ、用て眉壽を祈匄す。綽綰永命にし、厥の生を彌るまで靈終ならむ。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

a蔡大師鼎　隹正月初吉丁亥、蔡大帀與、賸鄦叔姬可母飤緐、用旛眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用之　銘口緣、三五字

隹正月初吉丁亥、蔡の大師與、許の叔姫可母の食緐を賸り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

b蔡諸器　蔡侯鼎「蔡侯乍旅鼎、其萬年、永寶用」疑　蔡侯匜「蔡侯乍姬單朕匜」疑　蔡子匜「蔡子□自乍會匜」　蔡公子壺「隹正月初吉庚午、蔡公子□□乍隮壺、其眉壽無彊、子〻孫〻、萬年永寶用享」〔彊享陽〕

c蔡侯鸞盤　元年正月初吉辛亥、蔡侯鸞、虔共大令、上下陟否、孜敬不惕、肇差天子、用乍大孟姬媾彝盤、禋享是台、甫盟嘗禘、祐受毋巳、齋叚整諬、□□王母、穆〻亹〻、悤□訢旟、威義遊〻、霝頌訡商、康虎穆好、敬配吳王、不諱考壽、子孫蕃昌、永保用之、□歲無彊　一六行九五字〔亥否子台巳之母魚、之魚合韻　旟商王昌彊陽〕

元年正月初吉辛亥、蔡侯鸞、大命を虔恭し、上下陟否し、孜しみ敬しみて惕らず、肇めて天子を佐け、用て大孟姫嬇の彝盤（盤）を作る。禋享するに是を以ひ、祗みて嘗禘を明らかにし、祐受巳むこと毋し。齋叚整諬にして、王母を□□す。穆〻亹〻として、聰□訢旟にして、威儀遊〻たり。靈頌訡商、康虎穆好にして、敬しみて吳王に配す。丕諱考壽にして、子孫蕃昌し、永く之を保用して、□歲無疆ならむことを。

d蔡侯鸞尊　同文、二三行九五字、器名のみ異る。

e蔡侯鐘　隹正五月初吉孟庚、蔡侯□（削去）曰、余唯末小子、余非敢寧忘、有虔不惕、差右楚王、隺〻爲政、天命是遷、定均庶邦、休有成慶、既忐于忌、乍中厥德、均子大夫、建我邦國、爲令甫〻、不愆不貳、自乍訶鐘、元鳴無期、子孫鼓之　甬鐘・鎛鐘・編鐘、分銘、一組八二字〔庚忘（荒）王

隹正五月初吉孟庚、蔡侯□曰く、余は唯末小子なるも、余敢て寧荒するに非ず。虔むこと有りて惕らず。楚王を左右し、隺〻として政を爲し、天命を是れ匡かにす。庶邦を定め均んじ、休にして成慶有り。既に于忌（畏忌）に忐み、乍ち厥の德に中り、大夫を均んじ子しみたり。我が邦國を建て、命を爲むること祗〻、愆たず貳はず、自ら歌鐘を作る。元鳴無期にして、子孫之

遅慶陽　忌德國貳期之之〕

f 蔡侯諸器　鼾「蔡侯𪗿之飤鼾」鼾・鼎・毀・簠・壺・盥缶・戈みな同文。器名のみ異る。

g 大孟姬盥缶　蔡侯𪗿乍大孟姬賸盥缶

＊蔡公子戈　「蔡公子加之用」「蔡公子果之用」

＊蔡姬尊　白乍蔡姬宗彝、其邁年、世孫子永寶

＊蔡侯產劍　蔡侯產之用僉 一器　「蔡侯產乍黃效」二器

＊蔡侯朱缶　蔡侯朱之缶

＊蔡竝□戈　蔡竝□之敢戈

h 許子鐘　隹正月初吉丁亥、鄦子〓白、擇其吉金、自乍鈴鐘、中翰叡旟、元鳴孔𪉲、穆〻龢鐘、用匽旨喜、用樂嘉賓大夫、及我倗友、𡔵〻趩〻、萬年無諆、眉壽毋已、子〻孫〻、永保鼓之 二銘、一二行六五字〔旟𪉲陽　喜之夫魚友趩諆巳之之、之魚合韻〕

i 許子妝簠　隹正月初吉丁亥、鄦子妝、擇其吉金、用鑄其匿、用賸孟姜秦嬴、其子〻孫〻、𥻆

を鼓せよ。

蔡侯𪗿の食鼾。

蔡侯𪗿、大孟姬の賸盥缶を作る。

伯、蔡姬の宗彝を作る。其れ萬年ならむことを。世孫子、永く寶とせよ。

隹正月初吉丁亥、許子〓白（將師）、其の吉金を擇びて、自ら鈴鐘を作る。中に翰く叡揚がる。元鳴孔だ煌かなり。穆〻たる龢鐘、用て匽し以て饎し、用て嘉賓大夫、及び我が朋友を樂しましめむ。𡔵〻趩〻として、萬年無期、眉壽巳むこと毋からむ。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

隹正月初吉丁亥、許子妝、其の吉金を擇びて、用て其の簠を鑄り、用て孟姜・秦嬴に賸る。其れ子〻孫〻まで、永く之を保用

保用之 五行三三字

j 魯生鼎　無大邑魯生、乍壽母賸鼎、其萬年眉壽、永寶用 四行一八字

＊許者俞鉦　嵩君淲虘、與朕目熊乍無者俞寶□□、其萬年、用享用考、用旂眉壽、子〻孫、永寶用之 八行三四字〔考壽幽之之、幽之合韻〕

二一三、齊侯盤　齊侯乍賸𡨦𡨦孟姜盥般、用旟眉壽、萬年無彊、也〻配〻、男女無其、子〻孫〻、永保用之 六行三四字〔配其之之〕

a 齊侯敦一　文同じ。六行三三字、器名を膳敦に作る。

b 齊侯匜一　文同じ。六行三四字、器名を盥盂に作る。

c 齊侯鼎　文同じ。六行三四字、器名を善𪔂に作る。

d 齊侯敦二　齊侯乍飤𦏴、其萬年、永保用

e 齊侯匜二　齊侯乍虢孟姬良女寶匜、其萬年無彊、子〻孫〻、永寶用 四行二二字

f 齊良壺　齊良乍壺盂、其眉壽無期、子孫永保用 三行一五字

g 齊侯盤二　齊侯乍皇氏孟姬寶般、其萬年、眉

せよ。

許の大邑魯生、壽母の賸鼎を作る。其れ萬年眉壽にして、永く寶用せむことを。

嵩君淲虘、朕が以熊と、許の者俞の寶□□を作る。其れ萬年まで、用て享し用て孝し、用て眉壽ならむことを祈る。子〻孫、永く之を寶用せよ。

齊侯、𡨦𡨦孟姜に賸する盥盤を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。也〻熙〻として、男女無其ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

齊侯、食敦を作る。其れ萬年まで、永く保用せよ。

齊侯、虢孟姬良女の寶匜を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

齊良、壺盂を作る。其れ眉壽無期ならむことを。子孫永く保用せよ。

齊侯、皇氏孟姬の寶盤を作る。其れ萬年にして、眉壽無疆なら

壽無疆 三行一六字

h 齊巫姜段　齊巫姜乍隮段、其萬年、子ゝ孫、永寶用享 三行一六字

*1 齊侯鑑　齊侯乍朕子中姜寶盂、其眉壽萬年、永保其身、子ゝ孫ゝ、永保用之 五行二六字 〔年身眞〕

*2 齊孌姬段　齊𣪘姬乍寶段、其萬年、子孫ゝ永用 三行一四字

*3 齊縈姬之孌盤　齊縈姬之孌乍寶般、其眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享 四行二九字 〔疆享陽〕

*4 齊叔姬盤　齊叔姬乍孟庚寶般、其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永受大福用 四行二二字

二一四、國差𦉜　國差立事歲、咸丁亥、攻帀俉鑄西𩫨寶𦉜四秉、用實旨酉、侯氏受福眉壽、卑旨卑瀞、侯氏毋瘩毋疧、齊邦鼏靜安盗、子ゝ孫ゝ、永保用之 一五行五二字 〔酉壽幽　瀞盗耕〕

a 大宰歸父盤　隹王八月丁亥、齊大宰歸父、□

むことを。

齊の巫(巫)姜、隮段を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫、永く寶として用て享せよ。

齊侯、子中姜に媵する寶盂を作る。其れ眉壽萬年にして、永く其の身を保たんことを。子ゝ孫ゝ、永くこれを保用せよ。

齊の𣪘姬、寶段を作る。其れ萬年ならむことを。子孫ゝ、永く用ひよ。

齊の縈姬の孌(姪)、寶盤を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

齊の叔姬、孟庚の寶盤を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く大福を受けて用ひよ。

國差、事に泣むの歲、咸の丁亥、攻帀俉、西郭の寶𦉜四秉を鑄る。用て旨酒を實さむ。侯氏、福を受けられて眉壽ならむことを。旨からしめ瀞からしめ、侯氏に瘩毋く疧毋く、齊邦鼏靜にして安寧ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く之を保用せよ。

隹王の八月丁亥、齊の大宰歸父、(つつしみて)己の盥盤を爲り、

爲己盥盤、台𧙕眉壽、霝命難老 六行二四字、文右行、〔壽老幽〕

*公孫𥨊壺　公孫𥨊立事歲、飯者月、公子土折、乍子中姜□之般壺、用旂眉壽萬年、羕保其身、子ゝ孫ゝ、羕保用之 六行三九字、刻文 〔年身眞〕

二一五、叔夷鎛・鐘　隹王五月、辰才戊寅、師于淄浻、公曰、女尸、余經乃先且、余既專乃心、女少心畏忌、女不彖、夙夜宦執而政事、余弘猒乃心、余命女、政于朕三軍、肅成朕師旟之政德、諫罰朕庶民、左右毋諱、尸不敢弗憼戒、虔卹乃死事、勠龢三軍徒𨓚、雩厥行師、昚中于(厥)罰

公曰、尸、女敬共辝命、女雁鬲公家、女𢐓勞朕行師、女肇敏于戎攻、余易女釐都□□、其縣三百、余命女嗣辝釐邑、遷或徒四千、爲女敵寮、乃(尸)敢用拜䭫首、弗敢不對䁥朕辟皇君之易休命

公曰、尸、女康能乃又事眔乃敵寮、余用登屯、厚乃命、女尸、毋曰余小子、女專余于艱卹、虔卹不易、左右余一人、余命女、䢅差(正)(鎛なし)卿、爲

以て眉壽、靈命の老い難からむことを祈る。

公孫𥨊、事に泣むの歲、飯者月、公子土折、子中姜□の盤壺を作る。用て眉壽萬年にして、永く其の身を保たむことを祈る。子ゝ孫ゝ、永く之を保用せよ。

隹王の五月、辰は戊寅に在り。淄の浻に師す。公曰く、女夷よ。余、乃の先祖を經ふ。余既に乃の心を專とす。女少心畏忌す。女、墜さず、夙夜して而の政事を宦執す。余弘いに乃の心に猒く。余、女に命じて、朕が三軍を政めしめ、朕が師旟の政德を肅成せしむ。朕が庶民を敕罰し、左右けて諱むこと毋れと。夷、敢て憼戒して、乃の司事を虔卹せずんばあらず。三軍の徒𨓚を勠龢し、厥の行師において、愼しみて厥の罰を中めむ。

公曰く、夷よ。女、辝が命を敬恭せり。女、公家を雁ぎ鬲めたり。女、𢐓みて朕が行師に勞めたり。女、戎攻に肇敏せり。余、女に釐都□□を賜ふ。其の縣三百なり。余、女に命じて、辝が釐邑を嗣めしむ。或徒四千を遷め、女の敵寮と爲せと。夷、敢て用て拜して稽首し、敢て朕が辟皇君の賜へる休命に對揚せずんばあらず。

大事、覣命于外內之事、中尃盟刑、女台尃戒公家、雁卹余于盟卹、女台卹余朕身、余易女車馬（鐘、馬車に作る）戎兵、釐僕三百又五十家、女台戒戎攸、尸用或敢再拜韻首、雁受君公之易光、余弗敢灋乃命

尸箕其先舊及其高且、虩ゝ成唐、又敢才帝所、尃受天命、删伐頣司、敗厥靈師、伊少臣隹輔、咸有九州、處堣之堵

不顯穆公之孫、其配襄公之妣、而餓公之女、雩生叔尸、是辟于齊侯之所、是少心觀遭、靈力若虎、堇裳其政事、又共于箮武霝公之所（九字、鎛、又共于公所）、箮武霝公、易尸吉金鈇鎬、玄鏐鏻鋁、尸用攸鑄其寶鐘、（二十一字、鎛銘、□擇吉金、鈇鎬鏻鋁、用攸鑄其寶鎛、十四字）用享于其皇且皇妣皇母皇考、用旂眉壽、霝命難老

不顯皇且、其乍福元孫、其萬福屯魯、龢協而又事、卑若鐘鼓、外內剴辟、截ゝ與ゝ、造而倗剶、毋或丞頪、女考壽萬年、羕保其身、卑百斯男、而埶斯字、肅ゝ義政、齊侯左右、毋疾毋已、至于枼、曰武靈成、子ゝ孫ゝ、羕保用享 八〇行四九二字 〔且所魚司餗之、魚之合韻 補堵所虎所鋁鎛魚 考壽老幽 且魯鼓與魚 剶頪脂 年身眞 字右巳之〕

公曰く、夷よ。女、乃の友事と乃の敵寮とを康んじ能めよ。余用て登純し、乃の命を厚うせむ。女、夷よ。余を小子と曰ふこと毋れ。女、余を蠲卹に尃け、虔卹して易らず、余一人を左右けよ。余、女に命じて、（正）卿を裁し差けて、大事を爲め、併せて外內の事を命じ、中めて明刑を敷かしむ。女、以て公家を尃け戒め、余を明卹に膺卹せよ。女、以て余朕が身を卹へよ。余、女に車馬戎兵、釐僕三百又五十家を賜ふ。女、以て戎攸を戒めよと。夷、用て或敢て再拜稽首し、君公の賜へる光を膺受す。余、敢て乃の命を灋てざらむ。

夷、其の先舊と其の高祖に典らむとす。虩ゝたる成唐（湯）、嚴として帝所に在る又り。尃いに天命を受け、夏祠（祀）を删伐し、厥の靈師を敗る。伊小臣隹輔け、九州を咸有し、禹の堵に處る。

丕顯なる穆公の孫、其の配は襄公の妣にして成公の女なり。雩に叔夷を生む。是れ齊侯の所に辟ふ。是れ少心觀遭にして、靈力あること虎の若く、其の政事に勤勞し、桓武なる靈公の所に供する又り。桓武なる靈公、夷に吉金鈇鎬、玄鏐鏻鋁を賜ふ。夷用て其の寶鐘を作鑄す。（鎛、吉金を□め擇び、鈇鎬鏻鋁、用て其の寶鎛を作鑄す）用て其の皇祖皇妣・皇母皇考に享し、用て眉壽、靈命の老い難からむことを祈る。

丕顯なる皇祖、其れ元孫に祚福し、其れ萬福純魯ならしめむことを。而の有事を龢協し、鐘鼓の若くならしめむ。外內闓闢にして、截ゝ與ゝとして、而の倗剶を造し、丞頪（癡愚）或ること毋からしめむ。女、考壽萬年にして、永く其の身を保ち、百斯男あらしめ、而の埶きものを斯れ字はしめむ。肅ゝたる義政、齊侯を左右し、疾むこと毋く已むこと毋く、世に至るまで、武靈の成ることを曰はしめむ。子ゝ孫ゝ、永く保ちて用て享せよ。

a 庚壺 隹□□〔月初〕吉……（八字缺）之子□□曰庚、擇其吉金、台鑄其□壺、齊三軍圍□、冉子執鼓、庚大門之、埶者、獻于靈公之所、公曰、甬ゝ、商之台〔玉〕嗣・衣裘・車馬、□□□之□、庚逢二百……（約四二字缺）歸獻〔于靈〕公之所、商之〔台〕□□車馬、庚伐□寅其王駟埶方□滕相乘馬、□□□其王乘馬、用台□□餗、冂哉其兵、埶〔者〕〔獻〕之于靈公〔之所〕、公曰、甬ゝ、□□□□、余台賜女、……（約二九字

（文に缺泐多く、訓讀を略する。）

缺）二七行、各行七字、約一九〇字文右行〔壺鼓者所馬所馬馬馬所女魚〕

二一六、黔鎛　隹王五月初吉丁亥、齊辟鼜叔之孫、遵中之子黔、乍子中姜寶鎛、用旛侯氏永命萬年、黔保其身、用享用考于皇且聖叔、皇妣聖姜、于皇且又成惠叔、皇妣又成惠姜、皇考遵中皇母、用旛壽老毋死、保盧兄弟、用求丂命彌生、肅〻義政、保盧子性

鼜叔又成、勞于齊邦、侯氏易之邑二百又九十又九邑、與□之民人都啚、侯氏從造之曰、世萬至於辝孫子、勿或俞改、鼜子□曰、余彌心畏忌、余四事是台、余爲大工厄・大吏・大徒・大宰、是辝可事、子孫永保用享　一九行一七五字〔年身眞　死弟脂　生政性耕　啚之子台吏宰事之〕

a 鼜氏鐘　隹正月初吉丁亥、齊鼜氏孫□、擇其吉金、自乍龢鐘、卑鳴攴好、用享目孝、于旬皇且文考、用匽用喜、用樂嘉賓、及我倗友、子〻孫〻、永保鼓之　文右行、五四字、〔好孝考幽　喜友〕

隹王の五月初吉丁亥、齊の辟鮑叔の孫、遵仲の子黔、子中姜の寶鎛を作り、用て侯氏の永命萬年ならむことを祈る。黔、其の身を保ち、皇祖聖叔・皇妣聖姜と皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、皇考遵仲皇母に用て享し用て孝し、用て壽老にして死すること毋く、盧が兄弟を保つことを祈り、用て考命彌生ならむことを求む。肅〻たる義政、盧が子姓を保たむことを。

鮑叔又成、齊邦に勞あり。侯氏、之に邑二百又九十又九邑と、□の民人都鄙とを賜ふ。侯氏從つて之に造げて曰く、世萬、辝が孫子に至るまで、渝改或ること勿からむと。鮑子□して曰く、余、彌心畏忌して、余が四事を是れ以ひむ。余、大工厄・大吏・大徒・大宰と爲り、是を辝て事ふ可しと。子孫、永く保ちて用て享せよ。

隹正月初吉丁亥、齊の鼜（鮑）氏の孫□、其の吉金を擇びて、自ら龢鐘を作る。鳴ること攴だ好からしめ、用て享し以て孝せむ。用て旬が皇祖文考に、用て匽し用て饎し、用て嘉賓と、我が倗友とを樂しましめむ。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

之之〕

*戻敖段　戎獻金于子牙父百車、而易魯戻敖金十勻、易不諱、戻敖用拱用璧、用侶□其右、子歆史孟、戻敖堇用㲋叔于史孟、用乍寶段、戻敖其子〻孫〻、永寶　疑、六行五七字、文右行〔段寶幽〕

二一七、洹子孟姜壺　齊侯女䨓、聿喪其段、齊侯命大子、乘遽來敂宗白、聽命于天子、曰、期則爾期、余不其事、女受冊歸、遄□御、爾其遵受御、齊侯拜嘉命

于上天子、用璧玉備一嗣、于大無嗣誓于大嗣命、用璧兩壺八鼎、于南宮子、用璧二備・玉二嗣・鼓鐘一肆

齊侯既遵洹子孟姜喪、其人民都邑、堇宴舞、用從爾大樂、用鑄爾羞銅、用御天子之事、洹子孟姜、用气嘉命、用旂眉壽、萬年無疆、御爾事二器、第一器一九行一四三字、第二器一九行一六五字。今第一器による。

〔子子期事之　御御魚　子嗣子備嗣肆之　舞樂魚事之、魚之合韻　壽幽事之、幽之合韻〕

戎、金を子牙父に獻ずること百車、而ち魯の戻敖に金十鈞を賜ひ、丕諱を賜ふ。戻敖、拱珊璧を用て、用て其の右、子歆・史孟に侶□す。戻敖勤めて㲋叔と史孟とを用ひ、用て寶段を作る。戻敖の子〻孫〻、永く寶とせよ。

齊侯の女䨓、聿に其の段(舅)を喪ふ。齊侯、大子に命じて、乘遽して、來りて宗伯に敂げ、命を天子に聽かしむ。(天子)曰く、期ならば則ち爾(齊侯)期とせよ。余は其れ事とせざらむ。女、冊を受けて歸らば、遄かに□御せよ。爾其れ遵りて御を受けよと。齊侯、嘉命を拜せり。

上天子に、璧玉備(珮)一嗣を用ふ。大無嗣誓と大嗣命とに、璧・兩壺・八鼎を用ふ。南宮子に、璧二備・玉二嗣・鼓鐘一肆を用ふ。

齊侯既に洹子孟姜の喪を遵ふ。其の人民都邑、宴舞に勤め、用て爾の大樂に從へり。用て爾の羞銅を鑄る。用て天子の事に御ひむ。

洹子孟姜、用て嘉命を气め、用て眉壽を祈る。萬年無疆にして、爾の事に御へむ。

＊陳喜壺　塦喜再立事歳、飤月己酉、爲左大族、台寺民剛、□(鑄)客敀爲匯壺九 六行二五字

二一八、陳肪段　隹王五月元日丁亥、肪曰、余塦中肅孫、簋叔和子、龏夤鬼神、襄觀畏忌、敕擇吉金、乍兹寶段、用追孝於我皇段鎗 七行四三字、文右行 〔亥子忌之段幽、之幽合韻〕

a 陳逆簠　隹王正月初吉丁亥、少子塦逆曰、余塦趄之裔孫、余寅事齊侯、懽卹宗家、擇厥吉金、台乍厥元配季姜之祥器、鑄兹寶笑、台享台孝于大宗皇且皇妣、皇考皇母、乍求永命、眉壽萬年、子〻孫〻、羕保用 一二行七六字 〔家笑母魚 命年眞〕

b 陳逆段　冰月丁亥、塦氏裔孫逆、乍爲皇祖大宗段、台匄羕令眉壽、子孫是保 四行二六字 〔段壽保幽〕

c 陳曼簠　齊塦曼不敢逸康、肇堇經德、乍皇考獻叔饙般、永保用匿 四行二二字 〔德之匿魚、之魚合韻〕

陳喜、再び事に涖むの歳、食月己酉、左大族を爲る。以て民節を持たむ。(鑄) 客敬しんで禋壺九を爲る。

隹王の五月元旦丁亥、肪曰く、余は陳仲の肅孫、簋叔の和子なり。鬼神に龔夤し、襄觀畏忌し、敕みて吉金を擇び、兹の寶段を作る。用て我が皇段(考)に追孝するの鎗なり。

隹王の正月初吉丁亥、少子陳逆曰く、余は陳桓の裔孫なり。余、齊侯に夤事し、宗家を懽卹す。厥の吉金を擇んで、以て厥の元配季姜の祥器を作る。兹の寶簠を鑄て、大宗の皇祖皇妣・皇考皇母に以て享し以て孝し、永命を祚求す。眉壽萬年ならむことを。子〻孫〻、永く保用せよ。

冰月丁亥、陳氏の裔孫逆、皇祖大宗の段を作爲し、用て永命眉壽ならむことを匄む。子孫是を保て。

齊の陳曼、敢て逸康せず。經德を肇勤して、皇考獻叔の饙盤を作る。永く簠を保用せよ。

d 陳侯午敦一　隹十又四年、塦侯午、台群者侯獻金、乍皇妣孝大妃祭器鈢錞、台餴台嘗、保又齊邦、永世毋忘 三器、八行三六字 〔嘗陽邦東忘陽、陽東合韻〕

e 陳侯午敦二　文同じきも、異笵。

f 陳侯午段　文同じ

g 陳侯因資敦　隹正六月癸未、塦侯因資曰、皇考孝武趄公、龏哉大慕、克成其惟、因資䫉皇考卲練高且黃啻、仳嗣趄文、淖韶者侯、合䫉厥德、者侯寅薦吉金、用乍孝武趄公祭器鐏、台餴台嘗、保又齊邦、世萬子孫、永爲典尙 八行七九字 〔嘗陽邦東尙陽、陽東合韻〕

＊陳侯因資戈　夕昜(胡)　塦侯因咨造 二器

h 陳璋壺(陳騂壺)　隹王五年、奠□塦旻再立事歳、孟冬戊辰、大臧□孔塦璋、内伐匽亳邦之隻 二九字

i 陳旻戈　陳旻立事歳

j 子禾子釜　□□立事歳、禝月丙午、子禾子□□內者御□□□命□塦旻、左關釜節于稟釜、關

隹十又四年、陳侯午、群諸侯の獻金を以て、皇妣孝大妃の祭器鈢敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有し、永世忘むこと毋からむ。

隹正六月癸未、陳侯因資曰く、皇考孝武なる趄公、大謨を龏み載め、其の惟を克成す。因資、皇考の高祖黃帝を紹緟し、趄文を肖嗣し、諸侯を朝聞せしめたるに揚ふ。厥の德に答揚して、諸侯、吉金を夤薦す。用て孝武なる趄公の祭器敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有せむ。世萬子孫、永く典尙と爲せ。

隹王の五年、鄭□陳旻、再び事に涖むの歳、孟冬戊辰、大臧□孔陳璋、內りて匽の亳邦を伐ちて獲たりしものなり。

(文に缺字多く、訓讀を略する。)

鋘節于稟枡、關人築桿威釜、閉□、又□外洪釜、而車人制之、而台□□退、如關人不用命、劃寅□□、關人□□其事、中刑□徒、贖台〔金〕半鈞、□□其賄、厥辟□徒、贖台□犀、□命者、于其事區夆、北關之釜　九行一〇八字

k 陳純釜　陳猶立事歲、䤯月戊寅、各茲安陵□、命左關丕發、敕成左關之釜、節于稟釜、敦者曰陳純　七行三四字

陳猶事に涖むの歳、䤯月戊寅、茲の安陵の□に格り、左關に命じて丕いに發し、左關の釜を敕成し、稟釜に節あらしむ。敦むる者を陳純と曰ふ。

l 左關鋘　左關之鋘（量器）刻銘

左關の鋘なり。

二一九、魯原鐘　魯邍乍龢鐘、用享考　鉦面二行八字

魯原、龢鐘を作る。用て享孝せむ。

a 魯大宰原父𣪘　魯大宰邍父、乍季姫牙媵𣪘、其萬年眉壽、永寶用　四行一九字　〔𣪘壽幽〕

魯の大宰原父、季姫牙の媵𣪘を作る。其れ萬年眉壽にして、永く寶用せよ。

b 魯伯厚父盤　魯白厚父、乍中姫䤿媵般　二行一〇字

c 魯伯大父𣪘一　魯白大父、乍孟姫姜媵𣪘、其萬年眉壽、永寶用享　三行一九字　〔𣪘壽幽〕

魯の伯大父、孟姫姜の媵𣪘を作る。其れ萬年眉壽にして、永く寶として用て享せよ。

d 魯伯大父𣪘二　魯白大父、乍中姫䤿媵𣪘、其萬年眉壽、永寶用享　四行一九字　〔𣪘壽幽〕

魯の伯大父、仲姫俞の媵𣪘を作る。其れ萬年眉壽にして、永く寶として用て享せよ。

* 魯伯大父𣪘三　魯白大父、乍季姫婧媵𣪘、其萬年眉壽、永寶用　三行一八字　〔𣪘壽幽〕

e 魯伯愈父匜　魯白愈父、乍邾姫仁朕盨匜、其永寶用　三行一五字

魯の伯愈父、邾姫仁の媵盨匜を作る。其れ永く寶用せよ。

f 魯伯愈父諸器　盤　同文、器名を朕盨般に作る。鬲　同文、器名を朕羞鬲に作る。　簠「魯白愈父乍姫仁匿、其萬年眉壽、永寶用」四行一六字

g 魯大司徒子仲伯匜　魯大嗣徒子中白、乍其庶女礪孟姫𡚬匜、其眉壽、萬年無疆、子々孫々、永保用之　四行三一字

魯の大嗣徒子仲伯、其の庶女礪孟姫の𡚬匜を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子々孫々、永く之を保用せよ。

h 魯大司徒厚氏豆　魯大嗣徒厚氏元、乍善簠、其眉壽、萬年無疆、子々孫々、永寶用之　四行二五字

魯の大嗣徒厚氏元、膳簠を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子々孫々、永く之を寶用せよ。

i 魯大司徒元諸器　匜「魯大嗣徒元、乍飲盂、萬年眉壽、永寶用」三行一五字　鼎「〔魯〕大左嗣徒元、乍善鼒、其萬年眉壽、永寶用之」四行一八字　〔鼒之壽幽之之、之幽合韻〕

魯の大左嗣徒元、膳鼒を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。永く之を寶用せよ。

j魯司徒伯呉盨　　魯嗣徒白呉、敢肈乍旅段、萬年永寶用 三行一五字

k魯士商叡段　　魯士商叡、肈乍朕皇考叔猒父隮段、商叡其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用享 四行二九字〔段壽幽〕

l魯士孚父簠　　魯士孚父乍飤簠、永寶用 三行一〇字

m魯內小臣鼎　　魯內小臣□生乍鼑 二行八字

＊魯小司寇封孫宅盤　　魯少嗣寇封孫宅、乍其子孟姬段朕般匜、其眉壽萬年、永寶用之五行二五字〔匜之之〕

＊弗敏父鼎　　弗敏父乍孟姒□賸鼎、其眉壽萬年、永寶用 三行一七字

＊專車季鼎　　專車季乍寶鼎、其子〻孫〻、永寶用 四行一四字

二二〇、曩公壺　　曩公乍爲子叔姜□盥壺、眉壽萬年、永保其身、也〻熙〻、受福無期、子〻孫〻、永保用之 六行三四字、子孫重文原奪　〔年身眞　配期

魯の嗣徒伯呉、敢て肇めて旅段を作る。萬年まで、永く寶用せよ。

魯の士商叡、肇めて朕が皇考叔猒父の隮段を作る。商叡其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶として享せよ。

魯の士孚父、食簠を作る。永く寶用せよ。

魯の小嗣寇封の孫宅、其の子孟姬段の賸盤匜を作る。其れ眉壽萬年にして、永く之を寶用せよ。

弗敏父、孟姒□の賸鼎を作る。其れ眉壽萬年にして、永く寶用せよ。

專車季、寶鼎を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

曩公、子叔姜□の盥壺を作爲す。眉壽萬年にして、永く其の身を保ち、也〻熙〻として、福を受くること期無からむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

之之〕

a曩伯㝩父諸器　　曩伯子㝩父盨　　曩白子㝩父、乍其征盨、其陰其陽、㠯征㠯行、割眉壽無彊、慶其允臧 四器八銘、五行二六字〔陽行彊臧陽〕

曩伯㝩父盤　　曩白㝩父、朕姜無頪般 二行九字

曩伯㝩父匜　　曩白㝩父、朕姜無頪匜 二行九字

b曩侯鼎　　曩侯易弟□嗣戒、弟□乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用 四行二二字

c己華父鼎　　己華父乍寶鼎、子〻孫、永用 二行一一字

d啓卣・啓尊　補二に再出

e曩甫人匜　　曩甫人余余王□叡孫丝、乍寶匜、子〻孫〻、永寶用 四行二〇字

f慶叔匜　　慶叔攸朕子孟姜盥鈋、其眉壽萬年、羕保其身、池〻熙〻、男女無期、子〻孫〻、羕保用之 六行三四字　〔年身眞　配期之之〕

g己侯鐘　　己侯虓乍寶鐘 左鼓、三行六字

h己侯段　　己侯乍姜縈段、子〻孫〻、其永寶用

曩伯子㝩父、其の征盨を作る。其れ陰其れ陽、以て征し以て行し、眉壽無疆ならむことを割む。慶に其れ允に臧からむことを。

曩伯㝩父、姜無に媵する頪盤なり。

曩侯、弟□に嗣戒を賜ふ。弟□、寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

曩の甫人余余王□叡の孫茲、寶匜を作る。子〻孫、永く寶用せよ。

慶叔子孟姜に賸する盥匜を攸る。其れ眉壽萬年にして、永く其の身を保たむ。池〻熙〻として、男女無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

己侯、姜縈の段を作る。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

三行一三字

二二一、杞伯毎匄鼎　杞白毎匄乍鼄媄寶鼎、子〻孫〻、永寶 三行一五字

*1杞伯毎匄鼎　杞白毎匄乍鼄媄寶鼎、其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用享 四行二一字

a 杞伯毎匄諸器　𣪘 五器「杞白毎匄、乍鼄媄寶𣪘、子〻孫〻、永寶用享」三行一七字　壺「杞白毎匄、乍鼄媄寶壺、萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用享」器文四行二一字　匜「杞白毎匄、乍鼄媄寶匜、其子〻孫〻、永寶用」　盆「杞白毎匄、乍鼄媄寶盆、其子〻孫〻、永寶用」

b 鄦侯少子𣪘　隹五年正月丙午、鄦侯少子析、乃孝孫不巨、合趣吉金、嬭乍皇妣𡧊君中妃祭器八𣪘、永保用享 六行三七字

*2 鄦叔之仲子平鐘　隹正月初吉庚午、鄦叔之中子平、自乍鑄其游鐘、玄鏐鋁鏞、乃爲之音、央〻雝〻、聞于夏東、中平善弦𠭯考、鑄其游鐘、台濼其大酉、聖智龔良、其受台眉壽、萬年無諆、

杞伯毎匄、邾媄の寶鼎を作る。子〻孫〻、永く寶とせよ。

杞伯毎匄、邾媄の寶鼎を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

隹五年正月丙午、鄦侯の少子析、乃の孝孫丕矩、吉金を合せ取り、嬭ち皇妣𡧊君仲妃の祭器八𣪘を作る。永く保ちて用て享せよ。

隹正月初吉庚午、鄦叔の仲子平、自ら其の遊鐘を作鑄す。玄鏐鋁鏞、乃ち之が音を爲す。央〻雍〻として、夏東に聞す。仲平、善く𠭯が考に弦けられ、其の遊鐘を鑄る。以て其の大酋を濼しみ、聖智龔良ならむ。其れ受くるに眉壽を以てし、萬年無諆な

子〻孫〻、永保用之 九鐘同銘、七一字　〔鐘雝東鐘良東　壽𢆶諆之之、𢆶之合韻〕

c 鄦大子申鼎　隹正月初吉辛亥、鄦安之孫、鄦大史申、乍其造鼎十、用延台𨓽、台御賓客、子孫是若 四行三二字　〔𨓽客若魚〕

二二二、邾公釺鐘　陸螽之孫邾公釺、乍厥禾鐘、用敬卹盟祀、旂年眉壽、用樂我嘉賓、及我正卿、覭君霝、君目萬年 三六字　〔祀之壽𢆶、之𢆶合韻、賓眞霝耕年眞、眞耕合韻〕

a 邾公牼鐘　隹王正月初吉、辰才乙亥、邾公牼、擇厥吉金、玄鏐膚呂、自乍龢鐘曰、余畢龏威忌、鑄辝龢鐘二鍺、台樂其身、台匽大夫、台喜者士、至于萬年、分器是寺 五七字　〔亥之呂魚忌之鍺夫魚、士寺之、之魚合韻〕

b 邾公華鐘　隹王正月初吉乙亥、鼄公華、擇厥吉金、玄鏐赤鏞、用鑄厥龢鐘、台乍其皇且皇考、曰、余畢龏威忌、𢘓穆不彖于厥身、鑄其龢鐘、台卹其祭祀盟祀、台樂大夫、台匽士庶子、昚爲

らむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

隹正月初吉辛亥、鄦安の孫、鄦の大史申、其の造鼎十を作る。用て征き以て𨓽き、以て賓客を御ふ。子孫是に若へ。

陸終の孫、邾公釺、厥の禾鐘を作る。用て盟祀を敬卹し、年の眉壽ならむことを祈る。用て我が嘉賓と、我が正卿とを樂しましめ、君の靈に揚へむ。君以て萬年ならむことを。

隹王の正月初吉、辰は乙亥に在り。邾公牼、厥の吉金、玄鏐鏞鋁を擇び、自ら龢鐘を作りて曰く、余、畢龏威忌にして、辝が龢鐘二鍺を鑄る。以て其の身を樂しませ、以て大夫を宴しましめ、以て諸士を喜しましめむ。萬年に至るまで、分器を是持て。

隹王の正月初吉乙亥、邾公華、厥の吉金、玄鏐赤鏞を擇び、用て厥の龢鐘を鑄る。以て其の皇祖皇考を祚りて曰く、余、畢龏威忌、淑穆にして厥の身に墜さず、其の龢鐘を鑄る。以て其の祭祀盟祀を卹まむ。以て大夫を樂しましめ、以て士庶子を匽し

之名、元器其舊、哉公眉壽、鼄邦是保、其萬年
無彊、子ゞ孫ゞ、永保用享 九三字 〔忌祀子舊
之壽保幽、之幽合韻 彊享陽〕

c 鼄君鐘 鼄君求吉金、用自乍其龢鐘鈴、用處
大正 一六字 〔鈴正耕〕

d 鼄公孫班鐘 隹王正月、辰才丁亥、鼄公孫班、
擇其吉金、爲其龢鐘、用喜于其皇且、其萬年眉
壽、□□是□、霝命無其、子ゞ孫ゞ、羕保用之
四七字 〔壽幽其之之、幽之合韻〕

e 鼄叔之伯鐘 隹王六〔月〕初吉庚午、鼄叔之
白□□、擇□吉金、用□其龢鐘、㠯乍其皇且皇
考、用旂眉壽無彊、子ゞ孫ゞ、永保用享 約四
四字 〔鐘東彊享陽、東陽合韻〕

f 鼄伯鬲 鼄白乍媵鬲、其萬年、子ゞ孫ゞ、永
寶用 一五字

g 鼄伯御戎鼎 鼄白御戎、乍媵姬寶鼎、子ゞ孫
ゞ、永寶用 三行一六字

h 鼄來隹鬲 鼄來隹乍鼎、萬眉壽、其年無彊用

ましむ。昚んで之が名を爲り、元器を其れ舊しうせむ。哉ち公
の眉壽にして、鼄邦を是保ち、其れ萬年無疆ならむことを。子
ゞ孫ゞ、永く保ちて用て享せよ。

鼄君吉金を求め、用て自ら其の龢鐘鈴を作り、用て大正に處く。

隹王の正月、辰は丁亥に在り。鼄公の孫班、其の吉金を擇び、
其の龢鐘を爲り、用て其の皇祖を喜しましむ。其れ萬年眉壽に
して、□□を是□し、靈命無期ならむことを。子ゞ孫ゞ、永く
之を保用せよ。

隹王の六〔月〕、初吉庚午、鼄叔の伯□□、〔其の〕吉金を擇び、
用て其の龢鐘を〔爲る〕。以て其の皇祖皇考を祚り、用て眉壽
無疆ならむことを祈る。子ゞ孫ゞ、永く保ちて用て享せよ。

鼄伯御戎、媵姬の寶鼎を作る。子ゞ孫ゞ、永く寶用せよ。

一三字、文字倒植「其眉壽萬年、無彊用」

i 鼄大宰鐘 鼄大宰叢子懿、自乍其御鐘、□□
吉金玄呂、〔懿〕用過眉壽多福、萬年無彊、子
ゞ孫ゞ、永保用享 文三六字 〔呂魚福之、魚之合韻、
彊享陽〕

j 鼄大宰簠 隹正月初吉、鼄大宰叢子掛、鑄其
餴匿、曰、余諾龏孔惠、其眉壽以餴、萬年無𠖠、
子ゞ孫ゞ、永寶用之 二器、六行三八字 〔惠餴脂
𠖠之之〕

k 鼄叢伯鼎 鼄叢白乍□羸隮鼎、其萬年、眉壽
無彊、子ゞ孫ゞ、永寶用 二銘、四行二二字 〔彊陽
用東、陽東合韻〕

l 鼄友父鬲 鼄晉父朕其子□嬬寶鬲、其眉壽、
永寶用 一六字

m 郳始鬲 郳始□母、鑄其羞鬲 八字

* 彭子中盆蓋 隹八月初吉丁亥、彭子中擇其吉
金、自乍餴盆、其眉壽無彊、子ゞ孫ゞ、永寶用
之 五行三一字、文右行

鼄の大宰叢の子懿、自ら其の御鐘を作る。□□吉金玄鋁、〔懿〕
用て眉壽多福、萬年無疆ならむことを過む。子ゞ孫ゞ、永く保
ちて用て享せよ。

隹正月初吉、鼄の大宰叢の子掛、其の餴簠を鑄る。曰く、余諾
龏孔惠にして、其れ眉壽まで以て餴らむ。萬年無期ならむこと
を。子ゞ孫ゞ、永く之を寶用せよ。

鼄の叢伯、□羸の隮鼎を作る。其れ萬年にして、眉壽無疆なら
むことを。子ゞ孫ゞ、永く寶用せよ。

鼄の友父、其の子□曹に寶鬲を媵す。其れ眉壽にして、永く寶
用せよ。

郳始□母、其の羞鬲を鑄る。

隹八月初吉丁亥、彭子中、其の吉金を擇び、自ら餴盆を作る。
其れ眉壽無疆ならむことを。子ゞ孫ゞ、永く之を寶用せよ。

二一三、鑄公簋　鑄公乍孟妊東母朕簋、其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用　二銘、五行二一字

a 鑄子叔黑臣簋　鑄子叔黑臣、肇乍寶匿、其萬年眉壽、永寶用　二銘、四行一七字

b 鑄子叔黑臣諸器　同文　鼎乍寶鼎　盨乍寶盨

c 叔黑臣匜　□叔黑臣乍寶匜、其永寶用　一一字

d 鑄侯求鐘　鑄侯求乍季姜朕鐘、其子〻孫〻、永享用之　一七字

e 鑄叔皮父段　隹一月初吉、乍鑄叔皮父隮段、其□子用享考于叔皮父、子〻孫〻寶皇、萬年永用　四行三二字〔皇陽用東、陽東合韻〕

f 叔皮父段　叔皮父乍朕文考□公眔朕文母季姬隮段、其萬年、子〻孫〻、永寶用　圖象　五行二七字

g 鑄叔簋　鑄叔乍嬴氏寶簋、其萬年眉壽、永寶用　四行一五字

二一四、薛侯盤　薛侯乍叔妊襄朕般、其眉壽萬年、子〻孫〻、永寶用　四行二〇字

a 薛侯匜　同文　乍叔妊襄朕匜　文右行

鑄公、孟妊東母の媵簋を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

鑄子叔黑臣、肇めて寶簋を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。永く寶用せよ。

鑄侯求、季姜の媵鐘を作る。其れ子〻孫〻、永く享して之を用ひよ。

隹一月初吉、鑄叔皮父の隮段を作る。其の□子、用て叔皮父に享考せむ。子〻孫〻、寶皇して、萬年まで永く用ひよ。

叔皮父、朕が文考□公と、朕が文母季姬の隮段を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。圖象

鑄叔、嬴氏の寶簋を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。永く寶用せよ。

薛侯、叔妊襄の媵盤を作る。其れ眉壽萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

b 薛侯鼎　薛侯戚乍父乙鼎彝　史　二行九字

*1 薛子中安簠　薛子中安乍旅簠、其子〻孫、永寶用享　三行一五字、陰刻

*2 走馬薛中赤簠　走馬薛中赤、自乍其匿、子〻孫〻、永保用享　三行一七字、陰刻

c 滕虎段　滕虎敢肇乍厥皇考公命中寶隮彝　四銘、三行一四字

d 滕侯蘇段　滕侯蘇乍厥文考滕中旅段、其子〻孫、萬年永寶用　三行二〇字

*3 邳伯夏子罍　隹正月初吉丁亥、不白夏子、自乍隮罍、用旛眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用之　二九字

二一五、鄀季故公段　寺季故公乍寶段、子〻孫〻、永寶用享　三行一五字

a 鄀季鬲　寺季乍孟姬□母後鬲、其萬年、子孫用之　四行一六字

b 鄀遣段　鄀遣乍寶段、用追孝于其父母、用易永壽、子〻孫〻、永寶用享　四行二四字　〔段幽母

薛子仲安、旅簠を作る。其れ子〻孫、永く寶として用て享せよ。

滕虎、敢みて肇めて厥の皇考公命仲の寶隮彝を作る。

滕侯蘇、厥の文考滕仲の旅段を作る。其れ子〻孫、萬年まで永く寶用せよ。

隹正月初吉丁亥、邳伯夏子、自ら隮罍を作り、用て眉壽無疆ならむことを祈る。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

鄀の季故公、寶段を作る。子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

鄀季、孟姬□母の後鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子孫之を用ひよ。

鄀遣、寶段を作り、用て其の父母に追孝す。用て永壽を賜はらむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

之壽幽、〔幽之合韻〕
c 郜遣盤　同文 乍寶般
d 郜造遣鼎　郜造遣乍寶鼎、子〻孫〻、用享
二行一二字
e 郜造鼎　郜造作姬□朕羞鼎
f 郜伯鼎　郜白肇乍孟妊善鼎、其萬年眉壽、子
〻孫〻、永寶用 二〇字
g 郜伯祁鼎　郜白祁乍善鼎、其萬年、眉壽無疆、
子〻孫〻、永寶用享 二一字〔疆享陽〕
h 郜伯鬲　寺白乍□中姬羞鬲 三器、八字
二二六、曾伯霥簠　隹王九月初吉庚午、曾白霥
悊聖元武、元武孔黹、克狄淮尸、印燮繁湯、金道
錫行、具既卑方、余擇其吉金黃鏞、余用自乍旅匿、
目征目行、用盛稻粱、用孝用享、于我皇且文考、
天易之福、曾白霥、叚不黃耇邁年、眉壽無疆、子
〻孫〻、永寶用之享 二銘、一一行九二字〔乍武黹魚
湯行方陽　鏞匿魚　行粱享陽　考幽福之、幽之合韻
疆享陽〕

郜の造遣、寶鼎を作る。子〻孫〻、用て享せよ。

郜造、姬□の媵羞鼎を作る。
郜伯肇めて孟妊の膳鼎を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
郜伯祁、膳鼎を作る。其れ萬年にして、眉壽無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

隹王の九月初吉庚午、曾伯霥、哲聖元武にして、元武孔だ黹かなり。淮夷を克逷し、繁湯（邑名）を印燮す。金道錫行、具に既に方あらしむ。余、其の吉金黃鏞を擇び、余用て自ら旅簠を作る。以て征し以て行し、用て稻粱を盛る。我が皇祖文考に、用て孝し用て享せむ。天之に福を賜ふ。曾伯霥、叚ぞ黃耇萬年、眉壽無疆ならざらむ。子〻孫〻、永く之を寶として用て享せよ。

a 曾伯陭壺　隹曾白陭、廼用吉金鐈鋚、用自乍
醴壺、用卿賓客、爲德無叚、用孝用享、用易眉
壽、子〻孫〻、用受大福無疆 一〇行四一字〔鋚
壺客叚魚　享疆陽〕
b 曾諸子鼎　曾者子□、用乍□鼎、用享于且、
子〻孫〻、永壽 四行一八字、疑
c 曾子仲宣鼎　曾子中宣𢊁用其吉金、自乍寶貞、
宣喪用雝其者父者兄、其萬年無疆、子〻孫〻、
永寶用享 六行三五字〔兄疆享陽〕
＊曾子仲□鼎　隹曾子中□、用其吉金、自乍𩰫
彝、子〻孫〻、其永用之 三行二一字
d 曾子綏簠　曾子綏、自乍行器、則永祜福 三行
一一字
e 曾子簠　隹正月初吉丁亥、曾子□自乍飤匿、
子孫永保用之 四行二〇字
f 曾子遐簠　曾子遐之行匿 二行六字
g 曾大保盆　曾大保𠭯叔亟、用其吉金、自乍旅
盆、子〻孫〻、永用之 三行二一字

隹曾伯陭、廼ち吉金鐈鋚を用て、用て自ら醴壺を作る。用て賓客を饗し、德を爲むること叚無し。用て孝し用て享し、用て眉壽を賜はらむことを。子〻孫〻、用て大福を受くること無疆ならむ。

曾子仲宣、造めて其の吉金を用て、自ら寶鼎を作る。宣、喪くは用て其の諸父諸兄を雝ましめむ。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

曾子綏、自ら行器を作る。則ち永く祜福あらむことを。

曾の大保𠭯叔亟、其の吉金を用て、自ら旅盆を作る。子〻孫〻、永く之を用ひよ。

h 䜌鼎　䜌乍寶䵼彝 二行五字

i 䜌子子鄭伯鬲　䜌子子奠白乍隮鬲、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用 二二字〔疆陽用東、陽東合韻〕

j 郜史碩父鼎　郜史碩父乍隮鼎、用享考于宗室萬年、子〻孫〻、永寶用 三行二二字

k 戈叔朕鼎　隹八月初吉庚申、戈叔朕自乍餴鼎、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之 五行二七字

l 叔朕簠　隹十月初吉庚午、叔朕擇其吉金、自乍薦匿、目保稻粱、萬年無疆、叔朕眉壽、子〻孫〻、永寶用 六行三六字〔午匿魚　粱疆陽用東、陽東合韻〕

m 戈叔慶父鬲　戈叔慶父乍叔姫隮鬲 九字

二二七、楚公逆鎛　隹八月甲申、楚公逆、自乍夜雨雷鎛、厥格曰□柩□□屯□、逆其萬年又壽、□保厥身、孫子其永寶 四行三九字、文右行、左文多し〔壽寶幽〕

a 楚公冢鐘　楚公冢、自乍寶大薔鐘、孫子其永

曾、寶䵼彝を作る。

曾子子鄭伯、隮鬲を作る。其れ眉壽、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

郜の史碩父、隮鼎を作る。用て宗室に享孝すること萬年ならむ。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹八月初吉庚申、戈叔朕自ら餴鼎を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

隹十月初吉庚午、叔朕其の吉金を擇び、自ら薦簠を作る。以て稻粱を保つこと、萬年無疆ならむ。叔朕、眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

戈叔慶父、叔姫の隮鬲を作る。

隹八月甲申、楚公逆、自ら夜雨雷鎛を作る。厥の銘を……と曰ふ。……逆其れ萬年又壽、（ながく）厥の身を保たむことを。孫子其れ永く寶とせよ。

楚公冢、自ら寶大薔鐘を作る。孫子其れ永く寶とせよ。

寶 五器、二行一四字

b 楚王鐘　隹正月初吉丁亥、楚王賸邛中嬭南龢鐘、其眉壽無疆、子孫永保用之 三行二七字〔鐘東疆陽、東陽合韻〕

c 楚王領鐘　隹王正月初吉丁亥、楚王領、自乍鈴鐘、其聿其言 一九字（編鐘第一鐘か）

d 王子申盞盂　王子申乍嘉嬭盞盂、其眉壽無期、永保用之 三行一七字〔盂魚期之之、魚之合韻〕

e 卲王之諻段　卲王之諻之薦段 二行七字

f 楚王酓章鐘　隹王五十又六祀、迖自西鸉、楚王酓章乍曾侯乙宗彝、奠之于西鸉、其永寺用享、

穆商商 二器、第一器一一行三四字〔鸉章鸉享商陽〕

g 楚王酓章戈一　楚王酓章、嚴龏□乍乾戈、目卲鸉文武之戈用 鳥篆、二行一八字

楚王歙璋戈二　楚王歙璋、乍它戈、目……下

文缺

h 楚王酓章劍　楚王酓章、爲從士鑄、用□□用征 二行一三字、右行

隹正月初吉丁亥、楚王、邛仲嬭に南龢鐘を賸る。其れ眉壽無疆ならむことを。子孫永く之を保用せよ。

隹王の正月初吉丁亥、楚王領、自ら鈴鐘を作る。其れ肆ね其れ言らし、……下缺

王子申、嘉嬭の盞盂を作る。其れ眉壽無期にして、永く之を保用せよ。

昭王の諻の薦段なり。

隹王の五十又六祀、西鸉より迖る。楚王酓章（熊章）、曾侯乙宗の彝を作り、之を西鸉に奠く。其れ永く持ちて用て享せよ。

穆商商

楚王酓章、嚴として龏□して乾戈を作る。卲鸉の文武に以ふるの戈用なり。

楚王酓章、從士の爲に鑄る。用て……し用て征せよ。

i楚王酓肯鼎　楚王酓肯、乍鑄鐈鼎、目共胾棠
第一器　楚王酓肯、乍鑄鉈鼎　第二器
j楚王酓肯簠　楚王酓肯、乍鑄金匿、目共胾棠
三器、一行一二字
k楚王酓忑鼎　二器　楚王酓忑、戰隻兵銅、正月
吉日、窒鑄鐈鼎、目共胾棠（腹帶上）　但師盤埜、
差秦忑爲之（口緣內）　郤脰（腹內）　三楚（倒刻）　以
上器銘二〇字　〔銅東棠陽、東陽合韻〕
楚王酓忑、戰隻兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎之盍、
目共胾棠（盍內）　但帀吏秦、差苛燕爲之　郤脰
以上盍銘二二字
l楚王酓忑盤　楚王酓忑、戰隻兵銅、正月吉日、
窒鑄少盤、目共胾棠、但帀卲圣、差陳共爲之二
九字　〔銅東棠陽、東陽合韻〕
*楚王孫漁戈　楚王孫漁之用
m楚嬴匜　隹王正月初吉庚午、楚嬴鑄其匜、其
萬年、子孫永用享　四行二一字、文右行
n楚季咩盤　楚季咩、乍嬭隮賸盥般、其子ゝ孫

楚王酓肯、鐈鼎を作鑄し、以て胾嘗に供す。
楚王酓肯、金簠を作鑄し、以て胾嘗に供す。
楚王酓忑、戰ひて兵銅を獲たり。正月吉日、窒めて鐈鼎（の盍、盍銘）を鑄り、以て胾嘗に供す。
侃師盤埜、秦忑を差けて之を爲る。　郤脰　三楚（器銘）
侃師吏秦、苛燕を差けて之を爲る。　郤脰（盍銘）
楚王酓忑、戰ひて兵銅を獲たり。正月吉日、窒めて炒盤を鑄り、以て胾棠に供す、侃師卲圣、陳共を差けて之を爲る。
隹王の正月初吉庚午、楚嬴、其の匜を鑄る。其れ萬年ならむことを。子孫永く用て享せよ。
楚の季咩、嬭の隮として賸する盥盤を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永

ゝ、永寶用享　三行一八字、文右行
o楚子暖簠　隹八月初吉庚申、楚子暖鑄其飤匿、
子孫永保之　三行一九字　〔匿魚之之、魚之合韻〕
p中子化盤　中子化用保楚王、用正梠、用擇其
吉金、自乍盥盤　四行一九字
q信陽編鐘一　隹䜴篙屈桼晉人、救戎於楚競
一二字、刻銘
*鄂君啓節　舟節　大司馬卲陽、敗晉帀於襄陵
之歲、頣併之月、乙亥之日、王居於茂郢之遊宮、
大攻尹脽、台王命、命集尹卲□、裁尹逆、裁命
阬、爲鄂君啓之實、賡鑄金節
屯三舟爲一舿、舿五十舿、歲能返、自鄂往、逾
沽、上灘、庚肓、庚芑昜、逾灘、庚□、逾頣、
內卲、逾江、庚彭弥、庚松昜、內澮江、庚爰陵、
上江、內湘、庚□、庚䧊昜、內澑、庚鄙、內□
沅澧□、上江、庚木關、庚郢
夏其金節、劃毋政、毋舍桴飤、不夏其金節、劃
政、女載馬牛羊、台出內關、則政於大實、毋政

く寶として享せよ。
隹八月初吉庚申、楚の子暖、其の食簠を鑄る。子孫永く之を保て。
中子化、用て楚王を保んじ、用て梠を征す。用て其の吉金を擇び、自ら盥盤を作る。
隹䜴篙、晉人を屈禁し、戎を楚境に救ふ。
大司馬昭陽、晉の師を襄陵に敗るの歲、夏併の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大攻尹脽、王命を以て、集尹卲□、裁尹逆、裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に金節を賡鑄せしむ。
三舟を屯めて一舿（舸）と爲し、舿たるもの五十舿、歲にして返せ。鄂より往き、沽を逾え、灘に上り、肓を更、芑陽を更、灘を逾え、□を更、夏を逾え、卲に入り、江を逾え、彭弥を更、松陽を更、澮江に入り、爰陵を更、江を上り、湘に入り、□を更、䧊陽を更、澑に入り、鄙を更、□・沅・澧・□に入り、江を上り、木關を更、郢を更べし。
其の金節を得たるときは、則ち政（征税）すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。其の金節を得ざるときは、則ち政せよ。如し

於關　三件、九行一六五字

車節　大司馬卲陽、敗晉帀於襄陵之歲、頣伝之月、乙亥之日、王居於茂郢之遊宮、大攻尹睢、台王命、命集尹卲□、裁尹逆、裁命阬、爲鄂君啓之賓、賡鑄金節

車五十乘、歲能返、毋載金革黽箭、女馬女牛女德、屯十台堂一車、車女棓徒、屯廿、廿棓台堂一車、車台毀、於五十乘之中

自鄂往、庚昜丘、庚防城、庚脅禾、庚酉焚、庚繁昜、庚高丘、庚下蔡、庚佔隰、庚郢

旻其金節、剸毋政、毋舍桴飤、不旻其金節、剸政　三件、九行一五〇字

＊壽縣金錯銅牛　大賓之器

r 曾侯寷　叔姫霝乍黃邦、曾侯乍叔姫邛孎賸器䵼彝、其子ゝ孫ゝ、其永用之　四行二六字

s 曾姫無卹壺　隹王廿又六年、聖趄之夫人曾姫無卹、望安兹漾陲蒿間之無嗎、甬乍宗彝障壺、

馬牛羊を載せて以て關に出入するときは、則ち大府に政して、關に政すること毋れ。

大司馬昭陽、晉の師を襄陵に敗るの歲、夏伝の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大攻尹睢、王命を以て、集尹卲□、裁尹逆、裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に、金節を賡鑄せしむ。

車五十乘、歲にして返せ。金革黽箭を載すること毋れ。如し馬、如し牛、如し特ならば、十を屯めて以て一車に當てよ。車如し棓徒なるときは、二十を屯め、二十棓にして以て一車に當てよ。車以て毀るるときは、五十乘の中に於てせよ。

鄂より往き、陽丘を更、方城を更、脅禾を更、酉焚を更、繁陽を更、高丘を更、下蔡を更、佔隰を更、郢を更べし。

其の金節を得たるときは、則ち政すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。其の金節を得ざるときは、則ち政せよ。

叔姫靈、黃邦に迮ぐ。曾侯、叔姫邛孎の賸器䵼彝を作る。其れ子ゝ孫ゝ、其れ永く之を用ひよ。

隹王の二十又六年、聖桓の夫人曾姫無卹、茲の漾陲、蒿間の無嗎を望安し、用て宗彝障壺を作る。後嗣之を用ひ、職として王

後嗣甬之、職才王室　二器、五行三九字　〔卹嗎室至〕

t 曾仲遊父諸器　曾侯中子斿父、自乍䵼彝　鼎、二器　曾中斿父、自乍寶甫　豆、二器　曾中斿父、用吉金、自乍寶障壺　壺、二器

＊曾子遊鼎　曾子斿、擇其吉金、用鑄□彝、惠于剌且、□下保臧、敔□□百民、□龔孔昜、爲□事四國、用考用享、民具卑鄉　五行、約四一字

〔臧昜享鄉陽〕

＊曾子中誨甗　隹曾子中誨、用其吉金、自乍旅獻、子ゝ孫ゝ、其永用之　三行二一字

＊湖北隨縣曾國銅器　曾伯文段　唯曾白文、自乍寶段、用易眉壽黃耇、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用享　四行二五字　〔段耇幽〕

曾伯文鐳　唯曾白文、自乍□□鐳、用征行　一二字

曾仲大父螽段　唯五月既生霸庚申、曾中大父螽、廼用吉□□□金、用自乍寶段、螽其用追孝

室に在れ。

曾侯の仲子遊父、自ら䵼彝鼎を作る。

曾子遊、其の吉金を擇び、用て□彝を鑄る。剌祖に惠せられ、□下保臧せられ、……百民を敔らむ。□龔すること孔だ揚り、四國を□事することを爲さむ。用て孝し用て享し、民ともに饗せしめむ。

隹曾子中誨、其の吉金を用て、自ら旅甗を作る。子ゝ孫ゝ、其れ永く之を用ひよ。

唯曾伯文、自ら寶段を作る。用て眉壽黃耇を賜ひ、其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

唯曾伯文、自ら……鐳を作る。用て征行せむ。

唯五月既生霸庚申、曾仲大父螽、廼ち吉□□□金を用て、用て自ら寶段を作る。螽其れ用て其の皇考に追孝す。用て眉壽を賜

于其皇考、用易眉壽、黄耇霝冬、其邁年、子ゝ
孫ゝ、永寶用享 六行五三字 〔段考壽幽 冬多
享陽、冬陽合韻〕
黄季鼎 黄季乍季嬴寶鼎、其邁年、子孫永寶
用享 三行一六字
u 鼉乎段 隹正二月既死霸壬戌、鼉乎乍寶段、
用聖夙夜、用享孝皇且文考、用匄眉壽永令、乎
其萬人、永用 ㊥二器、六行三八字 〔段考幽 令
人眞〕
* 曾伯從寵鼎 隹王十月既吉、曾白從寵、自乍
寶鼎用 三行一五字
v 伯戔諸器 盤 隹王月初吉丁亥、邛仲之孫白
戔、自乍沬盤、用廡眉壽、邁年無疆、子ゝ孫ゝ、
永寶用之 四行三三字
盞 隹八月初吉庚午、邛中之孫白戔、自乍饙
盞、其眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永保用之
器、四行三二字 邛中之孫白戔、自乍饙盞、永保
用之盞、二行一四字

ひ、黄耇靈終にして、其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く
寶として用て享せよ。
黄季、季嬴の寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶
として用て享せよ。
隹正二月既死霸壬戌、鼉乎、寶段を作る。用て夙夜を聖しみ、
用て皇祖文考に享孝し、用て眉壽永命を匄む。乎其れ萬人(年)
まで、永く用ひむ。㊥
隹王の十月既(初)吉、曾伯從寵、自ら寶鼎の用を作る。
隹王(正)月初吉丁亥、邛仲の孫伯戔、自ら沬盤を作り、用て眉
壽、萬年無疆ならむことを祈る。子ゝ孫ゝ、永く之を寶用せよ。
隹八月初吉庚午、邛仲の孫伯戔、自ら饙盞を作る。其れ眉壽に
して、萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く之を保用せよ。
器
邛仲の孫伯戔、自ら饙盞を作る。永く之を保用せよ。 蓋

w 邛諸器 邛君婦龢壺「邛君之婦龢乍其壺、子
孫永寶用」一三字 邛孫叔師父壺「隹王正月初
吉甲戌、邛立(大)宰孫叔師父、乍行鼎、眉壽萬
年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之 八行三二字
x 黄諸器 黄大子伯克盤 隹王正月初吉丁亥、
黄大子白克、乍中嬴□賸盤、用廡眉壽、萬年無
疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之 五行三五字、左文多し
黄君段 黄君乍季嬴□賸段、用易眉壽、黄耇
萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用享 四行二四字 〔段壽幽〕
黄季俞父盤 隹正月初吉庚申、黄季艅父、自
乍飤器、子ゝ孫ゝ、其永用之 三行二三字、文右行
黄叔單鼎 唯黄孫子係君叔單、自乍鼎、其萬
年無疆、子孫ゝ、永寶用享 四行二三字、左文多し
〔疆享陽〕
黄鬲 隹黄□□用吉金乍鬲 九字
y 䏁父諸器 簠 隹正月初吉丁亥、考叔䏁父、
自乍隮匿、其眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶
用之 五行三〇字

隹王の正月初吉甲戌、邛の大宰孫叔師父、行鼎を作る。眉壽、
萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く之を寶用せよ。
隹王の正月初吉丁亥、黄の大子伯克、仲嬴□の賸盤を作り、用
て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く之を寶
用せよ。
黄君、季嬴□の賸段を作る。用て眉壽を賜ひ、黄耇萬年ならむ
ことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。
隹正月初吉庚申、黄季俞父、自ら食器を作る。子ゝ孫ゝ、其れ
永く之を用ひよ。
唯黄の孫子係君叔單、自ら鼎を作る。其れ萬年無疆ならむこと
を。子孫ゝ、永く寶として用て享せよ。
隹正月初吉丁亥、考叔䏁父、自ら隮簠を作る。其れ眉壽にして、
萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く之を寶用せよ。

匜　隹正月初吉庚午、簺公孫寣父、自乍盥匜、其眉壽無彊、子〻孫〻、永寶用之 五行二九字、文右行、左文多し

二二八、徐王鼎　郐王糧、用其良金、鑄其𩰫鼎、用鬺庶昔、用雝賓客、子〻孫〻、世〻是若 四行二七字、左文多し〔昔客若魚〕

a 宜桐盂　隹正月初吉日己酉、郐王季稟之孫宜桐、乍鑄飤盂、㠯□妹、孫子永壽用之 四行二九字

b 沇兒鐘　隹正月初吉丁亥、郐王庚之悳子沇兒、擇其吉金、自乍龢鐘、中翰䰲揚、元鳴孔皇、孔嘉元成、用盤飲酉、龢遼百生、悳于畏義、惠于明祀、䖒㠯匽㠯喜、㠯樂嘉賓、及我父兄庶士、皇〻趣〻、眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之 八二字〔鴋皇陽　成生耕　祀喜士趣期之之〕

c 徐王義楚耑　隹正月吉日丁酉、郐王義楚、擇余吉金、自酢祭鍴、用享于皇天、及我文考、永保怠身、子孫寶 四行三五字〔天身眞　考寶幽〕

d 義楚耑　義楚之祭耑

隹正月初吉庚午、簺公の孫寣父、自ら盥匜を作る。其れ眉壽無彊ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

徐王糧、其の良吉を用て、其の𩰫鼎を鑄る。用て庶腊を鬺にし、用て賓客を雍ましめむ。子〻孫〻、世〻是若へ。

隹正月初吉、日は己酉、徐王季稟の孫宜桐、食盂を作鑄し、以て妹に（賸る）。孫子、永壽之を用ひよ。

隹正月初吉丁亥、徐王庚の淑子沇兒、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。中に翰く䰲揚る。元鳴孔だ皇いに、孔嘉元成す。用て飲酒を盤しましめ、百姓を龢會せしむ。威儀に淑しく、明祀に惠み、䖒以て匽し以て饎し、以て嘉賓、及び我が父兄庶士を樂しましめむ。皇〻趣〻として、眉壽無期ならむことを。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

隹正月吉日丁酉、徐王義楚、余の吉金を擇び、自ら祭鍴を作り、用て皇天、及び我が文考に享し、永く台が身を保たむ。子孫寶とせよ。

e 徐王耑　郐王□又之耑、耑溉之□ 二行一〇字、文右行

＊庚兒鼎　隹正月初吉丁亥、郐王之子庚兒、自乍飤𩞁、用征用行、用龢用鬻、眉壽無彊 三行二九字〔行彊陽〕

＊王子臺鼎　王子臺、自酢飤鼎 二行七字

f 子璋鐘　隹正十月初吉丁亥、羣孫斨子子璋、擇其吉金、自乍龢鐘、用匽㠯喜、用樂父兄者士、其眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之 七器編鐘、四五字〔璋陽鐘東、陽東合韻　喜士期之之〕

g 王孫遺者鐘　隹正月初吉丁亥、王孫遺者、擇其吉金、自乍龢鐘、中翰䰲揚、元鳴孔皇、用享台孝、于我皇且文考、用𢍰眉壽、余圅龏誅屖、畏嬰趩〻、肅悊聖武、惠于政德、悳于威義、誨猷不飤、闌〻龢鐘、用匽台喜、用樂嘉賓父兄、及我倗友、余恁㠯心、延永余德、龢溯民人、余専旬于國、皝〻趣〻、萬年無諆、枼萬孫子、永保鼓之 一一七字〔鴋皇陽　孝考壽幽　屖趩德飤

徐王□又の耑なり。耑は之を□に溉がむ。

隹正月初吉丁亥、徐王の子庚兒、自ら食𩞁を作る。用て征し用て行し、用て龢し用て鬻し、眉壽無彊ならむことを。

王子臺、自ら食鼎を作る。

隹正十月初吉丁亥、群孫斨の子子璋、其吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。用て匽し以て饎し、用て父兄諸士を樂しましめむ。其れ眉壽無期ならむことを。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

隹正月初吉丁亥、王孫遺者、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。中に翰く䰲揚る。元鳴孔だ皇いなり。我が皇祖文考に、用て享し以て孝し、用て眉壽を祈る。余宏龏（恭）誅屖（舒遲）にして、畏忌すること翼〻たり。肅哲聖武にして、政德に惠み、威儀に淑しくして、誨猷食たず。闌〻たる龢鐘、用て匽し以て饎し、用て嘉賓父兄と、我が倗友とを樂しましむ。余、飼が心を恁げ、余が德を誕永にし、民人を龢滲せむ。余、國に専く旬くし、皝〻趣〻として、萬年無期ならむことを。世萬孫子、永く保ちて

喜友德國趣諆子之之〕

h 徐王子旃鐘　唯正月初吉元日癸亥、郤王子旃、擇其吉金、自乍龢鐘、吕敬祭祀、吕樂嘉賓、及倗生、吕父兄庶士、吕匽吕喜、中翰叡揚、元鳴孔皇、其音池ゝ、𦖞于四方、韹ゝ煕ゝ、眉壽無諆、子ゝ孫ゝ、萬枼鼓之 約七六字 〔祀士喜之揚皇方陽 煕諆之之〕

i 徐王之子戈　郤王之子□之元用戈 一行九字

j 儆兒鐘　隹正九月初吉丁亥、曾孫儆兒、余迭斯于之孫、余兹路之元子、曰、於嘑、敬哉、余義楚之良臣、而乘之字父、余贎乘兒、敀吉金鎛鋁、台鑄和鐘、台追孝先且、樂我父兄、飲飤歌舞、孫ゝ用之、後民是語 四器、七四字 〔亥子哉之 父鋁且舞語魚〕

k 徐醅尹鉦　隹正月ゝ初吉、日才庚、郤醅尹□故□、自乍征城、次者□祝、儆至劍兵、枼萬子孫、眉壽無疆、皿皮吉人享、士余是尚 陰陽二面、四四字 〔庚陽城耕祝兵疆享尚陽、陽耕合韻〕

之を鼓せよ。

唯正月初吉元日癸亥、徐王の子旃、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。以て祭祀を敬み、以て嘉賓及び倗生と、父兄庶士とを樂しましめむ。以て匽し以て饎し、中に翰く叡揚る。元鳴孔だ皇いなり。其の音池ゝとして、四方に聞す。韹ゝ煕ゝとして、眉壽無期ならむことを。子ゝ孫ゝ、萬世之を鼓せよ。

隹正九月初吉丁亥、曾孫儆兒、余は迭斯于の孫、余は玆路の元子なり。曰く、於嘑、敬めや。余は義楚の良臣にして乘の字(慈)父なり。余は乘兒をして、吉金鎛鋁を敀び、以て和鐘を鑄らしむ。以て先祖に追孝し、我が父兄を樂しましめ、飲食歌舞せむ。孫ゝ之を用ひ、後民に是語げよ。

隹正月、月の初吉、日は庚に在り。徐の醅尹、故□を□めて、自ら鉦城を作る。諸□(父)兄に咨りて、儆みて劍兵を致さしむ。世萬子孫、眉壽無疆にして、彼の吉人の享を皿み、余に士(事)ふることを是尚(常)とせよ。

二二九、吳王光鑑　隹王五月、旣子白期、吉日初庚、吳王光、擇其吉金、玄銧白銧、台乍叔姬寺吁宗彝薦鑑、用享用孝、眉壽無疆、往巳叔姬、虔敬乃后、孫ゝ勿忘 二器、八行五三字 〔疆忘陽〕

a 吳王光劍　攻敔王光、自乍用劍 二行八字

b 攻吳王夫差鑑　攻吳王大差、擇厥吉金、自乍御監 三行一三字

c 吳王夫差鑑　吳王夫差、擇厥吉金、自乍御監 二行一二字、文右行

* 攻敔王夫差劍　攻敔王夫差、自乍其元用 二件、二行一〇字

* 工䱷大子劍　工䱷大子姑發□反、自乍元用、才□之□、云用云隻、莫敢御余、余處江之陽、至于南行西行 二行三五字 〔隻余魚　陽行陽〕

d 者減鐘一　隹正月初吉丁亥、工䱷王皮𦣞之子者減、擇其吉金、自乍鴋鐘、不帛不革、不濼不彫、協于我霝龠、卑龢卑孚、用𪛉眉壽緐釐、于其皇且皇考、若璺公壽、若參壽、卑女龤ゝ剖ゝ、

隹王の五月、旣子(死)霸の期、吉日初庚、吳王光、其の吉金、玄銧白銧を擇び、以て叔姬寺吁の宗彝(彝)薦鑑を作る。用て享し用て孝し、眉壽無疆ならむことを。往け巳、叔姬、乃の后を虔敬せよ。孫ゝ忘るること勿れ。

攻敔王光、自ら用劍を作る。

攻吳王夫差、厥の吉金を擇び、自ら御監を作る。

攻敔王夫差、自ら其の元用を作る。

工䱷の大子姑發□反、自ら元用を作る。□の□に在り。云に用ひ云に獲す。敢て余を御ぐもの莫し。余江の陽に處り、南行西行に至る。

隹正月初吉丁亥、工䱷王皮𦣞の子者減、其の吉金を擇び、自ら鴋鐘を作る。帛からず騂からず、鑠けず彫まず、我が靈龠に協ひ、和せしめ孚ならしめ、用て眉壽繁釐を、其の皇祖皇考に祈る。璺公の壽の若く、參の壽の若くならしめむことを。女をし

鉌ゝ圝ゝ、其登于上下□□、餌于四旁、子ゝ孫ゝ、永保是尚　十器、文約八九字　〔彤乎考壽壽幽圝旁尚陽〕

e 者減鐘二　隹正月初吉丁亥、工𫊸王皮難之子者減、自乍鴘鐘、子ゝ孫ゝ、永保用之　二八字

f 吳王元劍　攻敔王元、啓自乍其元用　二行一〇字

g 吳季子之子劍　吳季子之子逞之元用劍　鳥篆、一〇字

h 邗王是埜戈　邗王是埜乍其□元用　九字

i 吳王御士尹氏簠　吳王御士尹氏叔孫、乍旅匿　二行一一字

＊臧孫鐘　隹王正月初吉丁亥、攻敔□□□之外孫、坪之子臧孫、擇厥吉金、自乍龢鐘、子ゝ孫ゝ、永保是從　九鐘、三七字　〔鐘從東〕

二三〇、者汈鐘　隹戉十有九年、王曰、者汈、女亦虔秉不涇德、台克總光朕□、于之悉學、桓ゝ哉、弼王宅、𡧊攴庶戠、台𦘡光朕立、今余其念□乃有齊休祝成、用𠕋刺疾、光之于聿、女其用茲、

て輪ゝ剖ゝ、龢ゝ鎗ゝとし、其れ上下□□に登り、四方に聞せしめむ。子ゝ孫ゝ、永く保ちて是尚とせよ。

攻敔王元、啓めて自ら其の元用を作る。

吳の季子の子逞の元用劍。

邗王是埜、其の□元用を作る。

吳王の御士、尹氏叔孫、旅簠を作る。

隹王の正月初吉丁亥、攻敔□□□の外孫、坪の子臧孫、厥の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。子ゝ孫ゝ、永く保ちて是從へ。

隹越の十又九年、王曰、者汈よ。女、亦虔みて丕經の德を秉り、以て克く朕が□を總光し、之の悉學に于てす。桓ゝたる哉。王宅を弼け、往きて庶戠(職)を攴ぎ、以て祗みて朕が位を光にせり。今余其れ、乃の齊休祝成有り、用て刺(烈)疾を𠕋めたる

女妥乃壽、𢟭□康樂、勿有不義、訅之于不啇、隹王命、元頣乃德、子孫永保　編鐘、九三字　〔德之學魚哉聿玆之樂商魚德之、之魚合韻〕

a 越王鐘　隹正月王春吉日丁亥、戉王者旨於賜、擇厥吉金、自祝禾稟□、台樂虞家、喜而賓各、甸台鼓之、夙莫不貣、順余子孫、萬枼无疆、用之勿相　鳥書、五二字　〔家各魚　之貣之　疆相陽〕

b 越王劍矛　戉王者旨於賜矛、劍二　王戉自乍用劍　劍五　戉王之子勾踐　劍　戉王石於、自乍用劍　劍

＊越王丌北古劍　□戉王丌北古、自乍元之用之僉　劍首　戉王丌北古　劍格正面　自乍用□自又、背面、劍格の文、また倒文あり

＊越王石矛　鳥篆書六字、文未詳

c 其次句鑃　隹正初吉丁亥、其次擇其吉金、鑄句鑃、台享台孝、用𣫏萬壽、子ゝ孫ゝ、永保用之　二器、三一字、左文　〔孝壽幽之之、幽之合韻〕

d 姑馮句鑃　隹王正月初吉丁亥、姑馮昏同之子、

を念□し、之を聿に光にす。女其れ茲を用ひよ。女、乃の壽を妥らかにし、惠□康樂し、不義有ること勿く、之を丕適に訅れ。

隹王の命なり。乃の德を元頣にし、子孫永く保て。

隹正月、王の春の吉日丁亥、越王者旨於賜、厥の吉金を擇び、自ら禾稟□(鐘)を祝(鑄)る。以て虞が家を樂しましめ、而の賓客を喜しましめむ。甸(陳)ねて以て之を鼓し、夙莫(暮)貣はざらむ。順なる余が子孫、萬世無疆にして、之を用ひて相(喪)ふこと勿れ。

□越王其北古、自ら元用の劍を作る。

隹正〔月〕初吉丁亥、其次、其の吉金を擇び、句鑃を鑄る。以て享し以て孝し、用て萬壽を祈る。子ゝ孫ゝ、永く之を保用せよ。

隹王の正月初吉丁亥、姑馮昏同の子、厥の吉金を擇び、自ら商

擇厥吉金、自乍商句鑃、以樂賓客、及我父兄、
子〻孫〻、永保用之　八行三九字　〔亥子之鑃客魚之之、之魚合韻〕

句鑃を作る。以て賓客及び我が父兄を樂しましめむ。子〻孫〻、
永く之を保用せよ。

補釋篇

一、㺇尊　隹王初鄠宅于成周、復□珷王豐福、
自天、才四月丙戌、王昪宗小子于京室曰、昔才爾、
考公氏克逨玟王、肄玟王受兹〔大令〕、隹珷王既
克大邑商、𠟭廷告于天曰、余其宅兹中或、自之辥
民
烏虖、爾、有唯小子亡戠、覞于公氏、有爵于天、
敬令、苟享𢦏、叀王龔德、谷天順我不敏
王咸昪、㺇易貝卅朋、用乍□公寶𨽏彝、隹王五祀
一二行、存一一九字　〔王商陽　天民天令眞　𢦏德之〕

二、啓卣　王出獸南山、𡨄遷山谷、至于上侯滰
川上、啓從征、堇不嬰、乍且丁寶旅𨽏彝、用匄魯
福、用夙夜事　戉箙圖象　五行三七字

a 啓尊　啓從王南征、遷山谷、在洀水上、啓乍
且丁旅寶彝　戉箙圖象　三行一九字

隹王、初めて遷りて成周に宅る。復りて、武王を□（まつ）りて
豐福し、天〔室〕よりす。四月に在り、丙戌、王、宗小子に京室
に昪げて曰く、昔、爾に在りしとき、考（㺇か）公氏、克く文王
を逨けたり。肄に文王、茲の〔大命〕を受けたまへり。隹武王、
既に大邑商に克ち、則ち天に廷告して曰く、余は其れ、茲の中
國に宅りて、之の辥民を自ひんと。
烏虖、爾よ、又小子にして識る亡しと雖も、公氏の天に聞する
有り、命を徹めたるに覞て、敬しみて享せよ哉。王の龔德に惠
ひ、天の我が不敏なるに順ふること欲す。王、咸く昪ぐ。㺇、
貝三十朋を賜ふ。用て□公の寶𨽏彝を作る。隹王の五祀なり。
王、出でて南山に狩し、山谷を𡨄遷して上侯の滰川の上に至る。
啓、征に從ひて、勤めて嬰れず。祖丁の寶旅𨽏彝を作る。用て
魯福を匄め、用て夙夜に事へむ。　戉箙 圖象
啓、王に從つて南征し、山谷を遷て、洀水の上に在り。啓、祖
丁の旅寶彝を作る。　戉箙 圖象

b　丕𣪕鼎　隹八月既望戊辰、王才上矦应、𢍰僄、不𣪕易貝十朋、不𣪕拜䭫首、敢覣王休、用乍寶䵼彝　四行三四字　〔首休幽〕

三、永盂　隹十又二年初吉丁卯、益公內、卽命于天子、公廼出厥命、易畀師永厥田、滏易洛彊、眔師俗父田、厥眔公出厥命、井白・熒白・尹氏・師俗父・趞中、公廼命奠𤔲徒𠭯父・周人𤔲工眉・㪤史師氏・邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥逹□、厥彊宋句

永拜䭫首、對覣天子休命、永用乍朕文考乙公䵼盂、永其邁年、孫〻子〻、永其逹寶用　一二行一二三字

四、散伯車父鼎　隹王四年八月初吉丁亥、散白車父、乍邢姞䵼鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶　四器、四行二六字

a　散車父𣪘　散車父、乍□姞餴𣪘、其萬年、孫子〻、永寶　五器、三行一五字　〔𣪘寶幽〕

b　散車父壺　散車父、乍皇母□姜寶壺、用征姞

隹八月既望戊辰、王、上矦の应に在りて、𢍰僄す。丕𣪕、貝十朋を賜ふ。丕𣪕、拜して稽首し、敢て王の休に揚へて、用て寶䵼彝を作る。

隹十又二年初吉丁卯、益公內りて、命に天子に卽く。公廼ち厥の命を出だす。師永の田を、滏陽の洛の彊に、眔び師俗父の田を賜ひ奥ふ。厥の、公と厥の命を出だすは、井伯・熒伯・尹氏・師俗父・趞仲なり。公廼ち鄭の𤔲徒𠭯父・周人𤔲工眉・㪤史師氏・邑人奎父・畢人師同に命じ、永の田を付さしむ。厥の逹は□、厥の彊は宋句なり。

永、拜して稽首し、天子の休命に對揚す。永、用て朕が文考乙公の䵼盂を作る。永其れ萬年ならむことを。孫〻子〻、永く其れ逹ひて寶用せよ。

隹王の四年八月初吉丁亥、散伯車父、邢姞の䵼鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶とせよ。

散車父、□姞の餴𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。孫子〻、永く寶とせよ。

散車父、皇母□姜の寶壺を作る。用て姞氏に征せむ。伯車父そ

氏、白車父其萬年、子〻孫〻、永寶用　二器、六行

c　歸叔山父𣪘　歸叔山父、乍𢿢姬䵼𣪘、其永寶用　三行一三字

五、旟鼎　唯八月初吉、王姜易旟田三于待□、師䑓酤兄、用對王休、子〻孫、其永寶　四行二七字　〔休寶幽〕

六、𧗟𣪘　隹八月初吉丁亥、王客于康宮、熒白右𧗟內、卽立、王曾令𧗟、易赤市攸勒、𧗟敢對覣天子不顯休、用乍朕文且考寶䵼𣪘、𧗟其萬年、子〻孫〻、永寶用　六行五七字　〔休𣪘幽〕

a　𧗟鼎　𧗟乍文考小中姜氏盂鼎、𧗟其萬年、子〻孫〻、永寶用　三行二一字

七、䟒叔鼎　隹〔王〕正月初吉乙丑、䟒叔信姬乍寶鼎、其用享于文且考、䟒叔眔信姬、其易壽考、多宗永令、䟒叔信姬、其邁年、子〻孫、永寶　五行四七字、左文多し　〔考幽姬之考幽姬之寶幽、幽之合韻〕

八、𩣓父𥁕蓋　唯王十又八年正月、南中邦父、命𩣓父𣪘（卽）南者侯、逹高父見南淮尸、厥取厥服、

れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

歸叔山父、𢿢姬の䵼𣪘を作る。其れ永く寶用せよ。

唯八月初吉、王姜、旟に田三を待□に賜ふ。師䑓酤りて兄（貺）る。用て王の休に對ふ。子〻孫、其れ永く寶とせよ。

隹八月初吉丁亥、王、康宮に格る。熒伯、𧗟を右けて入り、位に卽く。王曾て𧗟に命じ、赤市・攸勒を賜ふ。𧗟敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶䵼𣪘を作る。𧗟其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

𧗟、文考小仲姜氏の盂鼎を作る。𧗟其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹王の正月初吉乙丑、䟒叔信姬、寶鼎を作る。其れ用て文祖考に享せむ。䟒叔と信姬と、其れ壽考を賜ひて、多宗永命ならむ。䟒叔・信姬、其れ萬年ならむことを。子〻孫、永く寶とせよ。

唯王の十又八年正月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に卽き、高父に逹ひて南淮夷を見しむ。厥の取、厥の服あり。夷の俗を

堇戸俗、家不敢不□敬畏王命、逆見我、厥獻厥服、我乃至于淮、小大邦、亡敢不□具逆王命四月、還至于蔡、乍旅盨、駒父其萬年、永用多休

九行八二字

九、雁侯鐘　隹正二月初吉、王歸自成周、雁侯見工、遺王于周、辛未、王各于康、燮白內、右雁侯見工、易彤一・彤百・馬四匹、見工敢對䫉天子休、用乍朕皇且雁侯大𧥦鐘、用易眉壽永令、子〻孫〻、永寶用　二器、計七四字　〔周周幽　康陽工鐘用東、陽東合韻〕

一〇、師𩛥鼎　唯王八祀正月、辰才丁卯、王曰、師𩛥、女克𦘔乃身、臣朕皇考穆王、用乃孔德、琢屯乃用心、弘正乃辟安德、叀余小子、肇盄先王德、易女玄袞𪓐屯・赤市朱黃・䜌旂・大師金雁・攸勒、用井乃聖且考隣明、𢑚辟前王、事余一人

𩛥拜䭫首、休白大師肩𠜱𩛥臣皇辟、天子亦弗諲公上父𠧟德、𩛥𧿍曆、白大師不自乍小子、夙夕尃𠙵

堇め、家へて敢て王命を（敬しみ）畏れずんばあらず。逆へて我を見、厥の獻、厥の服あり。我乃ち淮に至るに、小大邦、敢て□して具に王命を逆へざる亡し。

四月、還りて蔡に至り、旅盨を作る。駒父其れ萬年、永く用て多休ならむことを。

隹正二月初吉、王、成周より歸る。應侯見工、王を周に遺る。辛未、王、康に格る。榮伯入り、應侯見工を右く。彤弓一・彤矢百・馬四匹を賜ふ。見工、敢て天子の休に對揚し、用て朕が皇祖應侯の大𧥦鐘を作る。用て眉壽永命を賜はむらことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

唯王の八祀正月、辰は丁卯に在り。王曰く、師𩛥よ。女克く乃の身を𦘔め、朕が皇考穆王に臣へたり。乃の孔德を用ひ、乃の用心を琢純にし、乃の辟の安德を弘正せり。余小子に惠し、肇ぎて先王の德を淑ましめよ。女に玄袞黻純・赤市朱黃・鑾旂・大師の金膺、攸勒を賜ふ。用て乃の聖祖考の隣明にして、𢑚より前王に辟へしに型り、余一人に事へよと。

𩛥、拜して稽首し、伯大師の肩して、𩛥を嗣がしめて皇辟に臣

先且剌德、用臣皇辟、白亦克𣪘𠙵先且、𧗴孫子、一𠜱皇辟懿德、用保王身

𩛥敢𡐦王、卑天子𧉈年□□、白大師武臣保天子、用厥剌且□德、𩛥敢對王休、用妥、乍公上父𡨦于朕考𩉷季易父𣪕宗　一九行一九七字　〔德德子德之　德子德之且𩵋子德子德之、之𩵋合韻〕

a　師臾鐘　師臾肇乍朕剌且虢季寬公幽叔、朕皇考德叔大𧥦鐘、用喜侃〔前〕文人、用𣄃屯魯永令、用匄眉壽無彊、師臾其邁年、永寶用享　四八字　〔鐘東彊享陽〕

b　卽段　隹王三月初吉庚申、王才康宮、各大室、定白入、右卽、王乎、命女赤市朱黃・玄衣黹屯・䜌旅（旂）、曰、𤔲琱宮人虢稻、用事

卽敢對䫉天子不顯休、用乍朕文考幽叔寶段、卽其萬年、子〻孫〻、永寶用　七行七二字　〔休段幽〕

c　恒段葢　王曰、恒、令女疋𡿭克𤔲直鄙、易女

へしめしを休とす。天子亦公上父の𠧟德を忘れず、𩛥、𧿍曆せらる。伯大師、自ら小子と作さずして、夙夕先祖の剌德に尃𠙵し、用て皇辟に臣へたり。伯亦克く先祖に𣪘𠙵し、孫子を𧗴とし、一に皇辟の懿德を嗣ぎ、用て王の身を保んず。

𩛥、敢て王を𡐦け、天子をして萬年□□ならしめむ。伯大師の武臣、天子を保んじ、厥の剌祖の□德を用ひむ。𩛥、敢て王の休に對へ、用て妥んぜんとして、公上父の𡨦を朕が考郭季易父の𣪕宗に作る。

師臾、肇めて朕が剌祖虢季寬公幽叔、朕が皇考德叔の大𧥦鐘を作る。用て前文人を喜侃し、用て純魯永命を祈り、用て眉壽無彊ならむことを匄む。師臾其れ萬年にして、永く寶として用て享せむ。

隹王の三月初吉庚申、王、康宮に在り、大室に格る。定伯入りて、卽を右く。王呼びて、女に赤市朱黃・玄衣黻純・鑾旂を命ふと。曰く、琱宮の人と虢の稻を嗣めよ。用て事へよと。

卽敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考幽叔の寶段を作る。卽其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

王曰く、恒よ。女に命じて𡿭克に更ぎて直の鄙を嗣めしむ。女

緣旂、用事、夙夕、勿灋朕令、恒拜頴、敢對䚄天子休、用乍文考公叔寶設、其萬年、世子ゞ孫ゞ、虞寶用　二蓋、五行五一字　〔休設凾〕

一一、裘衛盉　隹三年三月既生霸壬寅、王爯旂于豐、矩白庶人、取堇章于裘衛、才八十朋厥賁、其舍田十田、矩或取赤虎兩、麀𩊚兩、𩊚韐一、才廿朋、其舍田三田

裘衛廼彘告于白邑父・燮白・定白・琼白・單白、白邑父・燮白・定白・琼白・單白、廼令參有𤔲、𤔲土散邑・𤔲馬單旟・𤔲工邑人服、眔受田豳・趙、衛小子鷙逆・者其鄉、衛用乍朕文考惠孟寶般、衛其萬年、永寶用　一二行一三二字

a 裘衛鼎一　隹正月初吉庚戌、衛㠯邦君厲、告于井白・白邑父・定白・琼白・白俗父曰、厲曰、余執龔王卹工、于卲大室東、逆燮二川、曰、余舍女田五田、正廼𠳿厲曰、女賁田不、厲廼許曰、余審賁田五田、井白・白邑父・定白・琼白・白

に鑾旂を賜ふ。用て事へよ。夙夕して、朕が命を灋つること勿れと。恒、拜して稽(首)し、敢て天子の休に對揚して、用て文考公叔の寶設を作る。其れ萬年ならむことを。世子ゞ孫ゞ、虞くは寶用せよ。

隹三年三月既生霸壬寅、王、旂を豐に爯ぐ。矩伯の庶人、瑾璋を裘衛に取る。八十朋の貯に在り。其れ田十田を舍ふと。矩或赤虎兩・麀𩊚兩・𩊚韐一を取る。二十朋に在り。其れ田三田を舍ふと。

裘衛廼ち彘みて伯邑父・榮伯・定伯・琼伯・單伯に告ぐ。伯邑父・榮伯・定伯・琼伯・單伯、廼ち參有𤔲、𤔲土散邑・𤔲馬單旟・𤔲工邑人服に命じて、眔に田を豳・趙に受けしむ。衛の小子鷙逆・者其、饗せり。衛用て朕が文考惠孟の寶盤を作る。衛其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹正月初吉庚戌、衛、邦君厲を以て、邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く、厲は曰く、余、龔王の卹功を執り、卲大室の東に于て、逆に二川を縈らさむとす。曰く、余、女に田五田を舍へむと。正、廼ち厲に訊げて曰く、女、田を貯るや不やと。厲廼ち許し

俗父廼顜、吏厲誓

廼令參有𤔲、𤔲土邑人趙・𤔲馬頍人邦・𤔲工附矩・內史友寺芻、帥履裘衛厲田四田、廼舍寓于厥邑、厥逆彊眔厲田、厥東彊眔散田、厥南彊眔散田、眔政父田、厥西彊眔厲田

邦君厲、眔付裘衛田、厲叔子夙・厲有𤔲䜌季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡屖・衛小子者其、鄉儆、衛用乍朕文考寶鼎、衛其萬年、永寶用、隹王五祀　一九行二〇七字

b 裘衛鼎二　隹九年正月既死霸庚辰、王才周駒宮、各廟、眉敖者膚爲吏、見于王、王大黹、矩取眚車・較・𩊚凾・虎冟𢃄幃・畫轉・更・帀縤・帛轡乘・金麃鍐、舍矩姜帛三兩、廼舍裘衛林智里、𠭯厥隹顏林、我舍顏□大馬兩、舍顏始虡各、舍顏有𤔲壽商貈裘盠冟

矩廼眔𣲫粦令壽商眔意曰、顜履付裘衛林智里、

て曰く、余、審んで田五田を貯らむと。邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父、廼ち顜りて、厲をして誓はしめたり。

廼ち參有𤔲、𤔲土邑人趙・𤔲馬頍人邦・𤔲工附矩・內史友寺芻をして、帥いて裘衛に厲の田四田を履ましめ、廼ち寓を厥の邑に舍かしむ。厥の逆の彊は厲の田に眔び、厥の東の彊は散の田に眔び、厥の南の彊は散の田に眔び、政父の田に眔び、厥の西の彊は厲の田に眔べり。

邦君厲、裘衛の田を付すに眔べり。厲の叔子夙・厲の有𤔲䜌季・慶癸・豳表・荊人敢・邢人倡屖・衛の小子者其、饗賸す。衛、用て朕が文考の寶鼎を作る。衛其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹王の五祀なり。

隹九年正月既死霸庚辰、王、周の駒宮に在り。廟に格る。眉敖の者膚、使と爲りて王に見ゆ。王、大いに黹す。矩、眚車・較・𩊚凾・虎冟𢃄幃・畫轉・更・帀縤・帛轡乘・金麃鍐を取る。矩姜に帛三兩を舍ふ。廼ち裘衛に林智の里を舍へ、厥の顏林と𠭯ぶ。我、顏□に大馬兩を舍へ、顏姒に虡各を舍へ、顏の有𤔲壽商に貈裘盠冟を舍ふ。

矩、廼ち𣲫粦と、壽商と意とに命じて曰く、顜りて裘衛に林智

則乃成夆四夆、顏小子具叀夆、壽商𢏲、舍盠冒□羝皮二・□皮二・鞷舄𢍰皮二・朏帛金一反・厥吳喜皮二、舍𣲮虡冟・䙴𦵮𩌏𩏂・東臣羔裘顏下皮二、眔受、衛小子家逆・者其𠈘、衛臣虢朏、衛用乍朕文考寶鼎、衛其萬年、永寶用　一九行一九五字

c 裘衛𣪘　隹廿又七年三月既生霸戊戌、王才周、各大室、即立、南白入、右裘衛入門、立中廷、北鄉、王乎內史、易衛載市・朱黃・䜌、衛拜䭫首、敢對䫄天子不顯休、用乍朕文且考寶𣪘、衛其子々孫々、永寶用　七行七三字　〔首休𣪘幽〕

d 公臣𣪘　虢中令公臣、嗣朕百工、易女馬乘・鐘五・金、用事、公臣拜䭫首、敢䫄天尹不顯休、用乍障𣪘、公臣其萬年、用寶𢆶休　四器、六行四三字〔首休𣪘休幽〕

e 此鼎　隹十又七年十又二月既生霸乙卯、王才周康宮𢓊宮、旦、王各大室、即立、嗣土毛叔、

の里を履付せよ。則ち乃ち夆四夆を成せり。顏の小子具恵夆し、壽商𢏲す。盠冒□羝皮二・□皮二・鞷舄𢍰皮二・朏帛金一鈑・厥の呉喜皮二を舍ふ。𣲮に虡冟・䙴𦵮𩌏𩏂・東臣羔裘顏下皮二を舍ふ。受くるに眔んで、衛の小子家逆・者其、𠈘す。衛臣、虢朏す。

衛、用て朕が文考の寶鼎を作る。衛其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹二十又七年三月既生霸戊戌、王、周に在り。大室に格り、位に即く。南伯入りて、裘衛を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、内史を呼び、衛に載市朱黃・䜌を賜はしむ。衛拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶𣪘を作る。衛の子々孫々、永く寶用せよ。

虢仲、公臣に命じ、朕が百工を嗣めしむ。女に馬乘・鐘五・金を賜ふ。用て事へよと。公臣、拜して稽首し、敢て天尹の丕顯なる休に揚へて、用て障𣪘を作る。公臣其れ萬年まで、用て茲の休を寶(保)たむ。

隹十又七年十二月既生霸乙卯、王、周の康宮𢓊宮に在り。旦に王、大室に格り位に即く。嗣土毛叔、此を右けて門に入り、中

右此入門、立中廷、王乎史翏、册令此曰、旅邑人善夫、易女玄衣黹屯・赤市朱黃・䜌旂(旂)、此敢對䫄天子不顯休令、用乍朕皇考癸公障鼎、用享孝于文申、用匃眉壽、此其萬年無彊、畯臣天子、霝冬、子々孫、永寶用　三器一〇行又一一行、一一一字〔令申眞　彊陽冬冬、陽冬合韻〕

f 此𣪘 八器　同文（用乍朕皇考癸公（二器、朕癸）障𣪘）、六器失蓋

g 同出諸器　𢊁孱鼎「𢊁孱乍鼎、其子々孫々、永寶用」　仲𣵀父鼎「中𣵀父乍障鼎、其萬年、子々孫々、永寶用享」　膳夫旅伯鼎「善夫旅白、乍毛中姬障鼎、其邁年、子々孫々、永寶用享」　膳夫伯辛父鼎「善夫白辛父、乍障鼎、其萬年、子孫永寶用」　旅仲𣪘「旅中乍諆（三或に従ふ）寶𣪘、其萬年、子々孫々、永用享孝」　仲南父壺二器「中南父乍障壺、其邁年、子々孫々、永寶用」　成伯孫父鬲「成白孫父、乍浸嬴障鬲、子々孫々、永寶用」　㸚有嗣爯鬲

廷に立つ。王、史翏を呼び、此に册命せしめて曰く、邑人善夫を旅めよ。女に玄衣黹純・赤市朱黃・䜌旂を賜ふと。此、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が皇考癸公の障鼎を作る。用て文神に享孝し、用て眉壽を匃む。此、其れ萬年無疆にして、畯く天子に臣へ、霝終ならむことを。子々孫、永く寶用せよ。

𢊁孱、鼎を作る。其れ子々孫々まで、永く寶用せよ。

仲𣵀父、障鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

膳夫旅伯、毛仲姬の障鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

旅仲、諆の寶𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く用て享孝せよ。

成伯孫父、浸嬴の障鬲を作る。子々孫々まで、永く寶用せよ。

「燮又嗣甬、乍齋鬲、用朕贏□母」

h 𠑹匜　隹三月既死霸甲申、王才莽上宮、白𣄰父廼成餐曰、牧牛、𠭰、乃可湛、女敢㠯乃師訟、女上切先誓、今女亦既又卪誓、尃趞嗇覿𠑹宷、亦玆五夫、亦既卪乃誓、女亦既從辭從誓、弋可、我義便女千、𪐦𪓑女、今我赦女、義便女千、𪐦𪓑女、今大赦　以上器銘　女、便女五百、罰女三百守

白𣄰父廼或吏牧牛誓曰、自今余敢夒乃小大史、乃師或㠯女告、𠟭致乃便千𪐦𪓑、牧牛𠟭誓、乃㠯告事𡧗事習于會、牧牛辭誓成、罰金、𠑹用乍旅盉　以上盉銘、器六行、盉七行、共一五七字

一二、𢦔鼎一　隹九月既望乙丑、才高𠂤、王俎姜事內史友員、易𢦔玄衣朱襮裣、𢦔拜䭫首、敢對𣄰王俎姜休、用乍寶𪔅𨽍鼎、其用夙夜享孝、于厥文且乙公于文母日戊、其子子孫孫、永寶　八行六

榮の有嗣甬、齋鬲を作る。用て贏□母に贈る。

隹三月既死霸甲申、王、莽の上宮に在り。伯揚父廼ち餐を成して曰く、牧牛よ、𠭰、乃ち湛にす可し。女敢て乃の師を以て訟し、女上切して先づ誓ひたり。今女亦既に誓に卪ふこと有り。嗇を尃趞し、𠑹の宷㊟を覿したり。亦玆の五夫も、亦既に乃の誓に卪へり。女亦既に從辭し從誓せば、必らず可ならむ。我義しく女を鞭つこと千、女を𪐦𪓑すべきも、今我女を赦さむ。義しく女を鞭つこと千、女を𪐦𪓑すべきも、今大いに女を赦し、女を鞭つこと五百、女に三百鍰を罰せむと。

伯揚父廼ち或牧牛をして誓はしめて曰く、今より、余敢て乃の小大の史を夒めむ。乃の師、女を以て告ぐること或らば、則ち乃に鞭千、𪐦𪓑を致さむと。牧牛則ち誓ふ。乃ち以て吏𡧗・吏習に、會に告ぐ。牧牛、辭誓すること成り、金を罰とす。𠑹、用て旅盉を作る。

隹九月既望乙丑、高の師に在り。王俎姜、內史友員をして、𢦔に玄衣朱襮裣を賜はしむ。𢦔、拜して稽首し、敢て王俎姜の休に對揚して、用て寶𪔅𨽍鼎を作る。其れ用て、厥の文祖乙公と文母日戊とに、夙夜享孝せむ。其れ子子孫孫、永く寶とせよ。

五字　〔首休孝寶幽〕

a 𢦔鼎二　𢦔曰、烏虖、王唯念𢦔辟剌考甲公、王用肇事乃子𢦔、達虎臣御淮戎、𢦔曰、烏虖、朕文考甲公、文母日庚尗休、𠟭尚安永宕乃子𢦔心、安永襲𢦔身、厥復享于天子、唯厥事乃子𢦔、萬年辟事天子、毋又畀于厥身

𢦔拜䭫首、對𣄰王令、用乍文母日庚寶𨽍𪔅彝、用穆穆、夙夜𨽍、享孝妥福、其子子孫孫、永寶玆剌　一一行一一六字　〔子子之　首穆幽〕

b 𢦔鼎三　𢦔乍厥𨽍鼎　二行五字

c 伯雍父盤　白雝父自乍用器

d 𢦔𣪕一　隹六月初吉乙酉、才高𠂤、戎伐𢧤、𢦔達有嗣・師氏奔追、御戎于𩢟林、搏戎𤔲、朕文母、競敏啓行、休宕厥心、永襲厥身、卑克厥啻、隻馘百、執訊二夫、孚戎兵盾矛戈、弓備矢、裨冑、凡百又卅又五叙、守戎孚人百又十又四人、衣博、無畀于𢦔身

𢦔曰く、烏虖、王は唯𢦔の辟たる剌考甲公を念ひ、王用て肇ぎて、乃子たる𢦔をして、虎臣を率いて、淮戎を禦がしめたまふ。𢦔曰く、烏虖、朕が文考甲公、文母日庚の淑休にして、則ち乃子なる𢦔の心を常に安んじ永く宕き、安んじて永く𢦔の身に襲きて、厥の復天子に享せられ、唯厥の乃子なる𢦔をして、萬年まで天子に辟事し、厥の身に斁ること又る毋からしめむ。𢦔、拜して稽首し、王命に對揚して、用て文母日庚の寶𨽍𪔅彝を作る。用て穆穆として、夙夜に𨽍して、享孝し綏福あらしめむことを。其れ子子孫孫、永く茲の剌を寶保て。

伯雍父、自ら用器を作る。

隹六月初吉乙酉、高の師に在り。戎、𢧤を伐つ。𢦔、有嗣・師氏を率いて奔追し、戎を𩢟林に禦ぎ、戎𤔲を搏つ。朕が文母、競敏啓行して、厥の心を休宕にし、永く厥の身に襲き、厥の敵に克たしむ。馘を獲ること百、執訊二夫、戎の兵盾矛戈、弓箙矢、裨冑を俘れり。凡て百又三十又五叙なり。戎の俘人百又十又四人を捋りて、衣博す。𢦔の身に斁ること無かりき。

乃子㲋拜䭫首、對揚文母福剌、用乍文母日庚寶隮段、卑乃子㲋萬年、用夙夜隮、享孝于厥文母、其子〻孫〻、永寶　器蓋一一行一三四字　〔首段幽母之寶幽、之幽合韻〕

e 伯㲋諸器　伯㲋段　二器「白㲋乍旅段」　伯㲋壺一「白㲋乍㑹壺」　伯㲋壺二「白㲋乍旅彝」　㲋甗「㲋乍旅」

f 䣈父盉　䣈父乍寶彝

一三、逋盂　隹正月初吉、君才㪤、卽宮、命逋事于述土隣、諆各飼司寮女寮奚、㟲華、天君史逋事泉、逋敢對揚、用乍文且己公隮盂、其永寶用

六行四九字

一四、利段　珷征商、隹甲子、朝歲鼎、克䎽、夙又商、辛未、王才䦉自、易又事利金、用乍旜公寶隮彝　四行三二字

a 王盉　王乍豐妊單寶般盉、其萬年、永寶用

三行一四字

b 陳侯段　敶侯乍王嬀媵段、其萬年、永寶用

乃子なる㲋、拜して稽首し、文母の福剌に對揚し、用て文母日庚の寶隮段を作る。乃子なる㲋をして萬年ならしめむことを。用て夙夜に隮して、厥の文母に享孝せむ。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

隹正月初吉、君、㪤に在り、宮に卽く。逋に命じて、述社に使して隣せしむ。其れ飼が司の寮女寮奚に格りて、㟲華せよと。天君、逋をして泉に使せしむ。逋敢て對揚して、用て文祖己公の隮盂を作る。其れ永く寶用せよ。

武、商を征す。隹甲子、朝に歲して鼎す。克く聞して、商を夙有す。辛未、王、䦉の師に在り。又事利に金を賜ふ。用て旜公の寶隮彝を作る。

王、豐妊單の寶盤盉を作る。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

陳侯、王嬀の媵段を作る。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

三行一三字

c 亯車父壺　亯車父乍寶壺、永用享　二器、甲三行、乙二行九字

一五、史牆盤　曰古文王、初敎龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有上下、迨受萬邦、䙿圉武王、遹征四方、達殷畯民、永不巩、狄虘𢓊、伐尸童、憲聖成王、ナ右綬䋣剛鯀、用肇徹周邦、淵悊康王、㒸尹啻疆、弘魯邵王、廣能楚荊、隹寏南行、祗䫉穆王、井帥宇誨、䌛寍天子、天子䵼屖文武長剌、天子䵼無匄、褰祁上下、亟獄逗慕、昊紹亡斁、上帝司燕、亢保受天子綰令、厚福豐年、方䜌亡不㺇見

青幽高且、才微霝處、雩武王既𢦏殷、微史剌且、廼來見武王、武王則令周公、舍寓于周卑處、甬叀乙且、逨匹厥辟、遠猷腹心子□、䄍明亞且且辛、䙿毓子孫、繁猶多孷、齋角䊆光、義其禋祀、害屖文考乙公、遽趩𩁹屯、無諫農嗇、戉䌛隹辟孝督史牆、夙夜不㒸、其日蔑曆、牆弗敢取、對揚

亯車父、寶壺を作る。永く用て享せよ。

古に曰ふ文王、初めて政に盭龢す。上帝懿德を降し、大いに甹けて、上下を敷有し、萬邦を迨受せしめたり。䙿圉なる武王、四方を遹征し、殷の畯民を撻ち、永く巩あらざらしむ。虘・微を逖け、夷東を伐つ。憲聖なる成王、左右けられて剛鯀を綬げ䋣め、用て肇て周邦を徹めたり。淵哲なる康王、遂ひて億疆（繮）を尹す。弘魯なる昭王、廣く楚荊を能げ、隹南行を奐きたり。祗䫉なる穆王、訏誨に型帥し、䌛ねて天子を寧んず。天子、踵みて文武の長剌を履ぐ。天子䵼めて匄むこと亡し。上下を褰祁し、桓謨を極め熙む。昊炤にして斁ふこと亡く、上帝祀燕せられ、□いに天子の綰命を保受し、厚福豐年にして、方蠻も㺇見せざるもの亡し。

靜幽なる高祖、微の靈處に在り。武王の既に殷を𢦏つに雩び、微史剌祖、廼ち來りて武王に見ゆ。武王則ち周公に命じ、寓を周に舍へて處ら卑む。勵惠なる乙祖、厥の辟を逨け匹け、遠く猷りて、腹心子□となる。䄍明なる亞祖祖辛、子孫を䙿毓し、

天子不顯休令、用乍寶障彝、剌且文考弋宔、受牆
爾髗、福褱皶彔、黃耇彌生、龕事厥辟、其萬年、
永寶用 一八行二八四字 〔德之下魚、之魚合韻 邦東王
方陽巩童東王陽邦東王彊王行王陽、東陽合韻 誨子㡴
匃之 下蒸兄魚 令年眞見元、眞元合韻 且處且處且
魚 孷祀之 髗魚彔之、魚之合韻

a 商尊 佳五月、辰才丁亥、帝司、賞庚姬貝卅
朋、迖丝廿守、商用乍文辟日丁寶障彝 [illegible]
六行三〇字
b 商卣 同文 六行三〇字
c 陵器 陵方罍「陵乍父日乙寶罍 單圖象」 陵
尊「陵乍父乙旅彝」 陵姬鬲「陵姬乍寶齋」
d 折諸器 折斝「折乍父乙寶障彝 木羊册形圖
象」 折觚「旅 父乙」
折觥 佳五月、王才厈、戊子、令乍册折、兄
望土于相侯、易金、易臣、㺇王休、佳王十又九

繁茀多釐にして、隮角して獘(織)光あり。義しく其れ禋祀すべ
し。猒遲なる文考乙公、趨に據りて純を得、農穡を誎むること
無く、戉曆を佳辟む。
孝友なる史牆、夙夜墜さず、其れ日に蔑曆せらる。牆敢て取に
せず、天子の丕顯なる休命に對揚して、用て寶障彝を作る。剌
祖文考、必らず宔(休)とし、牆に爾しき髗(祭服)を受け、福懷
茀祿、黃耇彌生にして、厥の辟に龕事せしめむ。其れ萬年まで、
永く寶用せよ。
佳五月、辰は丁亥に在り。帝祠す。庚姬に貝三十朋を賞し、絲
二十鍰を迖らる。商、用て文辟日丁の寶障彝を作る。 [illegible]
陵、父日乙の寶罍を作る。單圖象
佳五月、王、厈に在り。戊子、作册折に命じて、望土を相侯に
貺らしむ。金を賜ひ、臣を賜ふ。王の休に揚ふ。佳王の十又九

祀、用乍父乙障、其永寶 木羊兩册形圖象 六行
四〇字 〔休幽祀之寶幽、幽之合韻〕
折尊・折方彝 同文
e 豐諸器 豐尊 佳六月既生霸乙卯、王才成周、
令豐㱿大矩、大矩易豐金貝、用乍父辛寶障彝
木羊兩册形圖象 五行三一字 豐卣 同文 豐
爵一「豐乍父辛寶 木羊兩册形圖象」二器
豐爵二「乍父辛 木羊兩册形圖象」
f 牆爵 牆乍父乙寶障彝 二器
g 𤼈毀 𤼈曰、䫇皇且考、嗣威義、用辟先王、
不敢弗帥用夙夕、王對𤼈楙、易佩、乍且考毀、
其𩚽祀大神、大神妥多福、𤼈萬年寶 六行四四字
〔毀幽福之寶幽、幽之合韻〕
h 𤼈盨 佳四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮、
各大室、卽立、嗣馬㺸右𤼈、王乎史年、册易□
㝔・虢市・攸勒、敢對㺇天子休、用乍文考寶毀、
𤼈其萬年、子孫其永寶 木羊兩册形圖象 二器、
六行六〇字 〔休毀寶幽〕

祀、用て父乙の障を作る。其れ永く寶とせよ。 木羊兩册形圖
象
佳六月既生霸乙卯、王、成周に在り。豐に命じて大矩に㱿せし
む。大矩、豐に金・貝を賜ふ。用て父辛の寶障彝を作る。 木
羊兩册形圖象
𤼈曰く、䫇皇なる祖考、威儀を嗣め、用て先王に辟へたり。敢
て帥用して夙夕せずんばあらず。王、𤼈の楙めたるに對へて、
佩を賜ふ。祖考の毀を作る。其れ大神に𩚽祀す。大神、多福を
綏んぜむことを。𤼈萬年まで寶とせむ。
佳四年二月既生霸戊戌、王、周の師彔の宮に在り。大室に格り
て、位に卽く。嗣馬㺸、𤼈を右く。王、史年を呼び、□㝔(靳)
・虢市・攸勒を册賜せしむ。敢て天子の休に對揚して、用て文
考の寶毀を作る。𤼈其れ萬年ならむことを。子孫其れ永く寶と
せよ。木羊兩册形圖象

i 微伯諸器　微伯痶豆「敚白痶乍簠(簋)、其萬年、永寶」二行一〇字　微伯釜「敚痶乍寶」　敚伯痶匕」二器　微伯鬲「敚白乍齋鬲」七器

j 痶壺一　隹十又三年九月初吉戊寅、王才成周嗣土淲宮、各大室、卽立、徲父右痶、王乎乍冊尹、冊易痶畫袞・□㚘・赤舄、痶拜韻首、對䚄王休、痶其萬年、永寶　二器、器一一行、蓋一四行、五六字　〔首休寶幽〕

k 痶壺二　隹三年九月丁子、王才奠、鄉醴、乎虢叔召痶、易□俎、己丑、王才句陵、鄉逆酒、乎師壽召痶、易彘俎、拜韻首、敢對䚄天子休、用乍皇且文考障壺、痶其萬年、永寶　二器、一二行六〇字　〔首休寶幽〕

l 痶爵　三器　「痶乍父丁」二器　「痶乍父丁、乍障彝」一器

m 痶鐘甲組四器　痶曰、不顯皇且亞且文考、克明厥心、疋尹□厥威義、用辟先王、痶不敢弗帥且考、秉明德(以上鼓右)、 夙夕、左尹氏、皇王

隹十又三年九月初吉戊寅、王、成周の嗣土淲の宮に在り。大室に格りて、位に卽く。徲父、痶を右く。王、作冊尹を呼び、痶に畫袞・□㚘・赤舄を冊賜せしむ。痶、拜して稽首し、王の休に對揚す。痶其れ萬年まで、永く寶とせむ。

隹三年九月丁巳、王、鄭に在り。饗醴す。虢叔をして痶を召さしめ、□俎を賜ふ。己丑、王、句陵に在り。饗して逆酒す。師壽をして痶を召さしめ、彘俎を賜ふ。拜して稽首し、敢て天子の休に對揚し、用て皇祖文考の障壺を作る。痶其れ萬年まで、永く寶とせむ。

痶曰く、丕顯なる皇祖亞祖文考、克く厥の心を明らかにし、尹□の威儀を疋け、用て先王に辟へたり。痶、敢て祖考に帥ひ、明德を秉り、夙夕を䟒み、尹氏を左けずんばあらず。皇王、痶

對痶身楙、易佩、敢乍文人大寶協龢鐘、用追孝、𣪘祀卲各、樂大(以上鉦間)神、大神其陟降、嚴祜蘡、妥厚多福、其豐〻㚟〻、受余屯魯、通彔永令、眉壽霝冬、痶其萬年、永寶日鼓(以上鼓左)一〇四字　〔考考幽　德之夕魚、之魚合韻　各蘡魚福之魯鼓魚、魚之合韻　令年眞〕

n 痶鐘　乙組三器　痶乍協鐘、萬年日鼓　鉦間二行、八字

o 痶鐘　丙組二器　曰古文王、初盩龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有四方、迨受萬邦、雩武王既𢦏殷、敚史剌(以上第一鐘鉦間)且、來見武王、武王則令周公、舍寓目五十頌處

今痶夙夕虔敬、卹厥死事、肇乍龢鑙鐘、用(以上第二鐘鉦間)

p 痶鐘　丁組四器　䵼妥厚多福、廣啓痶身、勵于永(以上第一器)令、褱受余爾䵼、福霝冬

痶其萬(以上第二器)年羊角、義文神無彊、䚄福(以上第三器)用□光痶身、永余寶(以上第四器)丙丁、凡

の身の懋めたるに對へて、佩を賜ふ。敢て文人の大寶協龢鐘を作り、用て追孝し、𣪘祀昭格して、大神を樂しましむ。大神其れ陟降して、嚴として祜蘡し、多福を綏厚ならしめむ。其れ豐〻㚟〻として、余に純魯を受け、通祿永命にして、眉壽靈終ならしめむ。痶其れ萬年まで、永く寶として日に鼓せむ。

古に曰ふ文王、初めて政に盩龢す。上帝懿德を下し、大いに甹けて、四方を敷有し、萬邦を迨受せしめたり。武王の既に殷を𢦏つに雩び、微史の剌祖、來りて武王に見ゆ。武王則ち周公をして、寓を舍ふるに五十頌の處を以てす。

今痶、夙夕虔敬し、厥の死(司)事を卹み、肇めて龢鑙鐘を作る。用て終に多福を綏厚にし、痶の身を廣啓にし、永命に勵へしめむ。余に爾しき䵼(禮服)を受け、福〔褱〕靈終ならしめむと。

痶其れ萬年羊角して、義しく文神無彊、䚄福にして、用て痶の身を□光にせむ。永く余、寶とせむ。

一〇九字　〔王方陽邦東王陽公東、陽東合韻　處魚事福之、魚之合韻　身令眞　䰍角魚〕

q 癲鐘 戊組一器　癲趠ゝ、夙夕聖趮、追孝于高且辛公・文且乙公・皇考丁公龢鐱鐘、用卲各喜侃、樂（以上鼓右）前文人、用禱壽、匄永令綽綰、散彔屯魯、弋皇且考高對爾剌、嚴才上、豐ゝ㚟ゝ、韣妥厚多福、廣啓癲身、勵于永（以上鉦間）令、褱受余爾䰍福、癲其萬年、齋角䆄光、義文神無彊、䪡福用□光癲身、永余寶（以上鼓左）一〇三字

〔趮陽公公鐘東、陽東合韻　侃元人眞綰元、元眞合韻　魯魚福之、魚之合韻　身令年眞　光彊陽〕

癲、桓ゝとして聖趮に夙夕し、高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公に追孝するの龢鐱鐘（を作る）。用て昭格喜侃し、前文人を樂しましめ、用て壽を禱り、永命綽綰、茀祿純魯を匄む。必らず高祖考、爾しき剌に高對して、嚴として上に在り、豐ゝ㚟ゝとして、終に多福を綏厚し、癲の身を廣啓し、永命に勵へしめ、褱〔福〕して余に爾しき䰍を受けむ。癲其れ萬年、齋角䆄光にして、義しく文神無疆、䪡福にして用て癲の身を□光にせむ。永く余、寶とせむ。

r 伯先父鬲　白先父乍□隮鬲、其子ゝ孫ゝ、永寶用

一六、秦公鐘二　秦公曰、我先且受天令、商宅受或、剌ゝ卲文公・靜公・憲公、不㒸于上、卲合皇天、目虩事䜌方、公及（以上甲鐘鉦部）王姫曰、余小子、余夙夕、虔敬朕祀、目受多福、克明又心、盭（以上甲鐘左鼓）龢胤士、咸畜左右、䚄ゝ允義、翼受（以上甲鐘頂篆部）明德、目康奠協朕或、盜百蠻、具卽其（以上甲鐘左篆部）服、乍厥龢鐘靈音鉠ゝ雝ゝ、目匽皇公、目受大（以上乙鐘鉦部）福、屯魯多釐、大壽萬年、秦公畯黔才立、膺（以上乙鐘左鼓）受大令、眉壽無彊、匍有四方、畯康寶（以上乙鐘左篆部）、五器、甲乙分銘、丙丁戊分銘、一三五字

〔公東上方陽、東陽合韻　子祀福士右德或服之　鐘雝公東　福釐之　年令眞　彊方陽〕

秦公曰く、我が先祖、天命を受けられ、宅を賞せられて國を受けられたり。剌ゝたる昭文公・靜公・憲公、上に墜さずして、皇天に昭合し、以て蠻方を虩事せしむ。公と王姫と曰く、余小子なるも、余夙夕して、朕が祀を虔敬し、以て多福を受けられむ。克く宥心を明らかにして、胤士を盭め龢し、左右を咸畜し、䚄ゝとして允に義にして、翼として明德を受けられ、以て康く朕が國を奠め協はしめ、百蠻を盜んじ具く其の服に卽かしめたり。厥の龢鐘を作る。靈音鉠ゝ雝ゝとして、以て皇公を匽しましめ、以て大福を受けられ、純魯多釐にして、大壽萬年ならむ。秦公其れ畯く黔まりて位に在り、大命を膺受し、眉壽無疆にして、四方を敷有せむことを。其れ康く寶とせよ。

a 秦公鎛二三器　同文　全銘、二六行一三五字

一七、伯公父勺　白公父乍金爵、用獻用酌、用享用孝于朕皇考、用旂眉壽、子孫永寶用耆　二器分銘、六行二八字　〔爵酌宵　孝考壽耆幽〕

伯公父、金爵を作る。用て獻し用て酌し、朕が皇考に、用て享し用て孝し、用て眉壽を祈る。子孫、永く寶用して孝せよ。

a 伯公父壺蓋　白公父乍叔姫醴壺、萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　六行一七字

伯公父、叔姫の醴壺を作る。萬年まで、子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

b 伯公父簋蓋　白公父乍旅盨、子ゝ孫ゝ、永寶用　二行一三字

c 伯公父盂　白公父乍旅盂、其萬年、子ゝ孫、永寶用　三行一五字

d 伯多父盨　白多父乍旅盨、其永寶用 二行一〇字

e 伯多父段　白多父乍成姬多母□厥段、其永寶用享 三行一六字

f 窦姒簠　窦姒乍旅匿、其子ゝ孫ゝ、永寶用 三行一三字

g □中雩父方甗　□中雩父、乍旅獻 二行七字

h 仲大師盨　中大師子□爲其旅□、永寶用 二行一二字

一八、倐卣　叔趯父曰、余考、不克御事、唯女倐、期敬辪乃身、毋尚爲小子、余蜺爲女玆小鬱彝、女期用鄉乃辟軝侯逆洀、出內事人、烏虖、倐、敬戈、玆小彝妹吹見余、唯用諆遣女 器蓋二器、八行六二字 〔考幽事倐子之洀幽戈之、幽之合韻　余女魚〕

a 臣諫段　隹戎大出于軝、井侯慱戎、征令臣諫、㠯□□亞旅、處于軝、從王□□、臣諫曰、拜手䭫首、臣諫□亡母弟弘章、又長子□、余矣皇辟侯令、肆□乍朕皇文考寶障、隹用□康令于皇辟侯、匄□□ 八行七二字

一九、翏生盨　王征南淮尸、伐角𣶃、伐桐遹、翏生從、執噝折首、孚戎器、孚金、用乍旅盨、用對剌、翏生眔大媍、其百男百女千孫、其邁年眉壽、永寶用 器蓋二器、六行五〇字

伯多父、成姬多母□の段を作る。其れ永く寶として、用て享せよ。

窦姒、旅簠を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

□仲雩父、旅甗を作る。

仲大師の子□、其の旅〔盨〕を爲る。永く寶用せよ。

叔趯父曰く、余考（老）せむ。事を御むること克はず。唯女倐よ。其れ敬しみて、乃の身を辪め、尚小子なりと爲すこと毋れ。余貺るに、女に玆の小鬱彝を爲れり。女其れ用て乃の辟軝侯の逆造し、出入する使人を饗せよ。烏虖、倐よ。敬しめ哉。玆の小彝妹吹、余を見る（がごとくせよ）。唯用て其れ女に遣らむ。

隹戎大いに軝に出づ。邢侯、戎を搏ち、命を臣諫に征だし、□亞旅を以ゐて軝に處らしめ、王の□□に從はしむ。臣諫曰く、拜手稽首す。臣諫（すでに）母弟弘・庸を亡ひ、又長子□（死）せり。余、皇辟侯の命を矣く。肆に□（つつしみて）朕が皇文考の寶障を作り、隹用て康命に皇辟侯に□（こたへ）、□□を匄む。

王、南淮夷を征す。角津を伐ち、桐遹を伐つ。翏生從ふ。執訊折首あり、戎の器を孚り、金を孚る。用て旅盨を作り、用て剌に對ふ。翏生と大媍と、其れ百男百女千孫あらむことを。其れ萬年眉壽にして、永く寶用せむ。

本文篇器名目次

卷一上

*1 虢宣公子白鼎
i 虞司寇伯吹壺
*2 芮諸器 芮公諸器、鐘・壺・鼎・鬲・鐘句・芮伯諸器壺・段 芮姬壺
j 蘇 器 蘇公段・蘇衛改鼎、蘇冶妊鼎・蘇甫人匜・寬兒鼎
二〇一、晉姜鼎
二〇二、晉公盦
a 晉公車器
b 伯郤父鼎
二〇三、邵 鐘
*呂□姬鬲
二〇四、屭羌鐘
a 嗣子壺
b 智君子鑑
*王作弄卣
*子作弄尊
c 趙孟介壺
*昌國鼎
*長子□臣簠
d 吉日劍
e 緣書缶
二〇五、匽公匜
a 匽伯聖匜
b 郾侯庫段
*c 郾王戠戈
d 杕氏壺
二〇六、王子嬰次鑪
二〇七、鄭鄧伯鬲
*1 鄭鄧伯叔嬀鼎
*2 鄭伯盤
a 鄭鄧叔盨
b 鄭義伯諸器 鄭義伯盨・鼎・匜 鄭義羌父盨
c 鄭羌伯諸器 鄭羌伯鬲・鼎・匜
d 鄭楙叔賓父諸器 壺・盨
e 鄭諸器 鄭子石鼎・鄭伯筍父鬲
*鄭氏伯高父甗
*鄭牧馬受段蓋
f 召叔山父簠
g 叔上匜
二〇八、鄧孟壺
a 鄧伯氏鼎
b 鄧公段
c 復公子段
二〇九、鄀公平侯鼎
a 鄀公敄人段
b 鄀公敄人鐘
c 鄀元子斯父簠
d 鄀公諴鼎
e 鄀公諴簠
*鄀君戈
二一〇、趞亥鼎
a 宋眉父鬲

b 宋公戌鐘
c 宋公差戈
d 宋公緣鼎
*1 宋公緣戈
e 宋君夫人鼎
*2 宋公得戈
*3 欒子裹蒲簠
二一一、陳公段
a 陳公子甗
b 陳侯簠
c 陳侯鼎
*肥城陳侯諸器 陳侯壺・嬰士父鬲
d 陳子匜
e 陳伯元匜
f 陳生鼎
二一二、蔡姞段
a 蔡大師鼎
b 蔡諸器 蔡侯鼎・蔡侯匜・

蔡子匜・蔡公子壺
c 蔡侯鸞盤
d 蔡侯鸞尊
e 蔡侯鐘
f 蔡侯諸器 鼾・鼾・鼎・段・簠・壺・盥缶・*戈
g 大孟姬盥缶
*蔡公子戈
*蔡姬尊
*蔡侯產劍
*蔡侯朱缶
*蔡竝□戈
h 許子鐘
i 許子妝簠
j 魯生鼎
*許者俞鐘
二一三、齊侯盤 一
a 齊侯敦 一
b 齊侯匜 一
c 齊侯鼎
d 齊侯敦 二
e 齊侯匜 二
f 齊良壺
g 齊侯盤 二
h 齊巫姜段
*1 齊侯鑑
*2 齊嬗姬段
*3 齊縈姬之嬗盤
*4 齊叔姬盤
二一四、國差罎
a 大宰歸父盤
*公孫寤壺
二一五、叔夷鎛・鐘
a 庚 壺
二一六、黔 鎛
a 𡢁氏鐘
*屭敖段
二一七、洹子孟姜壺
*陳喜壺
二一八、陳肪段
a 陳逆簠
b 陳逆段
c 陳曼簠
d 陳侯午敦 一
e 陳侯午敦 二
f 陳侯午段
g 陳侯因資敦
*陳侯因資戈
h 陳璋壺（陳騂壺）
i 陳旻戈
j 子禾子釜
k 陳純釜
l 左關鋘
二一九、魯原鐘
a 魯大宰原父段
b 魯伯厚父盤
c 魯伯大父段 一
d 魯伯大父段 二
*魯伯大父段 三
e 魯伯愈父匜
f 魯伯愈父諸器 盤・鬲・簠
g 魯大司徒子仲伯匜
h 魯大司徒厚氏豆
i 魯大司徒元諸器 匜・鼎
j 魯司徒伯吳盨
k 魯士商䳄段
l 魯士孚父簠
m 魯內小臣鼎
*魯小司寇封孫宅盤
*弗敏父鼎
*專車季鼎
二二〇、㠱公壺
a 㠱伯寏父諸器 盨・盤・匜
b 㠱侯鼎
c 己華父鼎

附記について

私の金文通釋は、一九五五年、大阪大學文學部に講師として出講する機會に、阪神間の有志によつて作られた樸社に於て兩周金文を講じ、また併せて說文の講義を開いたことに始まる。その講義案はのち附印することとなり、金文は白鶴美術館誌（のち合本して金文通釋全七巻九册）として、また說文は說文新義として逐次刊行し、金文通釋は一九七七年に西周史略を加え第四六輯・第四七輯を以て刊了した。また右刊行中にも新出器の出土が多く、これを補釋篇第四八輯・第四九輯・第五〇輯として補入した。しかし初講のときよりすでに二十數年を經ており、その間にまた既講の諸器について新しい研究・考釋なども多く發表されているので、その考說を補入するため一九七九年・一九八〇年に補記篇第五一輯・第五二輯を加え、最後に全體の本文篇（本文・訓讀）第五三輯・第五四輯を一九八一年・一九八二年に加えて刊了とし、講義を終了した。

ただ中國における金文資料の出土はその後も多く、これを整理綜合する作業が續けられていた。綜合的な研究は早く郭沫若の兩周金文辭大系圖彔考釋、また陳夢家の西周銅器斷代によつて、斷代編年を加える研究が進められていたが、近年上海博物館では、馬承源氏を主班とする商周靑銅器銘文選編寫組が組織され、從來出土の銘文の精要を集め、殷器二一、西周器五一二、東周器三九二を擇んでその拓片を集成し、これに從來の研究を綜合してその考釋を加え、一九七九年より一九九〇年にわたつ

て刊行された。それは宛も私の金文通釋の刊行を開始した年にはじまり、十二年をかけて刊了されたものである。その書は從來の考說を集成し、また新解を加えたところも多いが、殊に全器銘にわたつて新たに斷代編年を加え、紀年日辰のないものには相對的に時期の推定を行なうなど、金文研究の脊梁をなす作業が試みられている。

斷代編年のことは金文の史的資料としての途徑を闢く最も重要な領域であり、初期の研究者にもそれを試みた者は多いが、近年では陳夢家・周法高・馬承源氏らの研究が最も注意される。この金文選の斷代編年は主として馬氏の組織するところにより、最も完整のものと考えられる。ただ西周期の斷代は、夷王以前は在位年數も明らかでなく、その特定には甚だ困難が多い。私もかねて編年のことを試み、多くの試行錯誤をくり返したが、新出の紀年銘の諸器をも含めて、ほぼ初案に近い形で、全體の編年を試みることができた。また銘文の解釋においても、從來の研究者と見解を異にするところもあるので、この銘文選をも含む從來の解釋に對して、私の立場から小批を試みる必要を感じ、隨時摘記を試みておいたが、本書の再版に當つて、附記としてこれを巻末に加えることにした。ただ商周彝器の出土は近年に至るも絕えることがなく、新しい出土器に對して私の試みた體系がどこまで維持できるかは疑問であるが、そのような問題が生ずることによつて、その體系が一そう確かなものとなることを期待したいと思う。

平成十二年十一月、著作集刊了の日

白川　靜

巻一上　第一輯〜第七輯

大豐段　叔隋器　小臣單觶　禽段　魯侯爵　康侯段　雝伯鼎　保卣　征鼎　寠鼎
𨤹刧尊　員卣　作册睘卣　令段　令彝　作册䚄卣　䚄父盉　史獸鼎　圉卣・圉方鼎

一、大豐段　銘文選二三に「王凡（汎）三方」と凡を汎の義を以て解する。聞一多・陳夢家の說に據るものであろう。しかし浮汎の義としては、下の三方という語が適當でなく、それで赤塚氏は周禮男巫「旁招以茅」の旁とする貝塚說を引き、降神の儀禮であるとするが、三方に向つて降神の禮を行なうことも不審とすべく、卜文では「貞、凡父乙」丙三〇のように祭儀の名に用いる。ここも王が天室に大豐の禮をなすに當つて、三方を修祓する儀禮を行なつたものとみるべきである。

「文王□才上」の□は缺釋。監・見とする舊釋を採らず、死後在天の靈に關する語とする。死後在天の靈ならば、臨・監というのが例である。あるいは嚴、翼と形容することもある。字は目の形を含んでおり、おそらく臨・監の意であろう。大盂鼎に「天翼臨子」とあり、字形は一致しないが、その義を以て解しうるところである。

「不（丕）克乞衣（殷）王祀」と釋し、乞を訖、「丕いに能く殷王の祭祀を訖へしむ」の意とする。この字を乞と釋することも問題で、乞は气と同じく、下の一畫は雲氣を示すものであるから、ゆるく右下に垂れる形に記す例である。乞と釋することは于釋にはじまり、郭沫若・孫作雲はその說に據る。孫氏は書の西伯戡黎「天既訖我殷命」の文を引くが、乞の字釋にすでに問題がある。この文の構造は

不顯王乍省、不緖王乍賡、不克王衣

のように三王のことを列記する構文であろう。三の形の字は王の縱畫を脫した形とみるのである。

文末を「王鄕（饗）、大宜（房）」と釋し、「王、大いに賓客に飲せしむるに、大房を用ふ」と解する。詩魯頌閟宮「毛炰胾羹、籩豆大房」の大房とするものである。宜を房と釋することについて、郭沫若の大豐段の韵讀によつて、秦公鐘に彊・慶・方と韻することを證とするが、秦公鐘（段）の銘末は「眉壽無彊・高弘又慶・匍又（竈囿）四方」の彊・慶・方が陽韻に入るもので、銘末の宜は刻字も少し離れていて、文中の字ではない。殊に考古圖に收める鐘の銘末は「高弘又慶、匍又四方、永寶、宜」とあつて、宜は韻を用いるところではない。これを魯頌の大房に充てることは、全く理由のないことである。

「隹朕又（有）蔑」について、「舊釋慶、非是、字形與蔑字完全一致、當逕釋爲蔑」とするが、文義がえがたい。蔑を蔑曆の蔑とするものであろうが、蔑曆とは「曆を蔑はす」意で、功歴を顯彰する意の動詞であり、有の目的語となる語ではない。字は鳥に似た形を含み慶と釋すべく、王より賜賞をえたことをいう。故にその王休に對揚してこの器を作り、その由をこの器に銘するのである。

また銘末を「尊白」と釋し、解說はない。隮下に小さく白の字がみえるが、左上の部分にあつて、他

はあるいは残泐したものであろう。もし字があるとすれば「隮毀」となるべきところで、この器もまた方座毀である。銘文選にこの器を郭氏に従って武王期とするが、その字迹は頽靡、文中に文王ののち丕顯王・丕䋣王・丕克王の三王を列することを考慮する必要があろう。

六、叔隋器　叔の字形は戚の刃部の下方に光を放つ形（叔に白の義がある）の右に丑（手を以て强く握る形）を加えたもので、おそらく叔の異文。伯叔の叔には弔（繳）の音を借用する。器蓋に相通ずる鐶四所を加えた異形の壺形のもので、蓋鈕は平底、はじめ僞器として廢銅のうちにあったという。「隹王桒于宗周、王姜史（使）叔事于大保」とあり、王姜・大保の名がみえる。大保を銘文選一一二に召公家世襲の號とし、器を昭王期に屬する。壴鼎〔四〇〕のように大保を圖象のように用いる器があり、また厲侯玉戈銘通釋巻一下、七八九頁のように大保の南國省察をいうものもあるが、字はみな「大僳」に作る。銘文選はこの大保を召公の子としている。

九、小臣單觶　銘文選二五に「王後厓克商」と釋し、厓を斷代に従って坙、假りて黜とし、黜は絶の意とする。すなわち「王後次絶滅了商國」の意で、武王が殷紂を滅ぼしたのち、武庚祿父を封じ、武王の死後に祿父が叛し、成王がこれを伐って勝った役をいうとする。しかしこの句はそのようには解し難く、後は後人・後男あるいは後國のように用いる。字は丑に従い、おそらく丑聲、詩大雅緜に「予曰有先後」とあり、先後はおそらく部隊名。この銘においても王直屬の部隊名であろうと思われる。

一〇、禽毀　銘文選二七に「王伐禁侯、周公某（謀）禽祝」と句讀し、「王伐禁（奄）侯」はいわゆる踐奄の役に當り、下句は「周公旦訓導其子大祝伯禽」の意とする。禁を踐奄の奄とするのは陳氏斷代の說で、字は去に従うて蓋聲、蓋・奄は古音近しとする。銘文の禁は實は去に従う字でなく、去は大・凵に従う。大系に楚の異文とするのがむしろ穩妥であろう。令毀に「隹王于伐楚伯」とあり、王の親征するところであった。

「周公某（謀）禽祝」を周公が大祝伯禽に訓える意とするが、「周公謀」は「禽祝」に對する語であって、「周公謀、禽祝」と句讀すべきであろう。禽は大祝禽方鼎において大祝の職にあるが、官名を私名の下に連ねる例はなく、謀と祝とは、ともにこの度の征戰に關して神に謀り祈ることをいう。「禽又（有）㱿（脤）祝」の㱿を、肉を盛れる脤器とし、「以脤器祝之」、すなわち社肉を用いる義とする。社に肉を以て祀るのは軍の常禮であり、特に言うを要しないことである。「周公謀」「禽祝」という兩者の行爲を述べ、特に禽の功をあげて褒賞を加える。それは禽の祝禱行爲を褒めるもので、明公毀に「魯侯又囚工」というのと同じ。周公父子はともに聖職にある家であった。

一二、魯侯爵　銘文選五四に「魯侯乍爵、鬯盧、用尊茜盟」と釋する。第六字を盧の初文とし、酒瓮の意とする。また茜盟とは縮酒の禮を以て神明に祭告する意と解する。この銘は行款が一般と異なり、「用隮」の目的語が茜鬯・聘盟のことにあると解する外はない。隮を動詞によむべき文であろう。

一四、康侯毀　銘文選三一に渣嗣徒逘簋と題する。「征（誕）令康侯啚（鄙）于衞」の啚を動詞に解し、廣雅釋詁四に「鄙、國也」とあるのを引いて建國の意とし、下文の「渣嗣（司）土（徒）逘眔啚」を「渣司徒逘至於衞啚」と訓する。眔は金文では連詞に用い、與の意。啚は都啚の啚。

農耕地を含む邑の設營をいう。眔はその設營に與かる意で、單に至る意ではない。

＊雝伯鼎　器は韡華・周金など早期の著錄にみえるが、今その存否は知られない。銘文選一三一に

　　王令雝白啚于乢爲宮、雝伯乍寶障彝

と句讀し、「王命雍伯啚在乢營造宮室」の意とする。雍伯啚を名とするものであるが、下文には「雍伯作」とあつて、啚の字を加えていない。啚は雍伯の名ではなく、康侯毁「祉令康侯、啚于衞」と同じく鄙を設ける意、啚は農作の經營地をいう。字迹甚だ古く、康侯毁と時期を接するものとしてよい。

一六、保卣　銘文選三三に「祉（誕）兄（荒）六品」と兄を荒の意とするのは郭沫若說による。この兄字は袖に飾りをつけた形で、金文ではみな貺の意に用いる。この六品を貺られる對象がなければならず、それは上文の五侯征と解する外はない。祉の器は數見している。

＊祉鼎　通釋の保卣〔一六〕の條に關聯器として子祉尊・祉角を列し、またこの祉鼎を加えた。著錄には我鼎、ときには毁・甗として扱われていることもあるが、器形は傾垂の大きい四足鼎である。積微居一五二に「我作父己甗」として考釋を加えている。

　　隹十月又一月丁亥、我作御□（祭）且乙匕乙且己匕癸、我礿禦二女、咸、丞遣□二□（賜）貝五

　　　朋、用乍父己寶障彝

蓋銘によると、匕癸下の我は祉と釋すべく、祉の諸器中の一である。またこの句讀によるときは、通讀を得ることが困難なように思う。咸は一字で文末におく例も多いが、咸見・咸䢅（誥）・咸畜・咸令のようにいう例もあり、咸下の字は人に上下より手を加えている形で、與と釋しうるものではないかと思う。文の訓讀は本文篇一六c參照。銘文選一二五にも、文の中段の部分を

　　祉（延）礿叙（叙）二女、咸、异遣福二、□貝五朋

と釋し、异を人名とする。これでは文中の事情、人物の關係を理解することは不可能である。

一七、＊寭鼎　銘文選七三に「王令趞、戠（捷）東反尸（夷）」の戠を捷の古文とする。大系・文錄にその說があるが、上の「王令趞」の命という動詞に對しては、伐の意でなければならない。「攼開（踰）無啻（敵）、省于厥身、孚戈」は原銘の字形漶漫、釋讀しがたいところがあり、諸家によつて句讀が異なる。「省于厥身」は文選の訓。銘文選は無傷の意とするが、厥と釋する字は上文の尸（夷）の字形に近く、省は通省の義とみるべきである。

一八、䍙刧尊　銘文選二九に「王征䓣（奄）」と釋する。䓣を蓋にして商奄とするものは、唐蘭・陳夢家の說であるが、䓣は禽毁の字形とまた稍しく異なる。征と釋する字は祉とすべきであろう。祉には之往の他にしばらく留まる意があるので、この文は「王、祉きて䓣す」とよむべく、䓣は鬱鬯などを用いる儀禮の意であろう。同銘の卣一器について、圖は通考五一五、銘は銘文選三〇に收められている。

二〇、員卣　文首に「員從史旟伐會」とあり、會は鄶、河南密縣の地である。この旟は、旟鼎〔補五〕にみえる旟、寧鼎にみえる史旟であろう。旟鼎では「王姜易旟田三于待□」とあり、王姜の賜與を受けている。この王姜について、成王期とする說と昭王期とする說とがあるがこの史旟・旟の名のみえる諸器の時期觀によつて選擇が定まるであろう。私見は成王期說であるが、銘文選一一〇には昭

王說が主張されている。

二二、作册睘卣　銘文選九二にこの器銘を錄し、「隹十又九年」を昭王の十九年とする。文中の王姜を、舊說の康王妣說では年齡の關係が困難であるから、この王姜は昭王の后であろうという。昭王の后の史にみえるものは房后であるから、昭王に二妃があったとする。伐楚の役は周初にもあり、睘の器制・銘文はもう少し早い時期のものと考えられる。また夷伯の地が東海の夷でなく、王畿に近い周晉の間の地であることは、嘗て論じた卷一上二四三頁。王姜・伐楚・夷伯の問題がこの器銘の時期を決する要點である。

二四、令段　銘文選九四に第四行以下を

　公尹白丁父兄（貺）于戍、戍冀、嗣乞（訖）

と句讀する。「公尹白丁父、戍所の冀の地に在りて、貺錫の命を完成する」意とする。この文における賜與は二事。一は作册夨令が王姜に障宜して、貝十朋・臣十家・鬲百人を賜與したこと。二は公尹伯丁父が戍に貺ったことである。從って戍以下は、戍に對する賜與でなくてはならぬ。「冀嗣三」を「戍冀、嗣乞（訖）」と釋するが、乞はやはり三であろう。

二五、令彝　銘文選九五にこの器を錄し、昭王期の器とする。この器の時期については、成王期とする大系・斷代と、昭王期とする麻朔・馬敍倫・唐蘭說とに二分されているが、銘文選は昭王說である。文中に康宮の名があり、康王の廟名であるから、器は昭王期に屬すべきものとする。文中に京宮・康宮の名を列記し、明公が成周に至り、そこで儀禮を擧行し、康宮・京宮に牲を獻じている。この二宮は成周にあり、鎬京の宮廟ではない。從ってこの康宮を康王の宮廟と解するのは正確とはしがたい。その器制・銘文もまた、昭王期に下るものではない。

二六、作册䚄卣　文首の「隹明保殷成周年」の殷は、從來「殷見」の意と解されているものであるが、銘文選一一五に新解を出し、金文中の殷には上下尊卑の別なく、覲・覗と同義の字であるという。新解というべきものであるから、その說を錄しておく。

　舊說爲殷見、經籍中殷見是諸侯會同朝王、卽所謂六服盡朝、殷、傳統解釋爲大或盛的意思、但金文辭意中的殷多作動詞、小臣傳簋、令師田父殷成周、士上盉、王令士上、史寅㝨于成周、㝨殷通用、皆是動辭、據辭義、殷或㝨是朝覲于成周的意思、不僅是諸侯王臣之朝可稱殷、而且王遣使于諸侯亦可稱殷、豐尊銘、王在成周、令豐㝨大矩、大矩錫豐金、表明豐是王使而受大矩錫賓之禮、故金文中之殷並無上下尊卑的區別、字當讀爲覲、覲與殷同部、殷影紐、覲羣紐、此兩紐在同部條件下通轉之例甚多、如佳街見紐、娃洼影紐、奇掎攲見紐、猗椅欹影紐、殷之與覲、是在同部條件下的音變之假借字、覲爲見義、殷在此也用爲見義、後來殷訓覲見之義泯沒、因而又別造與殷同音之字、而皆爲見視義、玉篇見部、覞、視、視貌、覞與殷爲雙聲疊韻字、覞映、集韻皆云視貌、視見同義

䚄字について、郭氏の大系に字を䜌の省文とし、石鼓吳人石に䜌・章・逢を韻と爲すことを證としたが、なお䜌と䚄と一字であることの證はなく、通釋においては䚄諸器の䚄は異字とする解をとった。銘文選一四四に悓方彝を錄し、その銘に

䀠肇卿宁百生、揚用乍高文考父癸寶障彝、用䢅文考剌、余其萬年䵼、孫子寶　爻

という。銘文選に䢅を畋陳の義とするが、䵼ならば緟續の意となつて、文義が甚だ順である。今改めて䵼の省文とする。

＊䢅父盉　作册䢅卣の關聯器として、䢅父盉を錄しておく。䢅父盉は一九七五年三月、陝西省扶風縣莊白村西周墓葬より出土。器蓋二銘。「䢅父乍寶彝」と銘する。文物一九七六・六に羅西章・吳鎮烽・雒忠如「陝西扶風出土西周伯㦰諸器」に報告があり、陝西二・一〇八に著錄。銘文選二一六に收めて昭王期の器とする。なお、この器については通釋でもすでに第六卷三〇五頁に少しく言及しておいた。

三三、史獸鼎　「尹賞史獸□」の末一字は、爵に似た形であるが、その右下に手を加え、上の器口が開いた形にみえる。從來、勞・昏・勳などの解があるが、銘文選一三四にその字を福とする說がある。しかし金文の福は明白にその字形に作り、他に異構をみない。字はおそらく祼の禮を以て客を待つもので、下文の賜與とはまた別の禮である。祼は金文において多く鬲の形に作り、酒器の形である酉を含む。その異文とみるべき字であろう。

三五、＊圉卣・圉方鼎　盂爵の關聯器として圉卣を錄する。器は一九七五年、北京房山琉璃河黃土坡村二五三號墓出土。北京市文物局考古隊「文物考古工作三十年」一頁に報告があり、銘文選一二六に著錄。器蓋二銘。

王𠦪于成周、王易圉貝、用乍寶障彝

王、成周に𠦪（まつり）する、王、圉に貝を賜ふ。用て寶障彝を作る。

この成周における𠦪祭は盂爵にもみえ、宗周における𠦪祭は獻侯鼎・叔隋器にみえる。獻侯鼎には「唯成王大𠦪、才宗周」とあつて、成王のときの器である。同出の器に圉方鼎銘文選一二七があり

休朕公君匽侯、易圉貝、用乍寶障彝

朕が公君匽侯の、圉に貝を賜へるを休とし、用て寶障彝を作る。

と銘する。文首に「休〜」の形式をとる銘文が、甚だ早い時期のものであることが知られる。

〓殷　曆方鼎　揚方鼎　嬰方鼎　𪓐鼎　大史友甗　𨟻尊　德方鼎　德鼎・德殷
小臣𨗁鼎　𤇾殷　𦘫殷　麥盉　麥尊　小臣宅殷　呂行壺　師旂鼎　過伯殷　𢦚殷
小子生尊　中觶　中甗　誨鼎　令鼎

三六、＊〓殷　一九六二年十二月、湖北省萬城北門外出土。二器。甲器、銘三行二二字。乙器、銘三行二〇字。銘文選三六七に錄入。文にいう。

〓乍北子柞殷、用□厥且父日乙、其萬年、子〻孫〻、永寶

〓、北子柞の殷を作る。用て厥の祖父の日乙に□す。其れ萬年まで、子〻孫〻、永く寶とせよ。

北子について、銘文選にいう。

北郎邶、漢書地理志引書序云、武王崩、三監畔、周公誅之、盡以其地封弟康叔、號曰孟侯、以夾輔周室、遷邶庸之民于雒邑、遷于洛邑之民是殷之貴族、然邶庸衞三地仍有封邑、故詩國風有邶庸衞三國之詩、北伯戉卣之北、可能爲其故地、其稱北子之器、與稱北伯者不同、傳世器有北子華觶北子宋盤等、〓篕出于湖北萬城、同出之器有北子〓鼎和〓北子〓甗、北子之族徽作〓、是爲商器上所習見、故此北子乃商代舊族、當是武庚被滅後遷徙于別處的支裔、此銘一器失鑄子字和永字、一器柞字未鑄清、合二器乃成此銘之釋文

北子と北伯とについては、王國維以來その異同についての論があるが、その名號の異なるように別姓とみるべく、この器において祖乙の器を作るものは殷系の族である。三監の叛の後、殷の舊族が流徙してこの地に至つたのであろう。

三七、＊曆方鼎　曆の器にまた曆方鼎があり、銘文選三三二に著錄する。その文にいう。

曆肇對元德、考（孝）昚（友）隹井（型）、乍寶障彝、其用夙夕𩰫享

曆肇めて元德に對ふ。孝友に隹れ井（のつと）り、寶障彝を作る。其れ用て夙夕に𩰫享せよ。

曆鼎では祖己の器を作り、亞字形中に餘の圖象があり、殷器の小臣餘犧尊、また餘伯の諸器と關聯するところがあろう。銘文選に西周中期に屬するが、字様は初期に入りうるものと思われる。

三八、＊揚方鼎　匽侯旨鼎に「匽侯旨、初見事于宗周」とあり、見事の禮がみえる。同じく見事の禮をいうものに揚方鼎がある。その銘に

己亥、揚見事于彭、車叔賞揚馬、用乍父庚彝　天黿形圖象

とあり、賢殷〔三六〕の「公叔初見于衞」とともに、見事の文例と爲しうる。見事とは謁見・朝見をいう。この揚方鼎の彭について、銘文選一三九に

古國名、古以彭爲國名的有大彭、以及參預武王伐商之庸蜀羌髳微盧彭濮之彭、傳說大彭爲堯時彭祖之封國、據世本云陸終生子六人、三曰錢鏗、是爲彭祖、彭祖者彭城是也、宋忠云、彭祖在商爲

守藏史、在周爲柱下史、是彭氏之族人、在商周皆任官、但在周初無顯著史迹、此彭疑彭濮之彭、彭人參與伐商有功、是爲西南夷之國、在今四川省彭縣境、揚爲車叔遣於彭、有政事之勞、因以作器

と論じ、武王伐殷のときその傘下に投じた庸・蜀以下の部族の一で彭・濮の彭であり、今の四川彭縣の境、車叔がその彭に使した政事の勞を記すものとする。從來の見事の例は、宗周・成周に見事することを記し、遠く蜀隴の地に赴く例はない。思うにこの彭は金文に彭女・諸女としてみえる殷の貴游の地で、彭とは成周にある庶殷の一、揚もまた揚尊三代・一一・三一・七にみえる揚、その器では父己の器を作つている。すなわち揚・彭は庶殷の一で、當時君臣の關係にあつたものであろう。殷が滅んだ後も、庶殷の中で君臣の關係のあつたことが知られる。

＊嬰方鼎　嬰方鼎は通釋巻六の補記篇四四三頁に錄したが、銘文選四九にこの器を錄し、「嬰㞁（長）娸商（賞）」の㞁を長善・崇貴の意とし、揚とする一説をあげている。令𣪘に「令敢㞁皇王宣（休）、用乍丁公寶𣪘」とあり、㞁とは對揚と同義の語である。

四〇、害鼎　銘文選七六に「用乍盥（召）白（伯）父辛寶隮彝」の召伯父辛を召公奭と解して「據燕侯旨鼎、知父辛爲召公奭的日干稱謂、詩大雅江漢、稱召公、召南甘棠等篇、均稱召伯」という。詩の召伯は何れも召伯虎、召公というものは召公奭。奭はまた朿に作る。その朿に、朿觶〔四〕「公（周公）賞朿、用乍父辛于彝」というものがあり、召伯父辛の器を作つている。それで他に召伯父辛の器を作るものは、みな召公奭の兄弟輩であると考えられる。

四一、大史友甗　銘文選七八に「梁山七器中此甗稱召公、鼎・盉稱召伯父辛、也有稱大保、都是指召公奭」とする。大保は召公家の家職で、ときに銘末に圖象として用いることがある。この器の友は大史で、なおその家職を嗣ぐ。召公は召公奭、七器中この作者は召公の子、他の作者は召公の群弟であろう。

四三、盥尊　銘文選九九に「用[illegible]不杯、盥（召）多用追于炎不朁白懋父沓（友）」と句讀する。斷代の句讀と同じ。「用[illegible]」は金文に「用事」「用祀」「用享」「用歲」「用征」のように、下に動詞一字の入る例が多く、「用[illegible]」で句、「不杯」は「不朁」と同じく名の上に冠する修飾の語である。

五四、德方鼎　銘文選四〇に「王才成周、征（延）珷（武）福」と釋し、征を繼續主持の意にして延と釋する。金文において征は多く侍・出・之往の義に用いる。福は禘と釋すべく、武王に對する禘祭。その祭祀に奉仕することをいう。

＊德鼎・德𣪘　銘文選四一・四二に「王益（易）徝（德）貝廿朋」と釋し、益を易の繁體とする。益は器上に水の溢れる形で溢の意。この字形は器を傾けて水液を移す形で、酒を酌む形。從つて賜酒・賜杯の意となる。溢とは異なる字である。叔德𣪘にも同じ字形がみえる。叔德𣪘は斷代にみえるが、通釋の五三にも收めておいた。銘文選四三に「王易叔德臣□十人・貝十朋・羊百、用乍寶隮彝」と釋し、缺釋の字を「說文所無、不可釋讀、臣□連稱、臣是男奴、□當爲女奴身份之一種」という。字は女に從い、臣と連文でおそらく臣妾の意であろう。偏は羊頭の形で、あるいは羌人の俘囚であるかも知れない。

五五、小臣逋鼎　逋の名は通釋のその項執筆の當時他に所見なく「他に未見」と記したが、一九六七年七月、長安灃西新旺村の窖藏器中より逋盂が發見され、考古一九七七・一に報告された。通釋の補一三に錄入してある。また古周原出土の裘衛盉〔補一二〕にも「眔受田豳逋」とあつて、逋が地名としてみえている。何れもこの小臣逋と關係のあるものであろう。

五九、㸚𣪘　銘文選六六に邢侯簋として錄し、第四行を「魯天子𡧍（受）氒瀕福」と釋する。𡧍は說文に造を艁に作ることからみて、造の初文とする郭沫若の說をとるべく、「瀕福」とする瀕は順の初文。瀕とするのは于省吾說であるが、效卣の「順子效」はこの頁を省した形に作る。

＊肄𣪘　㸚器の關聯器として通釋に收めたが、積微居金文說八二頁に「豨𣪘」として釋文がある。

佳十又二月既生霸丁亥、王吏使㸚蔑曆、令封邦、乎呼錫䜌旂、用保氒邦、豨對揚王休、用自乍作寶器、萬年、以氒孫子寶用

この銘文は文字漫漶、僞作かと疑われるほどのものであるが、いま北京故宮博物院に藏し、銘文選一二四にも著錄。器蓋二文、その字迹はほぼ等しい。

六〇、麥盉　銘文選七〇に「用從井（邢）侯征事」と「征事」と釋する。この器銘の舊釋はみなその解であるが、「奔走夙夕」「嗝御事」はすべて祭祀儀禮に關することで、軍旅のことではない。征は祉と釋して人名とすべく、別に祉關係の諸器十一がある。

＊麥尊　銘文選六七に「侯乘于赤旂舟從、死（尸）咸」と句讀し、死に注して「通尸、借爲事、指大禮之事」とする。上文を「王射大龏（鴻）、禽（擒）」と釋し、龏を鴻、禽を擒と解するが、これは鳥を射て獻禽したことをいう。その文を承けるのであるから、尸は事でなく、尸陳の意でなければならぬ。夏官大司馬職に獻禽のことが記されている。「用隣侯逆造（受）」と造を受の義とするが、造は艁の異文で逆造の意、出入を送迎することをいう。

六四、小臣宅𣪘　銘文選七五に「白（伯）易小臣宅畫毌（干）、戈、九（厹）」と釋し、九について「銘作反書、在此指兵器、卽厹、九・厹同聲、詩秦風小戎、厹矛鋈錞、毛亨傳、厹、三隅矛也」という。九を厹を以て解するのは新說であろうが、ただ金文にその例がなく、畫干戈のセットの數とも考えられる。下文の「金車馬兩」と相對していう語であろう。

六六、呂行壺　銘文選八三に呂壺を錄し

唯三月、白懋父北征、唯還、呂行𢧢（捷）、孚貝、用乍寶尊彝

と釋する。「三月」は厤朔に「四月」とするのがよく、三と月とを連ねて記すこの書法は、月の上畫を加えてよむ。「呂行𢧢（捷）」を「呂、行きて捷つ」とするが、「𢧢」は字形中に邑を含み、寔鼎に「王令趞、𢦏東反夷」とあつて、呂行は人名。征伐・往伐というも、行伐という語はない。

六七、師旂鼎　銘文選八四に末文の「旂對氒質于尊彝」を「旂答謝而將其事銘於尊彝」の意とする。「旂對へて氒（のことを以て）尊彝に質（刻）す」と訓むことになるが、語法に合わない。質はおそらく質の異文、質劑としてその誓約するところを銘する意、對は銘刻することをいう。大保𣪘に「用茲彝對令」の意である。

六九、過伯𣪘　過伯の地について、大系に東萊掖縣北の過鄉をその地とする說がみえるが、反荊を

伐つ軍としては遠きに過ぎるので、通釋では、鄭の地である陳留の滑で、過水の名もあるその地に比定する考えを提出しておいた。銘文選一〇二に、古淮陽郡内の過水の名と關係があり、字はまた和に作り、淮陽郡に東晉の時、和城縣があつた、その地であろうという。地名・地望ともにこの器銘の解釋にふさわしいものと考えられる。

七〇、㪅設　文首に「㪅駭、從王南征、伐楚荊、又得」とあり、㪅は人名、駭は從御の意。銘文選一〇六に㪅馭簋として錄し「㪅駭」を人名とする。別に㪅父鼎貞松・二・三四　三代・三・五・五があり、「㪅父乍旅將鼎」という。令鼎〔七三〕に「王駭、溓仲僕、令眔奮先馬走」のような例があつて、この文の駭も駿車の意とみるべきである。

七一、小子生尊　銘文選一〇四に、銘の末文「用乍簋寶尊彝、用對揚王休、其萬年永寶、用鄉（襄）出內（入）事（使）人」の鄉を襄と釋し、「鄉、讀爲襄、襄鄉同部、音近假借、贊助之意」とする。この形式の銘文は他にもその例が多く、たとえば

小臣宅設〔六四〕　揚公伯休、用乍乙公隮彝、……用鄉王出入

伯矩鼎三代・三・二三・二　伯矩乍寶彝、用享王出內事人

のように、その作器を饗應の器に用いることをいう。麥方彝には「用嗝井侯出入」、麥尊に「用嗝侯逆造」、伯者父設分類圖錄A二二一に「用鄉王逆造」という。嗝はおそらく酒を用いる儀禮、鄉も饗醴の意であろう。鄉を單に贊助の意に用いることはない。

＊中觶　安州六器の一。甲骨金文學論叢十集昭和三十七年六月に、別に考釋を加えた。「王大省公族于庚□旅」というのは、このときの南方作戰が、公族軍も出動する大規模なものであつたのであろう。その先行である中氏に馬を賜うことを記している。銘文選一〇九に「南宮兄（貺）」を、「南宮亦貺賜」とするが、南宮は王の賜與を代行した人であろう。中方鼎一には「大史兄」の語があり、文例同じ。銘末の「中埶王休」は方鼎の文と同じ。埶は對揚の意をもつ語である。

＊中甗　安州六器の一で、甗として最も長文の銘をもつ。薛氏の摹本には詭變多しといわれ、釋讀は極めて困難である。この器については通釋に略說を加えたが、組版も容易でないため、その略稿を甲骨金文學論叢の第十集に載せた。中諸器については、論叢のその文を參看されることを希望する。

文首に「王令中先、省南或（國）、貫行、埶应在㑹」とあり、「埶应」は中方鼎二・三の「埶王应在夒隮眞山」と同じ語例で埶は對と同じく復命する意。「在㑹」の㑹は未釋の字であるが、銘文選一〇八に曾と釋し、のちの繒に當るという。曾はもと釜甑で象形の字であるから、この字釋は疑問とすべきであるが、この方面の地理に關する考說があるので、その文を摘記しておく。

㑹、曾的本字、曾有數地、銘云省南國、南國古在漢陽、故此曾必在漢陽之北、即南陽之北、古方城之外有地名繒關、當是曾的關隘、左傳哀公四年、夏、楚人既克夷虎、乃謀北方、左司馬眅・申公壽餘・葉公諸梁致蔡於負函、致方城之外於繒關、關當在今方城縣之北、前者存世之器如曾伯霥簠、銘云、克逖淮夷、印燮繁湯、金道錫行、具既卑方、此爲曾伯征剔淮夷、西定繁陽、以打開金錫的通道、諸凡在漢水之陽所出的曾器、包括曾侯乙・曾侯遡等器、都當屬於方城以北之曾這一支系、周人省南國、由方城山而至漢陽爲必經的通道

また「中省自方」の方を、地名にして方城の意とする。

方、地名、此方或卽方城、在今河南省葉縣南、後爲楚北之阨塞、左傳僖公四年、對曰、君若以德綏諸侯、誰敢不服、君若以力、楚國方城以爲城、漢水以爲池、雖衆、無所用之

中氏の省察の地域は、ほぼこの方面に及んだものと考えられる。そしてその南方は、おそらく殷代に虎方の名で呼ばれていた虎夷の地であろう。先の引用中にあるように左傳哀四年に、楚人が夷虎を伐ち、北方を謀ったとする記載がある。

＊誨鼎　器銘は薛氏九・八四・復齋二九にみえるが通釋卷一下七八二頁、器影を傳えない。「王南征」をいうもので、その一群の器を成王期とする陳夢家說と、昭王期とする唐蘭・郭沫若說とがある。銘文選一〇五にこの器銘を錄し、昭王說をとる。もし小子生尊と同期のものとせば、その銘もこのように行款の整つたもので、康昭期に入るべきものであろう。

七三、令鼎　銘文選九七に「王至于濂宮、䢅」と釋し、䢅は娛の意で、「王抵達濂宮、很高興」の意とする。上文に「令眔奮、乃克至、余其舍女臣卅家」と約したことを述べ、無事にそのことを果したので、約束の賞を與えたことをいう。故に次に對揚の辭がある。王の狀態でなく、王の行爲をいう語であろう。

卷二　第一五輯〜第二一輯

也㲃　班㲃　效卣　縣改㲃　遹甗　寓鼎　彔伯𢦚㲃　君夫㲃　呂方鼎　宗周鐘
呂王壺　盠方彝　盠駒尊　盠駒尊蓋二　緐卣　牧㲃　申㲃蓋　吳方彝　趞曹鼎二
豆閉㲃　倗伯㲃　免簠　史懋壺

七八、也㲃　銘文選八一に沈子也簋蓋としてこの器を錄し、その釋文は通釋とかなり異なるものであるから、今その全文を掲げる。

也曰、拜䭫首、敢臤（擥）卲（昭）告、朕吾考令乃鴅（嫥）沈子乍緅于周公宗、陟二公、不敢不緅、休同公克成妥（綏）吾考㠯于顯顯（晏晏）受令。

烏虖（呼）、隹考䜌又念自先王先公、迺妹（末）克衣告剌（烈）成工（功）、叡、吾考克淵（溫）克、乃沈子其顋褱（懷）多公能福

烏虖（呼）、乃沈子妹（末）克蔑見猒（厭）于公、休沈子肇斁狃貯嗇（積）

作丝（茲）簋、用䍙卿（饗）己公、用洛（恪）多公、其丮哀（愛）乃沈子也唯福、用水（賜）霝（靈）令、用妥（綏）公唯壽、也用褱（懷）𢓊（䢔）我多弟子我孫克又（有）井（型）斅（效）、

弞（懿）父迺□子

今その句讀及び注する所に従つて試みに訓讀を加えると、次のようになる。

　也曰く、拜して䭫首し、敢て䀢（目を見開きて、或いは擧拱手）して、卲かに告ぐ、朕が吾考（親長、或いは生父）乃ち鴅（嬗、連なれる）沈子、紉（厭飽、祼禮）を周公の宗に作し、二公に陟（陞獻）す。敢て紉（厭飽）せずんばあらず。同公の克く吾が考を成妥して、晏晏として（王）命を受くるに以ぶを休とす。

　烏呼、隹れ考、敃又（未詳）して、先王先公よりを念ひ、迺ち妹（語詞）、克く告刺成功を衣（殷）にす。叡、吾が考克く淵克（溫克）、乃ち沈子其れ顀（語首助辭）多公を懷んじ、能く福あらしめん。

　烏呼、乃ち沈子、妹（助詞）克く蔑だ公に厭（合）ひ、沈子の獸叔の貯積を肇むることを休とす。兹の簋を作りて、用て己公を䵼饗し、用て多公を恪る。其れ乃の沈子也の唯福を丮哀（慈愛）し、用て靈（善）命を賜ひ、公の唯壽を綏んぜよ。也用て我が多弟子・我が孫の克く（先人に）型效すること有るを懷癹す。弞（懿）父は迺ち□子せん。

ほぼ右のように解しているのであろうが、この釋文には文意の適確に把握しがたいところがある。詳細については、通釋の解説と比較されることを希望する。

作器者の名は也、沈子は「乃の沈子」という表現からみると、沈は子を形容する修飾語であり、國名であることはありえない。沈國はその爵姓を明らかにせず、左傳昭元年にみえ、のち晉に滅ぼされた。

陳槃氏の春秋大事表譔異冊五、四七五葉によると、「周公の宗」とは關係のない國である。

七九、＊班𣪘　器はのち眞器が發見され、郭沫若「班𣪘的再發現」文物・一九七二・九に詳細な再説が試みられており、補記篇巻二通釋巻六・四七〇頁に紹介しておいた。銘文選一六八に注解するところも、殆んど郭說に據るもので、ただ郭說が成王期說を維持するのに對して、銘文選では穆王期說をとる。理由は、銘文中の吳伯を靜𣪘にみえる吳𠦪とし、呂伯を尙書呂刑「呂命、穆王訓夏贖刑」の文によつて穆王期とするものである。銘文選に收める修復本の字迹は完整、穆王期の緊湊體に稍先だつものであろう。

八一、＊效卣　「王易公貝五十朋、公易厥涉子效王休貝廿朋」の「涉子」の涉を銘文選二二三に「讀𦬁、二字古音相同可通」とするのは、楊樹達說に據るものであろう。涉（陟）は瀕（顰）の省文で瀕（顰）は順の繁文。越王鐘に「順余子孫、萬𦬁无疆」とあつて、順と𦬁と異字であることは明らかである。「涉子」は效尊にもみえる。

八八、縣改𣪘　銘は八行八八字。この文中、縣改の對揚の辭にあたるところは最も難解で、從來定訓のないところである。銘文選一八九に釋していう。

　縣改每（敏）揚白（伯）屖父休、曰、休白（伯）吳𥁕邮（恤）縣白（伯）室易君我隹易壽（儔）、我不能不眔縣白（伯）萬年保

「休伯……縣伯室」を「辭意未詳、吳𥁕一辭不能確解」とし、「下文云恤縣伯室、當是縣改稱謝伯屖父體恤之情」という。そして「易君我」以下を次のように釋する。

君有賜於我是賜我配偶、意爲受賜於君者、卽是賜我縣伯夫婦

その意に依つて文を訓讀すると、「君、我に賜ふに隹れ儔（配偶者）を賜ふ」の意となる。文中に易字兩見、賜ふものは君我と壽とである。君我はおそらく君儀、左傳に「以君之靈」のような恩戴の語が習見する。賜壽のことは宗周鐘に「參壽」のような語があり、祝嘏の辭の常語である。

八九、＊遹甗　遹甗に𢦚侯、また㲃鼎に𢦚の名がみえる。銘文選一八三に、その地望を說いていう。

𢦚侯、胡國的君長、戍守在古𠂤的師雍父遣遹事于𢦚侯、當是軍事上的聯絡、因𢦚（胡）國扼淮夷西翼、戰略地位重要、此爲六月間事、同年十一月、伯雍父曾親自巡省至于胡國、詳見㲃鼎銘

宗周鐘（𢦚鐘）の銘末に「𢦚其萬年」とあり、𢦚は從來厲王胡の名とされ、銘文選四〇五には器を厲王に屬し、𢦚侯との關係にふれていない。王がその私名を以て器銘に錄する例はなく、鐘銘の𢦚は遹器にみえる𢦚侯・𢦚、文獻にいう甫（書にいう呂刑の呂）に外ならない。通釋宗周鐘〔九八〕の項參照。

＊寓鼎　此の鼎は字迹に殘泐多く、㲃鼎の條にその釋文を錄入しておいたが、銘文選三二二に寓鼎としてその文を錄する。

隹二月既生霸丁丑、王才𦼠京鼒□、戊寅、王蔑寓曆、事（使）䧹（諄）大人、易乍册寓□□、寓拜䭫首、對王休、用乍尊彝

大人を銘文選に詩小雅斯干「大人占之」の朱注に「大人、太卜之屬、占夢之官也」とあるのを引く。作器者を寓とするも、㲃鼎の㲃、遹甗の遹であろう。器銘は三代三・五一・二に錄するも殘泐、僞銘かと疑われるほどのものであつたが、今上海博物館に藏し、銘文選に錄するものは剔淸した全拓であるという。鼎・甗の文によると、寓は𢦚侯（甫）に使しており、卣文によると、寓は幽尹の祭器を作つている。のちの叔向父禹𣪘〔一六一〕では、禹は皇祖幽大叔の器を作つており、禹鼎〔一六二〕の禹と一家の人である。寓の職は作册、「事䧹大人」とは、蔑曆下の句であるから、その先世を事らしめる意であろう。その意を以て文を訓むと、次の如くになる。

隹れ二月既生霸丁丑、王、𦼠京に在りて鼒□す。戊寅、王、寓の曆を蔑（あら）はし、大人に䧹（まつり）せしむ。作册寓に□□を賜ふ。寓、拜して稽首し、王の休に對へて、用て隮彝を作る。

九二、彔伯𢦡𣪘　銘末に「用乍朕皇考釐王寶隮𣪘」とあり、その父を釐王と稱している。當時周王室の他に王號を稱するものがあり、銘文選一八〇に夨王（散氏盤）・幾王（𠂔伯𣪘）・などの例をあげている。他に𢐗王（𢐗王盉）・畢王（望𣪘）・呂王（呂王鬲）などがある。彔𢦡關係の器中、𢦡𣪘銘文選一七七の銘には圖象が加えられており、もと𣪘系の大族であつたのであろう。

九五、君夫𣪘　銘に「王才康宮大室、王命君夫曰、儥求乃友」とあり、君夫はこの王休に對揚して器を作つている。この「儥求」について、從來「招友」攈古、「續述」大系などの解があり、銘文選三二三には儥を睦と訓み、求は逑匹、「睦友」の義であるという。そのようなことを康宮大室に於て命ずるはずはなく、儥友は字のままにその朋友を贖賕することをいう。身分に關することで、王の宥命を必要としたのであろうと思う。

九六、呂方鼎　鼎銘の中央に左右にわたる泐蝕の部分がある。舊來「王饔于大室」と釋していた部

分を、銘文選一七三に放射線撮影を試みたところ、字の上部は氏、その下半は明らかでないという。それならば厥（氒）などの字ではないかと思われるが、なお穩妥でないようである。

九八、宗周鐘　銘文選四〇五に㝬鐘として錄入。十二祀㝬設四〇四の㝬と同じく作器者の㝬を厲王胡の名として器を厲王期に屬するが、鐘としては最も早い時期のものと考えられる。銘一七行一二二字。文にもとより韻讀あり、銘文選の文は

　朕猷又（有）成亡競、我隹司（嗣）配皇天、王對乍宗周寶鐘

と句讀するが、競・王・鐘が韻に入る。「皇天王」と聯讀すべきところである。㝬設に皇天・皇帝などの語があり、㝬卽ち呂王の器にその語例が多い。文獻では尙書呂刑に皇帝の語がみえる。

＊呂王壺　宗周鐘の作器者である㝬は、初期の器にみえる㝬侯、後に呂王と稱するものであると考えられる。通釋の宗周鐘の條にそのことを記し、呂王鬲の文を錄したが、なお呂王壺があり、銘文選五〇三に錄入する。銘三行一三字。

　呂王□乍內（芮）姬隮壺、其永寶用享

呂王下の一字は不明。呂は今の河南南陽縣西、姜姓にして周の東遷を佐け、申呂といわれた。姬姓の周と通婚の關係にあった。

一〇一、＊盠方彝　「用嗣六自王行（横）參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工」の職事について、銘文選三一三に「王行」を「王横」と讀んで、横とは糾察の官であるとしていう。

　王行、銘云、嗣六師王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、是王行爲軍職、其地位在參有司之上、行、作爲官名、可以解釋爲使者、但軍旅中無此等職務、字當讀爲横、行・横古爲雙聲疊韻字、屬羣紐陽部、管子君臣、下有五横以揆其官、則有司不敢離法而使矣、尹知章注、横、謂糾察之官、得入人罪者也、五官各有其横、曰五横、王行、可能是指周王派駐於六師的糾察官、近似後代的監軍之職、參有司卽爲其所糾察的對象

行を横と通用、管子にいう五横、監軍の官であるとするが、參有嗣と嗣土・嗣馬・嗣工とは同位語であろう。行は巡行の意。

「粗嗣六自眔八自㮚」の㮚について、また

　㮚、與藝同、指藝事、就是事務、由上文知盠之職司爲王行、卽糾察官、此云六師八師藝、表明盠原司六師的事務、後兼司八司藝事、蓋盠於此兩軍皆任糾察之職

といい、字を藝にして事務の意とする。粗は從來は繼・藉などと釋され、郭釋に攝と解するが、併嗣にして兼官兼職の意と解すべく、㮚は遠㮚（遠邇）の意に用い、この場合璽印、軍の璽印の保管を兼任させる意である。このような職事の內容からみて、王行とは王直屬部隊の意と解すべく、行とは軍行の意であろう。親衞軍の參有嗣の董督と、六師八師の軍璽の保管の職事を委託されたものと思われる。

「文祖益公」の益（㿽）公はすでに數見、銘文選に

　益公、恭王時的執政大臣、益公子牧、懿王時人、稱文考益伯、而盠爲益公的孫子輩、知應爲孝王時人

として、器を孝王期に屬する。盠駒尊に師虘の名がみえ、師遽段の紀年日辰は穆王の譜に合う。

一〇二、盠駒尊　「王乎師虘、召盠、王親旨盠犫、易兩」を銘文選二六二に「王親旨（指）盠、駒易兩」と句讀し、「王親語于盠、錫以駒兩匹」とする。旨は詣、王が册命を用いず、親しく盠に駒を授受したことをいう。駒兩匹を賜うならば「易駒兩」というべきである。王が親しく授受することを、殊禮として謝する意である。通釋次條の盠駒尊葢一に「王、犫の庥を訊ふ。盠に駒を賜ふ」とあるのと、同意の文とみるべきである。

＊盠駒尊葢二　銘文選二六三に「王𢆶（拘）駒、厚易盠駒」と釋する。𢆶（尣）は訊獲の訊に用い、拘執の意がある。この銘は文獻にいう執駒の禮に關するものであるから、執の意とみてよい。厚は從來京・豆・郭のように釋する字。字は𠦝閑の象とみるべく、上屬してよむべきところであろう。

一〇三、＊繁卣　長甶盉と同出の器に、陳夢家氏が初期の器群として分類する中に繁罍があり、

繁乍且己隮彝、其子〻孫〻、永寶、戈形圖象

と銘する。銘文選一九一に錄する繁卣はおそらく同族の器で、圖象は或に作る。その銘にいう。

隹九月初吉癸丑、公酌祀、雩旬又一日辛亥、公啻酌辛公祀、衣事亡𣄰、公𥡴繁曆、易宗彝一□車馬兩、繁拜手韻首、對揚公休、用乍文考辛公寶隮彝、其萬年寶　或

隹れ九月初吉癸丑、公、酌祀す。雩に旬又一日辛亥、公禘して辛公の祀に酌し、衣事（殷祭）して斁ふこと亡し。公、繁の曆を穢はし、宗彝一□・車馬兩を賜ふ。繁拜手稽首し、公の休に對揚し、用て文考辛公の寶隮彝を作る。其れ萬年まで寶とせよ。或（圖象）

缺釋の字は、𪓐段〔五七〕に「宗彝一陣（肆）」とあり、彝器として一セットの意であろう。戈・或を同じ圖象とすれば、この繁氏は長甶盉同出の繁罍の繁氏と同じである。

一〇四、＊牧段　牧段の時期については、從來共王說大系・通考・孝王說麻朔・董作賓の兩說があるが、銘文選二六〇に懿王說を出していう。

隹王七年十又三月既生霸甲寅、七年十三月既生霸甲寅日、據年表懿王七年爲公元前九三五年十三月癸丑朔、二日得甲寅、與既生霸不合、宋人銘文摹寫或有失眞、此閏月的月周和干支不能合於年表之任何一個王世、反之以牧簋爲測算之起點、與其它器比較、亦不能形成合理的王世組合、這種情形表明月相或日干可能有誤差、但銘中有內史吳亦見於師虎簋、此卽吳方彝的器主、吳方彝是懿王二年器、銘記爲七年十又三月、據年表、懿王・夷王七年有十三月、孝王七年則無閏月、夷王七年十三月雖可合、但銘有內史吳於夷王之世爲不可能、故銘之日干雖不相合、仍當定爲懿王七年器、牧簋有方座、周體施以波曲紋卽環帶紋、此種紋飾一般不能置於恭王

器の日辰は譜に入らぬが、なお懿王期とする說である。文中の史官內史吳はまた師虎段・師瘨段にみえ、師虎段の右者井伯はまた師瘨段の嗣馬井伯であろう。內史吳はまた吳方彝の作者であると考えられる。また本器にいう文考益伯は、盠方尊の文祖益公と關係があるかも知れない。何れにしても、この期の器銘の日辰に誤記があるとするのは、殆んど考えがたいことである。器の日辰は五年諫段〔一二七〕・十又三年走段〔一二二〕と相銜接して、懿王の譜に入る。

＊申段葢　器は考古與文物一九八三・二に劉興氏によつて紹介されたもので、唐嵩山氏より鎭江博物

館に寄捐された。その寄捐器の中に、翏生盨〔補一九〕がある。申段の銘にいう。

隹正月初吉丁卯、王才周康宮、各大室卽立、益公內、右申中廷、王命尹册命申、更乃且考、疋大祝、官嗣豐人眔九皾祝、賜女赤市縈黃䜌旂、用事、申敢對䵼天子休令、用乍朕皇考孝孟䵼段、申其邁年用、子〻孫〻、其永寶　文八行、八四字、重文二〔祝祝幽事之段寶幽、幽之合韻〕

隹れ正月初吉丁卯、王、周康宮に在り、大室に格りて位に卽く。益公入りて申を中廷に右く。王、尹に命じて申に册命せしむ。乃の祖考に賡ぎて、大祝を疋け、豐人と九皾の祝とを官嗣せよ。女に赤市・縈黃・䜌旂を賜ふ。用て事へよと。申敢て天子の休命に對揚して、用て朕が皇考孝孟の䵼段を作る。申其れ萬年まで用ひむ。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

文中の益公は休盤・𠂢伯段・永盂・王臣段・十七年詢段にもみえ、諸器の標識とすべき人名。銘文選二三一に、これらの器を共・懿期に配しうるものとする。關聯器の時期は、もう一世代程度下るのではないかと思われる。私の編年では、王臣段孝王二年・永盂孝王十二年・詢段孝王十七年・𠂢伯段夷王九年・休盤夷王二十年である。

一〇五、吳方彝　「王才周成大室」について、從來周廟容庚・陳夢家・成氏の大廟郭沫若の說があつたが、銘文選二四六に成王の大室とする說を提示している。

成大室、曶壺銘、王格于成宮、就是成王之宮、成大室是成王宮中之大室、大室是宮的中心最大的建築物、西周金文常有王在某宮、旦、格于大室、此某宮是指某宮之寢、卽起居之處、可用以燕樂、師遽方彝、王在周康寢卿醴、寢卽後室、寢和廟是有區別的、禮記月令、寢廟畢備、鄭玄注、前曰廟、後曰寢、王格的廟是指大室、有東西兩廂等大型建築、但沒有東西廂的室也有寢、此銘云周成大室、但大室不可以寢處、故雖言大室、實際仍是指大室之後寢、旦明格于廟、因前已言大室、故此稱廟、周王册命之處仍應爲廟中的大室

銘文選はこの器の時期を懿王二年に屬しているが、時期もかなり隔絕したものとなる。この日辰は、七年・十五年趞曹鼎と同じく共王の曆譜に入りうるものと考えられる。

一〇七、趞曹鼎二　賜與の文を銘文選二〇九に「史趞曹易弓・矢・虎盧（櫓）・九（厹）・胄・毌（干）・殳」と釋し、九を「讀爲厹、或爲厹、詩秦風小戎、厹矛鋈錞、毛亨傳、厹、三隅矛也」とする。小臣宅段にも「畫干戈九」とあり、その銘では九を左書する。この十五年趞曹鼎の銘はその部分の拓迹が明らかでなく、九がもし厹ならば、類を以て干・殳のところにあるべきであろう。字釋の上に疑點のあるところである。

一〇九、豆閉段　銘文選二二九に「用併乃且考事」の併を、少・小同聲にして肖の假借とし、廣雅釋詁に「肖、瀌也」とあるのに據つて肖法の義とする。他の文例では「更乃且考」師克盨、「嗣乃且考」伯晨鼎とあり、賡續・嗣續することをいう。肖瀌の義ではない。

一一二、*倗伯段　倗・倗生の關聯器に倗伯段がある。銘文選三七五に錄入。銘二行一五字。

倗白□、自乍䵼段、其子〻孫、永寶用享

倗仲鼎に畢媿の器を作つており、倗氏はおそらく山西方面の族であるらしく思われる。

一一五、免簠　「令免乍嗣土、嗣奠還歒眔吳眔牧」の句について、奠還を鄭苑とよむ說大系、還林

にして咸林とする説積微居、奠園・林衡・虞人・牧を嗣むとする説銘文選二五二などがある。林・虞・牧の三者は並列、その屬する所が奠還である。銘文選に還・園は同じ聲符（袁）に從うとするが、睘と袁とはもと相渉るところはない。

一一七、史懋壺　　銘文選二二七に文中の伊伯を伊殷の伊とし、伊殷の二十七年は共王期、この器もその時期のものであろうという。しかし伊伯と伊とは必ずしも一人としがたく、伊殷には𤔲季の名がみえ、𤔲季はまた大克鼎にその名がみえる。伊殷の字様は疏緩、史懋の字様は緊湊にして穆共期に行なわれたもので、兩器の時期はかなり前後するとみられる。克氏の諸器は夷王期に入り、伊殷の日辰も夷王二十七年の譜に入る。

巻三上　一二五～一六五

師晨鼎　庚季鼎　無㠱殷　望殷　單子伯盨　善鼎　蔡殷　𦥑鼎　𦥑尊　𦥑壺
大宰巳殷　頌壺　史頌殷　矢王方鼎　同卣　師旋殷一　師旋殷二　筍伯大父盨　鄂
侯鼎　𩰫叔殷　𧆞殷　王臣殷　休盤　鄭鄧伯鼎　卯殷　輔師嫠殷　無叀鼎　善夫
山鼎　虢叔旅鐘　梁其鐘　番匊生壺　番生殷　弭伯殷　楚殷

一二五、師晨鼎　　文中の師俗は諸器にその名がみえる。銘文選二八〇にその關係を論じていう。

師俗、又見於庚季鼎銘、白俗父右庚季、伯俗父即師俗、永盂銘、眔師俗父田、永盂是恭王十二年器、自此至於孝王三年、在職爲三十五年、師俗所司治者是□（邑）人和鄭人的官吏、由此可見王室對畿內封國的控制、受封之國的官吏尙須受到王臣的支配、這些封國主要職官的任命直接來自王室、如梁其鐘銘、天子肩事梁其身邦君大正、亦是一例

師と伯の兩呼稱をもつものは、集成引得によると師四十二名のうち師穌父、師俗父、師雍父の三例のみであるから、その同一關係については、なお檢討の要があるように思われる。なお師晨鼎は、同じく周師彔宮における廷禮をいう三年師兪殷・四年𤼈盨とともに、懿王三年に屬すべき器である。

＊庚季鼎　器名を大系・銘文選二六四に「南季鼎」とする。その名は文中に兩見、南とは字形異なり、庚の字に近い。「又右」は左右の省筆、「對揚」の對も封の形に近く、字形に頽靡のところがある。

一二八、無曩段　文首の「隹十又三年正月初吉壬寅」の日辰について、銘文選二九三にこれを孝王の譜に屬していう。

隹十又三年正月初吉壬寅、此器紀年、與年表王世皆不合、若與其他紀年銘器排比、也不能成合理的組合、故憑此器的紀年難於推定王世、據形制、無曩簋與詢簋・郿簋・豆閉簋・師虎簋等是同一類器、皆爲斂口寛體的横條平行溝紋、口沿下同有小獸耳、有的有雙環、此類形式的簋、見於穆・恭・懿三世、無曩簋與之相差不當過遠、又銘中稱皇祖釐季、與克鼎銘稱皇祖釐季相同、無曩和克當是同一宗族中的弟兄輩、但是、厲王時代的鬲從盨銘中有人名內史無彏、以往認爲此人即是無曩、鬲從盨是厲王廿五年器、如克之祖釐季同爲無曩之祖、則無曩應誕生於懿王之世、那麽、他在厲王廿五年時依年表推算至少應有八十餘歲、跨四個王世、八十餘歲還能奔走於王廷、此種可能甚少、所以、無曩是無彏的說法可疑、兩者不當是同一人、無曩簋的十三年、宜斷爲孝王十三年、這就是說、孝王十三年、有征南夷之事

銘文の日辰は曆譜には合わないが、人物の世系の關係を以て孝王十三年に屬するとする說である。文中の皇祖釐季の名は小克鼎にみえ、金文中の皇祖はみな祖父の意で、無曩段の釐季と同一人である可能性があるという。從つて克鐘一の「隹十又六年九月初吉庚寅」が孝王の譜に合するので、無曩の器も孝王に屬するとするが、釐は廟號として釐王・釐伯・釐叔のように用い、必ずしも一人としがたい。

その日辰は、夷王十三年の譜に合う。皇祖釐季の名のみえる小克鼎も、おそらく夷王二十三年の器であろう。

一二九、望段　器銘中の人名の關聯について、銘文選二一二にそれぞれ指摘があり、編年上の參考ともなるものであるから、次に列記する。

宰倗父、倗、西周國邑名、倗氏貴族在周室爲王官者非衹一人、傳世有倗仲鼎・倗伯簋等器、宰倗父與倗生同一王世、可能是同一個人、也可能是同一家族的兩個人

望、即幽叔、師臾鐘銘云、作朕剌祖虢季・寃公・幽叔・朕皇考德叔大歚鐘、郿簋銘稱文考幽叔、師望鼎銘稱考寃公、是郿爲德叔、望爲幽叔、郿簋銘載佑導者爲定伯、定伯見於恭王三年衞盉及五年衞鼎銘、故郿簋最遲當爲懿王時器、而師望任職主要在恭王時

史年、即內史年、見於揚簋・懿王二年的王臣簋和孝王四年㾓盨・五年的諫簋、以本書西周王世紀年計算、史年任職自恭王十三年至孝王五年、共三十六年

銘文選は大系・唐蘭說に從つて、器を共王期に屬しているが、望の器については、師望の器との關聯を考えると、孝夷期に下る可能性がある。望段は夷王十三年の譜に合う。

一三二、＊單子伯盨　攈古二之二・六六以下に著錄。銘文選五三二に錄入、銘三行一八字。

單子白乍弔姜旅盨、其子〻孫〻、萬年永寶用

單子伯、叔姜の旅盨を作る。其れ子〻孫〻、萬年まで永く寶用せよ。

銘文選に「恭王時、衞器已有單伯之名」という。衞器とは裘衞盉〔補一一〕のことであろう。榮伯・定

伯等とともに、單伯の名がみえている。それらの器は、三年裘衛盉・五祀裘衛鼎一・九年裘衛鼎二など、みな夷王期の譜に入る。

一三三、善鼎　銘文選三二一に「唯用妥（綏）福、唬（號）前文人」と句讀するも、唬の訓讀について說無し。銘文選は伯㦰𣪘一八一に見える「唬前文人」に注して、「唬、讀效、義爲效法」とするも、文例によると「唬前文人」は「用喜侃前文人」昊生鐘、「用喜侃皇考」士父鐘と同じ。その意を以て訓すべきであろう。

一三四、蔡𣪘　銘文選三八五にこの銘を錄し、王命の部分を

王若曰、蔡、昔先王旣令女（汝）乍宰、嗣王家、今余隹𩁹（緟）𠭰乃令、令女（汝）眔曰、𣪕疋（胥）對、各（恪）从、嗣王家外內、毋（毋）敢又不聞

のように句讀し、「今余」以下について「現在我繼續奉行先王的命令、任命爾佑助於對、須敬而從之」と釋する。この場合、對が何を指すのか明らかでない。また各を恪の意とするが、その例がなく、「恪从」というのも落ちつかぬ語である。また𩁹𠭰を踵賡の意とするが、𩁹は周禮鍾氏の三入五入の染法を示す字で、字のままに讀んでよく、𠭰も重京の形で重複の意とみてよい。また「令女（汝）眔曰、𣪕疋（胥）對、各（恪）从」と句讀し、「任命爾佑助於對、須敬而從之」と解するが、文義を得がたい。曰は恐らく曶、「女眔曶」と二人に命ずる語で、𣪕疋は併胥、兼務の意、二人共同して命を奉ずることを對各と稱するのであろう。從って文は「今余隹𩁹𠭰乃命、命女眔曶、𣪕胥對各、死嗣王家外內」と句讀すべきであろう。「从」は舊釋のように「死」と釋すのがよい。

一三五、曶鼎　「井叔易曶赤金𨥓」を銘文選二四二に「赤金𨥓（鈞）」と釋し、𨥓について說を爲していう。

𨥓、讀作鈞、重量單位、說文金部、鈞、三十斤也、赤金𨥓、銅三十斤、據積古齋鐘鼎彝器款識、對本器的描述及所銘牛鼎、可以測知鼎的重量當不止三十斤、漢制斤約合二百五十克、三十斤約合七・五公斤、周制當不會大於漢制、故知以井叔所賜三十斤銅鑄此重器、乃是象徵語辭

鈞を示すものに〓・金があり、必ずしも𨥓という字形を用いる必要はないように思われる。また𨥓も果して金に従う字形と解しうるか、確かでない。字は王の字形ともみえ、それならば鉞形に鑄こんだものであろう。

銘文選にまた「限誥曰」を「限啎曰」と釋していう。

誥、字从言、午爲基本聲符、字卽啎、迕有逆・背・違之義、說文午部、啎、逆也、管子君臣、國家有悖逆反迕之行、尹知章注、迕、背、漢書食貨志、好惡乖迕、顏師古注、迕、違也

文脈を以ていえば、文中の「限誥曰」、「效父迺誥」はともに許諾の意。この訴訟は一旦その條件を承諾しながら履行しなかつたことから、その履行と罰則の適用を記したものと考えられる。

＊曶尊　曶鼎の曶と關係があると思われる器が、一九七六年扶風雲塘村十三號周墓より出土、陝西三・七七及び銘文選二四三に著錄。銘文に

曶乍文考日庚寶䵼器

という。曶が殷系の氏族であるらしいことは、曶鼎の文中に王人と對稱されていることから察知され

るが、この𣄨尊がその家の器であるならば、文考日庚の名によつてその家系を定めることができる。

一三六、𣄨壺　「井公内右𣄨」の𣄨について、これを𣄨鼎の𣄨と一人とする郭沫若の説と、別人とする容庚の説とがある。銘文選二九六に別人とする説を採つていう。

此曶與曶鼎之曶非同一人、已見前克鐘注、此曶之祖考下文云是嗣成周八師之冢司徒、成周八師之司徒由周王直接任命、據周禮地官司徒小司徒、職掌大軍旅、帥其衆庶、小軍旅、巡役、治其政令、及大比六鄉四郊之吏、平教治、正政事、考夫屋、及其衆寡六畜兵器、以待政令、是小司徒職掌兵員以及後勤之供應、故此司徒雖是文官、但與軍役直接有關、因爲郊鄉是提供兵員和後勤供應的來源、成周八師之冢司徒乃是掌管成周八師供應的官署、仍應爲中央大司徒的屬官、曶後由司徒提升爲宰、稱宰曶、見大師虘簋

家の名・謚號には同名異人のことも多く、その異同を識別することは他證に俟つ外ない。銘文選はその克鐘の條二九四においては士𣄨と宰𣄨とを一人とし、𣄨鼎の𣄨とは、その先世の職事を稱するところが異なるとしている。元年𣄨鼎の日辰は懿王の譜に合し、𣄨壺の時期觀もこれと異なるものではない。

＊大宰巳段　一九七四年内蒙古哲里木盟出土、銘文選四七八に錄入。銘三行一七字。

井姜大宰巳、鑄其寶段、子〻孫〻、永寶用享

井姜は邢侯夫人、その大宰巳の作器。同出になお簠一器があるという。器がこの地に將來された理由は知られない。𣄨壺に井公の名がみえ、字様も𣄨壺に近く、西周後期に入りうるものであろう。

一三七、頌壺　文は頌鼎と同じ。銘文選四三四の頌鼎の條に、王命の語を「頌、令女（汝）官嗣成周賓（貯）廿家、監嗣新寤（造）、賓（貯）用宮御」と句讀する。「成周貯」と「新造貯」とは對文とすべく、「貯用宮御」は句を爲し難い。今甲盤に「成周四方賚」の語があり、その收藏の所を貯というう。またその貯を一家一廛の意とし、市廛の意とするが、僅かに市廛廿家を官嗣する職を、王が廷禮を以て任ずることは考えがたい。この貯は官府の倉庫とみるべきであろう。銘文選の說は至つて長文であるが、檢討の資として錄入しておく。

令女（汝）宮嗣成周賓（貯）廿家、命令備掌管成周市廛廿家

成周賓廿家、即成周市廛廿家、說文貝部、貯、積也、說文通訓定聲云、貯、平準書索隱引字林、貯、塵也、按、塵也爲廛也之誤、朱駿聲訂正甚是、據此銘、貯正應解釋爲廛、周禮地官司徒序官廛人、鄭玄注引杜子春以爲、廛是市中的空地以畜藏貨物者、故作爲名詞的貯、其義與廛相當、一廛等于一家、說文广部、廛、一畝半、一家之居、是一廛等于一家之居一畝半面積的一個單位、廛有兩種說法、一是市內空地、一是貨物的倉庫、即所謂市之邸舍、廛布是貨賄諸物邸舍之稅、則廛有邸舍、成周貯廿家卽是成周廛廿家、此家亦相當於周禮地官司徒序官市廛所稱之肆、肆是市肆、就是店面・店鋪、廛與肆是連構的、前爲店面、後爲倉庫、即廛、故廛與肆也可通稱、文選吳都賦、樓船舉颿而過肆、李善注、肆、市廛也、周禮地官司徒序官、胥師、二十肆則一人、皆二史、賈師、二十肆則一人、皆二史、司虣十肆則一人、司稽五肆則一人、胥二肆則一人、肆長每肆則一人、市肆以二十肆爲一個管理單位、其下各有分職、此二十肆與二十家相同、頌的職責主要是徵收此二十

家市廛之税收、和周禮地官司徒廛人相似

また「監嗣新𤔲」を句とし、秦爵の造に當るとしていう。

監嗣新𤔲、新𤔲卽新造、這是頌所主管的與成周貯有關的職官、或是直接經營各廛的人員、新造、舊釋爲新造的康宮、實非是、說文辵部引譚長說、造、上士也、秦爵名多稱造、商子境內、故爵公士也、就爲上造……故四更也、就爲大良造、漢書百官公卿表、爵一級曰公士、二上造……十五曰少上造、十六大上造、近時湖北隨縣曾侯墓所出竹簡、所載官名有新造尹、當爲新造之長

この部分の銘文は「貯廿家。」「新𤔲賮。」「用宮御。」は魚部の韻、この韻讀によつて句讀を施すべきで、新𤔲はこの場合貯の修飾語である。

一三八、史頌𣪘　文は史頌鼎と同じ。文首に「隹三年五月丁子（巳）」とあり、銘文選四二九の史頌鼎の條にこの器を共和におき、頌鼎はその器制やや後れるもので、これを宣王期に屬すべきであるとしていう。

隹三年五月丁子（巳）、西周共和三年五月丁巳日、據年表爲公元前八三九年五月十九日、史頌鼎和頌鼎爲同一人之器、兩器紀年月序及干支、皆可合於同一王世、同一月份、前者干支爲丁巳、後者干支爲甲戌、史頌鼎銘記出史蘇國事、頌鼎銘記王任命其爲官司成周貯、監司新造、其官職不同、且此兩事也不可能發生在十八日之內而分別鑄兩大組禮器、史頌鼎器形早於頌鼎、今置前者爲共和、後者爲宣王之世

史頌・頌關係の器は、その器制・字迹からみて、もう少し時期の早いものであるらしく、文字に強い

篆意をもつことが注意される。三年師頌𣪘・三年頌壺の日辰はともに孝王三年の譜に入るものである。

一三九、＊矢王方鼎　銘文選一四七に矢王方鼎蓋として錄す。矢王と稱するのは、その地で一小國をなすものであろう。その地について、銘文選に後出の器のあることを報じていう。

矢、周人舊畿內小國、矢君稱王、矢王尊傳出於鳳翔、一九七四年五月、寶雞縣賈村塬發現矢王簋蓋、一九八三年正月、賈村又出土矢賸盨、寶雞鬪雞臺溝東區三號墓出土過銘矢的當盧、據此、可以推知矢國的地望可能在寶雞一帶、寶雞淸代受轄於鳳翔府、晚淸以來、矢器續有發現、矢令簋之矢、卽爲此邦之人、一九七三年八月、隴縣曹家灣南坡六號墓出土一批靑銅器、有銘矢仲和矢王の器になお矢王壺銘文選一四八があり、「矢王乍寶彝」と銘している。何れも上海博物館に藏する。矢王の名は散氏盤に寇禾事件を起した訴訟の相手としてみえ、渭南の地に散氏と境を接していた古國であろう。

＊同卣　散氏盤にみえる矢の關聯器で銘文中に「矢王」の名がある。銘文選一四九に文首を「隹十又一月」と訓むが、二と月と合文。「隹十又二月」と訓むべきであろう。このような合文の記し方は卜文以來のことで、卜文の二百、三百等に合文の例多く、この銘の月は、そのために上畫を上の横線に沿うて作つている。善鼎〔一三三〕の「隹十又二月初吉、辰才丁亥」の二月も、合文の記しかたである。

一四〇、師旋𣪘一　銘文選二七五にこの器の紀年日辰を論じていう。

隹王元年四月既生霸、孝王元年爲公元前九二四年、四月癸未朔、本器所計時日未能合於年表、若

以本器的年・月・月相及干支日作爲基準進行演算、同其它各器亦未能形成合理的組合、同主器五年師旋簋與西周懿王的年表基本相合、僅兩天之差、而就器形及紋飾來看、本器要晩於五年師旋簋、故當定爲孝王之世

師旋に元年器と五年器とあり、これを一王に屬するときは適合する曆譜をえがたい。それで銘文選には五年器を懿王に屬し、元年器を後の孝王に屬することによつて、その矛盾を回避しようとした。ただこの場合、懿孝の斷代をどのようにするかという問題があり、銘文選の編年もなお確實なものとはしがたい。元年・五年の師旋設は、ともに孝王の譜に入る器である。また大左の職事について、路寢虎門の左を警護する職であるとしていう。

大左、官名、師旋所任之官、周禮地官司徒師氏、師氏掌以媺詔王……居虎門之左、司王朝、鄭玄注、虎門、路寢門也、王日視朝于路寢門外、畫虎焉、以明勇猛、於守、宜也、師氏守衞路寢虎門之左、故銘稱服于大左、路寢之左爲師氏居官之所、下云官嗣豐還、是其具體職掌

周禮の司馬職に司右・戎右・齊右・道右の職があるが、左と稱するものがない。古くは左右虎臣・左右走馬のように、左右相對する職があつたのであろう。大左は左右師氏を統べるもので、將軍職であろうと思われる。

一四一、師旋設二　文首の「隹王五年九月既生霸壬午」を銘文選二五九に懿王に屬していう。

隹王五年九月既生霸壬午、懿王五年、據年表爲公元前九三七年、九月丙寅朔、十七日得壬午、於月朔不合、如果師虎簋與年表相校先天一日甲戌爲望之第一日、則五年史旋簋與之相校爲先天一日、而與吳方彝和曶鼎（第二月相）相比較則是相合的、因此、認爲五年史旋簋當列於懿世、其他王世皆不可合

この器銘にいう齊討伐は、史記齊世家の集解に引く徐廣說では周の夷王とし、秦始皇本紀の正義に引く帝王世紀には懿王のこととする。徐廣說は古本竹書紀年に據るものであるが、諸說があつて一致しない。また賜與について「儕女十五昜登、盾生皇畫內（芮）……」と釋し、銅兇十五件を賜與する意とする。金文に於て數をいうとき單位の改まるときには必ず「十又五」のようにいう。「十五」と釋したところは「干五」と釋すべく、周金文に於て十をこの形に記すことはない。「盾生皇畫內」について、また樂舞等に用いる羽飾のある盾であるとするが、その說は郭釋に發するものである。なおその語について詳細にわたる點があるので、その文を左に錄しておく。

盾生皇畫內（芮）、盾卽干、方言九、盾、自關而東或謂之瞂、或謂之干、關西謂之盾、生皇、盾首羽飾、生、長也、器物上附植它物、江南至今仍曰生、周禮春官宗伯樂師、皇舞、鄭玄注、皇舞者、以羽冒覆頭上、衣飾翡翠之羽、賈公彥疏、皇、被五采羽、如鳳凰色、持以舞、是以皇舞爲蒙羽之舞、生皇卽以羽蒙飾盾首、丫字上首丫形、是爲此羽飾、畫內、內讀爲芮、史記蘇秦列傳、當敵則斬堅甲鐵幕、革抉哎芮、無不畢具、司馬貞索隱、哎與瞂同、音伐、謂楯也、芮音如字、謂繫楯之綬也、盾生皇畫內係指飾有羽毛和繫有彩綬的盾

すなわち盾に羽飾を加え、彩綬を加えたものである。

*筍伯大父盨　傳世の器に筍伯大父盨があり、銘文選三五二に錄入。筍侯盤三五一と同じく郇氏の器

であろう。郇は左傳僖二十四年に「文之昭也」とあり、晉地に封ぜられた。今山西猗氏縣の西北がその地である。銘三行一七字。

　　筍白大父、乍嬴改鑄寶盨、其子ミ孫ミ、永寶用

　　　筍伯大父、嬴改の鑄寶盨を作る。其れ子ミ孫ミ、永く寶用せよ。

一四二、鄂侯鼎　　銘文選四〇六にこの器を鄂侯馭方鼎として錄し、征伐地の角鄱について、また噩の所在について詳論があるので錄しておく。

　伐角・鄱、卽伐角・津與伐桐・鄱、翏生盨銘、王南征、伐角・津、伐桐・遹、則角・津・桐・遹均爲淮夷的邦國、鼎銘、伐角・鄱、卽角・津和桐・遹的簡稱、見翏生盨注

　噩、國名、卽鄂、就是西鄂、古西鄂有二說、一說在南陽之北、說文釋鄂字云、南陽西鄂亭、是西鄂在南陽、漢書地理志載南陽郡縣三十六、中有西鄂、讀史方輿記要、河南南陽府南陽縣、西鄂城、府北五十里、古楚邑也、漢置西鄂縣、屬南陽郡、應劭曰、江夏有鄂、故此加西、後漢因之、宋廢、後魏復置、後周廢、一說在河南鄧州、史記楚世家、熊渠甚得江漢間民和、乃興兵伐庸・楊粵、至于鄂、正義、劉伯莊云、地名、在楚之西、後徙楚、今東鄂州是也、括地志云、鄧州向城縣南二十里西鄂故城是楚西鄂、按鄂原爲商之舊國、鄂侯爲紂之三公而被脯、商鄂侯之國原在野王、鄂亦作邘、後武王子封於此、則鄂南遷、至於南陽、爲此地之一强邦、後鄂爲周所伐、禹鼎銘所謂壽幼勿遺、其餘族再南遷於鄧之向南城、同爲西鄂、鄂據有南國之腹地、西扼淮水、南控江漢、戰略地位極爲有利、乃成爲諸夷的領袖、禹鼎銘載鄂侯駿方率南淮夷・東夷廣伐南國東國、其地位之重要可知

その地は禹鼎〔一六二〕の銘と關聯するところが多く、王の南征を受けて一たび入覲納醴を行なったのち、何らかの事情によってまた背叛するに至ったものであろう。

＊噩叔段　　鄂侯段の關聯器に鄂叔段通釋補記篇卷三上四九五頁があり、「噩（鄂）弔（叔）乍寶障彝」と銘する。銘文選一五七に鄂叔簋として錄する。鄂はもと今の河南沁陽にあり、史記殷本紀に「以西伯昌・九侯・鄂侯爲三公」とみえる故國。銘文選に「後武王封子於此、鄂南遷、至於今南陽、史稱西鄂、此是西鄂早期之器」という。器は今、上海博物館に藏するも、廢銅の中からからくも保存されたもので出土地などは不明である。同じく鄂の器に、鄂侯弟曆季の尊・卣がある。尊は一九七六年湖北省隨縣安居東崗から出土、卣通釋補記篇卷三上四九五頁は上海博物館の收集品であるが、兩者同じく「噩侯弟曆季、乍旅彝」と銘する。曆を銘文選一五八・一五九に昏に從う字とするが、昏は矢鏃を鑄るときの鑄範の形で、兩子は鏃の鑄型の形である。出土地からみて、いわゆる西鄂の器であることが知られる。

一四三、𩫖段　　銘文中にみえる成周の諸職と諸侯・大亞について、銘文選三一九に解說があるので、その文を錄する。

　里人、金文中有官名里人之稱僅見、逸周書嘗麥、邑乃命百姓、遂享于家、閭率里君、以爲之資、閭率里君就是閭胥里宰、令方彝舍令的對象也有里君、次序是、舍三事令眔卿事寮・眔者尹・眔里君・眔百工・眔者侯、侯・甸・男、舍四方令、周禮地官司徒里宰、里宰掌此其邑之衆寡與其六畜

兵器、治其政令、以歳時合耦于耡、以治稼穡、趨其耕耨、行其秩敍、以待有司之政令、而征斂其財賦、爾雅釋言、里、邑也、里是基層行政單位、里君里宰是邑里之長、此里人也當是里長者侯、即諸侯、諸侯與大亞的地位與令方彝中最後舍令的諸侯——侯甸男的地位相同、令方彝中的諸侯、其地位在百工以下、則此諸侯當是爲殷的貴族而監禁于成周的、𩰫簋是西周中期器、其時集中於成周殷遺民的後裔尙未完全滅絕、或者尙有其它戰爭中的重要俘虜而監居于成周者大亞、亞是殷的官名、卜辭屢見、如多亞・多馬亞、西周沿用此名、尙書牧誓有亞旅、酒誥有惟亞惟服、銘云大亞、則亞的官職亦有大小之分

成周の官職を、戰爭の俘虜として監視するための機構と解しているが、庶殷は成周の八師として再編成せられ、多くの外征に用いられ、その部將には殷系の族が多い。俘囚の狀態にあつたとはしがたい。周初の靑銅器の半ばは殷系諸族の作器にかかるものであつた。

一四五、＊王臣毀　𠦪伯毀に「王命益公征眉敖」とあり、その益公を右者とする王臣毀が出土した。一九七七年、陝西澄城縣の西周墓葬から銅器十八件とともに出土、銘文のあるものはこの一器。文物一九八〇・五に報告があり、銘文選二四七に收錄、銘一一行八五字、右者は益公、𠦪伯毀等の益公關聯器に加うべきものである。

隹二年三月初吉庚寅、王各于大室、益公入右王臣、即立中廷北鄉、乎內史宄、册命王臣、易女朱黃・𠦪親・玄衣黹屯・䜌旂五日・戈畫戟・厚必彤沙、用事

王臣拜頴首、不敢顯天子對䚄休、用乍朕文考易中障毀、王臣其永寶用

隹れ二年三月初吉庚寅、王、大室に格る。益公入りて王臣を右け、位に中廷に卽きて北嚮す。內史宄を呼びて、王臣に册命せしむ。女に朱衡𠦪親（襯）・玄衣黻純・䜌旂五日・戈畫戟・厚柲彤沙を賜ふ。用て事へよと。

王臣拜して稽首し、敢て天子を顯らかにし、休に對揚〔せずんば〕あらず。用て朕が文考易仲の障毀を作る。王臣其れ永く寶用せむ。

この器の紀年日辰について、銘文選に益公關係諸器の繫年を考慮して懿王二年とし、同じく懿王二年の器である趩觶と日辰合わず、銘文に誤刻のところがあるとしていう。

此簋銘文有益公和內史年、益公見於恭王十二年永盂和九年乖伯簋銘、亦見于十七年詢簋銘、益公爲出入王命的大臣和册命之禮的導引者、而懿王七年牧簋稱益公爲文考益伯、是益公在懿七年前已亡故、內史年見於孝王四年的㾓盨和五年的諫簋銘、益公既已卒於懿王七年之前、則簋不可能是孝王時器、故此二年三月必定是懿王紀年、但據年表懿王二年相合的有趩尊、此銘之干支不合、但可合於四月、四月丙戌朔、五日得庚寅、同年之內、干支決不可能有這樣大的改變、很可能有誤、記此以留待它日之驗證、又、王臣簋銘文範有嚴重缺陷、最後三行有許多字有雕刻的筆劃、表明銘範損壞未鑄淸、第二行各字少口、大室之大亦有損缺筆、第一行三月之三、上下劃短、中間劃長、一般銘文三字均勻三劃、數字之長短劃、僅虢季子白盤四方之四作長短相間的四劃、因此不能排除三月當爲四月的可能

內史年はまた內史宄・內史先とも釋されることもあるが、臣辰光の光の字形に近く、內史光と釋すべ

く、諫設〔一二七〕・揚設〔一三一〕にみえるものと同一人であろう。益公と內史光と、この兩者の關係から器の繫年を考えるべきであろう。器の日辰は孝王二年の譜に入り、益公の名は孝王十二年の永盂、十七年の詢設にみえる。

一四六、休盤　文首に「隹廿年正月既望甲戌、王才周康宮」とあり、銘文選三二二にその紀年を共王に屬していう。

據年表恭王二十年（公元前九四九年）正月庚戌朔、二十五日得甲戌、後天二日、與干支不合、但銘中有益公、二年王臣簋亦有益公、王臣簋佑導者爲史年、是爲懿王二年器、據推算懿王在位十七年、則此二十年自應屬於恭王紀年

休には別に休設三代・六・三八・七があり「休乍父丁寶設」とあり、圖象標識を添えている。この器の「朕文考日丁」と同一人である可能性がある。益公の名は孝夷期の諸器にみえ、休盤は夷王の譜に入る。前後三十年を隔てるが、その可能性がないとはいえない。

一四八、＊鄭鄧伯鼎　鄭井・鄭虢と並んで、鄭鄧・鄭義の器がある。鄭を冠するのは、鄭井・鄭虢と同じ。銘文選四五九〜四六二に錄入する。その器を列記する。

鄭鄧伯鼎　奠登白伋弔嬬、乍寶鼎、其子ゝ孫ゝ、永寶用

鄭鄧伯と叔嬬と、寶鼎を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

別に鄭鄧伯鬲三代・五・二二・三があり、叔嬬の薦鬲を作つている。

鄭鄧叔盨　奠弃弔乍旅盨、及子ゝ孫ゝ、永寶用

鄭鄧叔、旅盨を作る。子ゝ孫ゝに及ぶまで、永く寶用せよ。

鄭義伯盨　奠義白乍旅盨、子ゝ孫ゝ、其永寶用

鄭義伯、旅盨を作る。子ゝ孫ゝ、其れ永く寶用せよ。

鄭義羌父盨　奠義羌父、乍旅盨、子ゝ孫ゝ、永寶用

鄭義羌父、旅盨を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

一四九、卯設　「不盄、取我家案、用喪」の案を、銘文選二四四に窠と釋し、楝（廣雅釋宮「楝、椽也」）の義とし、「天不降善、取走了房頂的椽子（指卯的祖考已去世）、因而喪失了主持我家政事的人」と解する。大系に案を柱石の柱と解し、銘文選はその文義による。不弔（不淑）は人の死をいい、この銘は臣下の死に對して朱を賜うことをいうもので、案が穴形の字に從うのは、朱を水銀よりとる蒸溜法を示す字形である。屍體の斂葬や葬具に多く朱を用いた。

銘文選にまた賜與のうち「易女鬲章四・瑴・宗彝一・將寶」を「宗彝一□（禁）、寶」と句讀し、字を杫禁をいう字とする。宗彝のときには「宗彝一肆」𦉜設〔五七〕のようにいう。一肆は一肆の意である。また句末の寶を一字句として用いる例もない。

一五一、輔師嫠設　銘文選三八七に錄入。册命の辭を「更乃且考𤔲輔、戠（載）易女章市素黃・緣□」と句讀する。載とよむのは郭說、字は糸に從ひ緘に近く、一儀禮の終るを咸といい、その文例が多い。賜與のうち、また「旂五日」と句讀し、日を助數詞とするも說無し。「旂四日」・「旂五日」の例は他に救設集成八・四二四三・弭伯設〔一六五〕に兩見するも、別に小克鼎〔一六八〕「克其日用𩰫」、史頌

鼎〔一三八〕「日匩天子覲令」などの例もあり、兩解を爲しうるところである。

一五三、無叀鼎　　銘文選四四に「王各于周廟、賄于圖室」と釋する。賄と解されている字は、積古に執膰の膰、從古に脤膰の意とし、銘文選はその義に據つたものと思われるが、下文は直ちに廷禮冊命の文に連なるので、ここはそのような祭儀の入るべきところではない。字形は逑に近く、周廟に格り圖室に赴く意である。逑は遂、遂行の意に用いる。

また銘文選に「官嗣穆王遉側虎臣」と「穆王」と釋する字は、窓齋賸稿に紅、韡華に空にして嗣（司）空の職とするが、何れも通じがたい。また特定の王名と解すべきではないように思われる。

一五四、善夫山鼎　　文首に「隹卅又七年正月初吉庚戌」とあり、銘文選四四五に山鼎として錄し、その曆譜の計算を試みている。共和以後の曆譜は極めて明確であるが、この紀年日辰はその譜に入らぬことを論じていう。

西周宣王三十七年正月初吉庚戌日、此紀年的正月初吉庚戌、不合於西周年表的任何王世、就銘文內容的格式而言、同於宣王三年的頌鼎、其形制同於宣王時之毛公鼎、紀年卅七年、也非宣王莫屬、故山鼎應是宣王卅七年器、西周自共和以下、王世紀年和月朔極爲明確、而此器不合、若上推到厲王三十七年計、於日辰亦不合、其干支可能有誤差

思うに夷王以前はその在位の年數も定說がなく、各代はその紀年銘の日辰によつて改めて編年を試みる外はない。厲宣以下に合わぬものについては、夷王以前の可能性をも試みるべきであると思う。器は夷王三十七年に譜入しうるものであろう。

一五五、虢叔旅鐘　　「逌天子多易旅休」の逌を、銘文選四二七に「假借爲由、介詞、因也」とするのは、積古・積微居の說による。字形よりいえば硒の初形。散氏盤にその字が數見する。積微居に自の意とする。孟毀に「自厥工」と明らかに自を用い、班毀に「隹苟德、亡逌違」と以の義に用いている例がある。

一五七、梁其鐘　　二器のうち通釋にその第一器を收めたが、金文集成一八七〜一九二、また銘文選三九七にその全銘を收める。通釋卷三上の補訂に際しても集成によつて補錄三九二頁したが、いま改めて第二器の銘を錄する。

用乍朕皇」且考龢鐘、鎗〻鏓〻、鈌〻鏟〻、用卲各喜侃前文人、用旛匃康瓹屯右、綽綰通彔、皇且考、其嚴才上、數〻纍〻、降余大魯福亡昊、用瓌光梁其身、勵于永令、梁其萬年無彊、龕臣皇王、眉壽永寶

この銘は考異德考德子事・揚鐘鏓鏟・右彔・身令・彊王寶の韻があり、銘文選の句讀に失韻のところがある。通釋に後半の釋文のみを補つただけなので、ここに全文の訓讀を加える。

梁其曰く、丕顯なる皇祖考、穆〻翼〻として、克く厥の德を哲にし、農く先王に臣へ、純を得て旼むこと亡かりき。梁其、肈ぎて皇祖考に帥型し、明德を秉り、夙夕を虔しみ、天子に辟へむ。天子、肩事す。梁其、身、邦君の大正として、用て天子に寵せられ、梁其の曆を蔑したまふ。梁其、敢て天子の丕顯なる休に對へて揚へ、用て朕が皇祖考の龢鐘を作る。鎗〻鏓〻、鈌〻鏟〻として、用て卲格して、前文人を喜侃せしめ、用て康瓹純祐、綽綰通錄を旂

匄(かい)す。皇祖考、其れ嚴として上に在り。數(ほう)と鑾(へい)として、余に大魯福を降して哭(いと)ふこと亡し。用て梁其の身を窺光(くわいくわう)にし、永命に勸(かな)はしめむ。

梁其萬年無疆にして、龕(つつし)みて皇王に臣へ、眉壽にして永く寶とせむ。

一五九、番匊生壺　　銘文選三〇九に器を孝王に屬していう。

佳廿又六年十月初吉己卯、此紀年爲西周孝王廿六年十月初吉之乙卯日、番匊生一般認爲就是番生、番生簋銘文語句部份與毛公鼎相同、因此有的認爲是宣王時器、按番匊生壺的形制與十三年及三年瘐壺完全一致、紋飾的風格也基本相同、諸如壺蓋上的弦紋和壺耳上的獸頭形狀等細部也很相似、說明兩者相隔的時間不應過久、又、番生簋紋飾爲回顧的大鈎啄鳥紋、是典型的西周中期式樣、這也可以佐證壺爲西周中期之器、此銘王世紀年爲廿六、西周中期王位在廿六年的、據推算僅爲孝王、查年表孝王廿六年爲公元前八九九年、十月乙卯朔而不是己卯朔、此外、於厲王・宣王之紀年干支亦並皆不合、今仍置於孝王之世

紀年日辰においてなお曆譜に適合しないが、西周中期において在位二十六年を超えるものは孝王の他になく、また厲宣の曆譜に適合せぬから、しばらくここに錄するという。思うに十八年克盨・二十年休盤・二十七年伊𣪘を以て構成する曆譜の中には、この器の日辰を加えることができる。そのような曆譜構成を矛盾なく組織できる條件の中で、その歸屬するところを考えるべきであろうと思う。器は夷王二十六年の譜に入りうるものである。

一六〇、番生𣪘　　銘文選三一〇に分類圖錄A二三七によつて、器は今アメリカ、ミズリー州のネルソン美術館に藏するという。文中の「用䌛𡆨大令」について、銘文選にいう。

䌛𡆨、䌛以東爲聲符、假作重、重畜同聲、𡆨、从口𢍰聲、𢍰通作貉、𢍰貉同音、詩魏風伐檀、胡瞻爾庭有縣貆兮、鄭玄箋、貉子曰貆、陸德明經典釋文、貉、戶各反、依字作𢍰、按字當假爲愙、貉愙皆以各爲聲符、𡆨讀爲愙、說文心部、愙、敬也、今字作恪、爾雅釋詁亦云、恪、敬也、故䌛𡆨卽重愙、漢書高帝紀、見高祖狀皃、因重敬之、論衡程材、天地事物、人所重敬、䌛𡆨猶重敬之意

䌛は緟の初文。說文十三上に「增益也」とあり、糸を染めるとき、八入九入するをいう。東は糸束、田は染汁の鍋の形。郭釋に綢繆とするのは尤も誤る。

一六五、弭伯𣪘　　銘末の賜與について、器名を弭伯師耤簋とする銘文選二七一に「䜌旂五日、用事」と句讀し、「䜌旂五日」について、五個の太陽を畫いた䜌旂であるとしていう。

䜌旂五日、謂鸞旗上飾有五個日像、此種鸞旗的形象見山彪鎭與琉璃閣二一頁之圖十一銅鑑（一・五六）中層圖案之三、戰陣前所建之旗上有五個日像、此卽所謂鸞旂五日、古代天子所建之旗繪有日像和月像、稱爲常、周禮春官宗伯司常云日月爲常

思うに日は下文に屬して「䜌旂五、日用事」とよむべく、輔師𤼷𣪘〔一五一〕に「易……旂五、日用事」とあり、五日を連續すべきではない。「日用」を連用するものは彔伯𣪘・小克鼎など、その例が多い。器にみえる弭伯の地が、器の出土地に近いであろうことは當然豫想されることであるが、銘文選に、通志氏族略等にみえる新豐の弭氏の地であろうという。

弭白、郎師耤、弭、古國名、通志氏族略、三輔決錄云、王莽時有弭疆、漢末新豐人弭仲叔、亦見決錄、望出新豐、新豐故城在今陝西省臨潼縣東、地望與藍田縣相去不遠、此弭氏或即西周弭國之後

弭の名を後にまで存していることからいえば、あるいはその地の名族であろう。

＊楚段　一九七八年四月、陝西省武功縣蘇坊公社任北村西周窖藏出土。同出に楚段八器、䟒叔段三器、內叔段等がある。䟒叔の器は、一九七三年十二月、藍田縣草坪の山坡から、かつて䟒叔鼎〔補七〕が出土したことがある。いまこの器銘中に中倗父の名があり、望段〔一二九〕との關係も考えられるが、內史尹氏の册命は弭伯段に見えるのみであるから、いまその器の關聯器として錄入する。出土の報告は考古一九八一・二にみえ、また銘文選二三二に錄入している。

隹正月初吉丁亥、王各于康宮、中倗父內又楚、立中廷、內史尹氏、册命楚、赤⊗市䜌旂、取遄五守、嗣莽啚官內師舟、楚敢拜手𩒨首、疐䫍天子不顯休、用乍𨻰段、其子〻孫〻萬年、永寶用器蓋

二銘、七行七一字、重文二〔舟首休段幽韻〕

隹れ正月初吉丁亥、王、康宮に格る。中倗父、內りて楚を右けて中廷に立つ。內史尹氏、楚に册命して、赤䊐市・䜌旂（を賜ひ）遄（徵）五守を取らしめ、莽の啚の官內師の舟を嗣めしむ。楚敢て拜手稽首し、天子の丕顯なる休に疐揚して、用て𨻰段を作る。其れ子〻孫〻萬年まで、永く寶用せよ。

「嗣莽啚官內師舟」の職は初見。莽宮には祭儀のための漁舟を備えるので、その官であろう。「疐揚」も初見。他器の「對揚」に當る語である。「取遄五守」は從來、窓齋に「取賦五守」、そのほか䝩・賃・債等の釋があり、大系五六に聲義未詳とする。通釋趞段〔八三〕などには「遺」と釋して徵の初文と解し、一種の職務俸的な賜與と解しておいた。銘文選に「遄」と釋し、

其上部爲耑字之簡省、遄・赗皆从耑得聲、在此是金屬稱量貨幣的名稱、即鍰、赗鍰音同、取遄五守就是允許取得鍰五鋝的俸祿

という。鍰と鋝と重複した語法となるので、取徵のような別解をなす方が順適であろう。

巻三下　第二八輯〜第三三輯

克盨　大克鼎　小克鼎　伯克壺　克鐘　師酉𣪘　大𣪘二　寰盤　師寰𣪘　鬲攸從鼎　毛公鼎　作册益卣　詢𣪘　師詢𣪘　望盨　井南伯𣪘　毛伯㽙父𣪘　師兌𣪘二　兮伯吉父盨　昜𠂤𣪘　虢季子白盤　不嬰𣪘　琱生𣪘一　琱生𣪘二

一六六、　克盨　　銘文選三〇五に文首の紀年日辰を論じていう。

佳十又八年十又二月初吉庚寅、西周孝王十八年十二月初吉庚寅日、據年表孝王十八年爲公元前九〇七年、十二月辛未朔、初吉無庚寅、克盨的紀年和克鐘及伯克壺的紀年推算不能相合

孝王の譜に入るべきものであるが、他の克器と合わず、譜に入りがたいという。これは兩者を一王の譜に収めがたいことを示すもので、前後二王の譜を設けてその譜入をはかるべきである。克盨は夷王十八年の譜に入り、十六年克鐘には周康剌宮の廷禮を記し、宣王期に屬すべきものと考えられる。

一六七、大克鼎　　銘文選二九七に器を孝王に屬し、その一證として文中の𩰫季の時期關係を論じていう。

𩰫季、見於五祀衛鼎銘、此時𩰫季爲厲有司、任邦君厲的屬官、尚未成爲宮廷大臣、而大克鼎銘中的𩰫季已爲贊助王禮的重臣、克云其祖師華父保厥辟恭王、則克之父應是懿王或恭懿間人、克是孝王時人、銘中所載王之錫命爲重申、則𩰫季自任厲有司至此時當有四十餘年、任官四十餘年也未始不可能、當然也不排除此鼎爲懿王末期的可能性

𩰫季は五祀裘衛鼎〔補一一〕においては厲の有司、伊𣪘〔一六九〕・大克鼎においては廷禮の右者として、王の近臣の地位にある。従つて諸器の時期も、これに準じて考うべきであるとする。なお銘文選は伊𣪘二二三を共王期に屬している。その推論を以ていえば、五祀裘衛鼎は昭穆期に上ることになる。關聯器の時期觀において、なお商量すべきところがあるように思われる。

銘末に近く、田人の賜與について「易女井遄𠣳人𩴚、易女井人奔于𥂴」と句讀し、注に「𩴚、收取」という。上文諸人の收取する所を以て與えると解するものであろう。𩴚は「𩴚𩴢」のように連用する語で、ここも「𩴚易」とつづけて訓むべく、上文の諸田・諸人と併せて、なお下文の出奔者たちを與える意である。器の時期について銘文選に懿王末期の可能性があるとするが、十八年克盨、二十三年小克鼎は夷王の譜に合う。大克鼎もその期に入るべきものであろう。

一六八、小克鼎　　銘文選三〇六に銘末を「眉壽永令、霝（令）冬（終）」と句讀するが、壽は上文の「朕辟魯休」の休と韻する。「純右眉壽、永命霝冬」と句讀すべきところである。器の紀年について、舊說に克器を晚期厲王に屬することを非としていう。

佳王廿又三年九月、西周孝王廿三年爲公元前九〇二年、九月壬申朔、舊說克器爲西周晚期厲王時器、近據年表推算、克鐘紀年合於西周孝王、而大克鼎銘中的儐相𩰫季與恭王時衛鼎銘中的裘衛同

時、而大克鼎銘文云其祖師華父事恭王、是龢季相當於克的祖父輩而爲其佑者、小克鼎的時代當與克鐘同爲孝王之世

二十三年小克鼎はおそらく十八年克盨とともに夷王期に屬すべき器。龢季の名のみえる伊𣪘も、夷王二十七年の譜に入る器である。また銘文中の「朕皇且釐季」について

釐季、克皇祖名、此人在無㠱簋銘中、亦稱皇祖、故知克與無㠱、當爲同一宗族

という。釐季を大系に大克鼎の「朕文且師華父」の字とし、師華父は共王に事えた人であるから、そこから器の時期を求めているが、兩者が果して一人の名字であるか否かは知られない。また釐季のような諡號にも同名のものが多く、その同異を識りがたいことがある。

一七〇、伯克壺　文首の「隹十又六年七月既生霸乙未」を銘文選二九八に孝王に屬していう。

隹十又六年七月既生霸乙未、西周孝王十六年七月既生霸乙未日、據年表孝王十六年爲公元前九〇九年、七月乙酉朔、十一日得乙未

銘文中の白大師は、また師𩛥鼎にもみえるが、銘文選は師𩛥鼎二〇二を共王期に屬し、本器の白大師とは別人であるとする。

白大師、恭王八年師𩛥鼎中的白大師與此器的白大師應是兩人、師𩛥鼎與此器的時代和器形紋飾皆不合、此白大師爲白大師釐、所作之器有白大師釐盨

銘文選にこの器に續いて、白大師釐盨（器蓋二銘）二九九「白大師釐乍旅盨、其萬年、永寶用」、釐鼎（器蓋二銘）三〇〇「釐乍寶齍鼎」を錄し、みな孝王期の器とする。兩器とも上海博物館藏。また白大師關係の器に白大師小子白公父の器銘文選三〇一がある。なお八紀師𩛥鼎の紀年日辰は、共王八年の譜に入ることができ、伯克壺は厲王十六年の譜に入る。前後相去ることほぼ百年で、この白大師を前後別人とする說は、首肯すべきものであろう。

一七一、克鐘　銘文選二九四に「隹十又六年九月初吉庚寅」を孝王に屬していう。

隹十又六年九月初吉庚寅、西周孝王十六年九月初吉庚寅日、據年表孝王十六年爲公元前九〇九年、九月甲申朔、七日得庚寅

この器には從來共王董作賓・夷王大系・厲王通考・麻朔・宣王唐蘭の諸說がある。廷禮は康剌宮で行なわれており、剌を厲と解して宣王說が出されており、一應その譜に合う。廷禮の右者は士曶であり、曶器との關係が考えられるが、銘文選には否定的な見解である。銘文選にいう。

士曶、此士曶與宰曶應是同一人、士・宰均是官名、此士當是周禮夏官司馬之司士、其職掌羣臣之版、以詔其政令、說明司士是主管官員的名籍、能詔王詔、以德詔爵、以功詔祿、以能詔事、以久奠食、正朝議之位、並掌國中之士詔、凡其戒令、王使士曶召克任命官職、身份與司士相似、因爲都是宮廷的文職大臣、故曶後可兼職或任職爲宰、稱宰曶、則此等制度又不可以周禮硬套、但此與曶鼎之曶非爲一人、曶鼎銘、王命曶更乃祖考司卜事、曶壺銘、更乃祖考作冢司徒于成周八師、知其祖考所官完全不同、故曶鼎之曶、與士曶及曶壺之曶、是不同的兩個人

また文中の京師について、大系に晉姜鼎にみえる京師とし、韓華に宗周とする說もあるが、錢穆氏の周初地理考にいうように、公劉篇の溥原・京師の地とすべきである。ただ錢氏がこの地を晉地にまで

擴大解釋するのは妥當ではない。銘文選にまたその詳說がある。

京𠂤、卽京師、地區名、今陝西邠縣一帶高地、其主要城邑爲豳、此地名亦見於多友鼎銘、嚴懖方興、廣伐京𠂤……多友西追、多友率武公之戎車西追玁狁、說明此京師在宗周之西、而不在別的方向、京師是公劉所遷之地、見詩大雅公劉、逝彼百泉、瞻彼溥原、迺陟南岡、乃覯于京、京師之野、于時處處、于時廬旅、于時言言、于時語語……于京斯依……豳居允荒、京師是一較大的高地、宜于遷居、其主要城邑爲豳、公劉建爲都城、由此可知、京師在宗周的西北部、在涇水中游以下、或以爲此是山西的京師、則非是、晉公𥂴銘有王命𨛭公、冂宅京𠂤、又晉羌鼎銘、譖覃京𠂤、辥（乂）我萬民、此京師爲唐叔虞所封之地、在今山西平遙附近、與公劉之京師絕不相同、京師是泛指高地、不必特指爲晉早期之都

この文は鐘銘であるが、押韻が甚だ乏しいのも異例とすべく、銘末の令・年二字が眞韻に入るのみである。

一七三、師酉𣪘　銘末に「用乍朕文考乙伯究姬䵼𣪘」とあり、その名はまた詢𣪘〔一八二〕に「文祖乙伯同姬」、師詢𣪘〔一八三〕に「剌祖乙伯同益姬」とみえる。銘文選一九二にこの器を共王元年の器とし、他の器との關係を論じている。その文は四條、極めて繁富にわたるもので、いま前二條のみを錄する。

隹王元年正月、此元年當是恭王元年、本器王世的推定涉及到一係列銘文所記載的王官世次、比較複雜、今爲疏理如下

一、師酉册命的官職・官名和詢簋大都相同、師酉所祭祀者是文考乙伯和究姬、詢所祭者是文祖乙伯和同姬、師詢簋銘則云是烈祖乙伯咸益姬、以上三器表明乙伯有究姬・同姬和益姬三位配偶、而師酉和師詢是父子輩關係

二、對師酉的册命者是牆、牆在恭王時任史官、此點由牆盤銘可知、詢受册命時右導者是益公、益公之名又見於九年乖伯簋和十二年永盂、此兩器皆屬恭王時、懿王二年王臣簋銘亦有益公、可知益公任官約在恭・懿兩世、由於牆的卒年不十分明確、因而從世次的排列上還不能提出師酉簋時代的直接證據、雖然我們曾推定三年𤼈壺屬懿王之世、𤼈壺銘文提到祭祀祖考、𤼈是牆之子、說明牆可能沒有活到懿世、但是我們既然採用王官世次排列法、因而就不用曆法推算的方法、這樣、必須利用益公家族的世次來推定十七年詢簋的時代

その所論を整理すると、次のようになる。

○師酉𣪘「文考乙伯究姬」
　詢𣪘「文祖乙伯同姬」
　師詢𣪘「剌祖乙伯咸益姬」
○懿七年牧𣪘「文考益伯（益公）」　盠方彝（孝）「文祖益公」　畢鮮𣪘「皇祖益公」
○史牆（師酉𣪘の册賜者）　（懿三年𤼈壺）
　右者益公　共九年乖伯𣪘　共十二年永盂　共十七年詢𣪘　懿二年王臣𣪘

これはのち馬承源氏が試みた西周期の斷代編年の重要な部分をなすものであるので、ここにその文を錄入しておいた。詢𣪘はその器制・文字より見て、比定の時期がやや早期に過ぎるようである。詢𣪘

は孝王、元年師詢毀は夷王、元年師酉毀も夷王に屬すべきものであろうと思う。すなわちその關聯の諸器は、概ね孝夷期に入りうるものである。

銘文選にはなお呉を虞と解し、「王才呉、各呉大廟」を「王才虞、各虞大廟」、その地は河東の大陽縣とする。しかしこの器は元年銘で王卽位のときであるから、宗周にある虞の大廟に至つて、この册命が行なわれたという。

呉、國名、此呉當是北呉、姬姓、傳世有呉姬匜、伯頵父鼎銘、白頵父乍朕皇考屖白呉姬寶鼎、漢書地理志、太伯卒、仲雍立、至曾孫周章而武王克殷、因而封之、又封周章弟仲於河北、是爲北呉、後世謂之虞、史記呉太伯世家、乃封周章弟虞仲於周之北故夏虛、裴駰集解引徐廣曰、在河東大陽縣、呉以國爲氏、而未著其名、此元年正月爲王卽位之時、不能遠在宗周以外、故此呉不是地名、而是呉所居之處所、則呉當是在宗周爲王官而受寵於王、故王可格其廟而册命於師酉

虞が姬姓の國であるとしても、諸侯が入覲し朝見するときに、王が臣下の家廟に格つて册命し、その宮を「大廟」とよぶことがあるであろうか。それで郭氏の大系に「呉大の廟」と解し、通釋もそれに據つた。同毀に呉大父の名があるからである。大廟は「宗周大廟」の他に例がなく、廷禮が家臣の廟で行なわれるときには、大室という。

一七五、大毀二　銘文選三九二に「豕以𡨦、頋大易里」の頋を舟聲にして迸、讀んで授と爲すとする。これは大系等に履と釋するのがよく、履踐の意。田土の授受に當つては古くその占有を示すためにこれを踐履する踐土の儀禮があり、そのことをいう。

一七七、寰盤　銘文選四二五に「隹廿又八年五月既望庚寅」を厲王廿八年、公元前八五一年五月己卯朔に配するときは干支合わず、相差うこと三日であるという。また宣王廿八年五月には庚寅の日がなく、しばらく厲世に屬するとしているが、厲譜では第十二日となり、既望の週に入らない。後期にして二十八年を超える曆譜は夷・厲・宣の他に選擇肢はなく、私の譜ではしばらく夷王に屬したが、その第二十六日となり、その差はやはり三日である。

一七八、師寰毀　文首を銘文選四三九に「王若曰、師寰、𢦏」と句讀し、𢦏を嘆詞とする。𢦏（𢦏）は大系に父と釋するのがよく、父はもと斧鉞を持つ形である。また「今敢博厥衆叚」を「現在竟敢迫使這些提供貢晦的奴隷們閒下來不事勞作」とするが、博は博伐、次の「反厥工吏」と對文、衆叚・工吏は、淮夷より貢晦を徵收するに從う徒隷の意であろう。故に下文に「弗速（績）我東䤋（國）」という。また貿を殘殺の意とするが、「卽」はその人に卽く意で貿（質）は問訊の意でなければならぬ。

一八〇、鬲攸從鼎　銘文選四二六に「鬲从吕攸衞牧告于王、曰、女受我田牧、弗能許鬲从」と釋する。受は從來は孚・𠬪と釋するが、大系に覓と釋するのがよく、通釋はその解に據つて「覓る」とよみ掠取の意とした。受という授受の關係ならば、提訴の理由としがたいようである。攸衞牧の誓言について、銘文選にまた「敢弗具付鬲从、其且（沮）射（厭）・分田邑、則斁（懲）」と句讀するが、則という接續詞は上文二句を承ける。「具付鬲从其且（租）」と「射分田邑」のことを履行せざれば、の意である。また斁（懲）と釋する字はその形でなく、むしろ放に近い。ただその字形に泐損があり、なお確かめがたいところがある。銘文選に「且（沮）射（厭）」と釋するのは句讀異なり、その具付

せざるところのものは「其且（租）」で、問題は田租の不給付ということである。なお、紀年の「隹卅又一年」は「隹卅又二年」と字の合文と讀むべきであろう。

一八一、毛公鼎　「雁受大命、率褱（懷）不廷方、亡不閈于文武耿光」を銘文選四四七に、閈を覲字を以て解していう。

閈、本義爲牆垣或里門、或謂門所以限內外、閈有限義、但以此解釋銘文、牽强難通、此云、亡不閈于文武耿光、與尙書立政之以覲文王之耿光、以揚武王之大烈句、辭例辭意全同、故閈當讀作覲、閈・覲古屬羣紐爲雙聲字、孔安國傳云、所以見祖之光明、揚父之大業、孔穎達疏、以顯見文王之光明、以播揚武王之大業

書立政の文を引いて解するのは王國維の說。ただこの文の主語は、上文の不廷方であるべきであるから、「顯見」というは妥適でなく、被動形に訓むべきところである。「家湛于囏」を「圂湛于囏」と釋して圂湛を連緜の動詞とするのは大系の說。圂は犬を圍む形に作り、家の形に近いが、家の異構と見るべく、書洪範「家用不寧」の意。周頌閔予小子「遭家不造」も同意。家の字兩出するを以て、異構を試みたものと思われる。家とは犬牲を埋めて奠基とする建物をいう。銘文選に「恖于小大政」の恖を擁と釋して擁と同部假借の字とし、「雍爲持義、擁于小大政、即執持各種政事」という。上文の「父我邦我家內外」の父と擁とは對應する語法であるという。恖は從古に愚、奇觚に專壹、王釋に惷作の意とするがみな文義に妥適でなく、師訇毀の「令女叀雝我邦小大猷」の「叀雝」の意に近い。惠に惠謹の意があり、恖も述林にいう謹愼の意とするのが最も文義に近い。

「告余先王若德」の若を、銘文選に經傳釋詞の「若猶其也」によって「其德」と解するのは郭釋に從う。「如此」という指示詞の用法とするものであるが、師訊鼎〔補一〇〕「弘正乃辟安德」「肇盄先王德」の用法からいえば、若は實字でなければならぬ。すなわち若は大盂鼎「若敬乃正」のように若順の意と解すべきである。上文の「上下若否」の若の義と同じ。銘文選に「無唯正昏、引其唯王智、廼唯是喪我國」と釋する引字の義について說無し。引は弘と解すべく、上二句は喪國の因となることをいう。正昏は正聞、引は弘と釋すべき字であろう。上文にも「弘唯乃智（乃の智唯るを弘いにす）」の句がある。弘は金文に多見、これを引と釋しては、師訊鼎「弘正乃辟安德」、史牆盤〔補一五〕「弦魯卲王」などの釋讀をえがたい。

＊作册益卣　毛公鼎に「鰥寡」の語があり、その語はまた作册益卣三代・一三・四六・一にみえる。卣は從來の著錄ではその字迹甚だ明晰を缺き、釋讀も困難であったが、銘文選一四二に錄入するところは剔抉して判讀も可能であり、隸釋も試みられている。器は上海博物館藏。いまその文を錄入する。

作册益（嗌）乍父辛隮、厥名（銘）義（宜）曰、子〻孫〻寶、不彔（祿）益（嗌）子、徃先盡死亡、子〻引有孫、不敢娣夔規鑄彝、用乍大禦于厥且厥父母多申（神）、毋念戠（哉）、弋勿刂益（嗌）鰥寡、遺祐石（祏）宗不剌

益は縊糸の象であるから益と解すべく、器名も作册益卣としてよい。銘文選の譯注に拘わりなく文義を求めると

作册益、父辛の隮を作る。厥の名義（銘）に曰く、子〻孫〻、寶とせよと。不祿なる益の子、徃

に先だち盡しみて死亡せり。子ゝに引く孫有り、敢て□□せずして鑄彝を
祖、厥の父母多神に禦ることを作す。念ふこと毋からん哉。弋ず益の鰥寡を刂すること勿れ。祐
を祏宗に遺して刜らざれ。

の意であろう。子を失つて、その遺孽に望みを託する意のようである。

一八二、詢段　銘末に「唯王十又七祀」という紀年があり、銘文選二三〇に共王十七年に屬すべき
ことを論じていう。

十又七祀、此十七年當是恭王紀年、師酉簋銘所記祭祀對象是文考乙伯、爲恭王元年器、詢簋銘中
所册封之官職官名多與師酉簋相同、祭祀對象是文祖乙伯、由此可知師酉是詢之父、但詢簋記詢受
册命入右者爲益公、益公之名恭王時器數見、十七年牧簋銘記祭祀對象爲文考益伯、故十七年詢簋
與十七年牧簋是兩個王世、十七年牧簋是懿王時器、其受册命者爲內史吳、吳方彝是懿王二祀之器、
故詢簋之十七年當是恭王紀年、由此知師酉卒于恭王十五年以前、詢因父喪至少三年後纔能服官

器を郭氏は宣王、唐蘭氏は厲王に屬している。器は瓦文段、兩珥銜鐶、その器制は共王期にまで遡り
うるか疑問とすべきところがある。夷王元年の師詢段との關係において、この器は孝王十七年に屬す
べきものであろう。

一八三、師詢段　銘末に「隹元年二月既望庚寅、王各于大室、焚內右詢」とあり、「用て朕が剌祖
乙伯・同盆姫の寶段を作る」とあつて、器の時期推定にその人間關係なども考慮される器である。從
來郭氏の大系に宣王說が提出されているが、その曆譜に入り難いことは明らかである。銘文選二四五
に懿王期說を提示していう。

隹元年二月既望庚寅、懿王元年二月既望之庚寅日、元年師酉簋爲恭王時器、詢爲師酉之子、十七
年詢簋有益公、而七年牧簋是懿王紀年、銘中已稱益公爲文考益伯、故十七年詢簋應是恭王時器、
此銘紀年爲元年二月、自應爲懿王紀年、然其干支與年表不合、銘文爲宋人所摹、未能得見原器以
相校勘

盆公・盆伯の名の關係を以てこれを懿王に屬するが、その曆譜に入りがたいという。その編年に問題
があるとしなければならぬ。器は宋代著錄の銘のみを存するものであるが、文中に「哀哉、今日天疾
畏降喪」のような語があることからいえば、時期はもう少し下るのではないかと思われる。もし卽位
のとき、堂下の禮を執つたとされる夷王元年の器とするときは、銘文にいう「疾畏降喪」、「妥立余小
子」の事實と合う。詢段は孝王十七年の器、三年後の夷王元年の師詢段はその文首の文が詢段と同じ
く、文義を相承けるところがある。

一八四、塱盨　「廼乍余一人夃」の咎に缺泐のところがあり、銘文選四四三に「乍余一人夃」と釋し、
夃は故にして災害の意であるという。上文に「又辠又故」と故字を用いる文があり、夃は盈滿の意で
あるから文義順ならず、ここは咎の壞文とみるべきであろう。

一八五、＊井南伯段　小校八・二六著錄の器で、今上海博物館に藏する。井氏は陝西の大族、井南
伯もその一族であろう。銘文選三六一に錄入、銘四行三〇字。

隹八月初吉壬午、井南白乍鄭季姚妃隮段、其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶、日用享考

隹れ八月初吉壬午、邢南伯、鄭季𡝗妃の隮段を作る。其れ萬年まで、子ゝ孫ゝ、永く寶とし、日に用て享孝せよ。

「鄭季」の鄭は、鄭段の鄭と關係があろう。この器は鄭段よりも字様稍ゝ古く、銘文選は器を西周中期に屬している。字は緊湊の體で、その排列も整然としている。

＊毛伯哃父段　西清古鑑乙編一二・一六以下に著錄。器は今臺灣の中央博物院に藏する。銘文選五二八に錄入。器蓋二銘、四行二二字。

毛白哃父乍中𡛥寶段、其萬年無畺、子ゝ孫ゝ、永寶用享

毛伯哃父、仲𡛥の寶段を作る。其れ萬年無疆ならんことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用して享せよ。

毛伯の名はまた鄭段に右者としてみえ、早くは班段にみえる。班段には毛伯・毛公・毛父と稱しており、後の毛公もその家の呼稱であろう。𡛥は姓であろうが、春秋列國のうちにこの姓を稱するものをみない。

一八八、師兌段二　元年師兌段に「隹元年五月初吉甲寅」とあり、この三年師兌段に「隹三年二月初吉丁亥」とみえるが、兩器の年月日辰が同一王の紀年の中に接續して譜入しえないことが、曆譜構成上の大きな懸案となつている。銘文選二七八にいう。

隹三年二月初吉丁亥、西周孝王三年二月初吉之丁亥日、按元年師兌簋銘載王命師兌胥師龢公司左右走馬、此器銘云、余既命汝胥師龢父嗣左右走馬、今余惟䌛𢦏乃命、命汝䫐嗣走馬、由此知三年師兌簋與元年師兌簋爲同一王世、但元年五月初吉有甲寅、則三年二月初吉決無丁亥之可能、且置閏也不可能相合、故本器銘文之干支必有錯記、器應斷爲孝王之世

兩器の銘文は、元年器において命じた册命を、三年器において確認し繼承する內容のものであるから、前後相接する器とみるべく、もし誤記でなければ改元ということも考えられるかも知れない。或いは誤鑄誤刻のことがあると考えられ、器は共和期に屬するものであろう。何れも師龢父の佐胥を命ずるものであり、その師龢父は共和十一年の師嫠段において、その死去が報ぜられている。

一九一、＊兮伯吉父盨　兮甲盤の作器者兮伯吉父の名をもつ盨があり、寶雞の出土と傳え、蓋のみを存する。銘文選四三八に錄入。銘三行二〇字。

兮伯吉父、乍旅隮盨、其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用

という。字様も盤銘に近く、一人の器とみられる。

＊易亙段　趞叔の名のみえるものに易亙段があり、積古五・二七以來多く著錄されている。器はいま廣東省廣州市博物館藏。銘文選三六九に錄入。銘三行二四字。

易亙曰、趞叔休于小臣貝三朋・臣三家、對厥休、用乍父丁隮彝

易亙曰く、趞叔、小臣に貝三朋・臣三家を休（賜）せり。厥の休に對へて、用て父丁の隮彝を作る。

小臣は易氏の職。殷以來その稱があり、殷では親王家に相當する貴游の身分であつた。西周の器において貝朋を賜與されるものは、殆んど殷系の氏族と考えてよい。器は廣州のような南方から出土していると考えられ、あるいは殷系氏族の流徙のあとを示すものであろう。

一九二、虢季子白盤　虢に東虢・西虢・北虢の別があり、虢仲、虢季をその何れに配するかについて從來諸説がある。銘文選四四〇にその分別を論じ、北虢・西虢はみな虢季氏であることを論じている。

虢季子白、虢季氏子白、下稱子白、虢爲周文王弟所封國、虢仲封西虢、在今陝西寶雞、虢叔封東虢、在今河南滎陽、一說、虢仲封東虢、虢叔封西虢、另有北虢、在今河南陝縣、此北虢一說爲西虢之一部、一說爲東虢之所分、虢季是虢之氏稱、而不是行輩、有虢季氏子㲋鬲銘可證、因爲虢仲・虢叔是王季之穆、所以虢氏亦可稱虢季氏、省稱虢季、虢季子白盤出土於寶雞虢川司、而虢季子㲋鬲出土於上村嶺虢國墓地、乃北虢、是北虢和西虢皆可稱虢季、一說、虢季是北虢、寶雞所出土的虢季子白盤是北虢轉贈於西虢者

雷學淇の介菴經說に周に五虢有りというも、東虢西虢等の名は漢志に起る。東虢・西虢の別については、陳槃氏の春秋大事表列國爵姓及存滅表譔異東虢一五六葉・西虢一七一葉に詳しい。ただその名は何れも漢志に至つてみえ、春秋期には郭と稱していることが多い。

一九三、不嬰段　銘文選四四一に、一九八〇年三月、山東滕縣後荊溝出土の器を錄し、舊著錄のものと器蓋相配するという。文中「玁狁廣伐西俞」の西俞について、銘文選に「西隃」とよみ、隃は漢書注に遙の音でよみ、西隃とは西方の邊地であるとする。王國維の考釋に「古時凡山地之當通路者、皆名之曰隃曰阬、實公名而非專名」とし、多くその名をあげている。下文に「宕伐玁狁于高陶」とあり、西俞と高陶と對文となるところである。

一九四、琱生段一　文首の「隹五年正月己丑」を銘文選二八九に孝王の五年としていう。

隹五年正月己丑、孝王五年爲公元前九二〇年、正月辛卯朔、己丑先天二日、傳世琱生簋尚有六年器、銘四月甲子、合於孝王六年四月十三日、此兩器內容有直接聯係、故此器之五年應是孝王紀年

銘文中に𠭰伯虎の名がみえ、召伯虎は詩大雅にもみえる著名な宣王期の名臣である。銘文選はそのことに疑問を存するとしていう。

𠭰（召）、卽下文的召伯虎、舊說此召伯虎是宣王時詩大雅江漢的召虎、斷爲宣王時之器、但孝王至宣王歷四世五朝、召伯虎任官不可能有百年之期、以往多以銘辭附會爲宣王時召虎的功烈、因而也未能得其確解

銘文選に、このような矛盾があるにも拘わらず、なおこの器を孝王に屬するのは、琱生の名が師𩛥段にみえ、師𩛥段を夷王十一年の器とするからである。琱生について、銘文選にいう。

琱生、琱、𥝌邑名、琱生爲居於琱的召公後裔、六年琱生簋銘、用作朕剌祖召公嘗簋、琱生之名、也見於師𩛥簋銘、宰琱生內右師𩛥、時琱生已任大宰的屬官、師𩛥簋爲夷王十一年器

ただ斷代のことは、むしろその時期の明らかな召伯虎を基準として、その前後に排比することを考うべきであろう。

銘文選にまたこの器銘の內容について說くところを、その釋文と注とに卽して訓むと次のようになる。

隹れ孝王五年、正月己丑、琱生（琱、𥝌邑の名）〔宗室に〕事有り。召〔伯虎〕來りて〔其の〕事を會〔理〕す。余、婦氏（內官、世婦の類、王后の命令を傳達する人）に獻ずるに壺を以てす。

〔婦氏、琱生に〕告げて曰く、君氏（女君、卽ち王后）の命を以て曰く、余老（久）しく公の僕䡇（附庸）土田の多くの積（穀物や薪芻の類）を止（殺減）したり。必ず伯氏（地官司徒の職）に從許せしめよ。公は〔まさに〕其の〔罰の積〕三〔成〕を宕（免除）するときは、汝（琱生）には則ち其の二〔成〕を宕（免除）すべし。公は〔まさに〕其の〔罰の積〕二〔成〕を宕（免除）するときは、女（琱生）には則ち其の一〔成〕を宕（免除）すべしと。余、君氏に大章（璋）を〔奉〕惠し、婦氏の帛束・璜〔の恩允と、田賦を減免する〕に報ず。

　　醫伯虎曰く、余既に訊して、我が考我が母の命を𠬝（明らかに）す。余敢て𧗳すこと弗し。余又我が考、我が母の命を至（致）さんと。琱生則ち、菫圭（瑾珪）〔を以て召伯虎に贈れり〕。

この器銘は、六年琱生𣪘の銘文と、事實關係において關聯するところがあるものと考えられ、六年銘には「余告慶」とあつて、慶とはおそらく裁判用語で和解を意味する語であろう。係爭はこの五年銘以來のことで、君氏がその調停を試みたものであろうと思われる。從來難解とされるこの銘文に新解を施したものとして、銘文選の解釋を紹介しておくのである。

一九五、琱生𣪘二　　六年琱生𣪘。五年琱生𣪘と銘文の內容に關聯するところがあり、銘文選二九〇にその關係をいう。

　召伯虎告曰、余告慶曰、公、召伯虎告訴說、我報告可慶之事、公！　以上是琱生銘記召伯虎告訴公、以前應償還田賦之事已獲解決的消息、五年琱生簋銘記琱生與公之附庸土田殺減應貢的田賦、請求君氏減免並得到伯氏同意之事、此簋乃記未減免部份應繳的積獲得解決一事、爲五年琱生簋銘文的續篇、召伯虎所告對象是公、前器所記是琱生與召伯虎會事的內容、此器召伯虎告慶的對象是公而不是琱生、但器爲琱生所鑄、與琱生欠積是同案之事

なお銘文の理解のしかたは、次のようである。

　召伯虎、告げて曰ふ、余は慶すべきことを告げん。曰く、公よ、厥の稟けたる貝は獄〔訟〕の積（田賦）に用ひたり。伯の祇む有り、成有るが爲なり。亦た我が考（父）幽伯幽姜の命なり。余は慶を告ぐ、余は邑（中）に至りて有司に訊ぐ。余は〔僅だ〕典〔記〕するのみにして、敢て〔此の事を〕典〔籍〕に名（成）し、獻ぜり。伯氏則ち璧を報じ（贈れり）たりと。

　琱生、朕が宗君（幽伯）の休に對揚して、用て朕が剌祖召公の嘗𣪘を作る。其れ萬年まで、子々孫々、寶用して宗に享せよ。

この兩器の銘文については、譚華・大系・積微居にそれぞれ說があり、私解とともに通釋巻三下に記しておいた。特異な內容のものであるから、それぞれ異なる解釋となつているが、事は彝銘に記して後事に備えるほど重要な案件であり、僅かな田租に關することとは思われず、おそらくその所有權とか遺留分とかに關するものであろうと思う。また當事者が召伯虎であることからみて、その時期が宣王期に屬すべきものであることはいうまでもない。

巻四　第三四輯〜第四〇輯

鄭虢仲段　鄭虢仲悆鼎　虞侯政壺　𩁹羌鐘　上鄀府簠　宋公䜌簠　曹公子池戈　陳侯簠　蔡侯𨭾盤　無男鼎　叔夷鎛　洹子孟姜壺　陳侯午敦　禾段　陳純釜　己侯壺　曾大工尹戈　楚公逆編鐘　楚王酓章鎛　曾侯乙編鐘　呉王光鑑　攻敔王光劍　大王光戈　王子于戈　者減鐘一　者汈鐘　越王州句劍

二〇〇、*鄭虢仲段　虢氏の器に鄭虢仲のように鄭を冠していうものが甚だ多い。その器には鄭立國以前とみられるものが多く、通釋においてそのことを論じておいたが、銘文選四五六にもそのことに觸れている。要を得た說であるので、ここに錄入しておく。

虢中、虢氏之一支、別支稱虢叔或虢季、虢仲冠以鄭字、明其居鄭爲官時所作、西周居鄭之大夫甚多、傳世有鄭虢仲悆鼎・鄭弇伯鬲・鄭弇叔鬲・鄭義伯盨・鄭井叔𣪕父鬲・鄭井叔康鬲・鄭楙叔賓父壺・鄭雍遼父鼎等等、大多爲西周中晩期器、此居鄭之大夫爲王官、非鄭國的大夫、鄭之封在宣王時、西周時有西鄭・南鄭、古本竹書記年、穆王以下、都西鄭、又云、穆王元年、築祇宮于南鄭、又、懿王元年、天再旦于鄭、穽鼎爲恭王時器、銘云、遣仲令穽𤔲鄭田、免卣爲懿王時器、銘云、王才鄭、但此都非終居之都、乃是陪都、此一時期金文載王在莽京、又亦在鄭、西周金文中之鄭在畿內之地、當爲西鄭、南鄭在漢中、因王有較長時期居於西鄭、王臣隨從、以此之故、周室卿大夫亦有居鄭者

鄭の立國の事情については小著「殷代雄族考、鄭」甲骨金文學論叢五所收に詳說したが、西鄭については陳槃氏の春秋大事表列國爵姓及存滅表譔異冊一・六五葉以下に詳論がある。

*鄭虢仲悆鼎　小校二・八一に著錄。器は今上海博物館藏。銘文選四五七に錄入。銘三行一九字。

奠虢中悆、肇用乍皇且文考寶鼎、子ミ孫、永寶用

鄭虢仲悆、肇めて用て皇祖文考の寶鼎を作る。子ミ孫、永く寶用せよ。

悆は季悆鼎三代・三・一八・二にその字がみえる。余の從うところであるから、余は愈と聲義の近い字であろう。

*虞侯政壺　虞芮の虞の器に虞侯政壺があり、曾廣亮の「山西省文物商店收進春秋虞侯壺」文物一九八〇・七にその紹介があり、銘文選五〇八に錄入。銘四行二四字、文右行。

隹王二月初吉壬戌、虞侯政乍寶壺、其萬年、子ミ孫ミ、永寶用

その故地は今の山西省平陸縣の北に在り、器は山西黎城の出土と傳えられる。

二〇四、𩁹羌鐘　銘文選八八九に「達征秦迮齊、入長城先會于平陰」と句讀するが、この部分は秦・先・陰が韻讀に入る。その韻字のところで句讀すべきであろう。

二〇九、*上鄀府簠　一九七二年、湖北襄陽縣余崗山灣出土。器蓋二銘、器銘五行三四字、右行。

蓋銘七行三二字。銘文選六三五に錄入。

佳正六月初吉丁亥、上鄀府、睪其吉金、鑄其壽匿、遐眉壽無記、子〻孫〻、永寶用之

佳れ正六月初吉丁亥、上鄀の府、其の吉金を擇び、其の壽簠を鑄る。其れ眉壽無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

亥・府・匿・記・之は之魚合韻。上鄀は鄀、下鄀は字を蠚に作る。

二一〇、＊宋公䜌簠　一九七九年、河南固始縣侯古堆一號墓出土。文物一九八一・一に簡報、銘文選七九二に錄入。器蓋二銘、二行二〇字。

有殷天乙唐孫宋公䜌、乍其妹句敔（敔）夫人季子媵匿

銘文選に句敔を吳とし、宋・吳の聯婚を示すものであろうとする。「有殷天乙唐孫」と誇稱するところに、宋器らしい特色がある。

＊曹公子池戈　陳邦懷の「曹伯狄簋考釋」文物一九八〇・五にみえ、今、山東省博物館藏。銘文選七八二に錄入。「曹公子池之鋯（造）戈」と銘する。曹は魯の哀公八年前四八七、宋に滅ぼされた。その器の知られるものはこの一器のみで、曹伯狄毁は器底の一部分が存するだけの殘毁で、拓影をみるを得ない。

二一一、＊陳侯簠　通釋に錄入したものとまた別の一器あり、上海博物館藏。銘文選五八四に錄入。器蓋二銘、五行二六字。

佳正月初吉丁亥、敶侯乍王中嬀□媵匿、用旟眉壽無彊、永壽用之

佳れ正月初吉丁亥、陳侯、王仲嬀□の媵簠を作り、用て眉壽無疆ならむことを祈る。永壽之を用ひよ。

亥・匿（簠）・之は之魚合韻。

二一二、蔡侯䜌盤　尊と同銘。銘文選五八七の尊銘釋にこの蔡侯を平侯とする。從來昭侯申陳夢家・成侯朔史樹青・聲侯產郭沫若・元侯李學勤の諸說があり、平侯は前五二九年卽位、昭侯の前である。銘文中に「敬配吳王」とあり、吳王はおそらく吳王夫差前四九五〜四七三、その間の蔡侯は成侯前四九〇〜四七二である。

＊鄦男鼎　鄦（許）の器には許子鐘〔二一二h〕など鄦子と稱するものが多いが、鄦男と稱するものが、一九六七年、長安縣灃西馬王村の窖穴より出土。考古與文物一九八四・一に報告された。同出六件、耒罍のような古器を含む。鄦男鼎は銘文選四六六に錄入。銘四行一七字。

鄦男乍成姜趄母朕障鼎、子〻孫〻、永寶用

鄦（許）男、成姜趄母の媵障鼎を作る。子〻孫〻永く寶用せよ。

この許について、銘文選に子男の稱はすべて定稱無しとしていう。

鄦（鄦）男、鄦、卽許國、說文邑部、鄦、炎帝太嶽之胤、甫侯所封、在潁川、从邑無聲、讀若許、又春秋隱公十一年、秋七月、壬午、公及齊侯・鄭伯入許、杜預注、許、潁川許昌縣、孔穎達疏、譜云、許、姜姓、與齊同祖、堯四嶽伯夷之後也、周武王封其苗裔文叔于許、今潁川許昌是也、靈公徙葉、悼公遷夷、一名城父、又居析、一名白羽、許男斯處容城、自文叔至莊公十一世始見春秋

……二十四世爲楚所滅也、漢世名許縣耳、魏武作相、改曰許昌、初封之許、故城在今河南省許昌市東三十六里、許於春秋稱男、而鄦子鐘・鄦子妝簠稱子、是子・男之稱並無定制

子男に定稱無しとするのは郭氏大系の說で、報告者もその說に依り、銘文選も同じ。思うに許子の字は古くは無に作り、許男の字は鄦に作る。初封の許は許男、のち楚に入つて或いは爵を改めたものであろう。鄦男の器が陝西の窖藏器中にあるということも、その事情を示すものであるかも知れない。

二一五、叔夷鎛　叔夷は自らの出自について「丕顯穆公之孫、其配襄公之妣（姉妹の子）、而𨱖（成）公之女」と稱している。この襄公・成公について、大系に齊の襄公・秦の成公とし、積微居に宋襄・杞成とし、銘文選八四七には積微居說を採る。

𨱖公、𨱖卽成、可能是杞成公、史記陳杞世家、共公八年卒、子德公立、德公十八年卒、弟桓公姑容立、司馬貞索隱謂德公系本及譙周並作惠公、又云惠公生成公及桓公、是此系家脫成公一代、故云弟桓公姑容立、非也、且成公又見春秋經傳、故左傳莊二十五年云杞成公娶魯女、有婚姻之好、至僖二十二年卒、始赴而書、左傳云成公也、未同盟、故不書名、是杞有成公、必當如譙周所說、又裴駰集解、徐廣曰、世本曰惠公立十八年、生成公及桓公、成公立十八年、桓公立十七年、銘稱其配襄公之妣而𨱖公之女、則襄公・成公應當同時、杞成公卒於魯僖公二十二年、卽公元前六三八年、其在位年代正與宋襄公相當、杞成公之女爲叔夷之母、則成公應爲叔夷的外祖父

しかし他國の諸侯を稱するのに國名を著けずにいうことはありえず、宋に襄公前六五〇～前六三七・成公前六三六～前六二〇があり、すべて宋室のことである。宋にエキソガミーの俗がないことは、殷以來の傳統であろうと思われる。

二一七、洹子孟姜壺　銘文選八五〇に銘末の部分を

齊侯既遭（濟）洹子孟姜喪、其人民都邑堇（慬）宴（憂）、無用從（縱）爾大樂、用鑄爾羞銅、用御天子之事

と句讀し、「齊侯爲洹子孟姜家喪、持服之事既成」、「其人民都邑慬憂、無用縱爾大樂」と解するが、持服の事終つて後には、慬憂して樂事を廢することはない。ここは「堇宴舞、用從爾大樂」と釋し、舞・樂は下文の事と協韻となるところであろう。

二一八、陳侯午敦　器は十四年銘の他に數器を存したようであるが、銘文選八六三に十年銘の一器を錄入している。今、華南師範學院藏。銘八行三八字。なお、銘文選に錄入する銘文は誤つて陳肪𣪘蓋のそれが錄されている。

隹十年、塦侯午、淖（朝）群邦者（諸）侯于齊、者（諸）侯享以吉金、用乍平壽造器𦎫（敦）、以𦎫以嘗、保有齊邦、永枼毋忘

隹れ十年、陳侯午、群邦諸侯を齊に朝せしむ。諸侯、享するに吉金を以てす。用て平壽の造器敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有し、永世忘むこと毋からむ。

塦侯午は田姓の齊の桓公前三七四～前三五七。諸侯を朝せしめ、霸業を爲したときの器。春秋の時の齊の桓公前六八五～前六四三とは別の人である。

＊禾𣪘　貞松四・四六等に著錄、銘六行一六字。上海博物館藏。銘文選八五五に錄入する。

隹正月己亥、禾肈乍皇母懿龔孟姫饋彝

文中の禾は田和、子禾子釜の禾である。銘文選にいう。

　禾、即田太公和、禾・和古通、田和之和、金文但作禾、齊三量之一子禾子釜銘、子禾子、亦即田和、史籍中又稱和子、戰國策魏策、昔曹恃齊而輕晉、齊伐釐莒而晉人亡曹、繒恃齊以悍越、齊和子亂、而越人亡繒、又呂氏春秋季秋紀順民、齊莊公請攻越、問於和子、和子即禾子、前冠一子字乃尊稱、公羊傳隱公十一年文有子沈子、何休注、沈子稱子冠氏上者、著其爲師也、第二子字是男子通稱、從本銘及子禾子釜可知、禾是田和的本名、而史籍所載其名爲和反是假借字、此爲田和未稱侯以前之器、簋的形制爲方座、龍耳、粗拙的波曲紋、是典型的齊器

和鐘を禾鐘に作る例が多く、禾・和が通用の字であることは明らかである。

＊陳純釜　銘末の「敦者曰塦純」の敦について、銘文選八五七にこれを屯の義に解していう。

　敦、本義於此不合、當假借爲屯、詩大雅常武、鋪敦淮濆、鄭玄箋云、敦當作屯、左傳哀公元年、夫屯晝夜九日、此屯即屯守、史記傅靳蒯成列傳、將屯、裴駰集解、勒兵而守曰屯、關隘要地、守者將兵、故曰敦者

器は量器。子禾子釜にその用途を詳述している。關守の者に政刑の權限があつたので、別に駐屯の軍があつたのではない。詩魯頌閟宮「敦商之旅」の箋に「治也」とあり、治定の意である。

二二〇、＊己侯壺　一九七四年冬、山東萊陽縣出土、同出に鼎・甗・盤・匜等の器がある。銘三行一三字。

　己（紀）侯乍鑄壺、使小臣用汲、永寶用

　紀侯、壺を作鑄し、小臣をして用て汲ましむ。永く寶用せよ。

小臣は殷では王族中の身分呼稱であつたが、この器のころには祭事に給事する職名となつている。器を銘文選三四九に西周中期に屬するが、おそらく列國期に入るものであろう。

二二六、＊曾大工尹戈　一九七九年四月、湖北隨縣出土、文物一九八〇・一に出土の報告と、李學勤氏の論考がある。銘文選六九三に錄入、銘四行一六字。

　穆侯之子、西宮之孫、曾大攻尹季[舌台]（怡）之用

同坑出土の別の戈に「周王孫季[舌台]（怡）孔臧元武元用戈」とあり、同じ作器者であるから、姫姓の曾が問題となり、李氏は隨縣に當時姫姓の曾國が存したのであろうとする。山東の姒姓の曾と別の國で、楚器に曾姫無卹としてみえるものであるという。その說は早く唐蘭の壽縣所出銅器考略にみえ、陳槃氏の春秋大事表列國爵姓及存滅表譔異册四・二九八葉に諸說を集めて詳論されている。

二二七、＊楚公逆編鐘　山西天馬曲村の北趙晉侯墓遺址は一九九三年來發掘調査が續けられていたが、四箇月を要して十一區の發掘を終え、三座の大墓が調査された。そのうち第六四號墓は全長二四・三米、棺外髹漆彩繪、主人は玉を以て面を覆い、五鼎四毀四尊等の外、編鐘一組八器などが隨葬され、鼎二器と毀一器には「晉侯邦父」の名がみえる。毀は直文方座附耳、鼎は波狀文、壺は獸耳銜鐶、何れも大器。編鐘は嘯堂等に錄する宋刻にみえる楚公逆鎛と同人の器で、その出土が注意される。李學勤氏に「試論楚公逆編鐘」文物一九九五・二の一文があり、照片によつて釋文を試みている。

唯八月甲午、楚公逆、祀厥先高祖考・大工・四方首、楚公逆出、求厥用祀四方首、休、多擒鎮鼬内鄉赤金九萬鈞

楚公逆、用自作龢燮錫鐘百□、楚公逆其萬年用、保□大邦、永寶

唯れ八月甲午、楚公逆、厥の先高祖考・大工・四方の首を祀らんとす。楚公逆出でて、厥の用て四方の首を祀らんことを求む。休（善）なり。多く鎮鼬内鄉の赤金九萬鈞を擒（え）たり。楚公逆、用て自ら龢燮錫鐘百□を作る。楚公逆、其れ萬年まで用ひむ。大邦を保□し、永く寶とせよ。

大工は或いは夫工に作り大臣、多擒下の二字は人名或いは族名、内鄉は納享にして進獻、保下の一字は厥、楚公逆がその先祖や大臣・四方の神に對して、人首を以て祀る祭禮を擧行するため出征し、多くの擒獲をえた。この勝利によつて九萬鈞の銅の進獻を得たので、この編鐘を作つた。以上が李氏の解釋である。

楚公逆鎛については、その出土・傳承の上に疑問があり、字迹も類例のないもので、通釋においては疑問を存しておいたが、今この器の鑄銘文物一九九四・八、圖六をみるに、その字樣は楚公逆鎛に近似しており、同じ樣式のものであることが知られる。楚公逆は熊咢、周宣王二十九年前七九九即位、宣王三十七年前七九一に歿した。晉侯墓の晉侯は晉の穆侯、宣十七年前八一一即位、四十三年前七八五に歿しており、殆んど同期である。

この銘に於て最も注意すべきことは、先公諸神を祀るため出征し、軍功を得たとしていることである。

南方では銅鼓圖などに首級を携えた戰士の像を畫くことが多いが、そのような俗が存したのであろう。百下の字は車であるらしく、郭沫若の「屓敖段銘考釋」考古一九七三・二にその分量の計算が試みられている。この編鐘がもし大量の銅で作られたとすると、晉侯墓に收められている一肆の編鐘は、楚から贈られたものであるかも知れない。宣王の當時、晉楚が激突するというような事情は、考えがたいように思う。何れにしても、この器の出土によつて、從來疑問とされていた楚公逆鎛は、その左證とすべきものを得たことになるわけである。文は考首休・用邦寶の韻を用いる。

＊楚王酓章鎛　一九七八年、湖北隨縣の曾侯墓より出土、銘は鐘と同じ。同出の鐘六十四枚、銘文選六五五に錄入。鐘には早く宋刻の器がある。

＊曾侯乙編鐘　一九七八年五月、湖北隨縣擂鼓墩一號墓出土、六四件、同出の楚王酓章鎛とともに八組三層に配列されていた。各器「曾侯乙乍時（之）、宮」、「曾侯乙乍時、商」以下角・徵・羽（雩）、その反・少商・少羽など樂律のことを記す。宮鐘は一八行六六字。以下、銘文選七〇五～七六八に錄入。樂律の文は難解であるが、饒宗頤・曾憲通「隨縣曾侯乙墓鐘磬銘辭研究」香港中文大學出版社・一九八五に詳說がある。文多くして今錄せず。

二二九、吳王光鑑　銘文選五三八に文首を「隹王五月、既字白期、吉日初庚」とよみ、既字は女子成人、白期は婚期の迫る意としていう。

既字白期、吉日初庚、既已許嫁而字、吉期已近、吉日爲五月的第一個庚日

字、舊釋子、非是、細審原器實爲字、墨拓亦有宀痕、古婦女成年許嫁而字、公羊傳僖公九年、婦

女許嫁、字而笄之、何休注、婚禮曰、女子許嫁、笄而醴之稱字

白期、吉期已近、白、假爲迫、義爲近、說文辵部、迫、近也

期、吉期、儀禮士昏禮、請期用鴈、主人辭、賓許告期、如納徵禮、又昏辭、旣某重禮、某不敢辭、敢不承命、請期、又某使某受命吾子、不許某敢不告、期曰某日、白期、卽迫此吉期

吉日初庚、五月的第一個庚日

從來この部分は旣生霸の異語郭沫若、旣字白期にして吳王光の長子白期の冠禮唐蘭、王僚の喪期陳夢家等の解があるが、銘末は婚嫁の女子を遣る辭と解すべきであるから、事實關係としてはこの解が最も近い。しかし五月と吉日の間に「旣已許嫁而字、吉期已近」の意を、この四字で表現しようとするのは無理であろう。庚・光・銚の韻字をとる關係上、句を整えたとみられるところがあり、「旣字白期」はやはり週名を加えた部分とすべく、「旣死霸の期」の意であろうと思われる。

＊攻敔王光劍　一九六四年九月、山西原平縣峙峪村出土の器文物一九七二・四と一九七八年五月、安徽南陵縣出土の器文物一九八二・五との二器があり、ともに銘文選五三九・五四〇に錄入する。

攻敔王光、自乍用劍　山西出土

攻敔王光、自乍用劍、以戠戕人　安徽出土

他にも吳器が中原の各地から分散出土しているものが多く、吳王夫差鑑のごときも山西代州蒙王村から出土している。また攻敔王夫差劍は、一は湖北襄陽蔡坡出土、一は河南輝縣で徵集されている。

＊大王光戈　容庚氏の鳥書考中山大學學報一九六四・一に載せ、銘文選五四一に錄入。

大王光、逗自乍用戈

と銘する。大王はあるいは吳王の省文かとみられる。逗を銘文選に爰にして語詞と解する。爰は虢季子白盤に「王各周廟、宣廟爰鄉」のような例がある。

＊王子于戈　一九六一年、山西萬榮縣廟前村后土祠出土、文物一九六二・四-五期、また容庚氏の鳥書考に考釋があり、銘文選五四六に錄入する。銘は援・胡・背にわたり、「王子于之用戈　□」の七字を象嵌して加える。王子于を銘文選に吳王僚州于の卽位前の稱とし、左傳昭二十年「(伍)員如吳、言伐楚之利於州于」の杜預注に「州于、吳子僚」とあるのを引く。楚に對抗するために吳は晉と結んでいたので、吳の器が多く晉地に贈られていたと考えられる。

＊者減鐘一　銘文選五三四にその銘を錄入し、「工𫊣王皮鷨之子者減」の皮鷨に注していう。

皮鷨、卽吳王畢軫、史記吳太伯世家、頗高卒、子句畢立、司馬貞索隱引譙周古史考作畢軫、畢軫爲皮鷨的音假字、畢皮同幫組、鷨從堇聲、堇爲見紐文母、軫爲端紐眞母、爲音近而韻部旁轉

皮鷨はおそらく皮難であろう。從つてその轉音とする說は成立しがたい。吳が王號を稱するのは、句畢の後、去齊を經て壽夢の時のことであるから、この器は壽夢よりも後である。壽夢の長子を諸樊という。諸・餘は吳越の人名に於て多く發語に用いる。それで皮難とは樊の反語と解すべきであり、その人は諸樊と解すべきであろうと思う。

二三〇、者汈鐘　銘文選五五二に錄入。その釋文を收めるが、鐘銘は押韻の文、その句讀には韻讀を失する所が多い。また者汈は大夫柘稽であるとの論を發しているが、その說は饒宗頤氏の銘釋金匱

者沕、舊釋者沪、此字之〻與銘文中剌字所从之刀相同、故當釋沕、者沕有云爲越王翳之子諸咎、銘乃越王訓子之辭、一說爲史記越王句踐世家之大夫柘稽、按銘文內容、不當解釋爲越王訓子之辭、而是對大夫的命辭、史記司馬貞索隱云、柘稽越大夫也、國語作諸稽郢、而漢書百官公卿表作諸稽到、到・郢字形傳抄易誤、沕舊釋沪、以爲郢是而到非、今銘文隸定爲沕、沕从刀聲、刀到同音、到通假爲沕

*越王州句劍　容庚氏の鳥書考に越王州勾劍を錄し、銘文選五六〇に錄入、傳世七器、正反二銘、「戊王州句、乍自用僉」と銘する。州句は朱句。史記越王句踐世家索隱に引く紀年に、「於粵子朱句、三十四年滅滕、三十五年滅郯、三十七年朱句卒」とみえる。越絕書・吳越春秋には均しく不揚に作る。

補釋篇　第四八輯〜第五〇輯

補一、㺇尊　銘文選三二に「自之辪（乂）民」の之を雒邑とし、雒よりして來つて人民を治理する意とする。ここは天に廷告する辭で、「余其宅茲中或（國）、自之辪民」まで辭意通達、「烏虖」以下はまた語氣を改めている。之は「之子」のように領格に用い、「之の辪民」とは殷の遺民をいう。自は用、「之の孽民を自ひよ」とは、殷の遺民を統治する意。文末の「隹王五祀」は、殷式の紀年法である。

補五、旟鼎　「王姜易旟田三于待□、師𣏟酤兄」の酤兄を銘文選一一四に「酖貺」と解し、酤について

从酉从舌、與𠂤盂鼎銘酸字同、樂酒之意、當釋爲酖、假借爲忱或訦、義爲誠爲信、說文心部、忱、誠也、从心冘聲、詩曰、天命匪忱

という。王姜の賜田のことを代つて執行する意であるが、そのことを「訦に貺す」ということは疑わしい。酖は酒に従い、酒は灌地して祭るものであるから、「酖貺」とはその授與の際の儀禮をいう語であろう。

補七、㝬叔鼎　銘文選三七二に錄入する銘文によると、㝬の下に虫の形があるが、㝬の異文とみてよい。「壽考」を銘文選に「壽耇」とし、耇は者の意とするが、「壽考」の語は詩篇に八見し、當時の常語であつた。かつ文は考・姫・考・姫・寶、幽之合韻、その韻字を以て句讀を施すべきである。

*㝬叔㝬姫殷　一九七八年四月、陝西武功の窖藏器、殷六蓋三器が出土、考古一九八一・二にその報告がある。㝬叔の器は一九七三年十二月、藍田の農地から㝬叔鼎が出土している。夫人名が異なるが、一家の器であろう。銘文選三七一にその文を錄入している。

㝬叔㝬姫、乍伯媿賸殷、用享孝于其姑公、子〻孫、其邁年、永寶用

㝬叔㝬姫、伯媿の媵殷を作る。用て其の姑公に享孝せよ、子〻孫、其萬年まで、永く寶用せよ。

銘文選に㝬を胡と同聲、安徽阜陽の胡國とするが、㝬を胡と釋するのは、宗周鐘の㝬を厲王胡の名とし、宗周鐘を厲王の器とすることから發するもので、王の私名を金文に錄することはない。㝬は簠の金文形がその形に從つて作るように甫の聲でよむべく、姜姓四國の一である甫とみるべきである。周はのちその南境を失い、甫侯の屬も陜中に入り、その器を周原に殘した。胡については陳槃氏の春秋大事表列國爵姓及存滅表譔異冊五、四五七葉に詳しいが、本器銘に關するところはない。

*㝬叔簠　周金三・一四二等に著錄。銘文選六〇六に錄入、銘三行一六字。

㝬叔乍虞姫障簠、其萬年、子〻孫、永寶用

㝬は㝬侯の㝬、㝬は姜姓、姫姜は通婚の關係にあつた。

*㝬侯之孫陳鼒　貞松二・三八等に著錄。銘文選六〇七に錄入、銘二行七字。「㝬侯之孫墜之鼒」と銘する。㝬侯は甫侯。㝬器・㝬侯の器は、みな姜姓甫國の器である。

補一〇、師𩏂鼎　「臣朕皇考穆王」の語があり、共王八年の器であることが確認される。銘文選二〇二に此の器銘を收め、文末のところを

用安乍（祚）公上父尊于朕考章（虢）季易父𢽳宗

と釋する。ただ章を虢に用いる例はなく、章は郭と釋するのが普通である。分類圖錄A一九二に郭白取殷を著錄、銘は三代八・五〇・四に收めており、補記篇卷二通釋第六卷四七五頁に解説を加えておいた。字迹は穆王期の緊湊體のものである。

*恒殷蓋　銘文選三二〇に文首を「王曰、恒、令女更㠩、克𤔲直（值）啚（鄙）」と句讀する。克はおそらく上屬、㠩克が人名であろう。また文末の「虞寶用」について、虞を永と解していう。

虞、假作永、虞入疑紐魚部、永爲喩紐陽部、疑・喩紐音相近、魚・陽陰陽對轉、二字音近可通

虞は玉篇に「有也、望也、專也」とあり、ここでは希求の意を含む用法であろう。この器蓋二銘の他にその用義法はないようである。

補一一、裘衞盉　「矩白庶人、取菫章于裘衞、才八十朋厥賓」、「矩或取赤虎兩、麀㚃兩、㚃韐一、才廿朋」の才を銘文選一九三に裁と釋し、裁制の意とし、また財と訓むことも可能で、錢八十朋・錢

廿朋で交換を求める意であるという。即ち交換取引のことを記した文と解するが、取とは掠取、その下文の「舍田」以下は、賠償として交付するものをいう。才は在、その價値に相當する對價の意である。

＊矩叔壺　攈古二之二・五四等の著錄にみえ、銘文選三八〇に錄入、同銘壺二器、銘三行一七字。

矩叔乍中姜寶隮壺、其邁年、子〻孫〻永用

矩について「西周國族名、史籍未載」という。裘衞盉に「矩伯庶人、取堇章于裘衞」とあり、單に矩ともいう。矩叔はその族であろう。

＊毛叔盤　西清甲編一五・三に著錄。北京故宮博物院藏、銘四行二三字。銘文選九一二に錄入。「毛叔粲（媵）虒氏孟姬寶盤、其萬年眉壽無彊、子〻孫〻、永僳用」と銘する。毛叔の名は早く此鼎にみえるが、同一人か否かは知られない。十七年此鼎銘の紀年日辰は厲王期に入るものとみられる。

＊𠑾匜　銘の末文に近く「乃師或以女告、則到（致）乃便（鞭）千、𪓐𪓐、牧牛則誓」とあつて、乃以下はもし契約不履行の場合の罰則をいうものと思われる。未釋の二字を通釋では「𪓐𪓐」と釋しておいたが、銘文選二五八に黑に從う字形と解し、墨刑を示す字であるとしていう。

𪓐𪓐、𪓐𪓐字書所無、𪓐字从茁、茁卽瞢省聲、夢字之所从、與幪爲聲轉義通字、說文巾部、幏、蓋衣也、所以𪓐應當就是尙書大傳、下刑墨幪之幪、𪓐、銘字上部所从之聲旁與說文屋字古文𡱿上部相同、銘字又从殳、與从刀之劅通、應卽黫字、玉篇黑部、黫、乙角切、刑也、或作劅、晁說之易詁訓傳引京房云、刑在頄爲劅、頄是顴骨、劅刑在面、也就是墨刑、周禮秋官司寇司刑、墨罪五百、鄭玄注、墨、黥也、先刻其面、以墨窒之、楊倞注、世俗以爲古之重罪以墨涅其面而已、更無劓刖之刑也、或曰、墨黥當爲墨幏、但以黑巾幪其頭而已、𪓐𪓐是一種象徵性的墨刑

銘文の字形は必ずしも黑に從うものでなく、むしろ莫に近い形のようである。かつ墨刑は辠・辜・童・妾などすべて辛（針）の字形を含み、攴・殳に從うものはない。いまこの二字は攴に從うて、鞭の下にあり、おそらく鞭朴の刑を意味するものであろうが、他に例がなく、その字解をえがたい。

補一二、＊𢦚𣪘一　「守戎孚人百又十又四人、衣博」とある「衣博」を、銘文選一七六に「衣博（搏）」と釋して、文意を「奪回被淮戎所俘的一百一十四人、搏鬬結束」の意で、衣は卒の省略形にして卒終の意とする。思うに敔𣪘三〔一六四〕に孚人四百を奪還してこれを「衣肆」する禮があり、これは一たび虜囚となつたものを奪還した場合の潔齋の儀禮の意と考えられる。字のままに「衣博」と釋し、「衣肆」と同じ儀禮と解すべきところである。衣替えして潔齋する意と思われる。

＊𢦚𣪘二　𢦚の傳世器のうち、上海博物館收集の器に由來の明らかでないものがあり、銘文選一七七に錄入する。銘三行一七字。

𢦚乍且庚隮𣪘、子〻孫〻、其萬年、永寶用　（圖象）

と錄している。𢦚氏の諸器中、圖象をしるすものはこの一器のみである。父戊爵三代・一六・一二・一の圖象に近い。

補一四、利𣪘　銘文選二二に文首の部分を

珷（武）征商、隹甲子朝歲鼎、克聞（昏）夙（夙）又（有）商

と句讀する。これは出土報告者の試みた「隹甲子朝、歲鼎克昬、夙又商」、また唐釋「隹甲子朝、越鼎、克聞昏、夙又有商」、于釋の「隹甲子朝、歲鼎貞克聞聞、夙又有商」と、その句讀・釋文を異にするところがあり、また解釋においても、「歲鼎」を歲星當前、この征商のとき、歲星がまさに照臨する位置にあつたとする。その證として、國語周語下「昔武王伐殷、歲在鶉火」、その韋昭注に、鶉火を周の分野とする說を引く。これは戚桂宴の說である（通釋第六巻三二七頁參照）。歲を歲星とする說は于釋にすでにみえるものであるが、歲星の說は列國期に至つて西方からもたらされたもので、殷周の際には歲星の知識はまだなかつたものとしなければならぬ。當時の用法では、歲は卜辭に祭名としてみえ、書の洛誥に「烝祭歲」、逸周書作雒解に「武王旣歸、成歲」など、みな祭名として用いている。

また鼎を當と訓じて、歲鼎を以てその年次を示すとするが、年次を示す語を「甲子朝」の次に列するという語法はありえない。かつ鼎を當・方の義とするものは漢書匡衡傳の服虔・應劭の注にみえるもので、古訓ではない。すでにその時を甲子朝と限定しているのであるから、次の歲鼎はその時限における行爲をいうものでなければならぬ。歲・鼎が何れも祭名であることは、通釋に述べた。これは戰勝を祈願して、その祭祀を行なつたことをいう。

「克聞」以下、銘文選の釋によれば、暮より晨に至つて商を滅ぼした意であるという。聞を昏と釋しているが、金文にこの字を昏夕の意に用いた例はない。聞は周書にも康誥に「冒聞于上帝」、酒誥に「登聞于天」とみえる。㺿尊に「則廷告于天」とあり、その廷告の達することを聞という。從つて「克聞」の二字で句となる。

銘文選に殀（夙）を夙は早にして黎明の前とする。于釋はこれに近いが爭先の義とする。また又を佔有の意とするが、一王朝を一戰して佔有するということは容易でない。周書には克殷の後にも殷を「大邦殷」とよんでおり、殷はなおその餘威を存していたのである。又（有）という動詞は保有の場合、單獨で用いるよりも、大盂鼎「灋保先王、□（匍）有四方」、秦公鐘「匍有四方」のように連語として用いることが多い。その語法からいえば、文は夙有の連語とみるべきである。夙は詩大雅生民の「載震載夙」の夙、ここでは震驚の意である。

補一五、史牆盤　一九七六年、陝西扶風縣法門莊白一號窖藏出土の史牆盤は、甚だ長文の銘で、毛公鼎の四九九字、散氏盤の三五〇字に及ばぬとしても、大盂鼎二九一字、大克鼎二九〇字に並ぶ一八行二八四字、其の考釋も通釋補釋篇に錄入の諸篇の他に

徐仲舒　西周牆盤銘文箋釋考古學報一九七八・二
李學勤　論史牆盤及其意義考古學報一九七八・二
戴家祥　牆盤銘文通釋上海師範大學學報一九七九・二
于省吾　牆盤銘文十二解古文字研究第五輯
趙　誠　史牆盤銘補釋古文字研究第五輯
馬承源　牆盤銘文別解上海圖書館建館三十周年紀念論文集一九八二

などがある。銘文選二二五の釋文注釋は、これらの研究を勘案した上で記されたもので、解讀上の問

題點はすべて愼重に考慮されたものである。右の研究の内容をここに紹介することは避けるが、一の問題點としては、この文が長文の盤銘で、有韻の文であること、これらの釋文にその押韻の部分が十分考慮されていないということがある。例えば「上帝降懿德大甹、匍有上下」と句讀するも德・下が韻、「尢保受天子綰令厚福豐年」と句讀するも、令四年が韻である。文の韻讀は補釋篇の史牆盤の條に記しておいた。

*商尊　史牆盤と同處の窖藏器に商尊があり、補釋篇に關聯器として、その項中に錄しておいた。銘文選一四〇に庚姬尊と標してその器を錄し、庚姬卣一四一も同文である。卣は器葢二銘。銘文選に

隹五月辰才丁亥、帝（禘）司（祠）、商（賞）庚姬貝卅朋、迖玆（玆）廿寽商（賞）、用乍文辟日丁寶尊彝、

と句讀する。庚姬を受賜者にして、同時に作器者とするものである。しかし上文の賞賜の商と、下文の「商用」の商とは字形が異なり、上文の字は貝に從ひ、下文の字は⊔に從う。下文の商は殷商の商、庚姬は姬姓にして商に下降したもので、庚姬に對する賜予について、商が文辟日丁の器を作っており、日丁は殷式の廟號である。商の父は辟君とよばれ、商はその國號を傳える家であることが知られる。また「迖玆廿寽賞」と句讀し、迖を弋取、「取此廿寽以賞」という。玆（此）とは上文の貝卅朋を指すと解するのであろうが、貝卅朋のうち廿寽ということはありえない。玆は絲と解すべく、曶鼎には「玆三寽」、守宮盤にも「玆束（絲束）」の語があり、庚姬に對する賜與は貝卅朋と絲廿寽とである。從って「絲廿寽」下の商は上文に續かず、「商用乍」と作器者の名となる。商周興廢の後の兩朝のあり方について、その關係を示す器の一として注意すべき銘文である。

*作册折觥　一九七六年一二月一五日、史牆盤等とともに多數の窖藏器が出土、盤の他に商器・陵器・折器・豐器・牆器・瘐器などの器群が出土した。それらの器群については補釋篇の史牆盤の項に概說しておいた。

作册折觥を銘文選八九に作册旂觥として著錄。「隹五月、王在厈、……隹王十又九祀」とある年紀について、これを西周昭王の十九年五月とし、「王在厈」をいう作册睘卣と同期とする。昭王十九年（公元前一〇一四年）五月乙丑朔、二十四日の戊子に當るという。思うに「王才厈」をいう睘・趞の器は器制・字樣甚だ古く、昭王の時期に下るべきものではない。この紀年は、成康の紀年を考えると き、重要な資料となるべきものと思われる。王姜の名のみえる作册睘卣に「王才厈」とあり、この器の「王才厈」も同時のことであろう。王姜を成王の妃とするならば、この兩器は成王期に屬すべきである。

*豐尊　銘末に「用乍父辛寶隮彝」とあり、木羊兩册形の圖象を加えている。銘文選一六六にこの器を錄し、父辛の名によってその世系を論じていう。

銘末之父辛、即恭王時代牆盤銘的亞祖祖辛、瘐器中稱高祖辛公、也就是旂器中之旂、豐是旂的兒子、旂爲昭王時人、豐應在穆世

文中の旂器とは、史牆盤と同出の折の諸器をいう。折は父乙の器を作っており、同じく木羊兩册形の圖象を銘末に加えている。いま銘文選の說によってその世系を構成すると

亞祖祖辛　史牆〔共〕
父乙ー旂（折）〔昭〕
父辛　豐〔穆〕
高祖辛公　𤼈〔共〕

右のうち折・豐・𤼈の器には木羊兩冊形の圖象を銘末に加えており、一族の器であることが知られるが、史牆盤にはその圖象がなく、またその稱號も「亞祖祖辛」とあつて𤼈器のいうところと異なり、その一族に加えてよいか確かでない。このとき同出の器はすべて一三〇件、銘のあるもの七四、商器・陵器・折器・豐器・牆器・𤼈器があり、史牆の器と𤼈の器とは字樣甚だ近く、ほぼ同期のものと考えられる。しかし器群中に商のように殷室の後のもの、陵のように他の圖象をもつ器もあり、必ずしも折系の諸器と史牆とを一族とは定めがたい。ただ折の家系世次は木羊兩冊形圖象をもつことから、その關係を定めることができる。

＊𤼈盨　文首の「佳四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮」の紀年日辰について、銘文選二八六に懿・孝・夷三王の曆譜に合わないが、他器との關係において孝王に屬するとしていう。

佳四年二月既生霸戊戌、西周孝王四年二月既生霸戊戌日、據年表、懿・孝・夷三王世之四年二月既望前皆無戊戌、懿王四年二月乙亥朔、孝王四年二月丁卯朔、夷王四年二月丙寅朔、是既生霸之週、皆無戊戌、而其它𤼈器皆能合、獨此不能合、今據相關人名定𤼈盨爲孝王之世

斷代のしかたによつていくらか事情は異なるが、三年師俞𣪘・三年師晨鼎・四年𤼈盨・五年諫𣪘はすべて周師彔宮における册命で、ほぼ同一の曆譜すなわち懿王の譜に入りうるものである通釋卷六・三七六〜三七八頁參照。もしこれらの諸器をその曆譜に收めることができれば、前後に遊移しがたい定點を得ることになつて、曆譜構成の一基軸をここに定めることができよう。

＊𤼈壺一　文首の紀年日辰について、銘文選二九二にいう。

佳十又三年九月初吉戊寅、西周孝王十三年九月初吉戊寅日、據年表孝王十三年爲公元前九一二年、九月庚午朔、九日得戊寅、後一日

朔日より九日ならば、正確には初吉には入り難い日辰である。𤼈の器には三器とも紀年日辰があり、四年𤼈盨は周師彔宮において册命が行なわれており、盨は師俞・師晨・諫の諸器と一群を爲している。從つてその諸器と併せて編年を試みるべきであろう。銘文選がその間に五年・六年の琱生二器二八九・二九〇を函入するのは、事理に合わぬところがある。三年師晨鼎・四年𤼈盨・五年諫𣪘・十三年𤼈壺は懿王の譜に、三年𤼈壺は夷王の譜に入るべきものであろう。

＊𤼈壺二　「佳三年九月丁子（巳）、王才奠、……己丑、王才句陵」の日辰について、銘文選二五六に懿王三年とする說がある。その說にいう。

佳三年九月丁子（巳）、懿王三年九月丁巳、據年表懿王三年爲公元前九三九年、九月丁未朔、十一日丁巳、本器與十三年𤼈壺前後相隔二十八年、此壺爲大波曲紋、器蓋及圈足均飾∽形或∞形變形獸紋、後者飾鱗帶紋、頸飾鳥紋、圈足飾波曲紋、兩壺耳之龍頭均有螺形角、十三年𤼈壺是孝王時器、波曲形紋和螺形角龍首是懿孝時代新出現的裝飾、舊將這類紋飾定在西周晚期

器形文様の上から、十三年瘨壺を孝王器とし、この器との間に二十八年の間隔があるとするが、兩器の器制は極めて近く、前後の關係はその日辰によって考える外はない。瘨諸器の斷代については、前條の瘨壺一の條に述べた。

＊瘨鐘甲組　銘文選二六八に銘末のところを「大神其陟降、嚴祜虋妥（綏）厚多福、其豐豐㲋㲋、受余屯（純）魯通彔（祿）永令」と句讀するが、虋・福・魯は魚之合韻、韻字のところを以て句讀とすべきである。

補一七、＊白公父簠　一九七七年、陝西扶風縣雲塘村西周二號窖穴より出土、陝西三・九四に白公父瑚として著錄。銘文選三〇一に釋文考說がある。その銘にいう。

白大師小子白公父乍鹽（簠）、擇之金、隹鐈隹盧、其金孔吉、亦玄亦黃、用成（盛）䊕（穛）稻（稻）需（糯）粱（粱）、我用召卿事（士）辟王、用召者（諸）考者（諸）兄、用瘖（祈）眉壽多福無彊、其子子孫孫、永寶用享

器蓋同銘、一〇行六一字、簠・盧魚韻、黃・粱・王・兄・彊・享陽韻の押韻がある。

簠の韻讀のある長文の銘は、列國の器に多く、西周期では史免簠〔一一五〕などがあるにすぎない。銘文選にこの器を孝王期に屬し

白大師名、同見于恭王的師𩛥鼎、及孝王時伯克壺和白大師盨盨、此器形制紋飾、均不能至恭王時、當爲孝王時器

と論じているが、陝西では器を西周晚期とする。師𩛥鼎は孝王八年の譜に入るべきもので、その子ならば夷王の期に入る。簠銘の常例よりみて、後期の器として扱うべきであろう。文にいう。

白大師の小子白公父、簠を作る。之が金を擇び、隹れ鐈隹れ盧、其の金孔だ吉し。亦た玄亦た黃、用て穛稻糯粱を盛る。我用て卿事を召し、王に辟へむ。用て諸考諸兄を召し、用て眉壽、多福無彊ならんことを瘖る。其れ子子孫孫、永く寶用して享せよ。

なお同出の白公父の諸器を、陝西三・九一～九三・銘文選三〇二～三〇四に錄しているが、補釋一七にすでに錄した。

補一八、𢓊卣　この器は一九七八年三月、河北元氏縣西張村の西周遺址墓葬より臣諫段とともに出土、考古一九七九・一にその出土報告と、李學勤・唐雲明兩氏連名の考釋が發表されたもので、兩氏は器名を叔趯父卣とする。叔趯父より𢓊に與える內容の銘文である。「叔趯父曰」ではじまるが、それは作器者である𢓊がその由來を記したもので、作器者は𢓊であるから、通釋では𢓊卣と題した。すでに通釋の本卷を終えたのちであるから、しばらく第七卷の補釋篇の末一八二頁に釋文と訓讀のみを錄しておいた。銘文選八五に器蓋二銘を收錄している。

銘文選に「玆小彝妹吹」を、李・唐兩氏の釋によって「此小酒器、無使墮失」と解する。もし其の意ならば妹吹は動詞であるから、「玆小彝」の上になければならぬ。妹吹は述語ともみえず、述語は「見余」、妹吹はしばらく器名と見るほかない。器に名づけることは、秦公鐘・邾公の鐘・𠫑羌鐘など列國の器にみえるが、このように賜與の器には早くから行なわれていたことであろう。

＊臣諫段　銘文選八二に釋文及び注釋を收める。この器も通釋の本文執筆後に出土したもので、本

文中に収録することができず、第七巻の補釋篇の末巻七・一八二頁に、釋文と訓讀のみを加えた。器は一九七八年三月、河北元氏縣西張村西周遺址より出土、同出の銅器三十四件、うち鼎一・尊一・卣二・簋一、その卣・簋各一器に長文の銘があり、發掘報告考古・一九七九・一に銘拓と釋文、同號に李學勤・唐雲明の兩氏連名の考釋がある。文に一、二の異同あるも、銘文選の考釋は殆んど李・唐の「元氏銅器與西周的邢國」に依據している。銘文選は後出の文であるから、今その釋文を錄しておく。

隹戎大出〔于〕軝、井（邢）侯覃（搏）戎、祉令臣諫□□亞旅處于軝、□王□□、諫曰、拜手䭫首、臣諫□亡、母弟引𦎧有長子□、余灷、皇辟侯、令肄（肆）□□朕皇文考寶尊、隹用□、康令于皇辟侯、匄□□

文中の未釋の字には、なお字形の識りうるものがあり、その異同については第七巻補釋篇釋文〔一八a〕を參照されたい。ただ李・唐氏らの釋文句讀を以てしては、通篇の義解を得ることは殆んど困難である。

補一九、翏生盨　器は上海博物館藏。銘は三代一〇・四四・一に著錄。馬承源氏に「關于翏生盨和者減鐘的幾點意見」考古一九七九・一があり、翏生盨が厲王期に屬すべきものであることを論じている。銘文選四一七に著錄。器蓋二銘、六行五〇字。文にいう。

王征南淮尸、伐角潪（津）、伐桐遹、翏生從、執噝折首、孚戎器、孚金、用乍旅盨、用對剌、翏生眔大娟、其百男百女千孫、其邁年眉壽、永寶用

角は讀史方輿紀要によると江蘇に角斜寨・角城・角直鎭の三地があり、そのうち宿遷縣の角城がその地であろう。銘文選に水經注淮水に、下邳淮陰縣西にて泗水と會するところ、「淮泗之會、即角城也」とあるところがその地であろうという。桐は今の安徽桐城の地で、器銘はその地の南淮夷を伐つことをいう。この器の角・遹の地は噩侯鼎〔一四二〕にもみえるもので、兩器は同じ戰役をいうものと思われる。釋文と訓讀は第七巻補釋の末一八三頁にすでに記しておいた。

昭和五十七年二月印刷發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

昭和五十九年三月印刷發行

神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
發行所 財團法人 白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ内中町
印刷所 中村印刷株式會社

干 支 表

甲	乙	丙	丁	戊
甲　子 26①, 195, 補14	乙　丑 209 a, 209 b, 補7, 補12	丙　寅 84 a, 89 a, 93	丁　卯 16, 72, 72 b, 93 b, 115 a, 139, 補3, 補10	戊　辰 10 g, 38④, 74, 218 h, 補2 b
甲　戌 17①, 79 a, 104, 116, 124, 125, 132 a, 137, 146, 148, 153, 227 w	乙　亥 1, 50, 58, 60 b, 95, 135, 200 g, 222 a, 222 b, 227②(2)	丙　子	丁　丑 丁　亥 8, 10 f, 16 c, 25, 38②, 59 c, 94. 103. 105. 111, 115, 126 b, 133, 134, 136, 149, 152, 169, 174, 175, 176, 185, 186, 188, 189, 192, 202, 203, 204④, 210③, 211 a, b, c, d, 212 a, h, i, 214, 214 a, 216, 216 a, 218, 218 a, b, 222①, d, 224③, 226 e, 227 b, c, v, x, y, 228 b, f, g, j, ①, 229 d, e, ③, 230 a, c, d, 補4, 補6, 補15 a	戊　寅 83, 109, 117, 120, 165, 215, 218 k, 補15 j
甲　申 25(2), 55 b, 59 b, 62, 65, 76, 102, 227, 補11 h	乙　酉 25, 62, 199 c, 補12 d	丙　戌 80 b, 補1		戊　子 補15 d
甲　午 43, 80①, 81, 123, 126, 143, 188 b	乙　未	丙　申		戊　戌 23 b, 79 c, 129, 補11 c, 補15 h
甲　辰	乙 巳(子) 109 a, 110, 207 g	丙　午 72②, 108, 125 b, 221 b	丁　酉 99, 135, 228 c 丁　未 16 b, 52	戊　申 193
甲　寅 104 a, 140, 145, 151, 163, 187, 198	乙　卯 16, 67 a, 72, 114, 115 a, 139, 補11 e, 補15	丙　辰	丁 巳(子) 27, 37 e, 118, 138, 補15 k	戊　午

己	庚	辛	壬	癸
己　巳	庚　午 36 f, 58, 116 a, 125 a, 144 a, 197, 212 b, 221②, 222 e, 226, 226 l, 227 m, 227 v, 227 y	辛　未 補9, 補14	壬　申 87 a, 157 a, 157 b, 200 j	癸　酉 21
己　卯 159	庚　辰 補11 b	辛巳(子) 72 d	壬　午 88, 107, 141, 204 d, 209 d	癸　未 25, 33, 209, 218 g
己　丑 42, 80, 194, 204 e, 補15 k	庚　寅 49, 51, 71 d, 84, 86 a, 92, 121, 122, 127, 131, 166, 171, 177, 183, 191	辛　卯 17, 56, 86	壬　辰 64, 180	癸 巳(子) 112
己　亥	庚　子	辛　丑 87	壬　寅 128, 補11	癸　卯
己　酉 80 a, 217①, 228 a	庚　戌 154, 200 h, 補11 a	辛　亥 212 c, 221 c	壬　子	癸　丑
己　未 145	庚　申 5, 38③, 226 k, 227 o, 227 x, 227⑥, 補10 b	辛　酉 30, 40, 100	壬　戌 96, 227 u	癸　亥 228 h

紀 年 日 辰 表

【隹王○年○月月相○○】
隹王七年十又三月既生霸甲寅　104 a
隹王十又二年三月既望庚寅　122
隹王十又三年六月初吉戊戌　129
隹王元年六月既望乙亥　135
隹王五年九月既生霸壬午　141
隹王元年九月既望丁亥　152
隹王廿又七年正月既望丁亥　169
隹王廿又五年七月既□□□　179
隹王元年正月初吉丁亥　186
隹王三年四月初吉甲寅　198
隹王四年八月初吉丁亥　補 4
【隹○年○月月相○○】
隹廿又二年四月既望己酉　80 a
隹元年六月既望甲戌　104
隹十又五年五月既生霸壬午　107
隹三年三月初吉甲戌 124
隹三年三月初吉甲戌 125
隹五年三月初吉庚寅 127
隹十又三年正月初吉壬寅　128
隹三年五月既死霸甲戌　137
隹廿年正月既望甲戌 146
隹卅又七年正月初吉庚戌　154
隹廿又六年十月初吉己卯　159
隹十又八年十又二月初吉庚寅　166
隹十又六年七月既生霸乙未　170
隹十又六年九月初吉庚寅　171
隹十又二年三月既生霸丁亥　175
隹十又五年三月既霸丁亥　176
隹卅又二年三月初吉壬辰　180
隹元年二月既望庚寅 183
隹元年五月初吉甲寅 187
隹三年二月初吉丁亥 188
隹十又一年九月初吉丁亥　189
隹五年三月既死霸庚寅　191
隹十又二年正月初吉丁亥　192
隹十又一年正月初吉乙亥　200 g
隹三年三月既生霸壬寅　補11
隹九年正月既死霸庚辰　補11 b
隹廿又七年三月既生霸戊戌　補11 c
隹十又七年十又二月既生霸乙卯　補11 e
隹四年二月既生霸戊戌　補15 h
隹十又三年九月初吉戊寅　補15 j
【隹王○祀○月月相○○】
隹王三祀四月既生霸辛酉　100
【○年○月月相○○】
元年正月初吉辛亥 212 c
【隹王○年○月月相～○○～】
隹王元年四月既生霸，王才減应，甲寅，王各廟，即立　140
【隹○年○月月相～○○～】
隹二年正月初吉，王才周邵宮，丁亥，王各于宣射　185
【隹王○年～○月月相～

官制身分索引

地 名 索 引

〔九畫〕

〔八畫〕

〔六畫〕

〔七畫〕

〔五畫〕

人 名 索 引

Ⅱ　人名索引
地名索引
官制身分索引
紀年日辰表
干支表

二十一畫

二十二畫

【厥】

九　畫

八畫

七　畫

六　畫

五畫

一　畫

二　畫

I　語彙索引目次

I 語彙索引

金文通釋本文篇索引

○器名は器番號で示す。

○補記篇において補記を加えた器には本文篇において＊を加えた。索引中の①②③は＊に番號の付されたものだが，番號の付されていない場合にも，＊の順序に從って番號を振っておいた。

○同一文中再出の語は⑵，⑶と表記する。

白鶴美術館誌

第五六輯

白川静

金文通釋 五六

索引

二、本文篇索引

財團法人 白鶴美術館發行

白鶴美術館誌總目 (九)

本文篇 第五三・五四輯

索引篇 第五五・五六輯

金文通釋本文篇索引

白鶴美術館誌題字 岡村蓉二郎

*白鶴美術館誌第五五輯の音引による索引、Ⅰ、語彙、Ⅱ、人名・地名・官制身分、Ⅲ、銘文・諸表は割愛した。今回、本巻の補訂に際して第五四輯の末に新たに金文通釋附記を加えた。

白川静著作集 別巻 金文通釈7（全七巻九冊）

発行日……二〇〇五年一一月一八日 初版第一刷発行

著者……白川 静

発行者……下中直人

発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一 東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集） 〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ http://www.heibonsha.co.jp/

装幀……山崎 登

印刷……凸版印刷株式会社

製本……株式会社石津製本所

製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40377-8
NDC分類番号812.2 A5判(21.6cm) 総ページ526
乱丁・落丁本のお取替えは直接小社読者サービス係までお送りください
（送料は小社で負担いたします）。